

平成28年度

広島県環境データ集

広島県

広島県環境データ集 目次

第1 大気環境

1	大気汚染測定網一覧	1
2	大気汚染常時監視測定局別測定項目（一般環境大気測定局）	1
3	大気汚染常時監視測定局別測定項目（自動車排出ガス測定局）	1
4	大気汚染常時監視網配置図	2
5	二酸化硫黄濃度測定結果	3
6	二酸化窒素濃度測定結果	4
7	一酸化炭素濃度測定結果	5
8	微小粒子状物質濃度測定結果	5
9	浮遊粒子状物質濃度測定結果	6
10	光化学オキシダント濃度測定結果	7
11	緊急時等における協力工場・事業場一覧	8
12	オキシダントの年度別地区別緊急時の発令回数	9
13	オキシダント情報等の月別発令回数	10
14	非メタン炭化水素濃度測定結果	10
15	有害大気汚染物質モニタリング結果	11
16	簡易測定法等による硫黄酸化物濃度測定結果	11
17	簡易測定法等による窒素酸化物測定結果	12
18	短期間測定における光化学オキシダント測定結果	12
19	浮遊粒子状物質測定結果	12
20	降下ばいじん量年平均値	13
21	浮遊粉じん測定結果年平均値	13
22	黄砂観測日数	13
23	大気環境中のアスベスト濃度調査結果	14
24	自動車排出ガス規制の概要	15
25	大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく届出工場・事業場数及び施設数	17
26	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等	17
27	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等（電気・ガス工作物、鉱山保安法関係）	17
28	生活環境保全条例に定めるばい煙関係特定施設数等	18
29	大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設数等	18
30	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等	19
31	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等（電気・ガス工作物、鉱山保安法関係）	19
32	生活環境保全条例に定める粉じん関係特定施設数等	20
33	大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況	20

第2 水環境

1	水質環境基準の水域類型の指定状況	21
2	環境基準の達成状況（BOD又はCOD）	25
3	環境基準の達成状況（全窒素及び全りん）	25
4	水生生物の保全に係る環境基準の達成状況	25
5	水域別環境基準（BOD、COD）の達成状況	26
6	水域別環境基準（全窒素及び全りん）の達成状況	29
7	水域別水生生物の保全に係る環境基準の達成状況	29

8	健康項目の環境基準値を超える割合	30
9	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（河川）	31
10	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（湖沼）	32
11	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（海域）	32
12	主要河川の水質汚濁状況（BOD）	33
13	海域の水質汚濁状況（COD）	34
14	環境基準類型指定水域別水質（BOD, COD）の推移	35
15	環境基準点についての地点別測定結果（生活環境項目）	38
16	環境基準点についての地点別測定結果（全窒素及び全りん）	44
17	水生生物の保全に係る環境基準点についての地点別測定結果	46
18	海域の栄養塩の状況	46
19	ダム貯水池（貯水量1,000万m ³ 以上）の栄養塩の状況	47
20	棕梨ダムのアオコ確認日数	47
21	地下水環境基準達成率の推移	47
22	地下水測定結果	48
23	公共用水域要監視項目等調査結果	51
24	生活排水（瀬戸内海流域）に係る発生源別汚濁負荷量の割合	53
25	産業排水（瀬戸内海流域）に係る発生源別汚濁負荷量の割合	53
26	産業排水（瀬戸内海流域）に係る業種別汚濁負荷量の割合	53
27	赤潮発生海域概要	54
28	特定施設の許可・届出受理状況	55
29	特定事業場の状況	55
30	業種別特定事業場の届出状況	56
31	水質汚濁防止法及び生活環境保全所例に基づく立入検査状況	57
32	市町別水道普及率	57
33	公共下水道の普及状況	57
34	太田川流域下水道計画図	58
35	芦田川流域下水道計画図	59
36	沼田川流域下水道計画図	60
37	海水浴場水質測定結果	61

第3 騒音・振動・悪臭

1	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	63
2	騒音に係る環境基準の地域類型の指定図	63
3	環境騒音の環境基準達成状況	64
4	自動車騒音の環境基準達成状況	64
5	自動車騒音測定結果	65
6	自動車騒音環境基準達成状況の経年変化	73
7	道路交通振動測定結果	73
8	面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況	74
9	航空機騒音に係る環境基準の地域指定図	74
10	航空機騒音短期測定結果	75
11	航空機騒音常時測定結果	75
12	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定	76
13	新幹線鉄道騒音・振動測定結果	76
14	騒音規制区域の区分	76

15	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	77
16	特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準	77
17	騒音規制区域別の特定工場等数	77
18	騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定施設の届出状況	78
19	騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況	78
20	騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況	78
21	振動規制法に基づく規制区域の区分	78
22	振動規制法に基づく地域の指定図	79
23	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	79
24	特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準	79
25	振動規制区域別の特定工場等数	79
26	振動規制法に基づく特定施設の届出状況	80
27	振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況	80
28	振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況	80
29	悪臭防止法に基づく規制地域	80
30	悪臭の規制基準	81
31	生活環境保全条例に定める悪臭関係特定施設の届出状況	81
32	悪臭防止法に基づく測定及び立入検査の実施状況	81

第4 化学物質

1	ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設の届出状況	82
2	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査状況	82
3	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定の実施状況	83
4	ダイオキシン類環境汚染状況調査結果	83
5	内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査結果	85
6	ポリ塩化ビフェニル（PCB）による汚染状況調査	86
7	水銀による魚介類の汚染調査結果	87
8	トリブチルスズ化合物（TBT）及びトリフェニルスズ化合物（TPP）による汚染調査結果	87
9	かきの重金属検査結果	87

第5 自然環境

1	自然公園等位置図	88
2	自然公園の指定状況	88
3	県自然環境保全地域一覧	89
4	自然海浜保全地区一覧	90
5	緑地環境保全地域一覧	90
6	自然公園内の許可等の処理状況	91
7	海岸線の状況	91
8	藻場・干潟の現存面積と消滅面積	91
9	保安林面積	91
10	鳥獣保護区等一覧	92
11	有害鳥獣の捕獲（有害捕獲数）	93

第6 温暖化対策関係

1	部門別二酸化炭素排出量の推移（広島県）	94
2	電灯・電力消費量（広島県）	94
3	用途別都市ガス販売量（広島県）	94
4	種類別燃料油販売量（広島県）	94
5	自動車保有台数の推移（広島県）	94
6	住宅用太陽光発電システム設置件数（広島県）	94

第7 廃棄物対策関係

1	し尿処理の概況	95
2	ごみ処理の概況	95
3	容器包装廃棄物の分別収集の状況	96
4	広島県分別収集促進計画（第7期）の概要	96
5	自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可状況	96
6	産業廃棄物処理業者許可状況	96

第8 その他

1	生活圏別・種類別公害苦情事案の発生状況	97
2	発生源別・種類別公害苦情事案の発生状況	97
3	公害苦情事案の処理状況	98
4	環境保全協定締結状況	98
5	環境影響評価の実施状況	99
6	広島県環境配慮推進要綱に基づく環境配慮チェック表作成状況	100
7	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に記載されている事業等一覧表	101
8	せとうち海援隊認定団体	104
9	こどもエコクラブ数、メンバー数	105
10	緑の少年団、団員数	105
11	国指定・県指定文化財等件数一覧	105
12	都市公園整備現況	106
13	県・市町の環境保全関係規程等	107

第9 環境基準

1	大気汚染に係る環境基準	110
2	有害大気汚染物質に係る環境基準	110
3	水質汚濁に係る環境基準	111
4	地下水の水質汚濁に係る環境基準	115
5	騒音に係る環境基準（一般地域の騒音）	116
6	航空機騒音に係る環境基準	117
7	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	117
8	ダイオキシン類に係る環境基準	117
9	土壌の汚染に係る環境基準	118

第1 大気環境

1 大気汚染測定網一覧

(平成28年3月31日現在)

項目	硫黄酸化物				窒素酸化物			一酸化炭素	光化学オキシダント		浮遊粒子状物質			微小粒子状物質	降下じん	浮遊じん	炭化水素	風向風速	気温湿度	日射量	
	簡易測定法	簡易測定法	簡易測定法	簡易測定法	簡易測定法	簡易測定法	簡易測定法	簡易測定法	簡易測定法												
総数	1	52	1	26	88	1	40	5	1	28	7	14	1	39	24	77	5	10	35	9	9
広島市				4			11	2		7		1		11	11	3		4	7	2	2
広島市				5			6	1		3		4		6	2	10		2	5	2	2
竹原市		8		3	5		3			1				1	1	6		1	3	1	1
三原市		12		1	13		2	1		1				2	1	12		1	2	1	1
尾道市	1				14		1			1				1		10			1		
福山市				7	21		9	1		6	3			9	5	14		1	8	1	1
府中市		8		1	2		1			1				1		8			1		
三次市				1	2		1			1				1	1				1	1	1
大竹市				1	5		1			1				1	1	4	1		1	1	1
東広島市		13		1	13		2			2		13		2	1	1			2		
廿日市市		7			7		1			1				1		5			1		
安芸郡府中町			1				1			1				1					1		
安芸郡海田町		1		1	1		1			1				1		1			1		
安芸郡熊野町					2																
安芸郡坂町		3			3											3					
山県郡北広島町										1				1	1				1		
豊田郡大崎上島町				1			1			1				1					1		

資料:環境保全課

(注) 県、市町の測定網である。

2 大気汚染常時監視測定局別測定項目(一般環境大気測定局)

(平成28年3月31日現在)

設置主体	番	測定局		測定項目										
		名称	設置場所	硫黄酸化物	窒素酸化物	オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	気温・湿度	日射		
県	1	大竹油見公園	大竹市油見三丁目1143	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	廿日市桂公園	廿日市市桂尾本町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
広島市	3	井口小学校	広島市西区井口二丁目13-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	4	三篠小学校	〃 西区三篠町一丁目9-25	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	5	菅楽小学校	〃 南区菅楽町一丁目15-32	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	6	福木小学校	〃 東区馬木九丁目1-2	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	7	伴小学校	〃 安佐南区伴中央一丁目7-2	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	8	安佐南区役所	〃 安佐南区古市一丁目33-14	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	9	可部小学校	〃 安佐北区可部四丁目9-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	10	海田高校	安芸郡海田町つくも町1-60	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	11	卯立小学校	呉市伏原二丁目6-38	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
呉市	12	呉西消防署	〃 中央三丁目1-34	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	13	高原小学校	〃 宮原四丁目8-1	●	●	●	●	●	●	●	●			
	14	御山団地	〃 警固屋一丁目地内	●	●	●	●	●	●	●	●			
	15	白岳小学校	〃 広駅前一丁目6-1	●	●	●	●	●	●	●	●			
県	16	東広島西条小学校	東広島市西条中央二丁目15-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	17	河内入野	〃 河内町入野5048-1	●	●	●	●	●	●	●	●			
	18	竹原高校	竹原市竹原町3444-1	●	●	●	●	●	●	●	●			
	19	大崎小学校	豊田郡大崎上島町中野2078-1	●	●	●	●	●	●	●	●			
	20	三原宮浦公園	三原市宮浦二丁目1-1	●	●	●	●	●	●	●	●			
	21	尾道東高校	尾道市東久保町12-1	●	●	●	●	●	●	●	●			
福山市	22	松永小学校	福山市松永町六丁目7-11-8	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	23	向丘中学校	〃 水香向丘107	●	●	●	●	●	●	●	●			
	24	曙小学校	〃 曙町五丁目16-3	●	●	●	●	●	●	●	●			
	25	南小学校	〃 明治町4-1	●	●	●	●	●	●	●	●			
	26	手城小学校	〃 南手城町四丁目5-10	●	●	●	●	●	●	●	●			
	27	遠達中学校	〃 春日町三丁目15-18	●	●	●	●	●	●	●	●			
	28	駅家東小学校	〃 駅家町法成寺67	●	●	●	●	●	●	●	●			
	29	神辺事業所	〃 神辺町川北字内井之端1356-1	●	●	●	●	●	●	●	●			
県	30	府中市教育センター	府中市元町1-5	●	●	●	●	●	●	●	●			
	31	北広島町	山県郡北広島町壬生	●	●	●	●	●	●	●	●			
	32	三次市十日市町	三次市十日市町168-1	●	●	●	●	●	●	●	●			
竹原市	33	筑紫川中学校	竹原市東野町2051-1	○	○	○	○	○	○	○	○			
	34	福田区民館	〃 福田町1355-1	○	○	○	○	○	○	○	○			
合計				26	33	28	5	32	18	34	8	8		

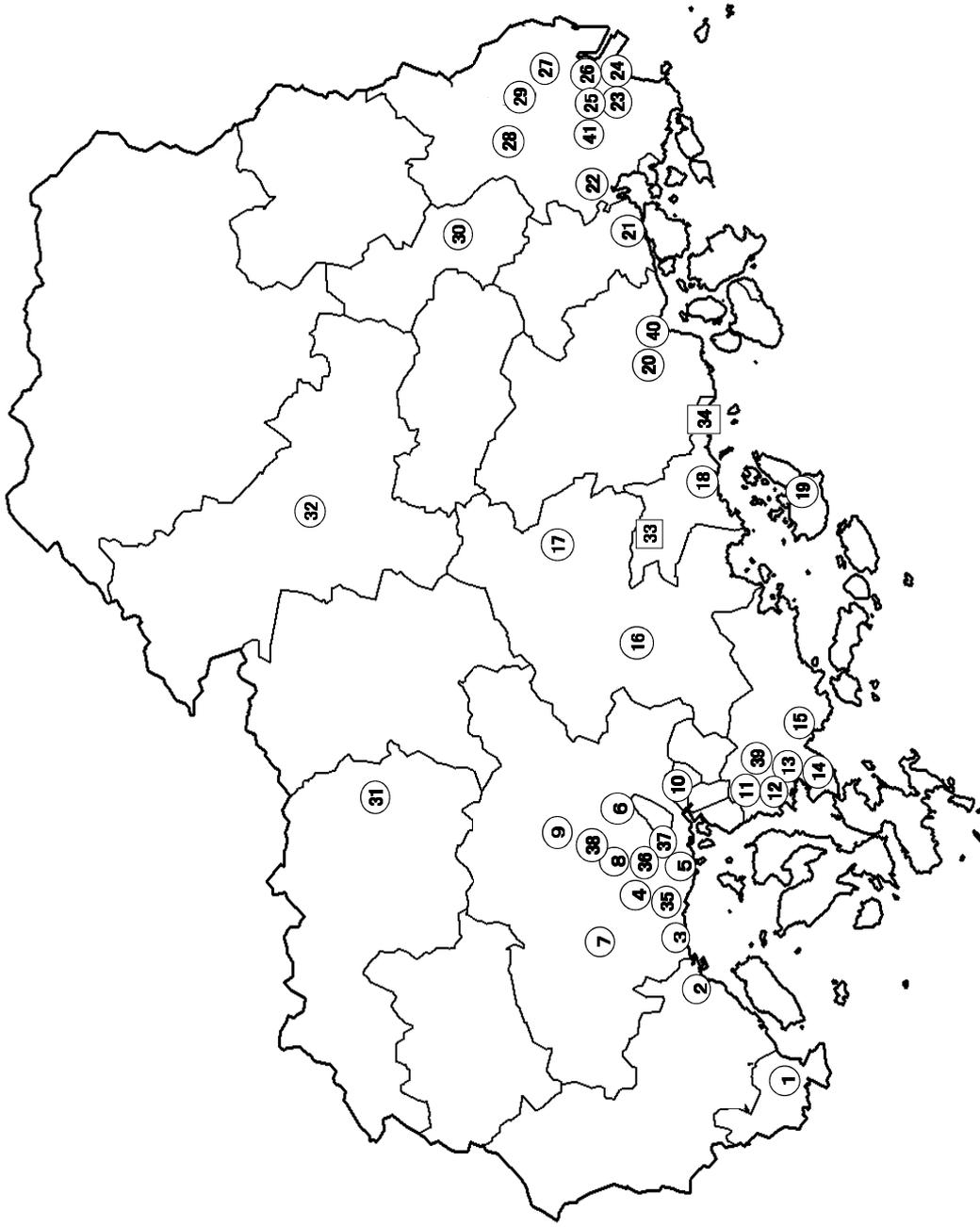
(注) 「測定項目」欄中○印は、県中央監視局とオンライン化されていないことを示す。

3 大気汚染常時監視測定局別測定項目(自動車排出ガス測定局)

(平成28年3月31日現在)

設置主体	番	測定局		測定項目										
		名称	設置場所	硫黄酸化物	窒素酸化物	一酸化炭素	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	気温・湿度	日射		
広島市	35	庚午	広島市西区己斐本町三丁目13	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	36	楯屋町	〃 中区基町11-1	●	●	●	●	●	●	●	●			
	37	比治山	〃 南区比治山本町12	●	●	●	●	●	●	●	●			
	38	古市小学校	〃 安佐南区古市二丁目21-1	●	●	●	●	●	●	●	●			
呉市	39	西栄町	呉市西栄町33地先	●	●	●	●	●	●	●	●			
県	40	三原宮沖町	三原市宮沖町119-2	●	●	●	●	●	●	●	●			
福山市	41	福山市役所	福山市東郷町3-5	●	●	●	●	●	●	●	●			
合計				0	7	5	5	7	6	1	1	1		

4 大気汚染常時監視網配置図



【オンライン局(○数字)】

No.	局別	測定	定局	局名
1	一般	大竹	油見	公園
2	一般	廿日	市桂	小学校
3	一般	井口	小	小学校
4	一般	三磯	小	小学校
5	一般	皆実	小	小学校
6	一般	福木	小	小学校
7	一般	伴小	小	小学校
8	一般	安佐	南区	役所
9	一般	可部	小	小学校
10	一般	海田	小	小学校
11	一般	明立	小	小学校
12	一般	呉西	消防	署
13	一般	宮原	小	小学校
14	一般	鍋山	団地	
15	一般	白岳	小	小学校
16	一般	東広	西条	小学校
17	一般	河内	入	野
18	一般	竹原	高	校
19	一般	大崎	小	小学校
20	一般	三原	宮浦	公園
21	一般	尾道	東	高校
22	一般	松永	小	小学校
23	一般	回丘	中	学
24	一般	曙小	学	校
25	一般	南小	学	校
26	一般	宇城	小	学
27	一般	培遠	中	学
28	一般	駅家	東	小
29	一般	神辺	事	業
30	一般	府中	市	教育センター
31	一般	北広	島	町
32	一般	三次	市	十日市
35	自排	康		午
36	自排	紙	屋	町
37	自排	比治	小	学
38	自排	古市	小	学
39	自排	西三	原	宮
40	自排	排三	原	宮
41	自排	排福	山	市

【オフライン局(□数字)】

No.	局別	測定	定局	局名
33	一般	賀茂	川	中
34	一般	福田	区	民

(平成28年3月31日現在)

資料: 県環境保全課

5 二酸化硫黄濃度測定結果

区分	市	町	測定局	用途 地域	有効測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間 数とその割 合		日平均値 が0.04ppm を超えた日 数とその割 合		1時間 値の最 高値 (ppm)	日平均 値の 2%除 外値 (ppm)	環境基準 の長期的 評価によ る日平均 値が0.04 ppmを超 えた日数 (日)	環 境 基 準 適 否	1時間値の年平均値				
							(時間)	(%)	(日)	(%)					23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度
							(ppm)												
一般環境 大気測定局	大竹市	大竹油見公園	住	339	8,140	0	0.0	0	0.0	0.060	0.006	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	
	広島市	井口小学校	住	363	8,614	0	0.0	0	0.0	0.020	0.003	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
		皆実小学校	住	363	8,654	0	0.0	0	0.0	0.032	0.002	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
		伴小学校	住	364	8,659	0	0.0	0	0.0	0.015	0.004	0	適	0.000	0.001	0.002	0.002	0.002	
		安佐南区役所	住	364	8,644	0	0.0	0	0.0	0.019	0.006	0	適	0.002	0.003	0.004	0.005	0.003	
		海田町	海田高校	住	362	8,682	0	0.0	0	0.0	0.033	0.009	0	適	0.006	0.004	0.005	0.005	0.005
	呉市	明立小学校	住	366	8,710	0	0.0	0	0.0	0.032	0.006	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
		呉西消防署	商	364	8,655	0	0.0	0	0.0	0.034	0.008	0	適	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
		宮原小学校	住	365	8,662	0	0.0	0	0.0	0.042	0.009	0	適	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
		鍋山団地	住	361	8,569	0	0.0	0	0.0	0.040	0.010	0	適	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
		白岳小学校	住	366	8,676	0	0.0	0	0.0	0.020	0.004	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	
	東広島市	東広島西条小学校	住	355	8,638	0	0.0	0	0.0	0.025	0.008	0	適	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	
	竹原市	竹原高校	住	340	8,128	0	0.0	0	0.0	0.077	0.005	0	適	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	
		賀茂川中学校	住	366	8,730	0	0.0	0	0.0	0.042	0.002	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	
		福田区民館	住	366	8,722	0	0.0	0	0.0	0.077	0.005	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	大崎上島町	大崎小学校	未	366	8,670	0	0.0	0	0.0	0.046	0.004	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
	三原市	三原宮浦公園	住	366	8,681	0	0.0	0	0.0	0.016	0.004	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	福山市	松永小学校	住	364	8,631	0	0.0	0	0.0	0.023	0.005	0	適	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	
		向丘中学校	住	365	8,641	0	0.0	0	0.0	0.025	0.005	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
		曙小学校	住	362	8,600	0	0.0	0	0.0	0.030	0.007	0	適	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	
		南小学校	商	363	8,609	0	0.0	0	0.0	0.032	0.006	0	適	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	
		手城小学校	住	365	8,648	0	0.0	0	0.0	0.036	0.006	0	適	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	
		培遠中学校	住	361	8,577	0	0.0	0	0.0	0.039	0.007	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
駅家東小学校		未	348	8,096	0	0.0	0	0.0	0.023	0.003	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		
府中市	府中市教育センター	準工	366	8,677	0	0.0	0	0.0	0.015	0.003	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		
三次市	三次市十日市町	未	359	8,549	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		

資料: 県環境保全課, 広島市, 呉市, 竹原市, 福山市

(注) 1 測定は, 溶液導電率法又は紫外線蛍光法による。

2 「日平均値の2%除外値」とは, 年間にわたる日平均値につき, 測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値である。

3 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは, 日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち, 0.04ppmを超えた日数である。ただし, 日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち, 2%除外当該日に入っている日数分については除外してよい。

4 「環境基準適否」は, 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。

6 二酸化窒素濃度測定結果

区分	市	町	測定局	用途地	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	環境基準適合 否	1時間値の年平均値					
								(日)	(%)	(日)	(%)				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
																				(ppm)
一般環境大気測定局	大竹市		大竹油見公園	住	358	8,593	0.055	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.009	0.010	0.011	0.011	0.011	
	廿日市市		廿日市桂公園	住	360	8,604	0.066	0	0.0	0	0.0	0.030	0	適	0.017	0.017	0.016	0.016	0.016	
	広島市			井口小学校	住	361	8,637	0.140	0	0.0	1	0.3	0.029	0	適	0.014	0.014	0.013	0.014	0.014
				三篠小学校	住	363	8,636	0.053	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.012	0.012	0.011	0.012	0.012
				皆実小学校	住	365	8,647	0.061	0	0.0	0	0.0	0.029	0	適	0.016	0.016	0.014	0.014	0.014
				福木小学校	住	358	8,545	0.048	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012
				伴小学校	住	355	8,483	0.044	0	0.0	0	0.0	0.021	0	適	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010
				安佐南区役所	住	363	8,642	0.054	0	0	0	0	0.021	0	適	0.013	0.012	0.010	(0.012)	0.011
				可部小学校	住	362	8,635	0.036	0	0.0	0	0.0	0.016	0	適	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008
	海田町		海田高校	住	359	8,597	0.067	0	0.0	0	0.0	0.030	0	適	0.018	0.018	0.017	0.018	0.017	
	呉市			明立小学校	住	366	8,659	0.053	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010
				呉西消防署	商	366	8,670	0.049	0	0.0	0	0.0	0.023	0	適	0.012	0.013	0.013	0.012	0.011
				宮原小学校	住	365	8,657	0.083	0	0.0	0	0.0	0.030	0	適	0.014	0.015	0.014	0.014	0.014
				鍋山団地	住	365	8,657	0.108	0	0.0	1	0.3	0.028	0	適	0.013	0.013	0.013	0.012	0.013
				白岳小学校	住	365	8,625	0.054	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009
	東広島市		東広島西条小学校	住	360	8,588	0.044	0	0.0	0	0.0	0.022	0	適	0.010	0.011	0.010	0.010	0.010	
	竹原市			河内入野	未	364	8,708	0.044	0	0.0	0	0.0	0.017	0	適	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007
				竹原高校	住	340	8,330	0.038	0	0.0	0	0.0	0.019	0	適	0.010	0.011	0.010	0.010	0.010
				賀茂川中学校	住	366	8,730	0.361	0	0.0	0	0.0	0.022	0	適	0.014	0.014	0.014	0.014	0.012
				福田区民館	住	366	8,735	0.045	0	0.0	0	0.0	0.016	0	適	0.007	0.006	0.006	0.007	0.006
	大崎上島町		大崎小学校	未	356	8,513	0.034	0	0.0	0	0.0	0.012	0	適	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	
	三原市		三原宮浦公園	住	336	8,069	0.050	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.010	0.012	0.011	0.010	0.011	
	尾道市		尾道東高校	住	366	8,742	0.055	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.015	0.015	0.015	0.013	0.013	
	福山市			松永小学校	住	363	8,604	0.052	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.018	0.017	0.015	0.015	0.014
				向丘中学校	住	362	8,574	0.044	0	0.0	0	0.0	0.019	0	適	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008
				曙小学校	住	365	8,652	0.055	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012
				南小学校	商	364	8,633	0.056	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.018	0.016	0.015	0.014	0.014
				手城小学校	住	366	8,648	0.062	0	0.0	0	0.0	0.031	0	適	0.018	0.018	0.017	0.016	0.015
				培遠中学校	住	365	8,647	0.057	0	0.0	0	0.0	0.029	0	適	0.017	0.018	0.016	0.014	0.015
駅家東小学校				未	365	8,628	0.044	0	0.0	0	0.0	0.012	0	適	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	
神辺事業所				未	363	8,629	0.049	0	0.0	0	0.0	0.018	0	適	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	
府中市		府中市教育センター	準工	363	8,695	0.045	0	0.0	0	0.0	0.017	0	適	0.007	0.008	0.007	0.006	0.007		
三次市		三次市十日市町	未	342	8,387	0.027	0	0.0	0	0.0	0.011	0	適	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004		
自動車排出ガス測定局	広島市		庚午	商	353	8,419	0.096	0	0.0	2	0.6	0.034	0	適	0.022	0.022	0.024	0.022	0.020	
			紙屋町	商	363	8,639	0.098	0	0.0	3	0.8	0.038	0	適	0.026	0.026	0.025	0.026	0.024	
			比治山	商	362	8,639	0.104	2	0.6	7	1.9	0.042	0	適	0.021	0.021	0.021	0.018	0.019	
			古市小学校	商	362	8,627	0.056	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.017	0.016	0.016	0.015	0.015	
	呉市		西畑町	住	366	8,662	0.060	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012	
	三原市		三原宮沖町	住	361	8,617	0.068	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.020	0.017	0.016	0.015	0.014	
	福山市		福山市役所	商	366	8,666	0.062	0	0.0	0	0.0	0.032	0	適	0.025	0.023	0.022	0.021	0.021	

資料:県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

- (注) 1 測定は、ザルツマン試薬を用いた吸光度法又は化学発光法による。ザルツマン係数は0.84である。
 2 「日平均値の年間98%値」とは、年間にわたる日平均値につき、低い方から98%に相当するものである。
 3 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。
 4 「環境基準適合」は、「98%値評価による日平均値が、0.06ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。
 5 ()内の数値は、有効測定時間数6,000時間に達していない値を示す。

7 一酸化炭素濃度測定結果

区分	市町	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	環境基準適合 否	1時間値の年平均値 (ppm)				
						(回)	(%)	(日)	(%)					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
自動車排出ガス測定局	広島市	庚午 紙屋町	商	362	8,649	0	0.0	0	0.0	1.5	0.6	0	適	0.7	0.7	0.5	0.4	0.4
				362	8,646	0	0.0	0	0.0	9.9	1.0	0	適	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6
	呉市	西畑町	住	366	8,723	0	0.0	0	0.0	4.2	0.8	0	適	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5
	三原市	三原宮沖町	住	366	8,730	0	0.0	0	0.0	1.3	0.5	0	適	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3
	福山市	福山市役所	商	365	8,707	0	0.0	0	0.0	1.7	0.6	0	適	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4

資料:県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市

(注) 1 測定は, 非分散型赤外線分析法による。

2 「日平均値の2%除外値」とは, 年間における日平均値につき, 測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値である。

3 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは, 日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち, 10ppmを超えた日数である。ただし, 日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち, 2%除外当該日に入っている日数分については除外してない。

4 「環境基準適合」とは, 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。

5 三原宮沖町局は, 23年度は測定機の検定期間が切れているため参考値を掲載している。

8 微小粒子状物質濃度測定結果

区分	市町	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		環境基準適合 否	日平均値の年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)						
						(日)	(%)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
一般環境大気測定局	大竹市	大竹油見公園	住	362	35.3	10	2.8	否	—	—	16.6	16.0	14.8		
				井口小学校	住	356	38.0	9	2.5	否	19.7	19.1	18.4	19.5	16.0
	広島市	三篠小学校	住	267	32.8	4	1.5	適	—	—	—	—	12.5		
				皆実小学校	住	267	34.7	5	1.9	適	—	—	—	—	13.0
				福木小学校	住	357	38.1	9	2.5	否	—	—	16.3	17.3	14.5
				伴小学校	住	357	35.1	8	2.2	否	—	—	—	14.5	13.5
				安佐南区役所	住	267	33.6	4	1.5	適	—	—	—	—	12.6
				可部小学校	住	342	32.3	4	1.2	適	—	16.3	16.8	16.5	13.4
	呉市	明立小学校	住	363	37.8	13	3.6	否	—	—	—	18.0	16.3		
				白岳小学校	住	366	37.1	15	4.1	否	—	—	—	—	15.9
	東広島市	東広島市西条小学校	住	360	34.8	7	1.9	否	—	—	—	—	15.1		
	竹原市	竹原高校	住	362	32.5	4	1.1	適	—	—	15.6	15.1	13.6		
	福山市	松永小学校	住	261	36.4	7	2.7	否	—	—	—	—	14.3		
				曙小学校	住	359	39.5	25	7.0	否	—	—	—	13.4	17.2
				培遠中学校	住	366	38.2	18	4.9	否	—	17.0	16.8	15.4	15.6
				駅家東小学校	未	366	37.8	13	3.6	否	—	—	—	17.6	15.9
北広島町	北広島町	未	361	27.9	1	0.3	適	—	—	—	—	11.5			
三次市	三次市十日市町	未	361	28.0	1	0.3	適	—	—	14.2	13.1	11.4			
自動車排出ガス測定局	広島市	庚午 紙屋町	商	358	33.4	3	0.8	適	—	—	—	14.8	14.5		
				359	37.8	9	2.5	否	—	—	—	15.5	15.2		
				357	43.4	20	5.6	否	—	18.0	18.1	19.0	16.4		
				356	38.0	13	3.7	否	—	—	19.1	19.0	17.3		
	三原市	三原宮沖町	住	362	33.6	6	1.7	適	—	—	16.3	15.4	14.4		
	福山市	福山市役所	商	366	35.9	11	3.0	否	—	—	18.7	17.8	16.7		

資料:県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市

(注) 1 測定は, ベータ線吸収法による。

2 「環境基準適合」とは, 「日平均値の年平均値」が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり, かつ, 「日平均値の年間98%値」が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の場合を適としている。

9 浮遊粒子状物質濃度測定結果

区分	市	町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準適合否	1時間値の年平均値						
							(日)	(時間)	(日)	(%)					(mg/m ³)	(mg/m ³)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
							(mg/m ³)														
一般環境測定局	大竹市		大竹油見公園	住	361	8,668	0	0.0	0	0.0	0.117	0.053	0	適	0.020	0.019	0.022	0.024	0.021		
	廿日市市		廿日市桂公園	住	323	7,758	0	0.0	0	0.0	0.085	0.050	0	適	0.021	0.021	0.021	0.021	0.020		
	広島市			井口小学校	住	364	8,715	1	0.0	0	0.0	0.270	0.060	0	適	0.030	0.030	0.029	0.031	0.033	
				三篠小学校	住	365	8,711	2	0.0	0	0.0	0.250	0.056	0	適	0.024	0.024	0.026	0.024	0.020	
				皆実小学校	住	365	8,723	0	0.0	0	0.0	0.179	0.068	0	適	0.022	0.023	0.023	0.021	0.021	
				福木小学校	住	363	8,632	0	0.0	0	0.0	0.137	0.061	0	適	0.021	0.021	0.022	0.022	0.021	
				伴小学校	住	365	8,721	0	0.0	0	0.0	0.097	0.057	0	適	0.030	0.024	0.022	0.023	0.021	
				安佐南区役所	住	363	8,672	1	0.0	0	0.0	0.321	0.056	0	適	0.018	0.025	0.030	0.027	0.024	
				可部小学校	住	364	8,714	1	0.0	0	0.0	0.274	0.054	0	適	0.034	0.031	0.022	0.020	0.018	
	海田町		海田高校	住	352	8,453	0	0.0	0	0.0	0.146	0.060	0	適	0.025	0.024	0.024	0.023	0.020		
	呉市			明立小学校	住	366	8,726	0	0.0	0	0.0	0.136	0.053	0	適	0.025	0.022	0.024	0.023	0.022	
				呉西消防署	商	365	8,724	0	0.0	0	0.0	0.108	0.059	0	適	0.023	0.024	0.025	0.025	0.022	
				宮原小学校	住	365	8,710	0	0.0	0	0.0	0.103	0.058	0	適	0.026	0.026	0.027	0.026	0.025	
				鍋山団地	住	364	8,706	0	0.0	0	0.0	0.110	0.057	0	適	0.027	0.025	0.027	0.026	0.024	
				白岳小学校	住	366	8,724	0	0.0	0	0.0	0.119	0.055	0	適	0.023	0.024	0.024	0.023	0.021	
	東広島市			東広島西条小学校	住	361	8,634	0	0.0	0	0.0	0.088	0.052	0	適	0.022	0.021	0.022	0.022	0.020	
				河内入野	未	361	8,664	0	0.0	0	0.0	0.111	0.050	0	適	0.020	0.018	0.020	0.019	0.018	
	竹原市			竹原高校	住	360	8,654	0	0.0	0	0.0	0.087	0.047	0	適	0.020	0.021	0.020	0.020	0.021	
	大崎上島町			大崎小学校	未	362	8,659	0	0.0	0	0.0	0.115	0.050	0	適	0.023	0.021	0.022	0.021	0.021	
	三原市			三原宮浦公園	住	361	8,661	0	0.0	0	0.0	0.117	0.050	0	適	0.020	0.019	0.020	0.020	0.019	
	尾道市			尾道東高校	住	360	8,644	0	0.0	0	0.0	0.131	0.055	0	適	0.020	0.022	0.023	0.024	0.024	
	福山市			松永小学校	住	364	8,743	0	0.0	0	0.0	0.134	0.050	0	適	0.024	0.022	0.023	0.023	0.022	
				向丘中学校	住	366	8,758	0	0.0	0	0.0	0.092	0.045	0	適	0.017	0.020	0.021	0.020	0.020	
				曙小学校	住	365	8,757	0	0.0	0	0.0	0.142	0.051	0	適	0.020	0.021	0.021	0.024	0.024	
				南小学校	商	365	8,754	0	0.0	0	0.0	0.108	0.054	0	適	0.026	0.027	0.027	0.028	0.026	
				手城小学校	住	366	8,755	0	0.0	0	0.0	0.130	0.055	0	適	0.024	0.025	0.027	0.026	0.025	
				培遠中学校	住	366	8,751	0	0.0	0	0.0	0.122	0.055	0	適	0.036	0.026	0.026	0.021	0.021	
駅家東小学校				未	365	8,731	0	0.0	0	0.0	0.113	0.051	0	適	0.023	0.022	0.023	0.021	0.020		
神辺事業所				未	285	6,867	0	0.0	0	0.0	0.143	0.042	0	適	0.020	0.019	0.020	0.016	0.016		
府中市			府中市教育センター	準工	362	8,670	0	0.0	0	0.0	0.099	0.048	0	適	0.025	0.022	0.023	0.022	0.021		
北広島町			北広島町	未	362	8,674	0	0.0	0	0.0	0.092	0.041	0	適	0.017	0.017	0.018	0.016	0.015		
三次市			三次市十日市町	未	357	8,579	0	0.0	0	0.0	0.133	0.047	0	適	0.020	0.017	0.021	0.018	0.019		
自動車排出ガス測定局	広島市		庚午	商	363	8,706	1	0.0	0	0.0	0.377	0.056	0	適	0.023	0.023	0.023	0.019	0.020		
			紙屋町	商	364	8,713	0	0.0	0	0.0	0.140	0.053	0	適	0.026	0.025	0.026	0.024	0.023		
			比治山	商	365	8,724	0	0.0	0	0.0	0.105	0.059	0	適	0.025	0.024	0.027	0.027	0.023		
			古市小学校	商	363	8,700	2	0.0	0	0.0	0.991	0.059	0	適	0.020	0.022	0.021	0.020	0.018		
	呉市			西畑町	住	366	8,738	0	0.0	0	0.0	0.129	0.056	0	適	0.028	0.025	0.026	0.026	0.024	
	三原市			三原宮沖町	住	360	8,657	0	0.0	0	0.0	0.142	0.052	0	適	0.025	0.025	0.026	0.024	0.022	
	福山市			福山市役所	商	363	8,729	0	0.0	0	0.0	0.143	0.053	0	適	0.028	0.025	0.025	0.025	0.024	

資料: 県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市

(注) 1 測定は、ベータ線吸収法による。

2 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除が該当日に入っている日数分については除外してない。

3 「環境基準適合否」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が、0.10mg/m³を超えた日数」が0の場合を適としている。

10 光化学オキシダント濃度測定結果

区分	市	町	測定局	用途地域	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		環境基準適否	昼間の1時間値の年平均値					
								(日)	(時間)	(日)	(時間)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
								(ppm)										
一般環境 大気測定局	大竹市		大竹油見公園	住	366	5,434	0.125	102	492	1	2	否	0.031	0.030	0.033	0.033	0.035	
	廿日市市		廿日市桂公園	住	366	5,446	0.104	92	460	0	0	否	0.027	0.031	0.031	0.030	0.031	
	広島市			井口小学校	住	366	5,411	0.097	93	448	0	0	否	0.031	0.035	0.035	0.027	0.032
				三篠小学校	住	366	5,422	0.109	108	606	0	0	否	0.029	0.033	0.033	0.033	0.034
				皆実小学校	住	366	5,438	0.102	91	467	0	0	否	0.028	0.031	0.032	0.032	0.032
				福木小学校	住	366	5,382	0.095	67	331	0	0	否	0.028	0.032	0.034	0.032	0.029
				伴小学校	住	366	5,441	0.115	98	532	0	0	否	0.030	0.033	0.034	0.032	0.032
				安佐南区役所	住	366	5,417	0.109	108	583	0	0	否	0.028	0.032	0.034	0.032	0.032
				可部小学校	住	366	5,417	0.102	92	477	0	0	否	0.030	0.033	0.033	0.030	0.032
	海田町		海田高校	住	366	5,439	0.097	67	316	0	0	否	0.026	0.028	0.029	0.027	0.027	
	呉市			明立小学校	住	366	5,435	0.099	98	488	0	0	否	0.031	0.034	0.035	0.035	0.034
				宮原小学校	住	366	5,431	0.091	94	399	0	0	否	0.024	0.028	0.029	0.029	0.032
				白岳小学校	住	366	5,389	0.110	124	674	0	0	否	0.030	0.033	0.035	0.038	0.039
	東広島市			東広島西条小学校	住	366	5,442	0.118	134	875	0	0	否	0.033	0.036	0.038	0.034	0.042
				河内入野	未	366	5,448	0.120	107	538	1	1	否	0.029	0.027	0.030	0.029	0.034
	竹原市			竹原高校	住	357	5,176	0.121	122	675	1	2	否	0.031	0.034	0.034	0.033	0.035
	大崎上島町			大崎小学校	未	366	5,442	0.106	102	591	0	0	否	0.031	0.033	0.034	0.036	0.037
	三原市			三原宮浦公園	住	366	5,450	0.149	105	560	1	3	否	0.031	0.034	0.035	0.032	0.035
	尾道市			尾道東高校	住	366	5,457	0.120	103	588	1	1	否	0.031	0.031	0.033	0.034	0.034
	福山市			松永小学校	住	366	5,433	0.123	93	536	1	1	否	0.030	0.031	0.033	0.032	0.032
				向丘中学校	住	366	5,412	0.152	115	647	2	4	否	0.033	0.036	0.035	0.037	0.038
				南小学校	商	366	5,421	0.124	85	470	1	2	否	0.028	0.031	0.031	0.031	0.032
				培遠中学校	住	363	5,356	0.128	87	426	1	2	否	0.029	0.031	0.030	0.030	0.033
			駅家東小学校	未	361	5,343	0.118	84	454	0	0	否	0.030	0.032	0.032	0.033	0.033	
			神辺事業所	未	366	5,417	0.115	84	429	0	0	否	0.030	0.033	0.033	0.032	0.031	
府中市			府中市教育センター	準工	366	5,435	0.148	95	535	1	3	否	0.030	0.032	0.031	0.033	0.034	
北広島町			北広島町	未	353	5,231	0.101	59	261	0	0	否	0.027	0.024	0.030	0.029	0.033	
三次市			三次市十日市町	未	363	5,348	0.097	37	201	0	0	否	0.026	0.025	0.027	0.026	0.028	

資料:県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市

(注) 1 測定は, 紫外線吸収法による。

2 昼間とは, 5時から20時までの時間帯をいう。

3 「環境基準適否」は, 「昼間の1時間値が, 0.06ppmを超えた時間数」が0の場合を適としている。

11 緊急時等における協力工場・事業場一覧

(平成28年7月現在)

緊急時の発令地区別	緊急時等協力工場・事業場		協力内容			
	名称	所在地	オキシダント緊急時(ばい煙)	オキシダント緊急時(VOC)	硫黄酸化物緊急時	予報による協力
大竹地区	日本製紙株大竹工場	大竹市東栄2-1-18	○		○	○
	株ダイセル大竹工場	大竹市東栄2-1-4	○	○	○	○
	日本製紙株大竹工場(北)	大竹市東栄1-16-1	○		○	○
	三菱レイヨン株大竹事業所	大竹市御幸町20-1	○	○	○	○
甘日市地区	瀬川金属精錬株	甘日市市木村港北3-87	○			
	広島ガス株甘日市工場	甘日市市木村港南12-20	○			
	三共ホリエチレン株広島事業所	甘日市市大東4-1		○		
	富安金属印刷株広島工場	甘日市市峠245-80		○		
	株ウッドワンウッドワン発電所	甘日市市木村港南1-1	○			
広島地区	マンダ株(宇品地区)	広島市南区仁保沖町	○	○	○	○
	三菱重工株広島製作所	広島市西区観音新町4-6-22	○	○	○	○
	広島市中工場	広島市中区南吉島1-5-1	○			
	広島市南工場	広島市南区東雲3-17-1	○			
	広島市安佐南工場	広島市安佐南区伴北4-3990	○			
	コペルコ達機株五日市工場	広島市佐伯区五日市港2-2-1		○		
MCMエネルギーサービス株	広島市南区仁保沖町1-1	○			○	
可部地区	大和重工株	広島市安佐北区可部1-21-23	○			
	広島市安佐北工場	広島市安佐北区可部町中島1460-1	○			
海田地区	マンダ株(本社)	安芸郡府中町新地3-1			○	○
	株日本製鋼所広島製作所	広島市安芸区船越南1-6-1	○	○	○	○
	安芸クリーンセンター	安芸郡坂町21322-8				○
	南浜谷塗装店第四工場	安芸郡海田町月見町2-16		○		○
呉地区	株淀川製鋼所呉工場	呉市昭和町9-1	○	○	○	○
	日新製鋼株呉製鉄所	呉市昭和町11-1	○		○	○
ジャパンマリンユナイテッド株呉事業所	呉市昭和町2-1		○		○	
広島地区	王子マテリア株呉工場	呉市広末広2-1-1	○		○	○
	クリーンセンターくれ	呉市広多賀谷3-9-3	○			○
	中国木材(株) 郷原工場	呉市郷原町ノ松光山626-2	○			○
	中国木材(株) 本社工場	呉市広多賀谷3-1-1	○			○
東広島地区	株ヒロエー東邦事業所	東広島市志和町冠1045-1	○		○	
	株エネルギーソリューション・アンド・サービス東広島コージェネレーションセンター発電所	東広島市吉川工業団地7-10	○		○	
	賀茂環境衛生センター	東広島市西条町上三永766-1	○		○	
	ダイキョーニシカフ株八本松工場	東広島市八本松町原175-1		○		
	まつやゼロファン株	東広島市西条吉行東2-5-44		○		
	新明和工業株特装車事業部広島工場	東広島市八本松西7-1-13		○		
	光陽建設(株)	東広島市黒瀬町津江1845	○			
光和金属工業(株) 第二工場	東広島市黒瀬町国近427-37	○				
本郷・河内地区	東洋製鋼株広島工場	三原市下北方1-4-1		○		
大崎地区	東邦亜鉛製鋼島製錬所	豊田郡大崎上島町東野5562-1	○		○	○
	大崎クールジエ(株)	豊田郡大崎上島町中野6208-1	《稼働準備中》			
	中国電力株大崎発電所	豊田郡大崎上島町中野6208-1	《稼働休止中》			
竹原地区	三井金属鉱業株竹原製煉所	竹原市塩町1-5-1	○		○	○
	電源開発株竹原火力発電所	竹原市忠海長浜2-1-1	○		○	○
三原地区	ユニオンタイヤコーポ(株)	三原市丹一町1-1-1	○			○
	三菱重工交通機器エンジニアリング株	三原市糸崎南1-1-1	○			○
	三菱重工印刷紙工機械株	三原市糸崎南1-1-1	○			○
	山陽白色セメント株	三原市糸崎南1-2-1	○		○	○
	三原市清掃工場	三原市八坂町227	○			○
	三菱重工株三原製作所和田沖工場	三原市和田沖町1-1		○		○
株DNPファインオプトロニクス三原西工場	三原市沼田西町小原73-47		○		○	
尾道地区	日東電工株尾道事業所	尾道市美ノ郷町本郷455-6		○		
松永地区	尾道市クリーンセンター	尾道市長者原1-220-75	○			○
	プレス工業株尾道工場	尾道市高須町大山田1050		○		○
福山地区	日本化薬株福山工場	福山市箕沖町126		○		○
	JFEスチール株西日本製鉄所	福山市鋼管町1	○	○	○	○
	瀬戸内共同火力株福山共同発電所	福山市鋼管町1	○		○	○
	JFEMSネラル株福山製造所	福山市鋼管町1	○		○	○
	福山市西部清掃工場	福山市赤坂町赤坂521	○			○
	ツネイシカムテックス株福山工場	福山市箕沖町107-5	○			○
	福山リサイクル発電株	福山市箕沖町107-8	○			○
	福山市ごみ固形燃料工場	福山市箕沖町107-7	○			○
福山北部地区	早川コム株箕島工場	福山市箕島町南丘5351		○		○
	広島化成株	福山市松浜町2-2-11			○	○
府中地区	北川精機株本社工場D棟	府中市鞆町800-8		○		
	北川精機株本社工場E棟	府中市鞆町800-122		○		
芸北地区	ポツクルくらびおクリーンセンター	山県郡安芸太田町穴1497-1	○			
	芸北広域きれいセンター	山県郡北広島町川井1080-18	○			
	喜楽鉱業株広島総合工場	山県郡北広島町新氏神72-2	○			
備北地区	マンダ(株) 三次事業所	三次市東酒屋町551-1	○			
	三次環境クリーンセンター	三次市廻神町1820-12	○			
	庄原市備北クリーンセンター	庄原市一木町境ヶ谷266-2	○			
合計	72工場・事業場	53	24	25	47	

資料：県環境保全課

12 オキシダントの年度別地区別緊急時の発令回数

(単位: 回)

発令ランク	年度 地区	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
		情報	大竹	3	4	4	1	7			3
甘日市	-		-	8	10	5			2		3
広島	11		13	15	17	18	4	2	8	5	6
可部	3		4	7	14	4	2	1	3	1	2
海田	1		10	5	5	3	2				
呉	3		3		1		1		1	1	
広島	2		3	2	2	1	1		1		1
東広島	3		5	1		2			1		3
本郷・河内	2		4	2	3	2			1		1
竹原	8		6	3	4	3	1		2	2	3
大崎	3		6	2	2	2			1		3
三原			3	2	7	6	2		3	1	2
尾道	5		5	5	6	4	2		1		3
松永	1		5	3	12	6	2		1	2	3
福山	10		10	13	11	11	3	1	4	2	8
福山北部	8		5	9	14	11	1	1	2	3	5
府中	4		4		7	5	1		1		5
芸北	-		-	-	-				1		1
備北	-		-	-	-						
計		67	90	81	116	90	22	5	36	17	51
実日数		19	20	21	25	22	7	3	13	10	16
注意	大竹		1								1
	甘日市	-	-								
	広島	5	4	3	3	2			1		
	可部	1	2		3	3					
	海田		2	2	1						
	呉										
	広島										
	東広島										
	本郷・河内	1									
	竹原	1		1		1					1
	大崎		2								
	三原	1		1	1						1
	尾道			1	1						1
	松永				1	1					1
	福山	2	3	4	3	2	1				2
	福山北部	4	1	1	3	2	1				
	府中	3			1		1				1
	芸北	-	-	-	-						
	備北	-	-	-	-						
計		18	15	13	17	11	3		1		8
実日数		9	6	5	6	7	1		1		3
警報	実日数										

資料: 県環境保全課

(注) 実日数とは、情報・注意報を発令した日数を示す。

13 オキシダント情報等の月別発令回数

(平成27年度)

地区	区分・月	情報(回)							計	注意報(回)							計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
大竹				1		1			2			1						1
廿日市			1		1	1			3									
広島		1	1	2		2			6									
可部			1	1					2									
海田																		
呉																		
広島			1						1									
東広島			1	1		1			3									
本郷・河内						1			1									
竹原			1			2			3				1					1
大崎		1				2			3									
三原			1			1			2				1					1
尾道			2			1			3		1							1
松永			2			1			3		1							1
福山		1	3			4			8		1		1					2
福山北部			1			4			5									
府中		1	2			2			5				1					1
芸北				1					1									
備北																		
計		4	17	6	1	23			51		3	1		4				8

資料: 県環境保全課

14 非メタン炭化水素濃度測定結果

区分	市	町	測定局	用途地域	測定時間	6~9時における年平均値	6~9時測定日数	6~9時3時間平均値		6~9時3時間平均値が0.20ppmcを超えた日数とその割合		6~9時3時間平均値が0.31ppmcを超えた日数とその割合		1時間値の年平均値				
								最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
								(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)
一般環境大気測定局	海田町	海田高校	住	8,662	0.10	365	0.64	0.00	7	1.9	2	0.5	0.15	0.11	0.10	0.09	0.10	
				8,654	0.14	366	0.38	0.02	38	10.4	3	0.8	0.14	0.11	0.11	0.11	0.11	
	呉市	白岳小学校	住	8,610	0.10	364	0.26	0.00	7	1.9	0	0	0.10	0.11	0.12	0.12	0.10	
				8,459	0.10	356	0.47	0.01	8	2.2	2	0.6	0.09	0.09	0.08	0.10	0.10	
福山市	南小学校	商	8,680	0.09	365	0.25	0.00	4	1.1	0	0	0.13	0.12	0.11	0.11	0.09		
自動車排出ガス測定局	広島市	庚午	商	7,194	0.23	303	0.69	0.05	159	52.5	41	13.5	0.20	0.21	0.19	0.17	0.19	
				紙屋町	8,334	0.13	363	0.42	0.01	41	11.3	3	0.8	0.18	0.17	0.14	0.14	0.14
				比治山	8,646	0.16	363	0.41	0.06	76	20.9	11	3	0.16	0.14	0.17	0.16	0.16
				古市小学校	8,637	0.11	363	0.3	0.02	3	0.8	0	0	0.12	0.10	0.09	0.14	0.11
	三原市	三原宮沖町	住	8,576	0.14	362	0.41	0.02	25	6.9	3	0.8	0.14	0.12	0.11	0.13	0.12	

資料: 県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 測定は、ガスクロマトグラフ法による。

15 有害大気汚染物質モニタリング結果

(平成27年度)

地点(分類)	単位	平成27年度						環境基準	指針値
		東広島 西条小学校 (一般環境)	三原 宮沖町 (沿道)	大竹 油見公園 (発生源周辺)	廿日市市 桂公園 (発生源周辺)	竹原市 竹原高校 (発生源周辺)	府中市 教育センター (発生源周辺)		
ベンゼン	μg/m ³	0.94	1.0	0.92	0.97	0.96	1.0	3	
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.12	0.18	0.027	0.059	0.036	0.090	200	
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.13	0.068	0.034	0.037	0.040	0.039	200	
ジクロロメタン	μg/m ³	0.83	0.94	20	0.88	1.3	1.8	150	
アクリロニトリル	μg/m ³	0.057	0.054	0.98	0.066	0.026	0.023		2
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.034	0.033	0.019	0.016	0.014	0.018		10
クロロホルム	μg/m ³	0.24	0.16	0.31	0.17	0.13	0.12		18
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.15	0.14	0.16	0.10	0.20	0.30		1.6
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.090	0.15	0.16	0.080	0.10	0.10		2.5
水銀及びその化合物	ngHg/m ³	1.8	2.1	1.7	—	—	—		40
ニッケル化合物	ngNi/m ³	3.2	—	5.2	—	5.6	—		25
ヒ素及びその化合物	ngAs/m ³	1.7	—	1.5	—	3.8	—		6
マンガン及びその化合物	ngMn/m ³	23	—	15	—	30	—		140
アセトアルデヒド	μg/m ³	2.3	1.3	6.8	—	—	—		
酸化エチレン	μg/m ³	0.10	—	0.10	—	—	—		
ベンゾ(a)ピレン	ng/m ³	0.22	0.18	0.14	—	—	—		
ホルムアルデヒド	μg/m ³	1.5	1.7	3.3	—	—	—		
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.045	—	0.024	—	0.024	—		
クロム及びその化合物	ng/m ³	3.5	—	2.8	—	3.2	—		
塩化メチル	μg/m ³	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4		
トルエン	μg/m ³	7.7	3.9	8.6	4.5	3.5	6.2		

(注) 各地点の濃度は、平成27年4月から28年3月までの月1回採取したものの平均濃度

(平成27年度)

地点(分類)	単位	広島市					呉市		福山市			
		井口小学校 (一般環境)	安佐南区役所 (一般環境)	比治山測定局 (沿道)	楠那中学校 (発生源周辺)	阿戸 (発生源周辺)	白岳小学校 (一般環境)	宮原小学校 (発生源周辺)	南小学校 (一般環境)	松永小学校 (一般環境)	曙小学校 (発生源周辺)	福山市役所 (沿道)
ベンゼン	μg/m ³	0.92	0.96	1.1	0.94	0.73	1.4	1.2	1.2	1.1	1.3	1.4
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.032	0.039	0.16	0.072	0.029	0.087	0.064	0.23	0.060	0.35	—
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.057	0.047	0.038	0.037	0.034	0.072	0.15	0.062	0.061	0.13	—
ジクロロメタン	μg/m ³	0.83	0.81	0.85	0.83	0.87	0.85	0.99	1.1	1.5	1.3	—
アクリロニトリル	μg/m ³	0.052	0.034	0.038	0.037	0.025	0.027	0.030	0.036	0.030	—	—
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.044	0.033	0.035	0.037	0.034	0.051	0.054	0.028	—	—	—
クロロホルム	μg/m ³	0.22	0.20	0.22	0.20	0.20	0.22	0.21	0.20	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.23	0.21	0.22	0.22	0.22	0.23	0.22	0.16	0.14	0.17	—
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.067	0.066	0.11	0.088	0.038	0.085	0.12	0.092	—	—	0.14
水銀及びその化合物	ngHg/m ³	1.8	1.9	2.2	2.1	—	1.7	2.0	2.1	2.1	2.1	—
ニッケル化合物	ngNi/m ³	4.8	2.5	4.7	4.0	—	5.0	8.4	4.5	—	4.1	—
ヒ素及びその化合物	ngAs/m ³	2.0	1.8	2.0	2.2	—	1.7	2.4	2.1	—	2.1	—
マンガン及びその化合物	ngMn/m ³	27	15	21	27	—	44	170	68	—	68	—
アセトアルデヒド	μg/m ³	1.4	1.4	1.5	1.3	—	2.6	1.9	2.8	—	3.0	3.2
酸化エチレン	μg/m ³	0.086	0.097	0.098	0.082	—	0.052	0.068	0.068	—	—	—
ベンゾ(a)ピレン	ng/m ³	0.15	0.15	0.14	0.16	—	0.14	0.14	0.59	—	—	0.51
ホルムアルデヒド	μg/m ³	2.5	2.7	2.9	2.6	—	1.6	1.5	2.5	—	2.2	2.4
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.056	0.020	0.022	0.028	—	0.013	0.021	0.019	—	—	—
クロム及びその化合物	ng/m ³	8.8	3.8	6.1	6.4	—	9.0	20	4.8	—	5.1	—
塩化メチル	μg/m ³	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	4.2	2.2	1.6	—	—	—
トルエン	μg/m ³	4.0	4.0	5.0	17	2.2	6.1	10	7.4	—	—	6.1

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 各地点の濃度は、平成27年4月から28年3月までの月1回採取したものの平均濃度

16 簡易測定法等による硫黄酸化物濃度測定結果

市	町	測定法 (単位)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		27年度 /23年度	27年度 /26年度
							測定値	地点数		
尾道市		二酸化鉛法 (SO ₃ mg/日/100cm ³)	0.009	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1	—	—
竹原市		分子拡散式 サンプラー法 (ppb)	4.5	4.6	4.7	4.6	4.3	8	1.0	0.9
三原市			4.2	4.4	4.3	4.1	4.0	12	1.0	1.0
府中市			3.6	1.5	1.4	4.0	1.3	8	0.4	0.3
東広島市			3.4	3.3	3.3	3.6	3.7	13	1.1	1.0
廿日市市			4.3	2.1	1.5	1.5	1.2	7	0.3	0.8
海田町			5.5	5.2	—	4.9	4.5	1	0.8	0.9
坂町			5.3	—	—	2.2	2.0	3	0.4	0.9
府中町		紫外線蛍光法(ppb) (H24は溶液導伝率法)	3	5	3	2	2	1	0.7	1.0

資料：各市町調べ

(注) 府中町の測定結果は、短期間測定(平成27年度は、7月15日～21日)における平均値である。

17 簡易測定法等による窒素酸化物測定結果

市 町	測定法 (単位)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		27年度/ 23年度	27年度/ 26年度
						測定値	地点数		
竹原市	分子拡散式 サンプラー法 NG-KN-S法 (NO ₂ ppb)	12.8	12.7	11.5	12.0	11.4	5	0.9	1.0
三原市		8.9	8.9	8.6	8.1	7.6	13	0.9	0.9
尾道市		10.4	11.6	11.8	12.9	10.8	14	1.0	0.8
福山市		10.4	10.3	9.9	9.3	9.1	21	0.9	1.0
府中市		6.7	10.6	9.4	6.6	9.1	2	1.4	1.4
三次市		8.6	5.2	5.1	4.3	4.3	2	0.5	1.0
大竹市		10.3	10.6	10.4	10.5	7.7	5	0.0	0.0
東広島市		9.1	9.5	8.8	8.3	7.3	13	0.8	0.9
廿日市市		11.6	16.5	16.9	16.0	12.4	7	0.0	0.8
海田町		19.4	19.3	-	18.8	18.2	1	1.0	1.0
熊野町		5.8	5.8	5.5	5.4	5.1	2	0.9	0.9
坂町		10.1	-	-	15.2	16.3	3	1.6	1.1
福山市	分子拡散式 サンプラー法 NG-KN-S法 (NO _x ppb)	15.8	15.1	14.4	13.1	12.4	21	0.8	0.9
東広島市		16.9	18.2	18.0	16.8	13.9	13	0.8	0.8
府中町	化学発光法(NO ₂ ppb) (H24は吸光光度法)	8	12	15	12	8	1	1.0	0.7

資料:各市町調べ

(注) 府中町の測定結果は、短期間測定(平成27年度は、7月15日~21日)における平均値である。

18 短期間測定における光化学オキシダント測定結果

市 町	測定法 (単位)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		27年度/ 23年度	27年度/ 26年度
						測定値	地点数		
府中町	紫外線吸収法(ppb) (H24, H25は化学発光法)	15	16	37	23	6	1	0.4	0.3

資料:府中町調べ

(注) 府中町の測定結果は、短期間測定(平成27年度は、7月15日~21日)における平均値である。

19 浮遊粒子状物質測定結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

市 町 (地点数)	年度	重量	鉄	鉛	銅	カドミウム	マンガン	ニッケル	亜鉛	バナジウム
広島市 (1地点)	25	11	0.09	0.01	0.02	<0.001	0.010	0.001	0.03	0.002
	26	15	0.10	0.01	0.04	<0.001	0.010	<0.001	0.04	0.003
	27	12	0.10	0.01	0.03	<0.001	0.015	<0.001	0.04	0.003
呉市 (4地点)	25	17	0.42	0.01	0.01	<0.001	0.016	0.003	0.06	-
	26	15	0.45	0.01	0.01	<0.001	0.017	0.003	0.08	-
	27	13	0.50	0.01	0.01	<0.001	0.020	0.003	0.08	-
福山市 (3地点)	25	21	0.44	0.02	0.01	0.000	0.016	0.002	0.07	0.003
	26	21	0.51	0.02	0.01	0.001	0.019	0.003	0.08	0.004
	27	21	0.73	0.02	0.01	0.001	0.020	0.003	0.08	0.004
東広島市 (13地点)	25	11	-	0.01	-	-	-	-	-	-
	26	16	-	0.02	-	-	-	-	-	-
	27	14	-	-	-	-	-	-	-	-
府中町 (1地点)	25	44	-	-	-	-	-	-	-	-
	26	40	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	15	-	-	-	-	-	-	-	-

資料:各市町調べ

(注) 測定は、ハイボリュームエアサンプラー又はローボリュームエアサンプラー法による。

検出下限値未満の値を含む平均値については、検出下限値の1/2を用いて求めた。

府中町の測定結果は、短期間測定(平成27年度は、7月15日~21日)における平均値である。

20 降下ばいじん量年平均値

(単位:t/km²/月)

市	町	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		27年度/ 23年度	27年度/ 26年度
						測定値	地点数		
広島	市	2.0	1.7	1.9	1.9	1.5	3	0.8	0.8
呉	市	2.5	2.7	2.7	2.6	2.4	10	1.0	0.9
竹原	市	2.1	2.3	1.9	1.9	2.1	6	1.0	1.1
三原	市	1.2	1.4	1.2	1.2	1.0	12	0.8	0.8
尾道	市	2.8	2.6	2.4	2.3	2.5	10	0.9	1.1
福山	市	2.7	2.8	2.4	2.2	2.4	14	0.9	1.1
府中	市	2.1	1.8	1.7	1.9	1.6	8	0.8	0.8
大竹	市	1.8	2.0	1.7	1.8	1.8	4	1.0	1.0
東広島	市	1.4	1.2	1.5	1.6	1.2	1	0.9	0.8
廿日	市	1.9	1.9	1.9	2.4	1.6	5	0.8	0.7
海田	町	2.1	2.9	—	2.3	2.2	1	1.0	1.0
坂	町	1.8	—	—	2.5	2.2	3	1.2	0.9

資料:各市町調べ

(注) 測定は、ろ過式採取、デポジットゲージ又はダストジャー法による。

21 浮遊粉じん測定結果年平均値

(単位:μg/m³)

市	町	年度	浮遊粉じん	鉄	鉛	銅	カドミウム	マンガン	ニッケル	亜鉛	バナジウム
呉	市 (4地点)	25	39	2.7	0.02	0.11	<0.001	0.07	0.006	0.15	—
		26	40	3.6	0.03	0.23	0.001	0.08	0.006	0.24	—
		27	46	3.3	0.03	0.12	<0.001	0.08	0.008	0.21	—
大竹	市 (1地点)	25	29	11.94	4.09	0.20	0.0069	0.00	0.000	0.01	0.004
		26	25	0.18	0.02	0.01	0.0002	0.02	0.002	0.05	0.003
		27	28	0.11	0.01	0.00	0.0001	0.01	0.008	0.03	0.007

資料:各市調べ

(注) 測定は、ハイボリュームエアサンプラー法による。

検出下限値未満の値を含む平均値については、検出下限値の1/2を用いて求めた。

22 黄砂観測日数

(単位:日)

年	度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
黄砂観測日数		12	8	7	3	14	7	6	1	7	1

資料:気象庁調べ(観測地点 広島)

23 大気環境中のアスベスト濃度調査結果

(単位:アスベスト繊維の本数/L) (平成27年度)

区分	市町	測定地点	アスベスト濃度 (平均値)
幹線道路 沿い	海田町	安芸消防署駐輪場	0.070
		安芸消防署駐車場	0.056
	三原市	三原宮沖町国道2号線近傍	<0.056
		三原宮沖町後背地	<0.053
工業地域	北広島町	県営千代田工業団地①	0.16
		県営千代田工業団地②	<0.056
	府中市	府中市鶴飼工業団地中心部	0.056
		府中市鶴飼工業団地污水处理場	0.056
都市地域	東広島市	西条小学校大気測定局	<0.056
		県東広島合同庁舎	<0.055
農村地域	三次市	林業技術センター大気測定局	0.055
		林業技術センター敷地内	<0.043

資料：県環境保全課

(単位:総繊維の本数/L) (平成27年度)

地域区分		濃度(平均値)	
広島市	幹線道路沿い	0.34	
	商工業地域	0.59	
	住宅地域	0.47	
呉市	住宅地域	A	0.056
		B	0.11
福山市	幹線道路沿線地域	A	0.070
		B	0.127
	商工業地域	A	<0.056
		B	0.056
	住宅地域	A	0.056
		B	<0.056
	解体現場等	A	<0.056
		B	0.056
		C	0.11
		D	0.17

資料：広島市、呉市、福山市

注1)広島市、呉市及び福山市は総繊維の濃度を記載。

注2) <:未満(分析に係るアスベスト繊維数が0)を含む場合の平均値の算出方法

不検出の検体の濃度を、100視野[※]で1本検出された場合の濃度として、幾何平均を算出した。

(※直径300 μ mの顕微鏡視野を1視野とした100回分の視野数)

※特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準：
大気中のアスベストの濃度が1リットルにつき10本

24 自動車排出ガス規制の概要

種 別	現 行 規 制				次 期 規 制				備 考	
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値		
ガソリン・LPG車	乗用車	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成17年	1.92 (1.15)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成30年	(1.15)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		(0.10)	
			NOx		0.08 (0.05)		NOx		(0.05)	
			PM※2		0.007 (0.005)		PM※2		(0.005)	
	軽自動車	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成19年	6.67 (4.02)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成31年	(4.02)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		(0.10)	
			NOx		0.08 (0.05)		NOx		(0.05)	
			PM※2		0.007 (0.005)		PM※2		(0.005)	
	軽量車 (gvw≤1.7t)	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成17年	1.92 (1.15)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成30年	(1.15)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		(0.10)	
			NOx		0.08 (0.05)		NOx		(0.05)	
			PM※2		0.007 (0.005)		PM※2		(0.005)	
	中量車 (1.7t<gvw≤3.5t)	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成17年	4.08 (2.55)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成31年	(2.55)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		(0.15)	
			NOx		0.10 (0.07)		NOx		(0.07)	
			PM※2		0.009 (0.005)		PM※2		(0.007)	
	重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成17年	21.3 (16.0)		CO			次期規制については未定
			NMHC		0.31 (0.23)		NMHC			
			NOx		0.9 (0.7)		NOx			
			PM※2		0.013 (0.010)		PM			
ディーゼル車	乗用車	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成21年	0.84 (0.63)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成30年	(0.63)	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC		(0.024)	
			NOx		0.11 (0.08)		NOx		(0.15)	
			PM		0.007 (0.005)		PM		(0.005)	
	軽量車 (gvw≤1.7t)	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成21年	0.84 (0.63)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成30年	(0.63)	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC		(0.024)	
			NOx		0.11 (0.08)		NOx		(0.15)	
			PM		0.007 (0.005)		PM		(0.005)	
	中量車 (1.7t<gvw≤3.5t)	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成21年 ※3	0.84 (0.63)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成31年	(0.63)	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC		(0.024)	
			NOx		0.20 (0.15)		NOx		(0.24)	
			PM		0.009 (0.007)		PM		(0.007)	
	重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成21年 ※3	2.95 (2.22)	WHTC※5 及び WHSC (g/kWh)	CO	平成28年 ※6	2.95 (2.22)	
			NMHC		0.23 (0.17)		NMHC		0.23 (0.17)	
			NOx		0.9 (0.7)		NOx		0.7 (0.4)	
			PM		0.013 (0.010)		PM		0.013 (0.010)	

CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質
規制値 1.92 (1.15) とは、1台あたり上限値 1.92、型式あたりの平均値 1.15 を示す。

※1 JC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

※2 吸蔵型NOx還元触媒を装着した希薄燃焼方式の筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対してのみ適用。

※3 GVW1.7t超2.5t以下、3.5t超12t以下の車両については平成22年からの適用。

※4 WLTCを冷機状態のみにおいて測定した値に対し適用。

※5 WHTCを冷機状態において測定した値に0.14を乗じた値とWHTCモードを暖機状態において測定した値に0.86を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

※6 トラックについては平成29年、GVW3.5t超7.5t以下の車両については平成30年から適用

現行規制					次期規制					備考				
種別	試験モード	成分	規制年	規制値	種別	試験モード	成分	規制年	規制値					
二輪車	第一種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	平成18年	CO	(2.0)	クラス1 ※1	WMTC (g/km) ※2※3	平成28年	CO	(1.14)	次期規制において総排気量0.050以下かつ最高速度50km/h以下の二輪車については現行規制を適用。			
				HC	(0.50)				HC	(0.30)				
				NOx	(0.15)				NOx	(0.07)				
	第二種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	平成19年	CO	(2.0)									
				HC	(0.50)									
				NOx	(0.15)									
	軽二輪自動車	二輪車モード (g/km)	平成18年	CO	(2.0)	クラス2 ※1	WMTC (g/km) ※2※3	平成28年	CO	1.58 (1.14)				
				HC	(0.30)				HC	0.24 (0.20)				
				NOx	(0.15)				NOx	0.10 (0.07)				
	小型二輪自動車	二輪車モード (g/km)	平成19年	CO	2.7 (2.0)				クラス3 ※1	WMTC (g/km) ※2※3		平成28年	CO	1.58 (1.14)
				HC	0.40 (0.30)								HC	0.21 (0.17)
				NOx	0.20 (0.15)								NOx	0.14 (0.09)

種別	現行規制				次期規制				備考				
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値					
ディーゼル特殊自動車	定格出力 19kW以上37kW 未滿のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh) ※3	平成25年	CO	6.5 (5.0)					次期規制については未定			
				NMHC	0.9 (0.7)						NMHC		
				NOx	5.3 (4.0)						NOx		
				PM	0.04 (0.03)						PM		
	定格出力 37kW以上56kW 未滿のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh) ※3	平成25年	CO	6.5 (5.0)						次期規制については未定		
				NMHC	0.9 (0.7)							NMHC	
				NOx	5.3 (4.0)							NOx	
				PM	0.033 (0.025)							PM	
	定格出力 56kW以上75kW 未滿のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh) ※3	平成27年	CO	6.5 (5.0)						次期規制については未定		
				NMHC	0.25 (0.19)							NMHC	
				NOx	0.53 (0.4)							NOx	
				PM	0.03 (0.02)							PM	
	定格出力 75kW以上130kW 未滿のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh) ※3	平成27年	CO	6.5 (5.0)						次期規制については未定		
				NMHC	0.25 (0.19)							NMHC	
				NOx	0.53 (0.4)							NOx	
				PM	0.03 (0.02)							PM	
	定格出力 130kW以上560kW 未滿のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh) ※3	平成26年	CO	4.6 (3.5)						次期規制については未定		
				NMHC	0.25 (0.19)							NMHC	
				NOx	0.53 (0.4)							NOx	
				PM	0.03 (0.02)							PM	
ガソリン・LPG特殊自動車 定格出力 19kW以上560kW 未滿のもの	7M (g/kWh)	平成19年	CO	26.6 (20.0)						次期規制については未定			
			NMHC	0.80 (0.6)							NMHC		
			NOx	0.80 (0.6)							NOx		

CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質
規制値 2.7 (2.0) とは、1台あたり上限値 2.7、型式あたりの平均値 2.0 を示す。

※1 平成28年からは以下の種別に変更する。

クラス1: 総排気量0.050 (超0.150 未満かつ最高速度50km/h以下、又は、総排気量0.150 未満かつ最高速度50km/h超100km/h未滿の二輪車

クラス2: 総排気量0.150 未満かつ最高速度100km/h以上130km/h未滿、又は、総排気量0.150 以上かつ最高速度130km/h未滿の二輪車

クラス3: 最高速度130km/h以上の二輪車

※2 WMTCは、総排気量、最高速度に基づく車両分類に応じて、走行パターンの異なる3つの走行サイクル(パート1~3)を組み合わせたものを試験サイクルとして適用。

※3 種別毎に適用される走行サイクルに対し、始動時の温度条件を踏まえ以下のとおり算出した値に対し適用。

クラス1: パート1を冷機状態において測定した値に0.5を乗じた値とパート1を暖機状態において測定した値に0.5を乗じた値との和で算出される値

クラス2: パート1を冷機状態において測定した値に0.3を乗じた値とパート2を暖機状態において測定した値に0.7を乗じた値との和で算出される値

クラス3: パート1を冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とパート2を暖機状態において測定した値に0.5を乗じた値とパート3を暖機状態において測定した値に0.25を乗じた値との和で算出される値

※3 8モード及びNRTCモードを冷機状態において測定した値に0.1を乗じた値と8モード及びNRTCモードを暖機状態において測定した値に0.9を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

25 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく届出工場・事業場数及び施設数
(平成28年3月31日現在)

区分	工場・事業場数				施設数			
	合計	構成比(%)	法	条例	合計	構成比(%)	法	条例
総計	3,315	100	2,544	771	12,082	100	7,076	5,006
広島	1,079	32.5	902	177	2,556	21.2	1,841	715
広島西	178	5.4	153	25	502	4.2	339	163
呉	328	9.9	250	78	2,229	18.4	1,068	1,161
芸北	183	5.5	133	50	511	4.2	366	145
広島中央	359	10.8	249	110	1,548	12.8	724	824
尾三	406	12.2	275	131	1,241	10.3	716	525
福山・府中	532	16.0	391	141	2,527	20.9	1,475	1,052
備北	250	7.5	191	59	968	8.0	547	421

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

- (注) 1 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
2 区分は、広域行政区画による。

26 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等

(平成28年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	施設数	施設構成比(%)	1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	18	19			24	28	29	30	31				
				ボイラー	ガス発生炉	焙焼炉	焼結炉	溶鋳炉	転	金属溶解炉	金属加熱炉	加熱炉	焼成炉	溶融炉	反応炉	直火炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	反応炉	塩素反応施設	塩化水素反応施設	塩化水素吸収施設	溶解炉	コークス炉	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機関
構成比(%)	-	100	-	71.0	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	4.8	5.7	0.4	1.4		0.1	0.1	4.2	0.6	3.8	0.0		0.0	0.0	0.3	0.3	6.2	0.1	
総計	1,437	3,405	100	2,419	2	2	7	11	10	163	194	14	46		3	5	144	20	131	1		1	1	9	9	210	3	
広島	448	1,055	31.0	734			1			65	59		1				28	1	36						6	124		
広島西	88	200	5.9	152						3	1	8	1				2	6	12								12	3
呉	138	358	10.5	228			1	2	3	3	24	41		21			7		13	1							14	
芸北	89	161	4.7	122						14		1	2				1	11	7								3	
広島中央	147	351	10.3	266						11	22	2	5			3		21	14			1					6	
尾三	165	418	12.3	350							4		2					21	15		1						25	
福山・府中	256	661	19.4	410	2		5	8	7	35	65	3	13						33	19	24				9	3	25	
備北	106	201	5.9	157						11	2		1				2	17	10								1	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

- (注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第11に掲げる項番号である。
2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
3 区分は、広域行政区画による。

27 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等(電気・ガス工作物、鉱山保安法関係)

(平成28年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	電気事業法関係						ガス事業法関係						鉱山保安法関係												
					1	11	29	30	31	32	1	2	29	1	5	11	14	30											
構成比(%)	-	-	100	-	3.9	0.1	18.1	71.5	6.4	-	-	100	-	100	-	-	100	-	17.4	14.5	7.2	4.3	1.4	8.7	43.5	1.4	1.4		
総計	752	100	1097	100	43	1	199	784	70	3	100	13	100	13			6	100	69	100	12	10	5	3	1	6	30	1	1
広島	376	50.0	464	42.3	4		112	312	36																				
広島西	47	6.3	79	7.2	14		8	53	4	1	33.3	6	46.2	6															
呉	74	9.8	106	9.7	9		15	72	10																				
芸北	26	3.5	43	3.9			4	35	4																				
広島中央	48	6.4	99	9.0	8		18	60	13	1	33.3	4	30.8	4			2	33.3	62	89.9	10	10	1	3	1	6	30	1	
尾三	72	9.6	111	10.1			14	94	3	1	33.3	3	23.1	3															
福山・府中	82	10.9	131	11.9	8		19	104																					
備北	27	3.6	64	5.8		1	9	54									4	66.7	7	10.1	2		4					1	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

- (注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第11に掲げる項番号である。
2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
3 区分は、広域行政区画による。

28 生活環境保全条例に定めるばい煙関係特定施設数等

(平成28年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	施設数	構成比(%)	2	3	6	7	8	9	10	11		12	13	14	15	16	17				
				溶 解 炉	金属加 熱炉	焼 成 炉	直 火 炉	乾 燥 炉	吸 収 施 設	硫酸洗 浄施設	廃ガ ス廃 棄施設	電 解 施 設	電 気め つき 施設	酸 洗 浄 施設	電 気め つき 施設	酸 洗 浄 施設	精 製 施 設	加 工 施 設	加 工 施 設	分 解 施 設	紡 糸 施 設	反 応 施 設
構成比(%)	-	100	-	0.5	0.5	0.2	0.2	1.7	0.0	0.0	0.8	6.0	4.2	32.8	28.9	0.4	4.8	0.5	0.1	0.7	15.3	2.3
総計	205	2,453	100	13	13	4	4	42	1	1	20	146	104	805	709	9	118	13	2	17	375	57
広島	49	226	9.2	7	5			11				22	13	56	49						62	1
広島西	4	22	0.9					2		1		1	1							9	3	5
呉	30	899	36.6		5	3					11	38	29	622	185							6
芸北	4	11	0.4	1	1			1					1									7
広島中央	34	564	23.0					3			1	7	10	16	305	8	25	11		2	154	22
尾三	31	183	7.5	2		1		18	1		7	12	18	17		2	1			6	97	1
福山・府中	50	545	22.2	3	2		3	5			1	66	32	111	153	1	91	1	2		52	22
備北	3	3	0.1				1	2														

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政区画による。

29 大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設数等

(平成28年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	施設数	構成比(%)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
				化学製品製造の用に供する乾燥施設	塗装施設(吹付け塗装に限る)	塗装の用に供する乾燥施設	包装材料等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	接着の用に供する乾燥施設	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	工業製品の洗浄施設	揮発性有機化合物の貯蔵タンク
構成比(%)	-	-	100	-	39.8	6.0	24.1	4.8	6.0	3.6	3.6	12.0
合計	29	100	83	100	33	5	20	4	5	3	3	10
広島	5	17.2	20	24.1	17						3	
広島西	5	17.2	14	16.9		1	2		2			9
呉	3	10.3	5	6.0	3	1	1					
芸北												
広島中央	4	13.8	9	10.8	7		1					1
尾三	6	20.7	26	31.3	4		16		3	3		
福山・府中	6	20.7	9	10.8		2	3		4			
備北												

資料：県環境保全課、広島市、福山市、呉市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政区画による。

30 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等

(平成28年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1		2		3		4		5
					コークス炉	鉱物のたい積場	土石のたい積場	ベルトコンベア	バケットコンベア	破砕機	磨砕機	ふるい	
構成比(%)	-	-	100	-	0.4	4.4	11.6	53.8	0.5	12.1	2.2	15.0	
総計	301	100	2,335	100	9	102	271	1,256	12	283	52	350	
広島	73	24.3	302	12.9	0	4	43	168	4	49	7	27	
広島西	10	3.3	37	1.6	0	1	10	19	0	5	0	2	
呉	33	11.0	599	25.7	0	21	31	435	6	39	10	57	
芸北	18	6.0	162	6.9	0	0	25	83	0	27	1	26	
広島中央	43	14.3	172	7.4	0	3	31	79	0	31	7	21	
尾三	31	10.3	158	6.8	0	0	30	74	0	37	0	17	
福山・府中	46	15.3	665	28.5	9	73	52	344	2	60	3	122	
備北	47	15.6	240	10.3	0	0	49	54	0	35	24	78	

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は，大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

2 端数処理のため，合計値が合わない場合がある。

3 区分は，広域行政圏による。

31 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等(電気・ガス工作物，鉱山保安法関係)

(平成28年3月31日現在)

区分	電気事業法関係								鉱山保安法関係									
	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	2	3	4	5	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	2		3	4		5
					鉱物のたい積場	ベルトコンベア	破砕機	ふるい					鉱物のたい積場	土石のたい積場	ベルトコンベア	破砕機	磨砕機	ふるい
構成比(%)	-	-	100	-	12.1	80.3	3.0	4.5	-	-	100	-	9.1	31.4	4.5	33.3	5.9	1.5
総計	4	100	66	100	8	53	2	3	10	100	51	100	6	16	3	22	3	1
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島西	2	50	3	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芸北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島中央	2	50	63	95	5	53	2	3	2	20	7	14	5	0	1	1	0	0
尾三	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山・府中	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	9	18	1	0	1	7	0	0
備北	0	0	0	0	0	0	0	0	7	70	35	69	0	16	1	14	3	1

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は，大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

2 ガス工作物に係る施設はない。

3 端数処理のため，合計値が合わない場合がある。

4 区分は，広域行政圏による。

32 生活環境保全条例に定める粉じん関係特定施設数等

(平成28年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1		2		3		4					5			6		7	
					粉砕施設	粉砕施設	原料粉砕施設	ふるい分施設	粉砕施設	セメントサイロ	セメントホッパー	パッチャープラント	砂利選別施設	ふるい分施設	自動包装施設	粉砕施設	ふるい分施設	自動包装施設	切断施設	成型施設	たい積場	製造施設
構成比(%)	-	-	100	-	1.0	3.1	6.1	7.8	0.7	17.5	1.2	8.7	0.0	1.2	0.4	10.1	22.8	2.8	6.5	8.3	1.0	0.8
総計	566	100	2,553	100	26	78	156	198	17	446	31	221	1	31	11	258	582	71	167	213	26	20
広島	128	22.6	489	19.2	0	30	45	59	1	97	7	41	0	2	4	50	60	0	20	62	10	1
広島西	21	3.7	141	5.5	2	35	1	1	0	13	0	7	0	1	0	6	10	0	41	17	3	4
呉	48	8.5	262	10.3	0	0	26	7	1	45	1	24	1	5	0	54	90	1	0	0	1	6
芸北	46	8.1	134	5.2	0	0	1	15	1	40	2	27	0	1	0	12	32	0	0	0	0	3
広島中央	76	13.4	260	10.2	2	10	14	26	2	57	0	32	0	1	0	31	62	2	13	6	0	2
尾三	100	17.7	342	13.4	13	2	29	36	7	67	2	38	0	8	4	32	75	0	13	15	0	1
福山・府中	91	16.1	507	19.9	8	0	32	33	3	61	12	26	0	8	3	41	111	1	46	110	12	0
備北	56	9.9	418	16.4	1	1	8	21	2	66	7	26	0	5	0	32	142	67	34	3	0	3

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町
 (注) 1 施設名の欄の数字は、広島県生活環境の保全等に監査する条例施行規則別表第5に掲げる項番号である。
 2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
 3 区分は、広域行政圏による。

33 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況

(平成27年度)

	立入検査																	
	一般立入		緊急時立入		総量規制立入		環境保全協立入		煙道等測定						自主煙道等測定立入			
	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	測定項目						延工場・事業場数	延施設数
											硫黄酸化物	ばいじん	窒素酸化物	塩化水素等	VOC	石綿		
総計	816	2,908	0	0	0	0	47	842	19	14	5	5	5	4	5	19	3	3
大気汚染防止法	671	2,424	0	0	0	0	31	826	19	14	5	5	5	4	5	19	3	3
生活環境保全条例	145	484	0	0	0	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(平成27年度)

	立入検査						行政指導	行政処分
	重油中硫黄分測定		事業処理立入		合計			
	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数		
総計	36	41	42	154	963	3,767	27	0
大気汚染防止法	36	41	37	119	797	3,267	25	0
生活環境保全条例	0	0	5	35	166	500	2	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町
 (注) 特定粉じん排出等作業における煙道等測定については、工場・事業場数に計上し、施設数には計上していない。

第2 水環境

1 水質環境基準の水域類型の指定状況

(1) 河川のBODに係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川	小瀬川(1) (前瀬橋より上流で(弥栄ダム貯水池(弥栄湖)(全域)及び小瀬川ダム貯水池(小瀬川ダム湖)(全域)に係る部分に限る。)を除く)	A A	イ	S48. 3. 31	国	小瀬川水域
	小瀬川(2) (前瀬橋から中市井堰まで)	A	イ			
	小瀬川(3) (中市井堰より下流)	B	イ			
	玖島川 (渡之瀬ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域)	A	イ	S51. 4. 13	県	小瀬川関連支川水域
永慶寺川	永慶寺川 (全域)	B	イ	S51. 4. 13	県	広島湾西部及び広島湾流入河川水域
可愛川	可愛川 (全域)	B	イ			
御手洗川	御手洗川 (全域)	B	イ			
八幡川	八幡川上流(郡橋より上流)	A	イ	S50. 6. 13	県	八幡川水域
	八幡川下流(郡橋より下流)	B	ハ			
太田川	太田川上流(行森川合流点より祇園水門まで)	A	イ	S45. 9. 1	国	広島市内水域
	太田川下流(祇園水門より下流)	B	イ			
	旧太田川 (全域)	A	イ			
	天満川 (全域)	A	イ			
	元安川 (全域)	A	イ			
	京橋川 (全域)	A	イ			
	猿猴川 (全域)	B	イ	S45. 9. 1	県	太田川関連支川水域
	太田川上流(一)(明神橋より上流)	A A	イ	S50. 6. 13	県	
	太田川上流(二)(明神橋から行森川合流点まで)	A	イ			
	柴木川 (全域)	A A	イ			
	筒賀川 (全域)	A	イ			
	滝山川 (温井ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域)	A	イ			
	丁川 (全域)	A	イ			
	水内川 (全域)	A	イ			
	西宗川 (全域)	A	イ			
	吉山川 (全域)	A	イ			
	鈴張川 (全域)	A	イ			
	根谷川上流(代田一合橋より上流)	A	イ			
	根谷川下流(代田一合橋より下流)	B	ロ			
	三篠川 (全域)	A	イ			
	安川 (全域)	B	ハ			
	古川下流(安川合流点より下流)	B	ハ			
	府中大川 (全域)	D	ハ			
瀬野川	瀬野川 (全域)	B	ハ			S45. 9. 1
二河川	二河川 (全域)	A	ハ	S49. 4. 2	県	二河川水域
黒瀬川	黒瀬川 (全域)	A	ハ	S49. 4. 2	県	黒瀬川水域
	三永川 (全域)	A	ハ			
	温井川 (全域)	A	イ			
	古河川 (全域)	A	イ			
	松板川 (全域)	A	イ			
	イラスケ川 (全域)	A	イ			
野呂川	野呂川 (全域)	B	イ	S51. 4. 13	県	瀬戸内海中部流入河川水域
高野川	高野川 (全域)	A	イ			
三津大川	三津大川 (全域)	B	イ			
木谷郷川	木谷郷川 (全域)	A	イ			
賀茂川	賀茂川 (全域)	A	イ	S50. 6. 13	県	賀茂川水域
沼田川	沼田川上流(潮止め堰より上流)	A	イ	S48. 2. 27	県	沼田川水域
	沼田川下流(潮止め堰より下流)	B	イ			
	入野川 (全域)	A	イ			
	椋梨川 (全域)	A	イ			
	仏通寺川 (全域)	A	イ			

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
和久原川	和久原川（全域）	C	イ	S51.4.13	県	燧灘北西部流入河川水域
栗原川	栗原川（全域）	C	ハ			
藤井川	藤井川上流（木梨川合流点より上流）	A	イ	S50.6.13	県	藤井川水域
	藤井川下流（木梨川合流点より下流）	B	イ			
本郷川	本郷川上流（東大橋より上流）	B	イ	S51.4.13	県	燧灘北西部流入河川水域
	本郷川下流（東大橋より下流）	B	ハ			
羽原川	羽原川（全域）	C	ハ			
山南川	山南川（全域）	B	ロ			
芦田川	芦田川上流（府中大橋より上流であって三川ダム貯水池の水域及び八田原ダム貯水池の水域に係る部分を除いたもの）	A	イ	S48.2.27	県	芦田川水域
	芦田川中流（一）（府中大橋から高屋川合流点まで）	A	ロ			
	芦田川中流（二）（高屋川合流点から瀬戸川合流点まで）	A	ハ			
	芦田川下流（瀬戸川合流点より下流）	B	ハ			
	御調川（全域）	A	イ			
	高屋川中流（岡山県との県境から西日本旅客鉄道株式会社福塩線橋梁まで）	A	イ			
	高屋川下流（西日本旅客鉄道株式会社福塩線橋梁から芦田川合流点まで）	B	ハ			
	瀬戸川上流（瀬戸池堰堤より上流）	A	イ			
	瀬戸川下流（瀬戸池堰堤から芦田川合流点まで）	B	ハ			
江の川	江の川（全域で（土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）に係る部分に限る。）を除く）	A	イ	S48.3.31	国	江の川水域
	志路原川（全域）	A	イ	S51.4.13	県	江の川関連支川水域
	多治比川（全域）	A	イ			
	本村川（安芸高田市地内において江の川と合流するもの。全域）	A	イ			
	板木川（全域）	A	イ			
	馬洗川（全域）	A	イ			
	上下川（全域）	A	イ			
	田総川（全域）	A	イ			
	美波羅川（全域）	A	イ			
	西城川（全域）	A	イ			
	川北川（全域）	A	イ			
	比和川（全域）	A	イ			
	神野瀬川（全域）	A	イ			
生田川（全域）	A	イ				
高梁川	成羽川（全域）	A	イ	S45.9.1	国	高梁川水域
	小田川上流（淀平堰より上流）	A	イ	S54.3.30	県	高梁川関連支川水域
	帝釈川（帝釈川ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域）	A	イ			

(2) 河川の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川	小瀬川上流（中市堰より上流に限る。ただし、弥栄ダム貯水池（弥栄湖）（全域）及び小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）（全域）を除く。）	生物A	イ	H22.9.24	国	小瀬川水域
	小瀬川下流（中市堰より下流に限る。）	生物B	イ			
江の川	江の川上流（大倉谷川合流点より上流に限る。）	生物A	イ	H22.9.24	国	江の川水域
	江の川下流（大倉谷川合流点より下流に限る。ただし、土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）を除く。）	生物B	イ			

(3) 湖沼のCODに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼A	イ	H13. 3. 30	国	江の川水系の江の川の一部
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼A	イ	H13. 3. 30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
三川ダム貯水池 (神農湖)	湖沼A	ハ	H17. 4. 25	県	芦田川水系の芦田川の一部
八田原ダム貯水池 (芦田湖)	湖沼A	イ	H17. 4. 25	県	芦田川水系の芦田川の一部
渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	湖沼A	イ	H18. 3. 2	県	小瀬川水系の玖島川の一部
温井ダム貯水池 (龍姫湖)	湖沼A	イ	H18. 3. 2	県	太田川水系の滝山川の一部
帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	湖沼A	ハ	H18. 3. 2	県	高梁川水系の帝釈川の一部

(4) 湖沼の全窒素及び全りんに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼Ⅱ	ニ	H22. 9. 24	国	江の川水系の江の川の一部 暫定目標（平成32年度） 全窒素 0.43mg/L 全りん 0.018mg/L
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼Ⅱ	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼Ⅱ	ハ	H13. 3. 30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
三川ダム貯水池 (神農湖)	湖沼Ⅲ	イ	H24. 11. 1	県	芦田川水系の芦田川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
八田原ダム貯水池 (芦田湖)	湖沼Ⅲ	ハ	H17. 4. 25	県	芦田川水系の芦田川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	湖沼Ⅱ	ニ	H24. 11. 1	県	小瀬川水系の玖島川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標（平成29年度） 全りん 0.014mg/L
温井ダム貯水池 (龍姫湖)	湖沼Ⅱ	イ	H18. 3. 2	県	太田川水系の滝山川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	湖沼Ⅲ	イ	H18. 3. 2	県	高梁川水系の帝釈川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。

(5) 湖沼の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼生物B	イ	H22. 9. 24	国	江の川水系の江の川の一部
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼生物A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼生物A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部

(6) 海域のCODに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
大竹港(1)	海域C	□	S45.9.1	国	広島湾西部水域
〃(2)	海域B	□			
大竹・岩国地先海域	海域A	□			
広島湾西部	海域A	イ			
海田湾	海域B	イ	S49.10.1	県	広島湾水域
広島市地先海域	海域A	□			
五日市・廿日市地先海域	海域A	ハ			
広島湾	海域A	イ			
呉地先海域(一)	海域C	□	S48.2.27	県	呉地先水域
呉地先海域(二)	海域B	□			
呉地先海域(三)	海域A	イ			
安芸津・安浦地先海域	海域A	イ	S49.4.2	県	安芸津・安浦地先水域
燧灘北西部	海域A	イ	S49.5.13	国	燧灘北西部水域
箕島町地先海域	海域B	イ	S49.5.13	国	備讃瀬戸水域
備讃瀬戸	海域A	イ			

(注) 大竹港(1)については、測定を休止しており、環境基準達成の評価は行っていない。

(7) 海域の全窒素及び全磷に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
大竹・岩国地先海域	海域Ⅱ	イ	H9.4.28	国	広島湾西部水域
広島湾西部	海域Ⅱ	イ			
広島湾北部	海域Ⅲ	イ	H9.4.10	県	広島湾水域
広島湾南部	海域Ⅱ	□			
呉地先海域	海域Ⅱ	イ	H9.4.10	県	呉地先水域
安芸津・安浦地先海域	海域Ⅱ	イ	H9.4.10	県	安芸津・安浦地先水域
燧灘北西部	海域Ⅱ	イ	H9.4.28	国	燧灘北西部水域
箕島町地先海域	海域Ⅳ	イ	H9.4.28	国	備讃瀬戸水域
備讃瀬戸(□)(北西部)	海域Ⅱ	イ			

(8) 海域の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
備讃瀬戸(全域。ただし、備讃瀬戸(イ)、(□)に係る部分を除く。)	海域生物A	イ	H27.3.31	国	備讃瀬戸水域
備讃瀬戸(イ)	海域生物特A	イ			
備讃瀬戸(□)	海域生物特A	イ			

資料：県環境保全課

(注) 達成期間の分類は、次のとおりである(以下、この章において同じ。)

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「□」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 3 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
- 4 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

2 環境基準の達成状況(BOD又はCOD)

(平成27年度)

区分	類型	達成期間	環境基準 類型指定 水域数	達成水域数	達成率 (%)		
					27年度	22~26年度 (平均)	
河川 (BOD)	AA	イ	3	3	100	93	
		A	イ	49	48	98	98
			ロ	1	1	100	100
			ハ	4	3	75	60
	B	イ	11	11	100	98	
		ロ	2	2	100	100	
		ハ	8	8	100	73	
	C	イ	1	1	100	100	
		ハ	2	2	100	100	
	D	ハ	1	1	100	100	
合計			82	80	98	94	
湖沼 (COD)	A	イ	6	6	100	67	
		ハ	2	1	50	90	
	合計			8	7	88	63
海域 (COD)	A	イ	6	3	50	54	
		ロ	2	0	0	0	
		ハ	1	0	0	0	
	B	イ	2	0	0	40	
		ロ	2	2	100	70	
	C	ロ	1	1	100	100	
	合計			14	6	43	46

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域（江の川，備讃瀬戸，燧灘北西部，大竹・岩国地先海域，広島湾西部）については，広島県水域区内を一環境基準類型指定水域とみなして判定した。

2 河川の環境基準類型指定水域数については，環境基準点のない成羽川及び小田川を除いている。

3 環境基準の達成状況(全窒素及び全りん)

(平成27年度)

区分	類型	達成期間	全窒素				全りん			
			環境基準 類型指定 水域数	達成 水域数	達成率 (%)		環境基準 類型指定 水域数	達成 水域数	達成率 (%)	
					27年度	22~26 年度 (平均)			27年度	22~26 年度 (平均)
湖沼	II	イ	1	0	0	0	2	2	100	100
		ハ	0	0	0	0	1	0	0	52
		ニ	0	0	0	0	2	0	0	3
	III	イ	0	0	0	0	2	1	50	100
		ハ	0	0	0	0	1	1	100	72
	合計			1	0	0	0	8	4	50
海域	II	イ	6	6	100	97	6	6	100	100
		ロ	1	1	100	100	1	1	100	100
	III	イ	1	1	100	100	1	1	100	100
	IV	イ	1	0	0	20	1	1	100	100
	合計			9	8	89	89	9	9	100

資料：県環境保全課

(注) 県際水域（江の川，備讃瀬戸，燧灘北西部，大竹・岩国地先海域，広島湾西部）については，広島県水域区内を一環境基準類型指定水域とみなして判定した。

4 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

(平成27年度)

区分	類型	達成期間	環境基準 類型指定 水域数	達成水域数	達成率 (%)				
					全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)
					27年度	24~26 年度 (平均)	27年度	26年度	
河川	生物A	イ	2	2	100	100	100	100	100
	生物B	イ	2	2	100	100	100	100	100
	合計			4	4	100	100	100	100
湖沼	生物A	イ	2	2	100	100	100	100	100
	生物B	イ	1	1	100	100	100	100	100
	合計			3	3	100	100	100	100
海域	生物A	イ	1	1	100	100	100	100	100
	生物特A	イ	(注) 2	1	100	100	100	100	100
	合計			3	2	100	100	100	100

資料：県環境保全課

(注) 海域生物特A類型は指定2水域のうち1水域のみ測定。

5 水域別環境基準(BOD, COD)の達成状況

(1) 河川 (BOD)

(平成27年度)

水系名	水域 番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				状況
							合計	x/y=100%	100%> x/y ≥50%	50%> x/y ≥25%	
小瀬川	1	小瀬川(1)	AA	イ	1	1	0	0	0	0	○
	2	小瀬川(2)	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	3	小瀬川(3)	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
	4	玖島川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
永慶寺川	5	永慶寺川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
御手洗川	6	御手洗川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
可愛川	7	可愛川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
八幡川	8	八幡川上流	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
	9	八幡川下流	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
太田川	10	太田川上流(一)	AA	イ	1	1	0	0	0	0	○
	11	太田川上流(二)	A	イ	4	4	0	0	0	0	○
	12	太田川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	13	太田川下流	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
	14	柴木川	AA	イ	1	1	0	0	0	0	○
	15	筒賀川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	16	滝山川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	17	丁川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	18	水内川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	19	西宗川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	20	吉山川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	21	鈴張川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	22	根谷川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	23	根谷川下流	B	ロ	1	1	0	0	0	0	○
	24	三篠川	A	イ	4	4	0	0	0	0	○
	25	安川	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
	26	古川下流	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
	27	旧太田川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	28	京橋川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	29	天満川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
30	元安川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○	
31	府中大川	D	ハ	1	1	0	0	0	0	○	
32	猿猴川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○	
瀬野川	33	瀬野川	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
二河川	34	二河川	A	ハ	3	3	0	0	0	0	○
黒瀬川	35	黒瀬川	A	ハ	4	3	1	0	1	0	×
	36	三永川	A	ハ	1	1	0	0	0	0	○
	37	古河川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	38	温井川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	39	松板川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	40	イラスケ川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○

水系名	水域 番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				達成 状況
							合計	x/y=100%	100%> x/y ≥50%	50%> x/y ≥25%	
野呂川	41	野呂川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
高野川	42	高野川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
三津大川	43	三津大川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
木谷郷川	44	木谷郷川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
賀茂川	45	賀茂川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
沼田川	46	沼田川上流	A	イ	3	3	0	0	0	0	○
	47	沼田川下流	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
	48	入野川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	49	椋梨川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	50	仏通寺川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
和久原川	51	和久原川	C	イ	1	1	0	0	0	0	○
栗原川	52	栗原川	C	ハ	1	1	0	0	0	0	○
藤井川	53	藤井川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	54	藤井川下流	B	イ	2	2	0	0	0	0	○
本郷川	55	本郷川上流	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
	56	本郷川下流	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
羽原川	57	羽原川	C	ハ	1	1	0	0	0	0	○
山南川	58	山南川	B	ロ	1	1	0	0	0	0	○
芦田川	59	芦田川上流	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
	60	芦田川中流(一)	A	ロ	2	2	0	0	0	0	○
	61	芦田川中流(二)	A	ハ	1	1	0	0	0	0	○
	62	芦田川下流	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
	63	御調川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	64	高屋川中流	A	イ	1	0	1	0	0	1	×
	65	高屋川下流	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
	66	瀬戸川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	67	瀬戸川下流	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
江の川	68	江の川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
	69	志路原川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	70	多治比川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	71	本村川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	72	板木川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	73	馬洗川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
	74	上下川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	75	田総川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	76	美波羅川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	77	西城川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
	78	川北川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	79	比和川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	80	神野瀬川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	81	生田川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
高梁川	82	帝釈川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域については、広島県水域内で一環境基準類型水域とみなし判定した。

2 x：環境基準に適合していない日数，y：総測定日数

(2) 湖沼 (COD)

(平成27年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				達成 状況
						合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	50%>x/y ≥25%	
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	A	ハ	1	0	1	0	0	1	×
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	A	ハ	1	1	0	0	0	0	○

資料：県環境保全課

(注) x：環境基準に適合していない日数，y：総測定日数

(3) 海域 (COD)

(平成27年度)

水系名	水域 番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				達成 状況
							合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	50%>x/y ≥25%	
広島湾西部	102	大竹港(2)	B	□	1	1	0	0	0	0	○
	103	大竹・岩国地先海域	A	□	3	0	3	0	3	0	×
	104	広島湾西部	A	イ	2	0	2	0	1	1	×
広島湾	105	五日市・廿日市地先海域	A	ハ	1	0	1	0	1	0	×
	106	広島市地先海域	A	□	1	0	1	0	1	0	×
	107	海田湾	B	イ	2	0	2	0	2	0	×
	108	広島湾	A	イ	6	0	6	0	6	0	×
呉地先	109	呉地先海域(一)	C	□	1	1	0	0	0	0	○
	110	呉地先海域(二)	B	□	1	1	0	0	0	0	○
	111	呉地先海域(三)	A	イ	6	6	0	0	0	0	○
安芸津・安浦地先	112	安芸津・安浦地先海域	A	イ	4	4	0	0	0	0	○
燧灘北西部	113	燧灘北西部	A	イ	6	6	0	0	0	0	○
備讃瀬戸	114	備讃瀬戸	A	イ	1	0	1	0	0	1	×
	115	箕島町地先海域	B	イ	2	1	1	0	0	1	×

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域については、広島県水域内で一環境基準類型水域とみなし判定した。

2 x：環境基準に適合していない日数，y：総測定日数

6 水域別環境基準(全窒素及び全りん)の達成状況

(1) 湖沼

(平成27年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	全窒素		全りん	
					年間平均値	達成状況	年間平均値	達成状況
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	Ⅱ	ニ	1	0.41	—	0.023	×(×)
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	Ⅱ	イ	1	0.28	—	0.01	○
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	Ⅱ	ハ	1	0.35	—	0.012	×
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	Ⅱ	イ	1	0.31	—	0.008	○
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	Ⅲ	イ	1	0.6	—	0.035	×
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	Ⅲ	ハ	1	0.63	—	0.024	○
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	Ⅱ	ニ	1	0.76	×(×)	0.029	×(×)
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	Ⅲ	イ	1	0.5	—	0.02	○

資料：県環境保全課

(注) 達成状況の()内は、暫定基準の達成状況を示す。

暫定基準適用水域：土師ダム貯水池(全窒素 0.43 mg/l, 全りん 0.018 mg/l)

渡之瀬ダム貯水池(全りん 0.014 mg/l)

(2) 海域

(平成27年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	全窒素		全りん	
					水域内全平均	達成状況	水域内全平均	達成状況
広島湾西部	大竹・岩国地先海域	Ⅱ	イ	3	0.27	○	0.022	○
	広島湾西部	Ⅱ	イ	2	0.17	○	0.021	○
広島湾	広島湾北部	Ⅲ	イ	3	0.38	○	0.037	○
	広島湾南部	Ⅱ	ロ	3	0.21	○	0.024	○
呉地先	呉地先海域	Ⅱ	イ	3	0.15	○	0.023	○
安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域	Ⅱ	イ	3	0.17	○	0.024	○
燧灘北西部	燧灘北西部	Ⅱ	イ	6	0.15	○	0.023	○
備讃瀬戸	備讃瀬戸(口)	Ⅱ	イ	1	0.17	○	0.021	○
	算島町地先海域	Ⅳ	イ	2	1.1	×	0.049	○

資料：県環境保全課

(注) 県際水域については、広島県水域区内で一環境基準類型指定水域とみなし判定した。

7 水域別水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

(1) 河川

(平成27年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
					基準を満足する地点数	達成状況	基準を満足する地点数	達成状況	基準を満足する地点数	達成状況
小瀬川	小瀬川上流	生物A	イ	2	2	○	2	○	2	○
	小瀬川下流	生物B	イ	1	1	○	1	○	1	○
江の川	江の川上流	生物A	イ	1	1	○	1	○	1	○
	江の川下流	生物B	イ	2	2	○	2	○	2	○

資料：県環境保全課

(2) 湖沼

(平成27年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
					基準を満足する地点数	達成状況	基準を満足する地点数	達成状況	基準を満足する地点数	達成状況
小瀬川	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	生物A	イ	1	1	○	1	○	1	○
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	生物A	イ	1	1	○	1	○	1	○
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	生物B	イ	1	1	○	1	○	1	○

資料：県環境保全課

(3) 海域

(平成27年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
					基準を満足する地点数	達成状況	基準を満足する地点数	達成状況	基準を満足する地点数	達成状況
備讃瀬戸	備讃瀬戸(全域)	生物A	イ	1	1	○	1	○	1	○
	備讃瀬戸(イ)	生物特A	イ	1	1	○	1	○	1	○

資料：県環境保全課

8 健康項目の環境基準値を超える割合

測定項目	27年度				26年度				環境基準値	環境基準の評価方法
	調査検体数	環境基準値を超える検体数	調査地点数	環境基準値不適合地点数	調査検体数	環境基準値を超える検体数	調査地点数	環境基準値不適合地点数		
カドミウム	226	0	133	0	227	0	133	0	0.003mg/L 以下	年間平均値による
全シアン	226	0	133	0	227	0	133	0	検出されないこと	年間最高値による
鉛	249	0	138	0	250	0	138	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
六価クロム	226	0	133	0	227	0	133	0	0.05mg/L 以下	年間平均値による
砒素	239	0	138	0	240	0	138	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
総水銀	226	0	133	0	227	0	133	0	0.0005mg/L 以下	年間平均値による
アルキル水銀	49	0	31	0	42	0	24	0	検出されないこと	年間の全検体において不検出
PCB	144	0	101	0	145	0	101	0	検出されないこと	年間の全検体において不検出
ジクロロメタン	127	0	73	0	129	0	75	0	0.02mg/L 以下	年間平均値による
四塩化炭素	129	0	74	0	131	0	76	0	0.002mg/L 以下	年間平均値による
1,2-ジクロロエタン	127	0	73	0	129	0	75	0	0.004mg/L 以下	年間平均値による
1,1-ジクロロエチレン	124	0	73	0	126	0	75	0	0.1mg/L 以下	年間平均値による
シス-1,2-ジクロロエチレン	124	0	73	0	126	0	75	0	0.04mg/L 以下	年間平均値による
1,1,1-トリクロロエタン	130	0	75	0	132	0	77	0	1mg/L 以下	年間平均値による
1,1,2-トリクロロエタン	124	0	73	0	126	0	75	0	0.006mg/L 以下	年間平均値による
トリクロロエチレン	131	0	76	0	133	0	78	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
テトラクロロエチレン	131	0	76	0	133	0	78	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
1,3-ジクロロプロペン	124	0	73	0	126	0	75	0	0.002mg/L 以下	年間平均値による
チウラム	124	0	73	0	126	0	75	0	0.006mg/L 以下	年間平均値による
シマジン	124	0	73	0	126	0	75	0	0.003mg/L 以下	年間平均値による
チオベンカルブ	124	0	73	0	126	0	75	0	0.02mg/L 以下	年間平均値による
ベンゼン	124	0	73	0	126	0	75	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
セレン	122	0	71	0	126	0	75	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
硝酸性及び亜硝酸性窒素	425	0	101	0	407	0	102	0	10mg/L 以下	年間平均値による
ふっ素	157	0	80	0	158	0	80	0	0.8mg/L 以下	年間平均値による
ほう素	157	0	80	0	158	0	80	0	1mg/L 以下	年間平均値による
1,4-ジオキサン	100	0	73	0	102	0	75	0	0.05mg/L 以下	年間平均値による
合 計	4,313	0	2,376	0	4,331	0	2,404	0	—	—

資料：中国地方整備局，県環境保全課，広島市，呉市，竹原市，三原市，福山市，東広島市，廿日市市

(注) 1 海域については，ふっ素及びほう素の環境基準値を適用しない。

2 ほう素の調査地点数には，河川の調査地点のうち海水の影響により環境基準を超えた地点は含まれていない。

9 生活環境項目の環境基準に適合しない割合(河川)

(平成27年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		
				27年度	22~26年度(平均)	
AA (3)	pH	36	0	0	4	6.5以上8.5以下
	DO	36	1	3	10	7.5mg/L以上
	BOD	36	1	3	14	1mg/L以下
	SS	36	0	0	0	25mg/L以下
	大腸菌群数	36	28	78	73	50MPN/100mL以下
	小計	180	30	17	21	
A (111)	pH	1,492	35	2	4	6.5以上8.5以下
	DO	1,492	67	5	5	7.5mg/L以上
	BOD	1,492	104	7	10	2mg/L以下
	SS	1,492	10	1	0	25mg/L以下
	大腸菌群数	1,486	1082	73	62	1000MPN/100mL以下
	小計	7,454	1298	17	16	
B (35)	pH	522	19	4	5	6.5以上8.5以下
	DO	522	1	0	0	5mg/L以上
	BOD	522	5	1	5	3mg/L以下
	SS	522	7	1	1	25mg/L以下
	大腸菌群数	522	278	53	51	5000MPN/100mL以下
	小計	2,610	310	12	12	
C (3)	pH	36	4	11	16	6.5以上8.5以下
	DO	36	0	0	1	5mg/L以上
	BOD	36	0	0	1	5mg/L以下
	SS	36	0	0	0	50mg/L以下
	小計	144	4	3	4	
D (2)	pH	18	1	6	5	6.0以上8.5以下
	DO	18	0	0	0	2mg/L以上
	BOD	18	0	0	1	8mg/L以下
	SS	18	0	0	0	100mg/L以下
	小計	72	1	1	1	
合計 (154)	pH	2,104	59	3	4	
	DO	2,104	69	3	4	
	BOD	2,104	110	5	9	
	SS	2,104	17	1	1	
	大腸菌群数	2,044	1388	68	60	
	合計	10,460	1643	16	15	

資料：中国地方整備局，県環境保全課，広島市，呉市，竹原市，三原市，福山市，庄原市，東広島市，廿日市市，熊野町，坂町

(注) () 内は，測定地点数。

10 生活環境項目の環境基準に適合しない割合(湖沼)

(1) COD等

(平成27年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				平成27年度	平成22～26年度(平均)	
A (8)	pH	288	23	8	5	6.5以上8.5以下
	DO	288	86	30	26	7.5mg/L以上
	COD	288	43	15	27	3mg/L以下
	SS	288	17	6	0	5mg/L以下
	大腸菌群数	288	99	34	2	100MPN/100mL以下
	小計	1440	268	19	16	
合計 (8)	pH	288	23	8	5	
	DO	288	86	30	26	
	COD	288	43	15	27	
	SS	288	17	6	0	
	大腸菌群数	288	99	34	2	
	合計	1440	268	19	16	

資料：中国地方整備局，県環境保全課

(注) 環境基準類型の欄の()は，測定地点数である。

(2) 全窒素及び全りん

(平成27年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				平成27年度	平成22～26年度(平均)	
II (5)	全窒素	12	12 (12)	100 (100)		0.2mg/L以下
	全りん	60	36 (33)	60 (55)		0.01mg/L以下
III (3)	全窒素	-	-	-		0.4mg/L以下
	全りん	36	11 (11)	31 (31)		0.03mg/L以下
合計 (8)	全窒素	12	12 (12)	100 (100)		
	全りん	96	47 (44)	49 (46)		

資料：中国地方整備局，県環境保全課

(注) 1 表層の検体についての割合等を示す。

2 環境基準類型の欄の()は，測定地点数である。

3 環境基準値を超える検体数及び不適合率の欄の()内は，暫定基準値を適用した場合の数値である。

11 生活環境項目の環境基準に適合しない割合(海域)

(1) COD等

(平成27年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				平成27年度	平成22～26年度(平均)	
A (52)	pH	1360	28	2	5	7.8以上8.3以下
	DO	1313	236	18	26	7.5mg/L以上
	COD	1584	501	32	27	2.0mg/L以下
	油分等 (n-4ヶ所)	346	0	0	0	0.5mg/L以下
	大腸菌群数	640	6	1	2	100MPN/100mL以下
	小計	5243	771	15	16	
B (7)	pH	192	8	4	8	7.8以上8.3以下
	DO	180	3	2	1	5mg/L以上
	COD	192	61	32	22	3mg/L以下
	油分等 (n-4ヶ所)	74	0	0	0	0.5mg/L以下
	小計	638	72	11	9	
C (1)	pH	36	0	0	0	7.0以上8.3以下
	DO	36	0	0	0	2mg/L以上
	COD	36	1	3	0	8mg/L以下
	小計	108	1	1	0	
合計 (59)	pH	1588	36	2	5	
	DO	1529	239	16	22	
	COD	1812	563	31	26	
	油分等 (n-4ヶ所)	420	0	0	0	
	大腸菌群数	640	6	1	2	
	合計	5989	844	14	15	

資料：県環境保全課，広島市，呉市，竹原市，福山市

(注) 環境基準類型の欄の()は，測定地点数である。

(2) 全窒素及び全りん

(平成27年度)

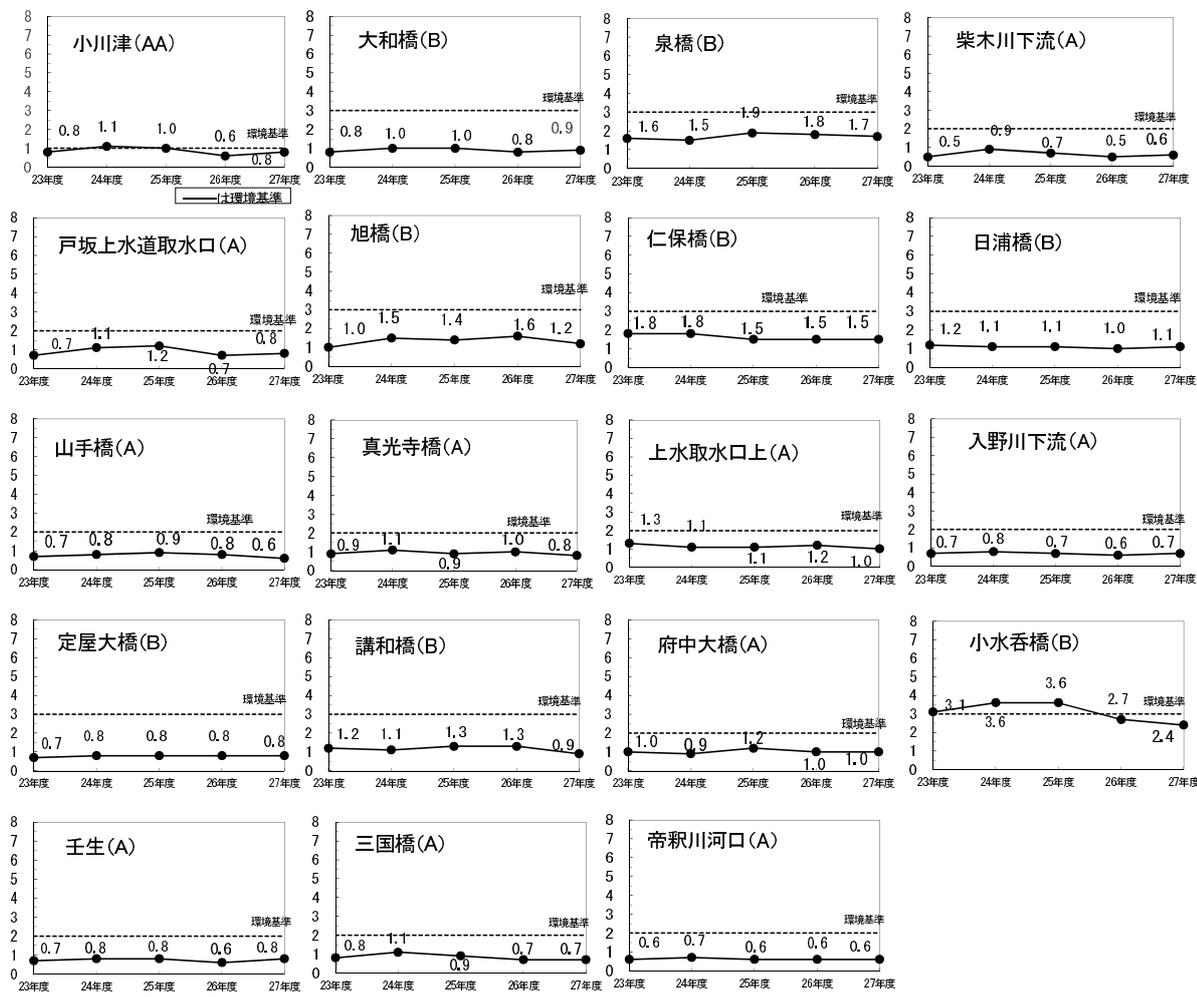
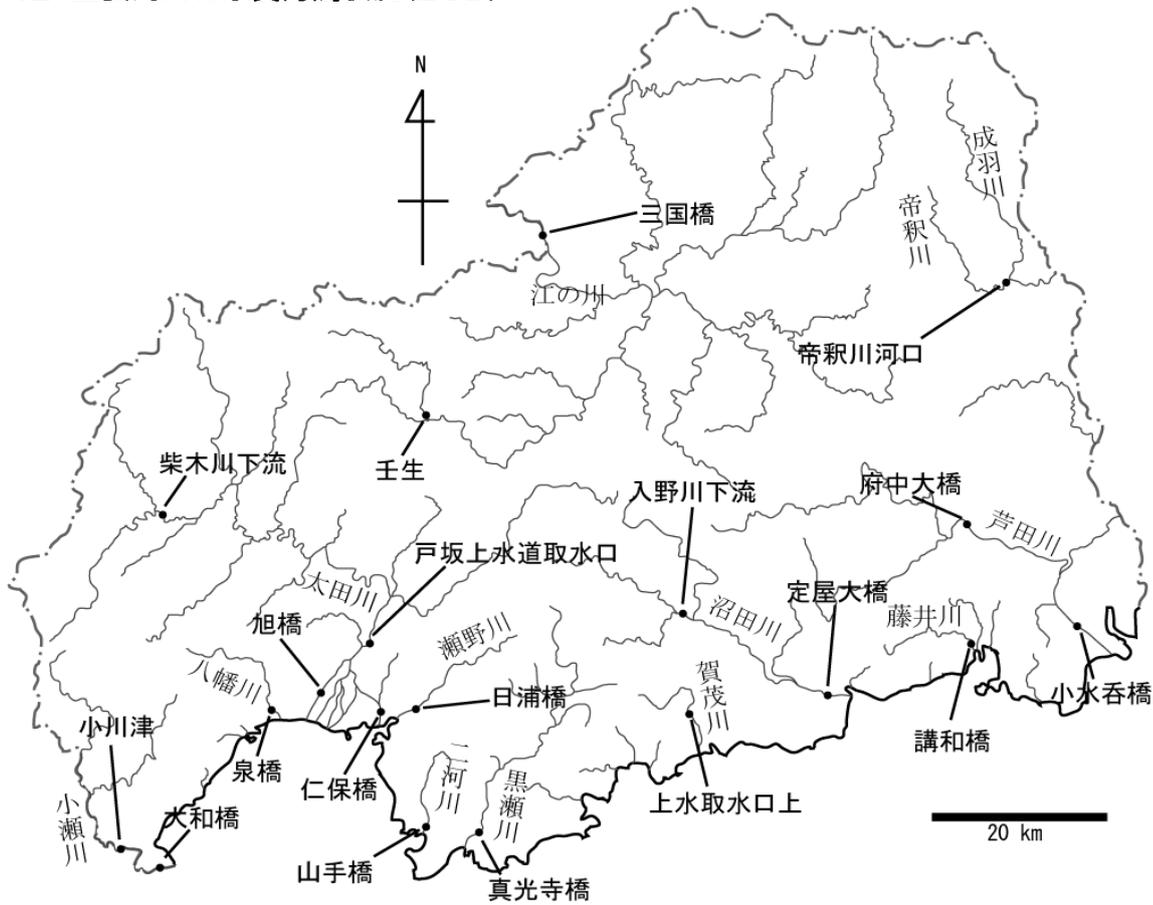
環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				平成27年度	平成22～26年度(平均)	
II (39)	全窒素	460	43	9	9	0.3mg/L以下
	全りん	460	99	22	16	0.03mg/L以下
III (8)	全窒素	96	13	14	14	0.6mg/L以下
	全りん	96	18	19	26	0.05mg/L以下
IV (2)	全窒素	24	9	38	49	1mg/L以下
	全りん	24	2	8	6	0.09mg/L以下
合計 (49)	全窒素	580	65	11	11	
	全りん	580	119	21	18	

資料：県環境保全課，広島市，呉市，竹原市，福山市

(注) 1 表層の検体についての割合を示す。

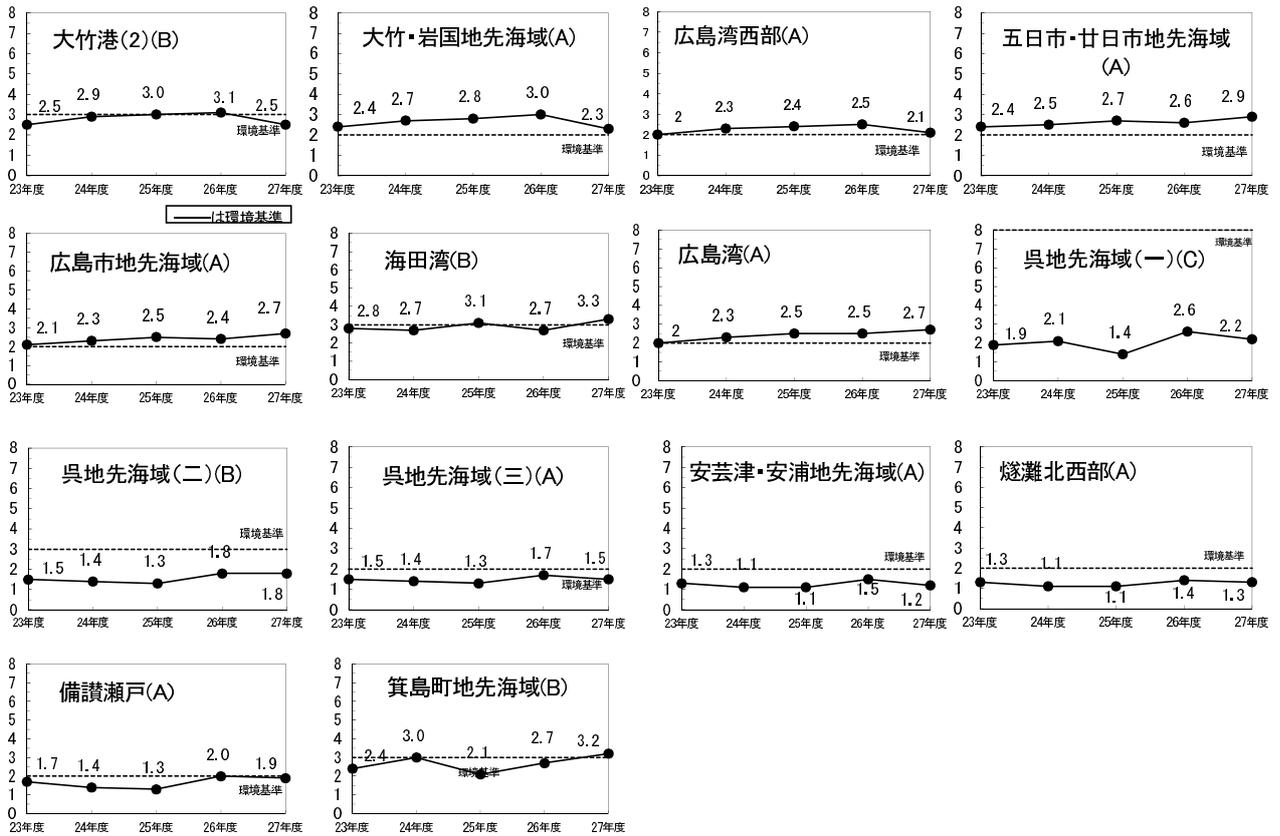
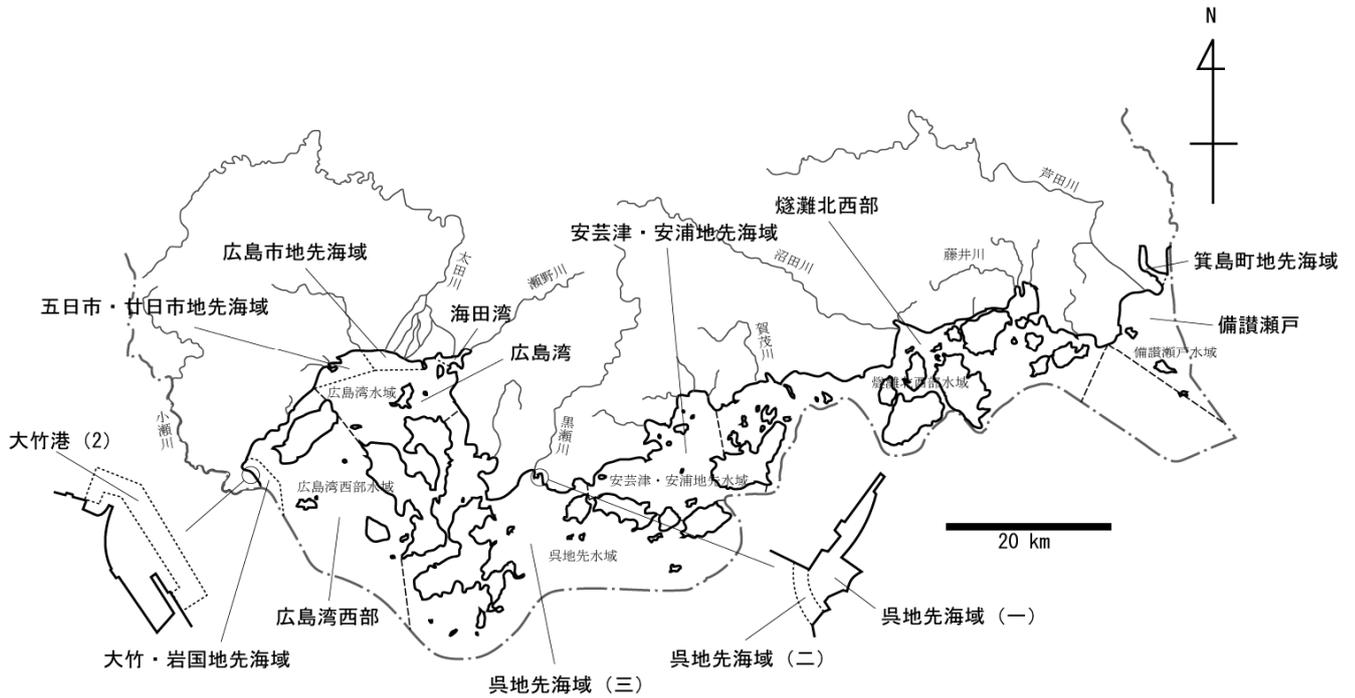
2 環境基準類型の欄の()は，測定地点数である。

12 主要河川の水質汚濁状況(BOD)



資料:中国地方整備局, 県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市
 (注) 1 地点名の後のかっこ内は環境基準類型。
 2 数値はBOD年間平均値(mg/l)。

13 海域の水質汚濁状況(COD)



資料: 県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市, 竹原市, 大竹市

(注) 1 地点名のかっこ内は環境基準類型。

2 数値は各水域環境基準点のCOD平均値(mg/l)。

14 環境基準類型指定水域別水質(BOD, COD)の推移

(1) 河川 (BOD)

水系名	水域番号	環境基準類型指定水域名	環境基準類型	達成期間	環境基準点数	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
						平均値(mg/L)	m/n								
小瀬川	1	小瀬川(1)	AA	イ	1	0.8	2/12	1.1	6/12	1.0	3/12	0.6	0/12	0.8	1/12
	2	小瀬川(2)	A	イ	1	0.8	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12	0.7	0/12	0.8	0/12
	3	小瀬川(3)	B	イ	1	0.8	0/24	1.0	0/24	1.0	0/24	0.8	0/24	0.9	0/24
	4	玖島川	A	イ	2	0.7	0/24	0.7	0/24	0.6	0/24	0.6	0/24	0.7	0/24
永慶寺川	5	永慶寺川	B	イ	1	1.1	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12	0.7	0/12	1.0	0/12
御手洗川	6	御手洗川	B	イ	1	2.4	2/12	2.1	1/12	1.7	0/12	1.6	0/12	1.8	0/12
可愛川	7	可愛川	B	イ	1	2.0	1/12	1.7	0/12	1.7	0/12	1.4	0/12	1.5	0/12
八幡川	8	八幡川上流	A	イ	2	0.9	2/24	1.3	3/24	1.2	0/24	0.9	0/24	0.9	0/24
	9	八幡川下流	B	ハ	1	1.6	0/12	1.5	0/12	1.9	1/12	1.8	1/12	1.7	0/12
太田川	10	太田川上流(一)	AA	イ	1	0.6	0/12	0.6	1/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12
	11	太田川上流(二)	A	イ	4	0.6	0/48	1.0	3/48	0.7	0/48	0.6	0/48	0.7	0/48
	12	太田川上流	A	イ	1	0.7	0/12	1.1	2/12	1.2	1/12	0.7	0/12	0.8	0/12
	13	太田川下流	B	イ	1	1.0	0/24	1.5	1/24	1.4	2/24	1.6	2/24	1.2	0/24
	14	柴木川	AA	イ	1	0.6	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12
	15	筒賀川	A	イ	1	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12
	16	滝山川	A	イ	1	0.6	0/12	1.1	1/12	0.9	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12
	17	丁川	A	イ	1	0.6	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12
	18	水内川	A	イ	1	0.6	0/12	0.8	0/12	0.9	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12
	19	西宗川	A	イ	1	0.7	0/12	0.7	0/12	0.8	0/12	0.5	0/12	0.7	0/12
	20	吉山川	A	イ	1	0.6	0/12	0.9	0/12	1.3	1/12	0.6	0/12	0.7	0/12
	21	鈴張川	A	イ	1	0.7	0/12	1.0	1/12	1.2	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12
	22	根谷川上流	A	イ	1	0.8	0/12	0.9	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12	0.9	1/12
	23	根谷川下流	B	ロ	1	0.9	0/48	1.5	3/48	1.0	0/48	0.8	0/48	0.9	0/48
	24	三篠川	A	イ	4	0.9	3/48	1.1	3/48	0.9	0/48	0.8	0/48	0.8	1/48
	25	安川	B	ハ	1	1.2	0/12	1.4	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12	1.0	0/12
	26	古川下流	B	ハ	1	0.8	0/48	1.4	2/48	1.1	2/48	1.1	1/48	1.1	0/48
	27	旧太田川	A	イ	1	0.8	0/24	1.5	6/24	1.2	2/24	1.1	1/24	1.0	0/24
	28	京橋川	A	イ	1	1.4	3/24	1.8	8/24	1.2	2/24	1.5	6/24	1.4	6/24
	29	天満川	A	イ	1	1.4	3/24	1.7	9/24	1.2	0/24	1.4	5/24	1.1	1/24
30	元安川	A	イ	1	0.8	0/24	1.6	7/24	1.0	2/24	1.2	2/24	1.0	1/24	
31	府中大川	D	ハ	1	2.1	1/12	2.0	0/12	1.4	0/12	1.8	0/12	1.2	0/12	
32	猿猴川	B	イ	1	1.8	5/24	1.8	0/24	1.5	0/24	1.5	1/24	1.5	2/24	
瀬野川	33	瀬野川	B	ハ	1	1.2	0/12	1.1	0/12	1.1	0/12	1.0	0/12	1.1	0/12
二河川	34	二河川	A	ハ	3	1.1	3/36	1.0	0/36	1.0	0/36	1.0	0/36	0.9	2/36
黒瀬川	35	黒瀬川	A	ハ	4	1.8	17/48	2.5	19/47	1.8	14/48	2.0	15/48	1.5	12/48
	36	三永川	A	ハ	1	1.2	1/12	1.3	0/12	1.2	0/12	1.3	1/12	1.2	0/12
	37	古河川	A	イ	1	1.4	0/12	1.4	1/12	1.3	0/12	1.4	0/12	1.5	2/12
	38	温井川	A	イ	1	1.4	1/12	1.4	0/12	1.1	0/12	1.7	3/12	1.5	2/12
	39	松板川	A	イ	1	1.1	1/12	1.1	0/12	1.3	1/12	1.3	1/12	1.2	0/12
	40	イラスケ川	A	イ	1	1.4	2/12	1.4	0/12	1.6	3/12	1.4	0/12	1.4	1/12

水系名	水域 番号	環境基準 類型指定 水域名	環境 基準 類型	達成 期間	環境 基準 点数	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
						平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n
野呂川	41	野呂川	B	イ	1	0.6	0/12	0.8	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.5	0/12
高野川	42	高野川	A	イ	1	1.2	0/12	1.0	0/12	1.1	0/12	1.3	0/12	1.1	0/12
三津大川	43	三津大川	B	イ	1	1.0	0/12	1.0	0/12	0.8	0/12	1.0	0/12	0.9	0/12
木谷郷川	44	木谷郷川	A	イ	1	1.2	0/12	1.2	0/12	1.0	0/12	1.2	0/12	1.0	0/12
賀茂川	45	賀茂川	A	イ	2	1.2	2/24	1.2	0/24	1.1	0/24	1.1	0/24	1.0	0/24
沼田川	46	沼田川上流	A	イ	3	0.8	0/36	0.8	0/36	0.9	0/36	0.7	0/36	0.8	0/36
	47	沼田川下流	B	イ	1	0.7	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12
	48	入野川	A	イ	1	0.9	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12
	49	棕梨川	A	イ	1	0.8	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12
	50	仏通寺川	A	イ	1	1.0	0/12	0.9	0/12	1.2	1/12	0.9	0/12	0.8	0/12
和久原川	51	和久原川	C	イ	1	0.8	0/12	0.6	0/12	0.8	0/12	0.5	0/12	0.7	0/12
栗原川	52	栗原川	C	ハ	1	2.7	1/12	2.1	0/12	2.4	0/12	2.0	0/12	2.4	0/12
藤井川	53	藤井川上流	A	イ	1	0.9	0/12	0.8	0/12	1.0	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12
	54	藤井川下流	B	イ	2	1.5	1/24	1.3	1/24	1.4	0/24	1.2	0/24	1.0	0/24
本郷川	55	本郷川上流	B	イ	1	1.0	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12	1.2	0/12	0.8	0/12
	56	本郷川下流	B	ハ	1	1.4	0/12	1.4	0/12	1.3	0/12	1.4	0/12	1.1	0/12
羽原川	57	羽原川	C	ハ	1	1.6	0/12	1.6	0/12	1.7	0/12	1.6	0/12	1.1	0/12
山南川	58	山南川	B	ロ	1	2.3	2/12	1.9	1/12	1.7	0/12	1.6	0/12	1.4	0/12
芦田川	59	芦田川上流	A	イ	2	1.0	1/24	0.9	1/24	1.2	0/24	0.9	0/24	0.9	0/24
	60	芦田川中流(一)	A	ロ	2	1.0	0/24	1.0	0/24	1.4	3/24	1.1	0/24	1.1	0/24
	61	芦田川中流(二)	A	ハ	1	1.7	14/48	1.7	8/48	2.5	33/48	2.1	21/48	1.6	4/48
	62	芦田川下流	B	ハ	1	3.1	5/12	3.6	8/12	3.6	6/12	2.7	4/12	2.4	2/12
	63	御調川	A	イ	1	0.9	0/12	0.9	1/12	1.1	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12
	64	高屋川中流	A	イ	1	2.3	7/12	2.4	8/12	2.6	9/12	2.4	6/12	2.3	4/12
	65	高屋川下流	B	ハ	1	2.3	3/12	2.1	1/12	2.7	4/12	2.3	2/12	2.1	0/12
	66	瀬戸川上流	A	イ	1	1.3	0/12	1.3	2/12	1.3	0/12	1.1	0/12	0.9	0/12
	67	瀬戸川下流	B	ハ	1	3.3	5/12	3.1	4/12	3.0	6/12	2.4	1/12	2.4	1/12
江の川	68	江の川	A	イ	2	0.7	1/36	0.8	0/36	0.9	0/24	0.6	0/36	0.8	0/24
	69	志路原川	A	イ	1	0.8	0/12	0.9	0/12	1.0	1/12	0.6	0/12	0.9	0/12
	70	多治比川	A	イ	1	0.9	0/12	0.9	1/12	0.8	0/12	0.6	0/12	0.9	0/12
	71	本村川	A	イ	1	0.8	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.6	0/12	0.8	0/12
	72	板木川	A	イ	1	0.9	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12	0.6	0/12	1.0	0/12
	73	馬洗川	A	イ	2	1.0	0/24	1.4	1/24	1.2	2/24	1.1	0/24	1.0	1/24
	74	上下川	A	イ	1	1.2	0/12	1.3	0/12	1.2	0/12	1.2	0/12	1.2	1/12
	75	田総川	A	イ	1	0.7	0/12	1.2	1/12	1.3	3/12	0.6	0/12	0.7	0/12
	76	美波羅川	A	イ	1	1.0	0/12	1.1	0/12	1.2	0/12	1.1	0/12	0.9	0/12
	77	西城川	A	イ	2	0.7	0/24	1.1	0/24	0.9	0/24	0.8	0/24	0.8	0/24
	78	川北川	A	イ	1	0.7	0/12	1.0	0/12	0.9	0/12	1.0	0/12	0.7	0/12
	79	比和川	A	イ	1	0.6	0/12	0.9	0/12	0.7	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12
	80	神野瀬川	A	イ	1	0.6	0/12	1.0	0/12	0.8	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12
81	生田川	A	イ	1	0.9	0/12	0.8	0/12	0.9	0/12	0.6	0/12	0.9	0/12	
高梁川	82	帝釈川	A	イ	1	0.6	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 環境基準類型指定水域については別図を参照。

2 m:環境基準を達成しない検体数, n:総検体数

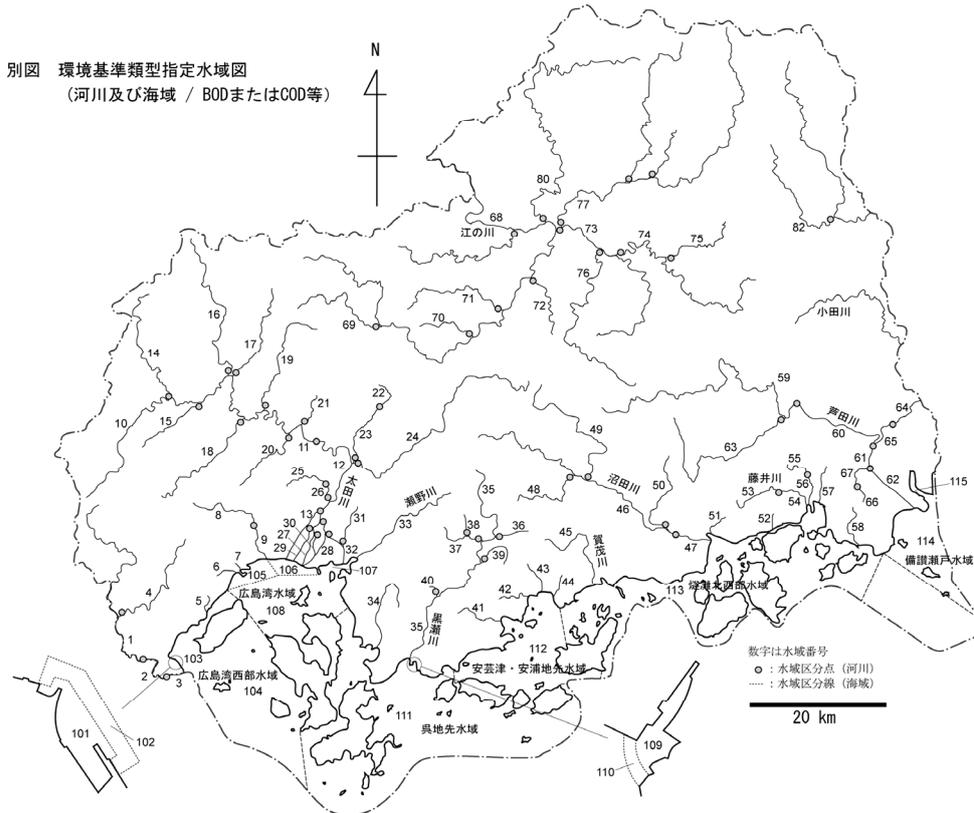
(2) 海域(COD)

水系名	水域番号	環境基準類型指定水域名	環境基準類型	達成期間	環境基準点数	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
						平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n
広島湾西部	102	大竹港(2)	B	□	1	2.5	7/36	2.5	9/36	2.9	12/36	3.0	14/36	3.1	13/36	2.5	9/36
	103	大竹・岩国地先海域	A	□	3	2.2	49/108	2.4	69/108	2.7	79/108	2.8	89/108	3.0	87/108	2.3	66/108
	104	広島湾西部	A	イ	2	2.0	28/72	2.0	28/72	2.3	44/72	2.4	44/72	2.5	46/72	2.1	33/72
広島湾	105	五日市・廿日市地先海域	A	ハ	1	2.1	13/24	2.4	15/24	2.5	14/24	2.7	15/24	2.6	16/24	2.9	23/24
	106	広島市地先海域	A	□	1	1.9	10/24	2.1	11/24	2.3	10/24	2.5	15/24	2.4	12/24	2.7	19/24
	107	海田湾	B	イ	2	2.4	5/48	2.8	12/48	2.7	15/48	3.1	21/48	2.7	15/48	3.3	24/48
	108	広島湾	A	イ	6	2.1	88/192	2.0	82/192	2.3	106/192	2.5	106/192	2.5	104/192	2.7	141/192
呉地先	109	呉地先海域(一)	C	□	1	2.6	0/36	1.9	0/36	2.1	0/36	1.4	0/36	2.6	0/36	2.2	1/36
	110	呉地先海域(二)	B	□	1	2.0	3/36	1.5	0/36	1.4	1/36	1.3	1/36	1.8	2/36	1.8	4/36
	111	呉地先海域(三)	A	イ	6	1.8	60/216	1.5	24/216	1.4	31/216	1.3	12/216	1.7	28/216	1.5	30/216
安芸津・安浦地先	112	安芸津・安浦地先海域	A	イ	4	1.3	2/144	1.3	6/144	1.1	0/144	1.1	0/144	1.5	21/144	1.2	0/144
燧灘北西部	113	燧灘北西部	A	イ	6	1.3	8/216	1.3	8/216	1.1	2/216	1.1	2/216	1.4	15/216	1.3	7/216
備讃瀬戸	114	備讃瀬戸	A	イ	1	1.8	10/36	1.7	5/36	1.4	3/36	1.3	2/36	2.0	10/36	1.9	11/36
	115	箕島町地先海域	B	イ	2	2.9	13/48	2.4	7/48	3.0	10/48	2.1	5/48	2.7	5/48	3.2	12/48

資料: 県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市

(注) 1 環境基準類型指定水域については別図を参照。

2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数



15 環境基準点についての地点別測定結果(生活環境項目)

(1) 河川

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH		DO (mg/L)		BOD (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)											
					m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%								
小瀬川	小瀬川(1)	1	小川津	AA	0/12	0	7	7.7	0/12	0	8.7	12	1/12	8	<0.5	1.2	0.8	0.9	0/12	0	<1	2	11/12	92	49	7900
			両国橋	A	0/12	0	6.9	8.1	0/12	0	8.3	13	0/12	0	<0.5	1.1	0.8	0.9	0/12	0	<1	6	8/12	67	130	13000
			大和橋	B	0/24	0	7	7.7	0/24	0	7.4	13	0/24	0	<0.5	1.8	0.9	1	0/24	0	<1	6	4/24	17	23	33000
永慶寺川	玖島川	4	渡/瀬貯水池流入前	A	0/12	0	7.1	7.4	1/12	8	7.2	11	0/12	0	<0.5	1	0.7	0.8	0/12	0	<1	10	10/12	83	330	49000
			玖島川河口	A	0/12	0	7	7.3	0/12	0	7.6	11	0/12	0	<0.5	1.1	0.6	0.7	0/12	0	<1	2	6/12	50	49	24000
			下浜	B	0/12	0	7.1	7.9	0/12	0	6.5	12	0/12	0	0.6	2.2	1	1	0/12	0	<1	2	10/12	83	3300	240000
			金剛寺	B	0/12	0	7.1	7.5	0/12	0	6.6	9.9	0/12	0	0.8	2.7	1.8	2.2	0/12	0	1	6	11/12	92	3300	230000
			可愛	B	0/12	0	7.2	7.7	0/12	0	7.5	10	0/12	0	1.2	2	1.5	1.6	0/12	0	1	21	12/12	100	7900	130000
八幡川	八幡川上流	9	魚切貯水池上流	A	0/12	0	7.4	7.9	0/12	0	8.2	12	0/12	0	<0.5	0.7	0.6	0.6	0/12	0	<1	4	12/12	100	1700	24000
			郡橋	B	0/12	0	7.4	7.7	0/12	0	8	13	0/12	0	0.7	2.6	1.7	2.1	0/12	0	<1	5	7/12	58	490	49000
太田川	八幡川下流	11	泉橋	B	0/12	0	6.8	7.2	1/12	8	5.6	11	0/12	0	<0.5	0.7	0.6	0.6	0/12	0	<1	<1	8/12	67	13	13000
			鱒留貯水池流入前	AA	0/12	0	7.1	7.5	0/12	0	8.9	13	0/12	0	<0.5	0.8	0.6	0.6	0/12	0	<1	3	5/12	42	49	4900
			柴木川下流	A	0/12	0	7.2	7.5	0/12	0	8.5	13	0/12	0	<0.5	1.2	0.8	0.9	0/12	0	<1	5	5/12	42	130	11000
			加計	A	0/12	0	7	7.8	0/12	0	8.9	13	0/12	0	<0.5	0.9	0.7	0.8	0/12	0	<1	18	6/12	50	33	13000
			高山川下流	A	0/12	0	7.2	7.8	0/12	0	8.5	13	0/12	0	<0.5	1.4	0.8	1.1	0/12	0	<1	7	6/12	50	49	7900
			王辰橋	A	0/12	0	7.1	7.9	0/12	0	8.8	13	0/12	0	<0.5	1.1	0.8	0.9	0/12	0	<1	3	7/12	58	79	13000
			戸坂上水道取水口	A	0/12	0	7.3	8.3	0/24	0	5.8	11	0/24	0	0.5	2.6	1.2	1.6	0/24	0	<1	8	3/24	13	0	79000
			旭橋	B	0/24	0	6.8	7.2	0/12	0	7.6	11	0/12	0	<0.5	0.9	0.6	0.7	0/12	0	<1	<1	9/12	75	17	3300
			長淵橋	AA	0/12	0	7.2	7.4	0/12	0	8	11	0/12	0	<0.5	0.8	0.6	0.6	0/12	0	<1	1	6/12	50	33	49000
			天神橋	A	0/12	0	6.7	7.3	0/12	0	8.5	13	0/12	0	<0.5	1	0.7	0.8	0/12	0	<1	2	5/12	42	13	17000
太田川上流	太田川下流	18	湍山河口	A	0/12	0	7.2	7.4	0/12	0	7.9	11	0/12	0	<0.5	0.8	0.6	0.5	0/12	0	<1	3	4/12	33	170	7900
			丁川	A	0/12	0	7.1	7.7	0/12	0	8.5	12	0/12	0	<0.5	0.9	0.6	0.7	0/12	0	<1	<1	7/12	58	33	4900
水内川	西宗川	24	水内川河口	A	0/12	0	7.4	7.7	0/12	0	7.6	11	0/12	0	<0.5	1	0.7	0.8	0/12	0	<1	7	9/12	75	350	24000
			逢合橋	A	0/12	0	7.3	7.9	0/12	0	8.1	12	0/12	0	<0.5	1	0.7	0.8	0/12	0	<1	3	9/12	75	130	14000
吉山川	鈴鹿川	26	吉山川(川合橋)	A	0/12	0	7.5	8	0/12	0	8.1	12	0/12	0	<0.5	1	0.7	0.9	0/12	0	<1	3	9/12	75	330	13000
			宇津橋	A	0/12	0	7.2	8.1	0/12	0	8.3	12	1/12	8	<0.5	2.5	0.9	0.9	0/12	0	<1	2	3/12	25	49	4900
根谷川上流	根谷川下流	28	入甲川合流前	A	0/12	0	6.9	8.9	0/48	0	6	13	0/48	0	<0.5	2.2	0.9	1.1	2/48	4	<1	86	17/48	35	79	24000
			根の谷橋	B	1/48	2	7.4	7.8	0/12	0	7.9	11	0/12	0	<0.5	1.4	0.7	0.8	0/12	0	<1	6	8/12	67	170	13000
三篠川	関川下流	30	見坂川下流	A	0/12	0	7.3	8.2	0/12	0	8.4	13	0/12	0	0.5	1.4	0.9	1	0/12	0	<1	8	7/12	58	240	24000
			関川下流	A	0/12	0	7.4	8.2	0/12	0	8.1	13	1/12	8	<0.5	2.1	0.9	1	0/12	0	<1	6	6/12	50	240	7900
狛留家	深川橋	32	狛留家	A	0/12	0	7.4	8.5	0/12	0	8.8	13	0/12	0	<0.5	1.6	0.8	0.9	1/12	8	<1	32	6/12	50	49	17000
			深川橋	A	0/12	0	7.5	8.8	0/12	0	8.1	12	0/12	0	<0.5	1.9	1	1.2	0/12	0	<1	4	10/12	83	3300	79000
五軒屋	古川下流	34	五軒屋	B	1/12	8	7.2	9.1	0/48	0	6.3	13	0/48	0	<0.5	2.4	1.1	1.2	2/48	4	2	32	42/48	88	2300	240000
			東原	B	2/48	4	7.2	9.1	0/48	0	6.3	13	0/48	0	<0.5	2.4	1.1	1.2	2/48	4	2	32	42/48	88	2300	240000

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			BOD (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)					
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	平均	75%値	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	
太田川	旧太田川	35	舟入橋	A	0/24	0	7 ~ 8.3	3/24	13	6.4 ~ 12	0/24	0	<0.5 ~ 1.6	1	1.1	1/24	4	<1	65	11/24	46	2 ~ 13000
		36	御幸橋	A	0/24	0	7.2 ~ 8.4	8/24	33	5.8 ~ 12	6/24	25	0.5 ~ 4.1	1.4	1.8	1/24	4	1	27	8/24	33	17 ~ 7900
		37	昭和六橋	A	0/24	0	7.3 ~ 8.1	5/24	21	6.7 ~ 12	1/24	4	<0.5 ~ 2.6	1.1	1.3	1/24	4	1	47	9/24	38	6 ~ 24000
		38	元安川	A	0/24	0	7 ~ 8.1	4/24	17	6.4 ~ 13	1/24	4	<0.5 ~ 2.8	1	1.2	1/24	4	<1	63	9/24	38	2 ~ 17000
瀬野川	府中大川	39	新大洲橋	D	1/12	8	7.3 ~ 8.7	0/12	0	6.4 ~ 11	0/12	0	0.8 ~ 1.9	1.2	1.4	0/12	0	2	15	0/12	0	49 ~ 49000
		40	仁保橋	B	0/24	0	7.3 ~ 8.5	1/24	4	4.4 ~ 11	2/24	8	0.6 ~ 6.3	1.5	1.8	1/24	4	1	31	4/24	17	33 ~ 33000
		41	日浦橋	B	0/12	0	7.3 ~ 7.7	0/12	0	7.3 ~ 12	0/12	0	0.7 ~ 1.6	1.1	1.4	0/12	0	<1	1	4/12	33	790 ~ 26000
		42	川角大橋	A	0/12	0	7.3 ~ 7.7	0/12	0	8.4 ~ 12	2/12	17	1	2.5	1.5	1.6	0/12	0	<1	2	12/12	100
黒瀬川	二河川	43	松ヶ丘団地入口	A	1/12	8	7.8 ~ 8.6	0/12	0	9.1 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 0.8	0.6	0.7	0/12	0	<1	2	9/12	75	330 ~ 220000
		44	山手橋	A	2/12	17	7.9 ~ 8.7	0/12	0	9.2 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0.6	0.7	0/12	0	<1	3	11/12	92	330 ~ 27000
		45	三永貯水地入口	A	0/12	0	7.2 ~ 7.5	0/12	0	7.5 ~ 11	2/12	17	1.1 ~ 2.1	1.7	2	0/12	0	1	4	12/12	100	4600 ~ 79000
		46	種の話橋	A	0/12	0	7 ~ 7.4	0/12	0	7.7 ~ 10	10/12	83	1.2 ~ 5.2	2.7	2.7	0/12	0	<1	4	11/12	92	340 ~ 49000
三永川	古河川2	47	芋橋橋	A	0/12	0	7.5 ~ 7.8	0/12	0	9.1 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.6	0.9	1	0/12	0	<1	5	11/12	92	790 ~ 54000
		48	真光寺橋	A	0/12	0	7.5 ~ 7.8	0/12	0	8.1 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.8	1	0/12	0	1	4	11/12	92	490 ~ 49000
		49	高尾	A	0/12	0	7.5 ~ 8.1	0/12	0	7.8 ~ 12	0/12	0	0.8 ~ 1.6	1.2	1.4	0/12	0	<1	3	11/12	92	940 ~ 49000
		50	古河川1	A	0/12	0	7.4 ~ 8.1	0/12	0	7.8 ~ 12	2/12	17	0.9 ~ 2.2	1.5	1.8	0/12	0	<1	3	12/12	100	1700 ~ 33000
沼田川	賀茂川	51	温井川	A	0/12	0	7.3 ~ 7.6	0/12	0	7.9 ~ 12	2/12	17	0.9 ~ 2.4	1.5	1.5	0/12	0	<1	4	12/12	100	1100 ~ 46000
		52	松坂川	A	0/12	0	7.3 ~ 7.8	0/12	0	7.9 ~ 12	0/12	0	0.7 ~ 1.8	1.2	1.4	0/12	0	<1	7	11/12	92	940 ~ 46000
		53	イラスケ川	A	0/12	0	7.1 ~ 8.3	0/12	0	7.7 ~ 13	1/12	8	0.9 ~ 2.5	1.4	1.6	0/12	0	<1	2	12/12	100	3100 ~ 94000
		54	野呂川	B	0/12	0	7.3 ~ 7.9	0/12	0	9.4 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 0.8	0.5	0.5	0/12	0	<1	2	8/12	67	490 ~ 54000
三津大川	木谷郷川	55	高野川	A	1/12	8	7.3 ~ 8.6	0/12	0	7.8 ~ 12	0/12	0	0.6 ~ 1.8	1.1	1.3	0/12	0	<1	2	12/12	100	1400 ~ 33000
		56	三津小学校前	B	1/12	8	7.4 ~ 8.9	0/12	0	8.5 ~ 12	0/12	0	0.5 ~ 1.6	0.9	1	0/12	0	<1	1	4/12	33	460 ~ 49000
		57	下之谷	A	1/12	8	7.4 ~ 8.6	0/12	0	7.8 ~ 12	0/12	0	0.6 ~ 1.6	1	1.2	0/12	0	1	5	11/12	92	460 ~ 70000
		58	上水取水口上	A	1/12	8	7.5 ~ 8.9	0/12	0	8.2 ~ 12	0/12	0	0.7 ~ 1.6	1	1.3	0/12	0	<1	3	10/12	83	790 ~ 33000
沼田川上流	和久原川	59	朝日橋	A	3/12	25	7.5 ~ 9	0/12	0	8.1 ~ 12	0/12	0	0.8 ~ 1.4	1	1.1	0/12	0	<1	3	9/12	75	230 ~ 49000
		60	入野川下流	A	0/12	0	7.3 ~ 8	0/12	0	8.2 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.7	0.9	0/12	0	1	11	11/12	92	330 ~ 350000
		61	小原橋上	A	0/12	0	7.5 ~ 8.3	0/12	0	8.7 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.8	1	0/12	0	1	10	12/12	100	1300 ~ 13000000
		62	瀬止め堰上	A	0/12	0	7.4 ~ 8.2	1/12	8	6.7 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.7	0.8	0.9	0/12	0	2	9	12/12	100	1700 ~ 4900000
沼田川下流	和久原川	63	定屋大橋	B	0/12	0	7.4 ~ 7.9	0/12	0	5.1 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.9	0.8	0.7	0/12	0	2	12	9/12	75	1300 ~ 340000
		64	入野川	A	0/12	0	7.8 ~ 8.4	0/12	0	8.4 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.4	0.7	0.8	0/12	0	1	6	12/12	100	1700 ~ 540000
		65	榛梨川(流入前)	A	0/12	0	7.6 ~ 8.5	0/12	0	9 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.7	0.9	0/12	0	<1	5	11/12	92	790 ~ 110000
		66	仏通寺川	A	1/12	8	7.5 ~ 8.7	0/12	0	9.1 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.6	0.8	0.9	0/12	0	1	13	10/12	83	490 ~ 110000
栗原川	藤井川	67	栗町	C	0/12	0	7 ~ 7.5	0/12	0	8.8 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.5	0.7	0.8	0/12	0	<1	4	0/12	0	700 ~ 54000
		68	日小橋	C	1/12	8	7.5 ~ 9.2	0/12	0	6.7 ~ 11	0/12	0	0.7 ~ 3.8	2.4	2.6	0/12	0	1	7	0/12	0	11000 ~ 540000
		69	藤井川合流前	A	0/12	0	7.6 ~ 8	0/12	0	8.5 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.7	0.8	0/12	0	<1	4	12/12	100	1100 ~ 2500000
		70	三成	B	0/12	0	7.7 ~ 8.5	0/12	0	9 ~ 14	0/12	0	0.5 ~ 1.7	1.1	1.3	0/12	0	1	7	10/12	83	4900 ~ 79000
藤井川	藤井川下流	71	講和橋	B	4/12	33	7.7 ~ 9.2	0/12	0	8.6 ~ 15	0/12	0	<0.5 ~ 1.4	0.9	1.1	0/12	0	1	8	6/12	50	230 ~ 49000

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			BOD (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)		
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大
本郷川	本郷川上流	72	荒神橋	B	0/12	0	7.3 ~ 8.2	0/12	0	8.9 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0/12	0	<1 ~ 2	6/12	50	1300 ~ 79000
	本郷川下流	73	吾妻橋	B	0/12	0	7.6 ~ 8.2	0/12	0	8.3 ~ 14	0/12	0	0.6 ~ 1.8	0/12	0	1 ~ 10	10/12	83	2300 ~ 240000
羽原川	羽原川	74	本庄神社前	C	3/12	25	7.7 ~ 8.7	0/12	0	8.6 ~ 15	0/12	0	0.6 ~ 1.5	0/12	0	<1 ~ 3	0/12	0	3300 ~ 110000
	山南川	75	矢川	B	0/12	0	7.6 ~ 8.5	0/12	0	7.5 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 2.1	0/12	0	1 ~ 6	12/12	100	7000 ~ 330000
芦田川	芦田川上流	76	赤屋川下流	A	0/12	0	7.5 ~ 8.1	0/12	0	8.1 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0/12	0	<1 ~ 7	11/12	92	790 ~ 130000
	芦田川中流 (←)	77	府中大橋	A	0/12	0	7.3 ~ 7.8	0/12	0	8 ~ 12	0/12	0	0.6 ~ 1.6	0/12	0	1 ~ 9	12/12	100	1100 ~ 92000
高梁川 (或羽川)	高梁川中流 (←)	78	上戸手	A	0/12	0	7.3 ~ 7.9	2/12	17	6 ~ 11	0/12	0	0.7 ~ 1.6	0/12	0	1 ~ 8	12/12	100	1100 ~ 79000
	高梁川下流	79	中津原	A	0/12	0	7.3 ~ 7.8	2/12	17	6.2 ~ 11	0/12	0	0.8 ~ 1.6	0/12	0	1 ~ 8	11/12	92	330 ~ 170000
江の川	高梁川中流 (二)	80	山手橋	A	1/48	2	7.2 ~ 8.6	6/48	13	6.3 ~ 12	4/48	8	0.7 ~ 5.1	1/48	2	1 ~ 30	46/48	96	610 ~ 92000
	高梁川下流	81	小水香橋	B	2/12	17	7.5 ~ 9.7	0/12	0	7.3 ~ 14	2/12	17	1 ~ 8.5	0/12	0	3 ~ 16	5/12	42	110 ~ 24000
高梁川 (或羽川)	高梁川中流	82	御調川3	A	0/12	0	7.7 ~ 8.2	0/12	0	9.1 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0/12	0	<1 ~ 7	12/12	100	1700 ~ 170000
	高梁川下流	83	川北	A	0/12	0	7.5 ~ 8	2/12	17	6.2 ~ 10	4/12	33	1.3 ~ 5.2	2/12	8	3 ~ 34	12/12	100	3300 ~ 160000
高梁川 (或羽川)	高梁川上流	84	榎尾	B	0/12	0	7.5 ~ 8	0/12	0	5 ~ 10	0/12	0	1.6 ~ 2.9	1/12	8	4 ~ 32	11/12	92	4900 ~ 350000
	高梁川下流	85	山片橋	A	1/12	8	7.7 ~ 8.7	0/12	0	8.3 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.3	0/12	0	1 ~ 6	12/12	100	1700 ~ 70000
高梁川 (或羽川)	高梁川中流	86	観音橋	B	1/12	8	7.6 ~ 8.7	0/12	0	7.8 ~ 14	1/12	8	0.6 ~ 7.9	0/12	0	3 ~ 17	10/12	83	3300 ~ 79000
	高梁川下流	87	壬生	A	0/12	0	7.2 ~ 7.5	0/12	0	7.5 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0/12	0	<1 ~ 10	8/12	67	<2 ~ 79000
高梁川 (或羽川)	高梁川中流	88	三國橋	A	0/12	0	7.1 ~ 7.6	0/12	0	7.6 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.2	0/12	8	<1 ~ 43	8/12	67	230 ~ 13000
	高梁川下流	89	志路原川	A	0/12	0	7.1 ~ 7.5	1/12	8	7.3 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 1.8	0/12	0	<1 ~ 6	8/12	67	<2 ~ 17000
高梁川 (或羽川)	高梁川中流	90	多治比川	A	0/12	0	7.4 ~ 8.2	0/12	0	8.1 ~ 12	0/12	0	0.5 ~ 1.3	0/12	0	<1 ~ 6	9/12	75	240 ~ 49000
	高梁川下流	91	本村川	A	0/12	0	7.4 ~ 7.8	0/12	0	8.2 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 1.5	0/12	0	<1 ~ 7	8/12	67	140 ~ 7900
高梁川 (或羽川)	高梁川上流	92	板木川	A	0/12	0	7.3 ~ 7.6	0/12	0	8.1 ~ 12	0/12	0	0.5 ~ 1.6	0/12	0	1 ~ 8	9/12	75	170 ~ 49000
	高梁川中流	93	志幸	A	3/12	25	7.7 ~ 9.1	0/12	0	8.6 ~ 13	1/12	8	0.7 ~ 2.5	0/12	0	<1 ~ 5	6/12	50	310 ~ 11000
高梁川 (或羽川)	高梁川下流	94	南畑敷	A	0/12	0	7.1 ~ 7.7	0/12	0	8 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.5	0/12	0	1 ~ 16	11/12	92	790 ~ 79000
	高梁川中流	95	上下川河口	A	1/12	8	7.7 ~ 9.1	0/12	0	8.7 ~ 13	1/12	8	0.7 ~ 2.8	0/12	0	<1 ~ 4	7/12	58	170 ~ 14000
高梁川 (或羽川)	高梁川上流	96	竹の花	A	2/12	17	7.7 ~ 8.7	0/12	0	8 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1	0/12	0	<1 ~ 5	8/12	67	240 ~ 13000
	高梁川中流	97	美波羅川	A	0/12	0	7.4 ~ 8.4	0/12	0	8.2 ~ 13	0/12	0	0.6 ~ 1.3	0/12	0	1 ~ 5	7/12	58	260 ~ 34000
高梁川 (或羽川)	高梁川下流	98	川北川下流	A	0/12	0	7.1 ~ 8.1	0/12	0	8.3 ~ 12	0/12	0	0.5 ~ 1.1	0/12	0	<1 ~ 1	9/12	75	340 ~ 9400
	高梁川中流	99	三次	A	0/12	0	7 ~ 7.5	0/12	0	8.6 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0/12	0	<1 ~ 14	10/12	83	790 ~ 33000
高梁川 (或羽川)	高梁川上流	100	川北川河口	A	0/12	0	7 ~ 7.6	0/12	0	7.9 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1	0/12	0	<1 ~ 1	9/12	75	230 ~ 17000
	高梁川中流	101	比和川	A	0/12	0	7.1 ~ 7.8	0/12	0	8.5 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.3	0/12	0	<1 ~ 4	6/12	50	79 ~ 4900
高梁川 (或羽川)	高梁川下流	102	神野瀬川	A	0/12	0	7.1 ~ 7.8	0/12	0	8.5 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1	0/12	0	<1 ~ 9	9/12	75	49 ~ 49000
	高梁川中流	103	生田川	A	0/12	0	7.3 ~ 7.6	0/12	0	7.5 ~ 11	0/12	0	0.5 ~ 1.4	0/12	0	<1 ~ 9	9/12	75	330 ~ 130000
高梁川 (或羽川)	高梁川下流	104	帝釈川河口	A	2/12	17	8.2 ~ 8.6	0/12	0	9.3 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1	0/12	0	<1 ~ 1	6/12	50	49 ~ 22000

資料：中国地方整備局，県環境保全課，広島市，呉市，福山市

(注) 1 測定地点 (環境基準点) は別図参照。

2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数

(2) 湖沼

(平成27年度)

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			COD (mg/L)				SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)		
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	平均	75%値	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	1	渡之瀬貯水池	A	2/36	6	6.6 ~ 9.4	8/36	22	2.6 ~ 12	11/36	31	1.2 ~ 8.4	2.8	6/36	17	<1 ~ 9	20/36	56	23 ~ 33000
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	2	弥栄貯水池えん堤	A	2/36	6	6.5 ~ 8.9	10/36	28	0.5 ~ 12	1/36	3	0.5 ~ 4.3	1.5	1/36	3	<1 ~ 6	4/36	11	0 ~ 7000
太田川	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	3	小瀬川貯水池	A	0/36	0	6.5 ~ 7.9	11/36	31	1.1 ~ 10	7/36	19	1.3 ~ 4.2	2.7	2/36	6	<1 ~ 11	31/36	86	330 ~ 79000
	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	4	温井ダム堰堤	A	6/36	17	6.3 ~ 8.9	11/36	31	0.8 ~ 11	1/36	3	0.8 ~ 3.2	1.7	2/36	6	<1 ~ 15	3/36	8	2 ~ 4800
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	5	三川貯水池	A	5/36	14	6.8 ~ 10	18/36	50	<0.5 ~ 14	7/36	19	1.6 ~ 8.6	3.4	2/36	6	<1 ~ 10	9/36	25	<2 ~ 23000
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	6	八田原貯水池湖心	A	0/36	0	6.7 ~ 8.2	15/36	42	<0.5 ~ 12	5/36	14	1.4 ~ 4.6	2.5	1/36	3	<1 ~ 6	11/36	31	2 ~ 4800
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	7	土師ダム湖心	A	0/36	0	6.8 ~ 7.8	1/36	3	6.2 ~ 13	6/36	17	1 ~ 5.6	2.6	2/36	6	1 ~ 6	16/36	44	13 ~ 24000
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神龜湖)	8	帝釈川貯水池	A	8/36	22	7.4 ~ 9.5	12/36	33	0.6 ~ 14	5/36	14	0.8 ~ 6	1.8	1/36	3	<1 ~ 7	5/36	14	4 ~ 5400

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点(環境基準点)は別図を参照。

2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数

(3) 海域

水系名	類型	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	pH			DO (mg/L)			COD (mg/L)			油分等 (n-4材料) (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100ml)									
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大							
広島湾西部	B	大竹港 (2) 大竹・岩国地先海域	2	広島湾西部27	0/36	0	7.9 ~ 8.2	3/36	8	4.4 ~ 10	9/36	25	1.1 ~ 4.2	2.5	2.9	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	240			
			4	広島湾西部8	0/36	0	7.9 ~ 8.2	13/36	36	4.5 ~ 10	23/36	64	1.2 ~ 3.8	2.4	2.8	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	330			
			5	広島湾西部29	0/36	0	7.9 ~ 8.2	11/36	31	4.9 ~ 10	22/36	61	1.2 ~ 3.9	2.4	2.7	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	330			
			6	広島湾西部30	0/36	0	8.0 ~ 8.2	15/36	42	5.5 ~ 9.9	21/36	58	<0.5 ~ 3.1	2.2	2.6	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	490			
			7	広島湾西部18	0/36	0	8.0 ~ 8.2	15/36	42	6.0 ~ 9.7	21/36	58	1.5 ~ 3.4	2.2	2.7	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	170			
			8	広島湾西部21	0/36	0	8.0 ~ 8.1	17/36	47	5.7 ~ 9.3	12/36	33	1.2 ~ 2.8	1.9	2.1	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	79			
			9	五日市・廿日市地先海域	3/24	13	7.8 ~ 8.5	2/24	8	7.0 ~ 11	23/24	96	1.9 ~ 4.5	2.9	3.3	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/24	0	<2	~	490			
			10	広島市地先海域	4/24	17	7.9 ~ 8.4	2/24	8	7.0 ~ 11	19/24	79	1.6 ~ 4.1	2.7	2.8	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/24	0	<2	~	330			
広島湾	B	海田湾	11	広島湾1	3/24	13	7.6 ~ 8.4	0/24	0	6.4 ~ 15	14/24	58	1.7 ~ 7.3	3.4	4.0	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/24	0	6	~	24000			
			12	広島湾27	1/24	4	7.9 ~ 8.5	0/24	0	6.4 ~ 14	10/24	42	1.6 ~ 5.8	3.1	3.1	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/24	0	4	~	330			
			13	広島湾6	2/36	6	7.7 ~ 8.5	3/36	8	5.4 ~ 10	32/36	89	1.6 ~ 4.1	2.8	3.3	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/36	0	<2	~	79			
			14	広島湾28	5/36	14	7.9 ~ 8.4	6/36	17	5.6 ~ 10	27/36	75	1.5 ~ 4.6	2.6	2.8	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/36	0	<2	~	23			
			15	広島湾12	3/24	13	7.8 ~ 8.5	2/24	8	6.6 ~ 10	20/24	83	1.8 ~ 4.3	2.8	3.1	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/24	0	<2	~	170			
			16	広島湾17	3/24	13	7.8 ~ 8.5	2/24	8	7.2 ~ 11	21/24	88	1.8 ~ 4.9	3.0	3.4	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/24	0	<2	~	240			
			17	広島湾18	0/36	0	7.8 ~ 8.3	14/36	39	2.7 ~ 10	23/36	64	1.4 ~ 6.3	2.7	3.1	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	490			
			18	広島湾14	0/36	0	8.0 ~ 8.2	14/36	39	5.8 ~ 10	18/36	50	1.4 ~ 3.9	2.3	2.7	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	330			
			呉地先	A	呉地先海域 (三)	19	呉地先7	0/36	0	7.8 ~ 8.2	7/36	19	4.0 ~ 11	6/36	17	0.8 ~ 2.7	1.6	1.8	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	1/12	8	<2	~	1300
						20	呉地先5	0/36	0	7.9 ~ 8.3	8/36	22	5.1 ~ 11	7/36	19	1.0 ~ 2.8	1.6	2.0	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	790
21	呉地先10	0/36				0	7.9 ~ 8.3	7/36	19	5.6 ~ 11	7/36	19	0.9 ~ 3.0	1.6	1.8	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	1/12	8	<2	~	7900			
22	呉地先15	0/36				0	7.9 ~ 8.2	5/36	14	6.0 ~ 10	3/36	8	0.8 ~ 2.6	1.5	1.6	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	790			
23	呉地先19	0/36				0	8.0 ~ 8.2	3/36	8	7.1 ~ 10	5/36	14	0.8 ~ 2.8	1.5	1.9	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	2	~	490			
24	呉地先28	1/36				3	7.6 ~ 8.2	2/36	6	6.8 ~ 11	2/36	6	0.7 ~ 4.0	1.4	1.5	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	700			
26	呉地先25	0/36				0	7.4 ~ 8.2	0/36	0	6.9 ~ 10	1/36	3	1.0 ~ 10	2.2	2.4	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	490			
27	呉地先26	1/36				3	7.4 ~ 8.2	0/36	0	6.6 ~ 11	4/36	11	1.0 ~ 5.8	1.8	2.2	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	170			
安芸津・安浦地先	A	安芸津・安浦地先海域				28	安芸津・安浦地先10	0/36	0	8.0 ~ 8.1	1/36	3	7.4 ~ 11	0/36	0	0.6 ~ 1.7	1.1	1.2	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	33
						29	安芸津・安浦地先6	0/36	0	8.0 ~ 8.1	2/36	6	7.1 ~ 10	0/36	0	0.6 ~ 1.6	1.1	1.2	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	23
			32	安芸津・安浦地先3	0/36	0	7.9 ~ 8.2	13/36	36	6.6 ~ 9.8	0/36	0	0.9 ~ 1.8	1.4	1.6	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	490			
			33	安芸津・安浦地先4	0/36	0	8.0 ~ 8.2	12/36	33	6.6 ~ 9.5	0/36	0	0.8 ~ 2.0	1.3	1.4	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	94			
			34	燧灘北西部8	1/36	3	8.0 ~ 8.4	13/36	36	6.5 ~ 9.6	1/36	3	0.8 ~ 2.7	1.3	1.4	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	170			
燧灘北西部	A	燧灘北西部海域	35	燧灘北西部18	0/36	0	8.1 ~ 8.2	1/36	3	6.7 ~ 10	0/36	0	0.6 ~ 1.7	1.1	1.2	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	17			
			36	燧灘北西部25	0/36	0	8.0 ~ 8.2	2/36	6	7.3 ~ 10	0/36	0	<0.5 ~ 1.8	1.2	1.3	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	540			
			37	燧灘北西部58	0/36	0	8.0 ~ 8.2	1/36	3	6.6 ~ 10	0/36	0	0.7 ~ 2.0	1.2	1.4	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	230			
			38	燧灘北西部59	0/36	0	8.0 ~ 8.2	0/36	0	7.6 ~ 10	0/36	0	<0.5 ~ 2.0	1.3	1.3	0/2	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	230			
			39	燧灘北西部60	0/36	0	8.0 ~ 8.2	5/24	21	6.8 ~ 11	6/36	17	1.0 ~ 3.6	1.7	1.9	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	49			
備讃瀬戸	B	備讃瀬戸海域	40	備讃瀬戸12	0/36	0	8.0 ~ 8.2	1/24	4	6.9 ~ 11	11/36	31	1.1 ~ 3.2	1.9	2.1	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	23			
			41	備讃瀬戸1	2/12	17	8.0 ~ 8.5	0/12	0	6.9 ~ 14	5/12	42	2.0 ~ 10	3.7	4.5	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	790			
			42	備讃瀬戸2	1/36	3	7.8 ~ 8.4	0/24	0	6.4 ~ 15	7/36	19	1.3 ~ 9.0	2.7	2.9	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	0/12	0	<2	~	490			

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市
 (注) 1 測定地点 (環境基準点) は別図参照。
 2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数

16 環境基準点についての地点別測定結果(全窒素及び全りん)

(1) 湖沼

(平成27年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	地点 番号	測定地点名	類 型	全窒素(mg/L)				全りん(mg/L)			
					最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	1	渡之瀬貯水池	Ⅱ	0.25	0.75		0.41	0.01	0.058	11/12 (7/12)	0.023
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	2	弥栄貯水池えん堤	Ⅱ	0.23	0.32		0.28	0.006	0.018	4/12	0.01
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	3	小瀬川貯水池	Ⅱ	0.28	0.44		0.35	0.006	0.02	6/12	0.012
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	4	温井ダム堰堤	Ⅱ	0.22	0.39		0.31	0.005	0.012	3/12	0.008
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	5	三川貯水池	Ⅲ	0.34	0.9		0.6	0.014	0.062	7/12	0.035
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	6	八田原貯水池湖心	Ⅲ	0.44	0.74		0.63	0.012	0.046	3/12	0.024
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	7	土師貯水池湖心	Ⅱ	0.5	1.4	12/12 (9/12)	0.76	0.02	0.047	12/12 (10/12)	0.029
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	8	帝釈川貯水池	Ⅲ	0.17	0.66		0.5	0.011	0.038	1/12	0.02

資料：中国地方整備局、県環境保全課

- (注) 1 測定地点(環境基準点)は「環境基準類型指定水域・測定地点図(湖沼)」を参照。
 2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数
 3 m/n欄の()内は、暫定基準の不適合状況である。
 4 数値は、表層の年度間を通じての値である。

(2) 海域

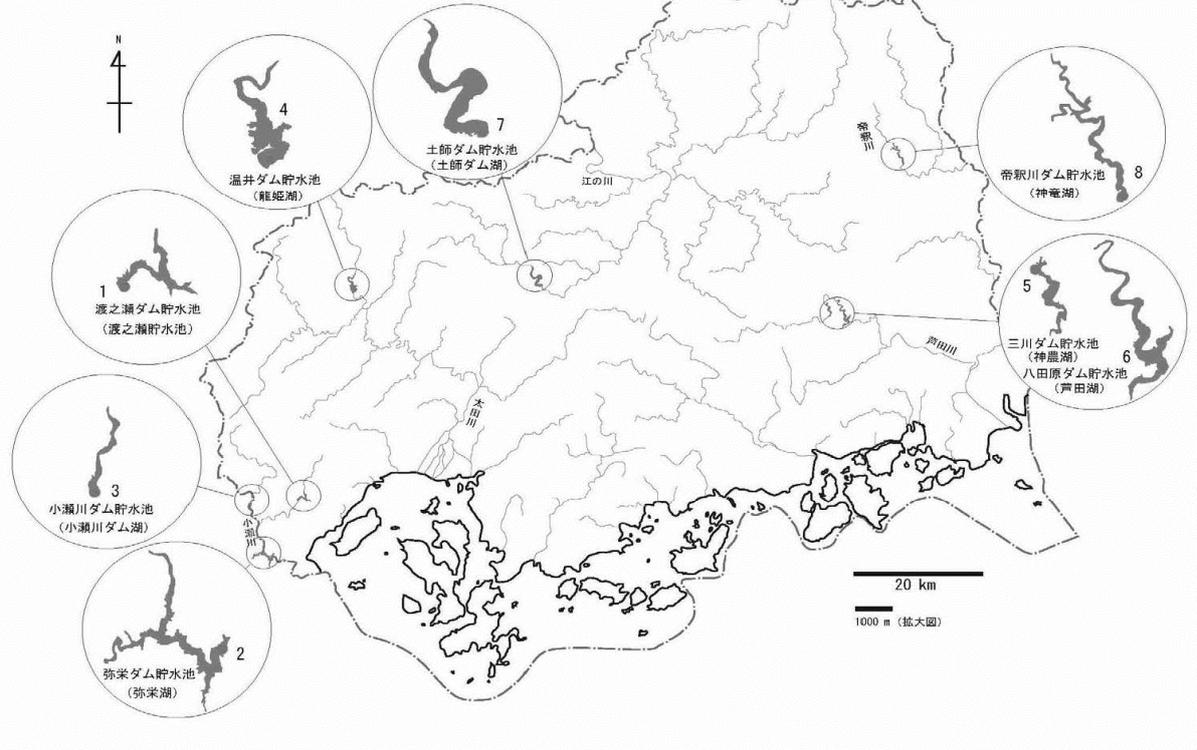
(平成27年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	地点 番号	測定地点名	類 型	全窒素(mg/L)				全りん(mg/L)			
					最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
広島湾西部	大竹・岩国地先海域	4	広島湾西部8	Ⅱ	0.17	1.30	4/12	0.37	0.011	0.044	2/12	0.023
		5	広島湾西部29		0.15	0.51	2/12	0.25	0.008	0.044	1/12	0.022
		6	広島湾西部30		0.10	0.35	1/12	0.19	0.010	0.035	2/12	0.022
	7	広島湾西部18	Ⅱ	0.11	0.28	0/12	0.17	0.012	0.032	1/12	0.021	
広島湾	広島湾北部	8	広島湾西部21	Ⅲ	0.10	0.30	0/12	0.16	0.012	0.032	1/12	0.021
		15	広島湾12		0.21	0.52	0/12	0.29	0.023	0.053	1/12	0.033
		17	広島湾18		0.16	0.43	0/12	0.26	0.016	0.041	0/12	0.026
		12	広島湾27		0.27	1.40	5/12	0.58	0.030	0.096	5/12	0.051
	広島湾南部	13	広島湾6	Ⅱ	0.16	0.42	1/12	0.22	0.017	0.042	4/12	0.028
		18	広島湾14	Ⅱ	0.13	0.33	1/12	0.21	0.013	0.031	2/12	0.022
		43	広島湾30	Ⅱ	0.12	0.47	2/12	0.21	0.011	0.036	3/12	0.023
		呉地先	呉地先海域	22	呉地先15	Ⅱ	0.10	0.20	0/12	0.15	0.011	0.037
24	呉地先28			0.09	0.27		0/12	0.16	0.016	0.034	2/12	0.023
44	呉地先30-5			0.08	0.21		0/12	0.13	0.017	0.031	2/12	0.024
安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域	33	安芸津・安浦地先4	Ⅱ	0.14	0.30	0/12	0.21	0.015	0.033	2/12	0.025
		28	安芸津・安浦地先10		0.06	0.15	0/12	0.11	0.015	0.034	1/12	0.022
		45	安芸津・安浦地先6-5		0.12	0.28	0/12	0.20	0.014	0.032	2/12	0.025
燧灘北西部	燧灘北西部	34	燧灘北西部8	Ⅱ	0.15	0.41	1/12	0.23	0.014	0.035	2/12	0.025
		35	燧灘北西部18		0.08	0.18	0/12	0.14	0.019	0.029	0/12	0.024
		36	燧灘北西部25		0.07	0.16	0/12	0.12	0.017	0.028	0/12	0.023
		37	燧灘北西部58		0.07	0.17	0/12	0.13	0.017	0.028	0/12	0.022
		38	燧灘北西部59		0.08	0.18	0/12	0.13	0.018	0.028	0/12	0.022
		39	燧灘北西部60		0.11	0.35	1/12	0.15	0.013	0.055	2/12	0.023
備讃瀬戸	備讃瀬戸(口)	40	備讃瀬戸12	Ⅱ	0.11	0.32	1/12	0.17	0.013	0.038	2/12	0.021
		41	備讃瀬戸1		Ⅳ	0.55	2.00	6/12	1.20	0.027	0.094	1/12
	42	備讃瀬戸2	0.35	2.90		3/12	1.00	0.019	0.130	1/12	0.048	

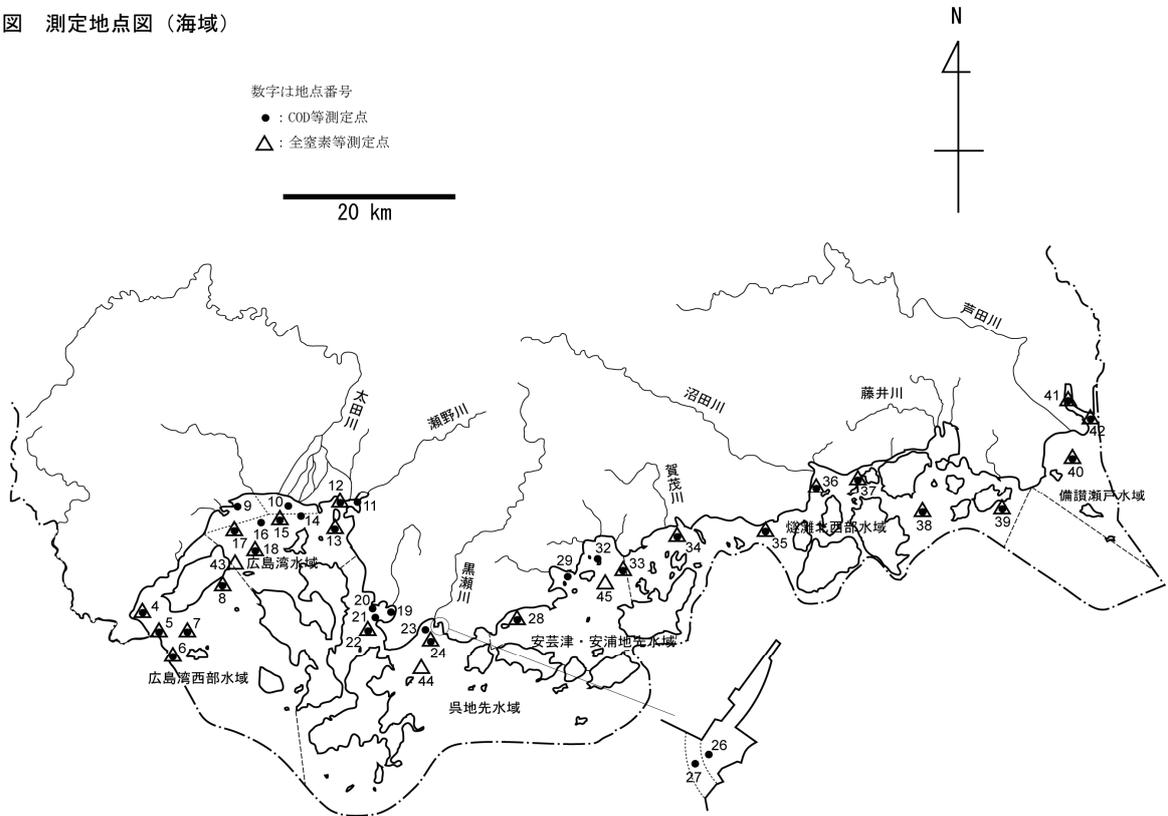
資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

- (注) 1 測定地点(環境基準点)は「測定地点図(海域)」を参照。
 2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数
 3 数値は、表層の年度間を通じての値である。

別図 環境基準類型指定水域・測定地点図（湖沼 / COD等, 全窒素・全りん）



別図 測定地点図（海域）



17 水生生物の保全に係る環境基準点についての地点別測定結果

(1) 河川

(平成27年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	測定地点名	類型	全亜鉛(mg/L)				ノニルフェノール(mg/L)				直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)(mg/L)			
				最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	小瀬川上流	小川津	生物A	<0.001	0.012	0/12	0.003	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/6	<0.0006
		両国橋		<0.001	0.005	0/12	0.003	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/6	<0.0006
	小瀬川下流	大和橋	生物B	0.001	0.015	0/12	0.005	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/6	<0.0006
江の川	江の川上流	亀尻橋	生物A	<0.001	0.002	0/12	0.001	<0.00006	<0.00006	0/12	<0.00006	<0.0006	0.0019	0/12	0.0008
		壬生	生物B	<0.001	0.004	0/12	0.001	<0.00006	<0.00006	0/12	<0.00006	<0.0006	0.0009	0/12	0.0006
		三国橋		<0.001	0.009	0/12	0.003	<0.00006	<0.00006	0/5	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/5	<0.0006

資料：中国地方整備局、県環境保全課

- (注) 1 測定地点(環境基準点)は「環境基準類型指定水域・測定地点図(河川)」を参照。
2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数

(2) 湖沼

(平成27年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	測定地点名	類型	全亜鉛(mg/L)				ノニルフェノール(mg/L)				直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)(mg/L)			
				最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	小瀬川貯水池	生物A	0.001	0.006	0/36	0.003	<0.00006	<0.00006	0/12	<0.00006	<0.0006	0.00060	0/12	0.00060
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	弥栄貯水池えん 堤	生物A	<0.001	0.005	0/36	0.002	<0.00006	<0.00006	0/18	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/18	<0.0006
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	土師ダム湖心	生物B	0.001	0.014	0/36	0.006	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	0.0042	0/5	0.0017

資料：中国地方整備局、県環境保全課

- (注) 1 測定地点(環境基準点)は「環境基準類型指定水域・測定地点図(湖沼)」を参照。
2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数
3 数値は年度間の全層の値である。

(3) 海域

(平成27年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	測定地点名	類型	全亜鉛(mg/L)				ノニルフェノール(mg/L)				直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)(mg/L)			
				最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
備讃瀬戸	備讃瀬戸(全域)	備讃瀬戸12	生物A	<0.001	0.001	0/4	0.001	<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006
	備讃瀬戸(イ)	備讃瀬戸13	生物特A	<0.001	0.001	0/4	0.001	<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006

資料：中国地方整備局、県環境保全課

- (注) 1 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数
2 数値は年度間の全層の値である。

18 海域の栄養塩の状況

(平成27年度)

水域名	測定点数	全窒素(mg/L)			全りん(mg/L)		
		平均	最低	最高	平均	最低	最高
大竹・岩国地先海域	4	0.33	0.10	1.30	0.023	0.008	0.045
広島湾西部	2	0.17	0.10	0.30	0.021	0.012	0.032
広島湾北部	8	0.37	0.12	1.40	0.038	0.016	0.096
広島湾南部	3	0.21	0.12	0.47	0.024	0.011	0.042
呉地先海域	13	0.19	0.08	1.90	0.027	0.011	0.140
安芸津・安浦地先海域	5	0.19	0.06	0.55	0.024	0.013	0.039
徳尾北西部	8	0.16	0.07	0.41	0.025	0.013	0.055
箕島町地先海域	2	1.10	0.35	2.90	0.049	0.019	0.130
備讃瀬戸	4	0.23	0.11	1.20	0.029	0.013	0.220

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 数値は、表層の年度間を通じての値である。

19 ダム貯水池(貯水量1,000万³以上)の栄養塩の状況

(平成27年度)

湖沼名	測定点数	全窒素(mg/L)			全りん(mg/L)		
		平均	最低	最高	平均	最低	最高
小瀬川貯水池	1	0.35	0.28	0.44	0.012	0.006	0.02
弥栄貯水池	1	0.28	0.23	0.32	0.01	0.006	0.018
土師貯水池	1	0.76	0.5	1.4	0.029	0.02	0.047
渡ノ瀬貯水池	1	0.41	0.25	0.75	0.023	0.01	0.058
温井貯水池	1	0.31	0.22	0.39	0.008	0.005	0.012
三川貯水池	1	0.6	0.34	0.9	0.035	0.014	0.062
八田原貯水池	1	0.63	0.44	0.74	0.024	0.012	0.046
帝釈川貯水池	1	0.5	0.17	0.66	0.02	0.011	0.038
灰塚貯水池	1	0.65	0.31	0.94	0.041	0.021	0.097

資料: 県環境保全課, 中国地方整備局

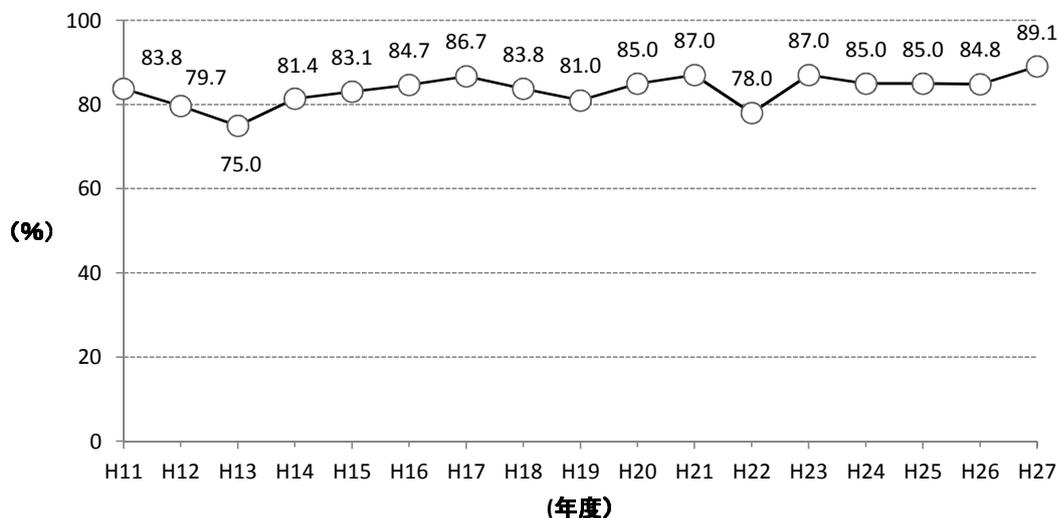
(注) 数値は, 表層の年度間を通じての値である。

20 棕梨ダムのアオコ確認日数

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
日数	121	163	164	147	131	157	175	56	28	58

資料: 河川課

21 地下水環境基準達成率の推移



資料: 中国地方整備局, 県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市

(注) 1 (環境基準達成地点数/調査地点数) × 100

2 環境基準達成地点数は, すべての項目を達成した地点数

22 地下水測定結果

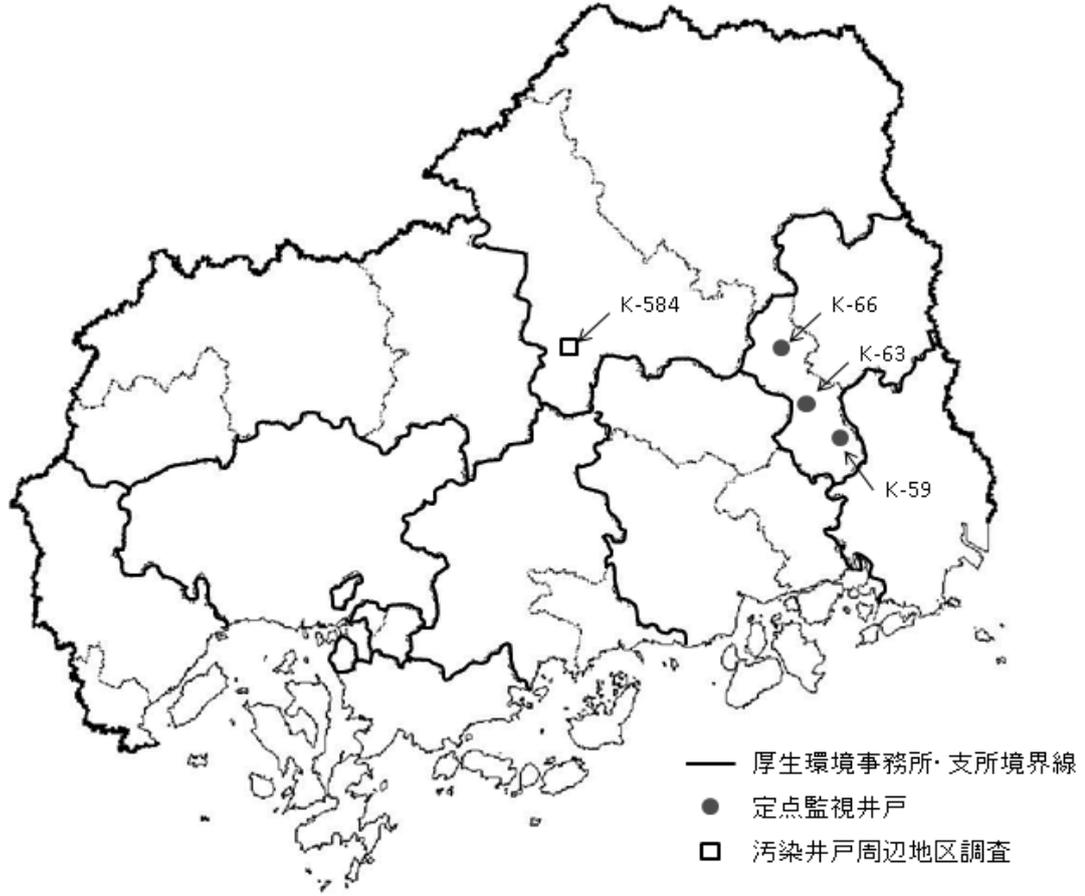
(平成27年度)

市町名	井戸番号	用途区分	水 質 測 定 結 果													
			ガリウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
広島市	H-15-2	その他			<0.005		<0.005					<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-15-2	その他			<0.005		<0.005					<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-16	その他			<0.005		<0.005					<0.0002		<0.002	#0.008	<0.0005
広島市	H-16	その他			<0.005		<0.005					<0.0002		<0.002	#0.008	<0.0005
広島市	H-17-2	その他			<0.005		<0.005					<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-17-2	その他			<0.005		<0.005					<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-18-2	その他			<0.005		<0.005					<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-18-2	その他			<0.005		<0.005					<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-18-6	生活用水			<0.005		<0.005					<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-910	その他			<0.005		<0.005					<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-910	その他			<0.005		<0.005					<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-920	その他			<0.005		#0.007					<0.0002		<0.002	<0.004	#0.0035
広島市	H-920	その他			<0.005		#0.007					<0.0002		<0.002	<0.004	#0.0034
広島市	H-930	生活用水			<0.005		<0.005					<0.0002		<0.002	#0.004	<0.0005
広島市	H-930	生活用水			<0.005		<0.005					<0.0002		<0.002	#0.004	<0.0005
広島市	H-309	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-310	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-311	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-312	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-313	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-314	生活用水	#0.0006	<0.1	<0.005	<0.02	+0.026	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-314	生活用水					+0.025									
広島市	H314-1	一般飲用					<0.005									
広島市	H314-2	一般飲用					<0.005									
広島市	H314-3	一般飲用					<0.005									
広島市	H314-4	一般飲用					<0.005									
広島市	H-315	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-316	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-317	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	H-318	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
呉市	T-6-2	その他	<0.001	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
呉市	T-12	生活用水	<0.001	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
呉市	T-13-2	生活用水	<0.001	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
福山市	F-91	一般飲用													<0.004	
福山市	F-91	一般飲用													<0.004	
福山市	F-117	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
福山市	F-118	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
福山市	F-119	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
福山市	F-120	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
福山市	F-121	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
福山市	F-121	一般飲用														
府中市	K-59	一般飲用													<0.002	<0.005
府中市	K-63	生活用水													<0.002	<0.005
府中市	K-66	その他													<0.002	<0.005
三次市	K-384	その他													<0.002	<0.005
大竹市	K-563	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
大竹市	K-569	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
山県郡安芸太田町	K-570	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
山県郡安芸太田町	K-571	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
安芸郡鞆町	K-572	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
広島市	K-573	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
東広島市	K-574	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
竹原市	K-575	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
三原市	K-576	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
三原市	K-577	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
三原市	K-578	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
府中市	K-579	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
三原市	K-580	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
三次市	K-581	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
三次市	K-582	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005
三次市	K-583	その他	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005

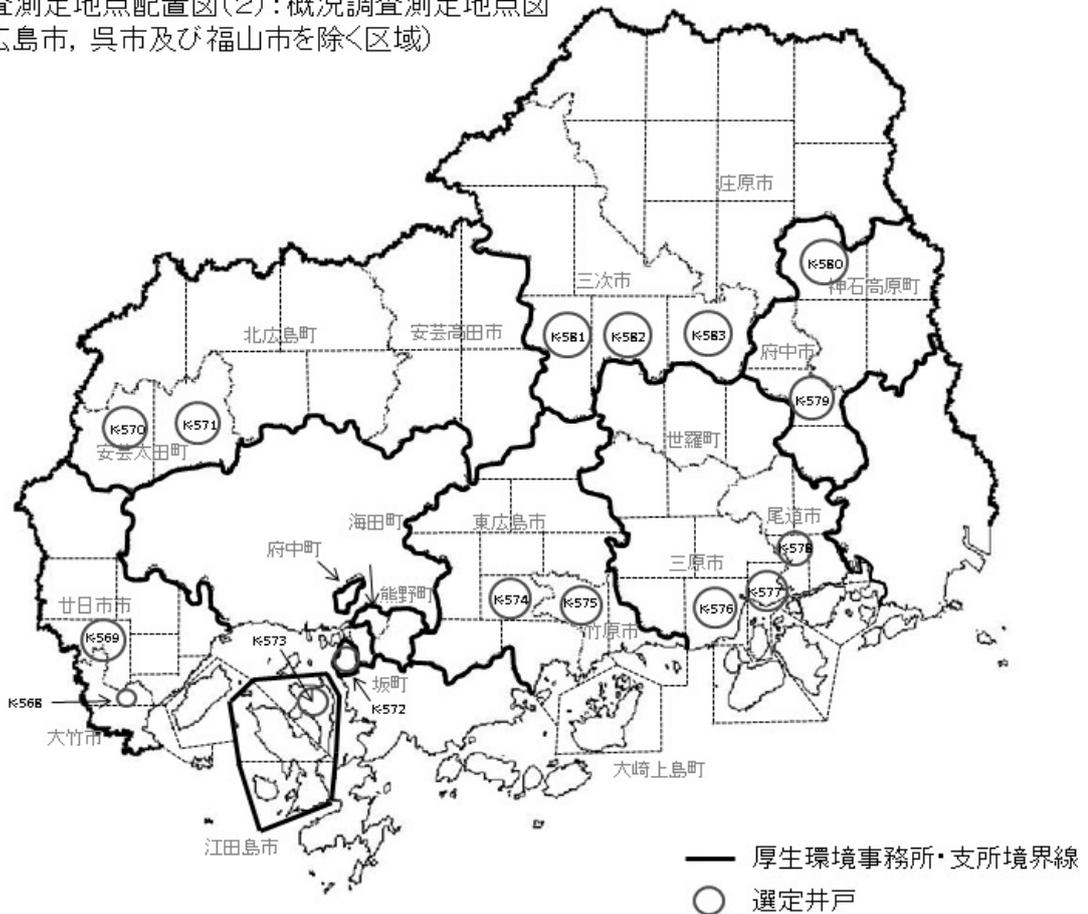
資料: 県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市 # : 検出(環境基準適合) * : 環境基準超過

市町名	井戸番号	用途区分	水 質 測 定 結 果													
			1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジジオキサン	
広島市	H-15-2	その他	<0.002	<0.0005							<0.001		#0.01	#0.22	#0.05	
広島市	H-15-2	その他	<0.002	<0.0005							<0.001		#0.02	#0.25	#0.06	
広島市	H-16	その他	<0.002	#0.0014							<0.001		#0.02	#0.57	#0.14	
広島市	H-16	その他	<0.002	#0.0015							<0.001		#0.02	#0.63	#0.15	
広島市	H-17-2	その他	<0.002	#0.0006							<0.001		#4.4	<0.08	#0.04	
広島市	H-17-2	その他	<0.002	#0.0005							<0.001		#3.2	#0.08	#0.05	
広島市	H-18-2	その他	<0.002	#0.0029							<0.001		#0.09	#0.11	#0.04	
広島市	H-18-6	生活用水	<0.002	<0.0005							<0.001		#4	#0.11	#0.1	
広島市	H-910	その他	<0.002	<0.0005							<0.001		#0.55	<0.08	<0.01	
広島市	H-920	その他	<0.002	<0.0005							<0.001		#0.53	<0.08	<0.01	
広島市	H-920	その他	<0.002	#0.0018							<0.001		#1	#0.19	<0.01	
広島市	H-930	生活用水	<0.002	#0.002							<0.001		#1.1	#0.2	<0.01	
広島市	H-930	生活用水	#0.002	<0.0005							<0.001		#0.34	<0.08	<0.01	
広島市	H-930	生活用水	#0.002	<0.0005							<0.001		#0.25	<0.08	<0.01	
広島市	H-3															

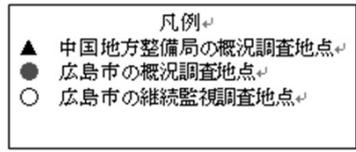
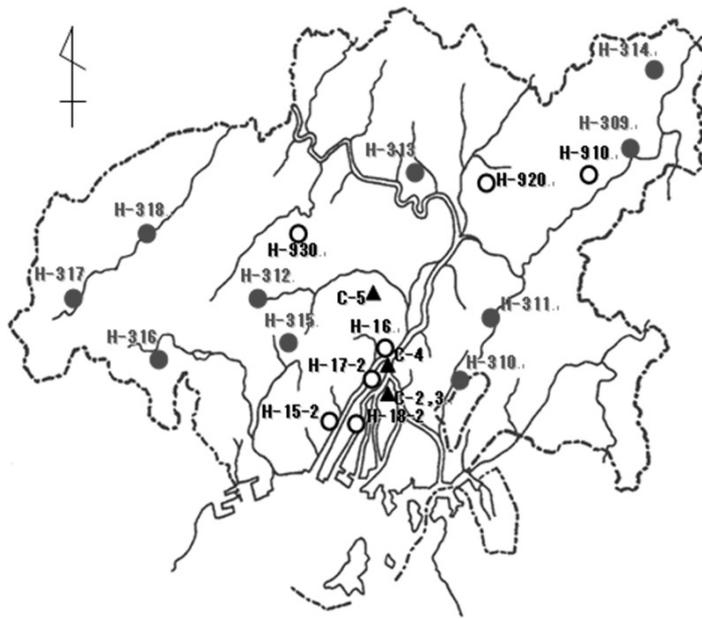
地下水調査測定点配置図(1): 継続監視調査及び汚染井戸周辺地区調査測定地点図
 (ただし, 広島市, 呉市及び福山市を除く区域)



地下水調査測定地点配置図(2): 概況調査測定地点図
 (ただし, 広島市, 呉市及び福山市を除く区域)



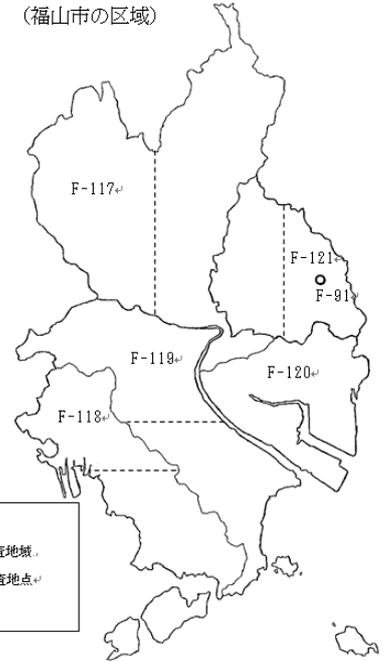
地下水調査測定点配置図
(3)



地下水調査測定点配置図 (4)
(呉市の区域)



地下水調査測定点配置図 (5)
(福山市の区域)



23 公共用水域要監視項目等調査結果

(1) 要監視項目調査

(平成27年度)

測定地点名 物質名	小瀬川	八幡川	太田川	瀬野川	二河川	黒瀬川		沼田川		指針値 (mg/l)
	両国橋	泉橋	玖村	日浦橋	山手橋	樋の詰橋	真光寺橋	入野川下流	潮止め堰上	
クロロホルム	<0.0002	<0.0010	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0010	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04
1,2-ジクロロプロパン	<0.0002	<0.0010	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06
p-ジクロロベンゼン	<0.0002	<0.0010	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.2
イソキサチオン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.008
ダイアジノン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.005
フェニトロチオン(MEP)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.003
イソプロチオラン	<0.0001	<0.0005	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.04
オキシ銅(有機銅)	<0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.04
クロロタロニル(TPN)	<0.0001	<0.0005	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05
プロピザミド	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
EPN	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.006
ジクロロボス(DDVP)	<0.0001	<0.0005	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.008
フェブガルブ(BPMC)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.03
イプロベンホス(IPP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
加にトフェン(CNP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	—
トルエン	<0.0002	<0.010	<0.0002	<0.01	<0.010	<0.01	<0.010	<0.01	<0.01	0.6
キシレン	<0.0002	<0.010	<0.0002	<0.01	<0.010	<0.01	<0.010	<0.01	<0.01	0.4
7,8-ジフルオロジエチル	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06
ニッケル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—
モリブデン	<0.005	<0.007	<0.005	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	0.07
アンチモン	<0.0001	<0.0010	<0.0001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
エビクロロヒドリン	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0.0004
全マンガン	<0.020	0.011	0.060	0.014	<0.020	0.06	<0.020	0.038	0.083	0.2
ウラン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002

測定地点名 物質名	藤井川	芦田川				江の川		指針値 (mg/l)
	講和橋	府中大橋	上戸手	中津原	山手橋	観音橋	尾関山	
クロロホルム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	0.04
1,2-ジクロロプロパン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	0.06
p-ジクロロベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	0.2
イソキサチオン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.008
ダイアジノン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.005
フェニトロチオン(MEP)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.003
イソプロチオラン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001	0.04
オキシ銅(有機銅)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0020	0.04
クロロタロニル(TPN)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001	0.05
プロピザミド	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
EPN	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.006
ジクロロボス(DDVP)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001	0.008
フェブガルブ(BPMC)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.03
イプロベンホス(IPP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
加にトフェン(CNP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		—
トルエン	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.0002	0.6
キシレン	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.0002	0.4
7,8-ジフルオロジエチル	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06
ニッケル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—
モリブデン	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.005	0.07
アンチモン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0001	0.02
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
エビクロロヒドリン	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0.0004
全マンガン	0.037	0.032	0.020	0.025	0.040	0.096	<0.020	0.2
ウラン	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

要監視項目：人の健康の保護に関する物質であるが、直ちに環境基準項目とはせず、引続き知見の集積に努めるべき項目

(2) 農薬の水質評価指針項目

(平成27年度)

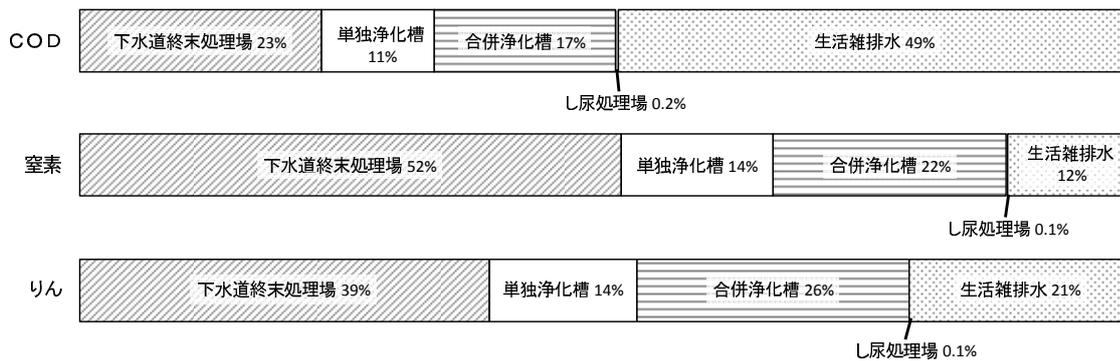
農薬名	測定地点名	黒瀬川	沼田川	指針値
		樋の詰橋	潮止め堰上	(mg/L)
イプロジオン		<0.0001	<0.0001	0.3
イミダクロプリド		<0.001	<0.001	0.2
エトフェンプロックス		<0.0005	<0.0005	0.08
エスプロカルブ		<0.0001	<0.0001	0.01
エディフェンホス (EDDP)		<0.0001	<0.0001	0.006
カルバリル (NAC)		<0.0001	<0.0001	0.05
クロルピリホス		<0.0001	<0.0001	0.03
ジクロフェンチオン (ECP)		<0.0001	<0.0001	0.006
シメトリン		<0.0001	<0.0001	0.06
トルクロホスメチル		<0.0001	<0.0001	0.2
トリクロルホン (DEP)		<0.0005	<0.0005	0.03
トリシクラゾール		<0.0005	<0.0005	0.1
ピリダフェンチオン		<0.0001	<0.0001	0.002
フサライド		<0.0001	<0.0001	0.1
ブタミホス		<0.0001	<0.0001	0.004
ブプロフェジン		<0.0001	<0.0001	0.01
プレチラクロール		0.0001	<0.0001	0.04
プロベナゾール		<0.0001	<0.0001	0.05
ブロモブチド		0.0008	0.0004	0.04
フルトラニル		<0.0001	<0.0001	0.2
ペンシクロン		<0.0001	<0.0001	0.04
ベンスリド (SAP)		<0.0001	<0.0001	0.1
ペンディメタリン		<0.0001	<0.0001	0.1
マラチオン (マラソン)		<0.0001	<0.0001	0.01
メフェナセット		<0.0001	<0.0001	0.009
メプロニル		<0.0001	<0.0001	0.1
モリネート		<0.0001	<0.0001	0.005

資料： 県環境保全課

* 公共用水域における農薬の水質評価指針値
 公共用水域での水質の安全性に係る評価を行う際の目安となる値

24 生活排水(瀬戸内海流域)に係る発生源別汚濁負荷量の割合

(平成 26 年度)

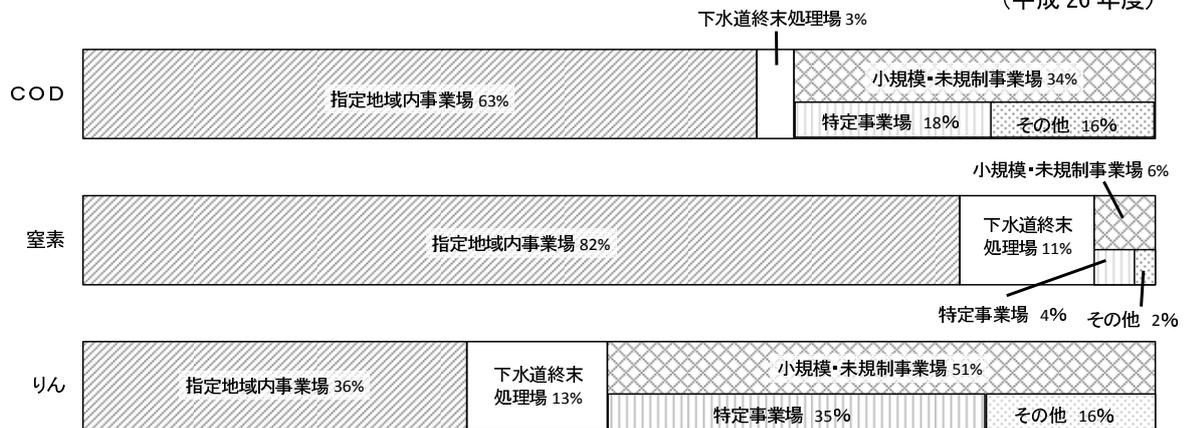


(注) 端数処理の関係で、合計が 100%にならない場合がある。

資料：県環境保全課

25 産業排水(瀬戸内海流域)に係る発生源別汚濁負荷量の割合

(平成 26 年度)

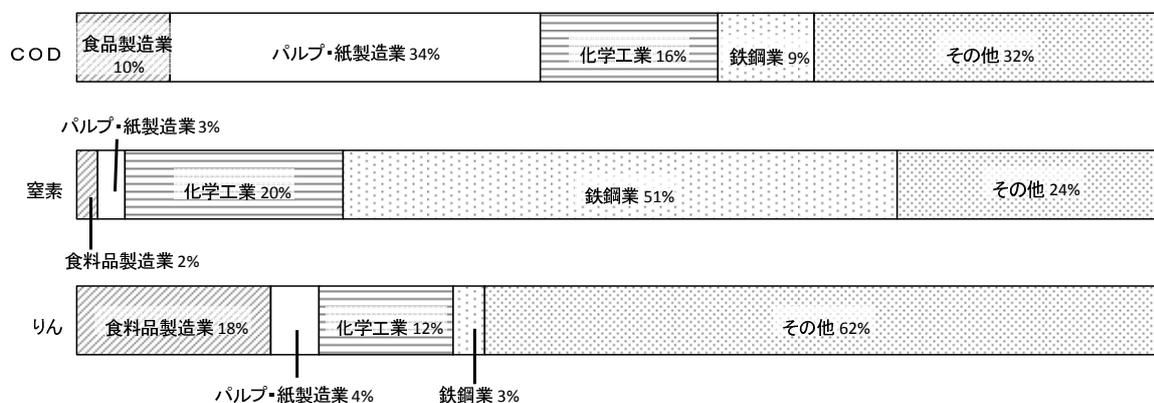


(注) 端数処理の関係で、合計が 100%にならない場合がある。

資料：県環境保全課

26 産業排水(瀬戸内海流域)に係る業種別汚濁負荷量の割合

(平成 26 年度)

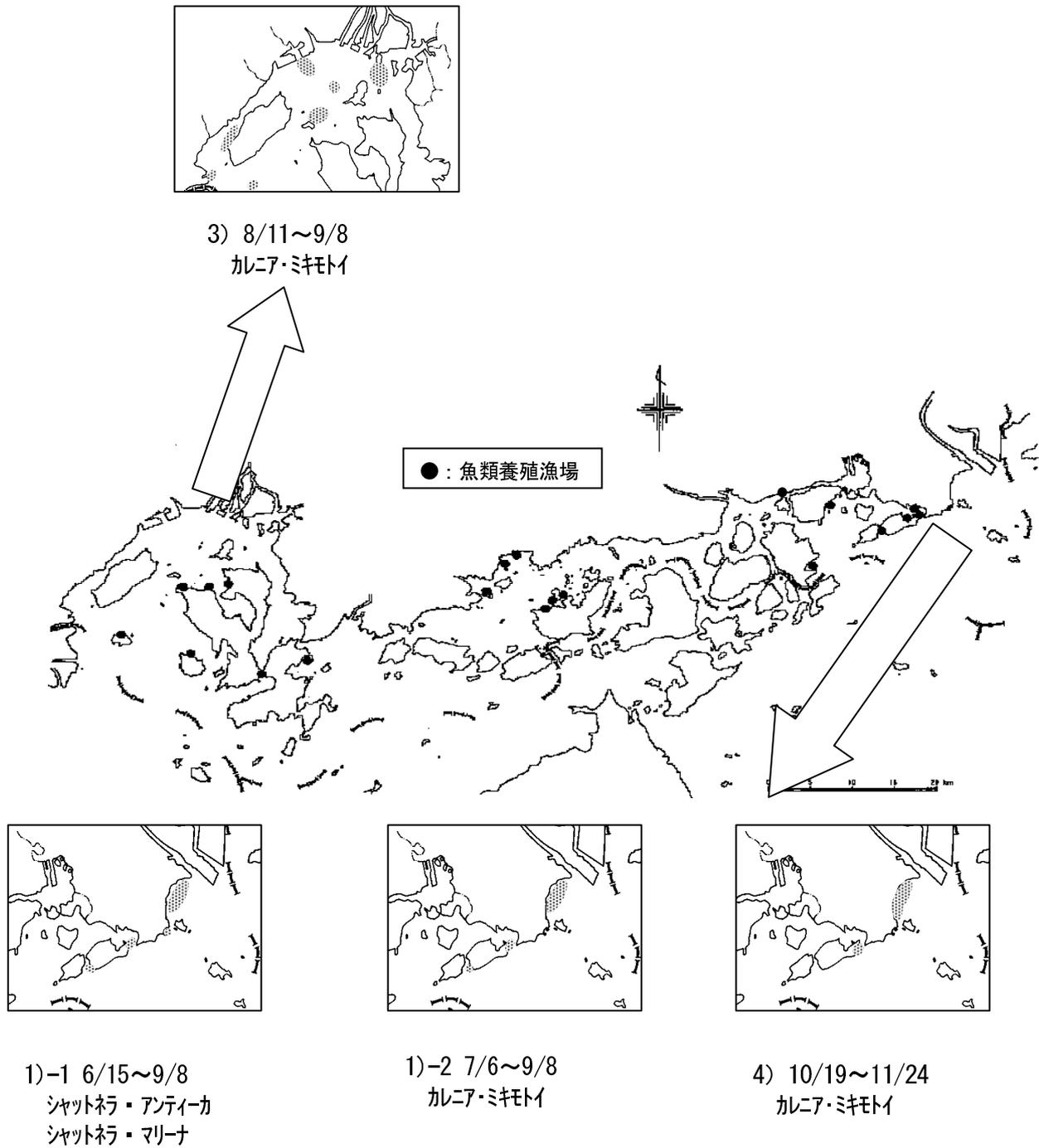


(注) 端数処理の関係で、合計が 100%にならない場合がある。

資料：県環境保全課

27 赤潮発生海域概要

～平成27年赤潮発生海域図～



資料：県水産課

28 特定施設の許可・届出受理状況

(平成27年度)

区分	瀬戸内海環境 保全特別措置法	水質汚濁 防止法	生活環境 保全条例
設置許可	27	—	—
設置届出	—	149	13
構造変更等許可	47	—	—
構造変更届出	3	97	3
氏名変更届出	44	161	22
汚染状態変更届出	6	0	0
廃止届出	15	133	8
承継届出	8	41	4
使用届出	0	0	0
合計	150	581	50

(単位：件)

29 特定事業場の状況

(平成28年3月31日現在)

区分	総計				法律		条例	
	事業場数	構成比 (%)	日平均排水50m以上の事業場	構成比 (%)	事業場数	日平均排水50m以上の事業場	事業場数	日平均排水50m以上の事業場
広島西	456	7	84	11	420	82	36	2
広島	1,260	18	77	10	1,168	76	92	1
呉	801	12	54	7	712	54	89	
芸北	620	9	79	11	584	79	36	
広島中央	721	10	126	17	693	126	28	
尾三	1,160	17	137	19	1,022	136	138	1
福山・府中	1,232	18	108	15	1,062	105	170	3
備北	713	10	71	10	657	70	56	1
総数	6,963	100	736	100	6,318	728	645	8

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町

(注) 区分は広域行政圏による。

30 業種別特定事業場の届出状況

(平成28年3月31日現在)

区分	号番号	業種名施設名	届出数	日平均排水50m以上の特定事業場
法律	1	鉱業・水洗炭業	4	4
	1-2	畜産農業・サービスマ	317	2
	2	畜産食料品製造業	95	12
	3	水産食料品製造業	146	9
	4	野菜・果実保存食料品製造業	79	8
	5	みそ・しょう油・食用アミノ酸・グルタミン酸ソーダ・ソース・食酢製造業	162	1
	8	パン・菓子製造又は製あん業	39	0
	9	米菓・こうじ製造業	7	0
	10	飲料製造業	137	5
	11	動物系飼料・有機質肥料製造業	15	0
	12	動植物油脂製造業	4	1
	14	でん粉・化工でん粉製造業	1	0
	15	ぶどう糖又は水あめ製造業	1	0
	16	めん類製造業	98	1
	17	豆腐・煮豆製造業	232	7
	18-2	冷凍調理食品製造業	16	4
	19	紡績業又は繊維製品製造業	38	12
	20	洗毛業	2	0
	21	化学繊維製造業	2	2
	21-2	一般製材業又は木材チップ製造業	1	0
	21-3	合板製造業	22	0
	21-4	パーティクルボード製造業	1	0
	22	木材薬品処理業	12	0
	23	パルプ・紙・紙加工品製造業	4	3
	23-2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業	60	0
	26	無機顔料製造業	4	3
	27	無機化学工業製品製造業	13	5
	28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	3	1
	30	発酵工業	2	0
	32	有機顔料・合成染料製造業	1	1
	33	合成樹脂製造業	5	3
	37	石油化学工業	4	2
	38	石けん製造業	2	0
	41	香料製造業	1	0
	46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	11	3
	47	医薬品製造業	6	2
	48	火薬製造業	1	1
	49	農薬製造業	1	0
	51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブ・ゴムホース・工業用ゴム製品(防振ゴムを除く)・更生タイヤ・ゴム板製造業	11	5
	53	ガラス・ガラス製品製造業	6	2
	54	セメント製品製造業	69	0
	55	生コンクリート製造業	146	7
	58	窯業原料製造業	2	0
	59	砕石業	23	0
	60	砂利採取業	16	0
	61	鉄鋼業	8	3
	62	非鉄金属製造業	5	3
	63	金属製品・機械器具製造業	79	6
	63-2	空びん卸売業	3	0
	63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	3	3
	64-2	水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水道施設	26	5
	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	129	18
	66	電気めっき施設	52	3
	66-3	旅館業	1177	60
	66-4	共同調理場	26	2
	66-5	弁当仕出屋・弁当製造業	56	8
	66-6	飲食店(66-6及び料亭・バー、キャバレー、ナイトクラブ等を除く)	53	10
	66-7	そば店、うどん店、すし店のほか喫茶店	1	1
	67	洗たく業	639	8
	68	写真現像業	106	0
	68-2	病院	32	11
	69	と畜業・死亡獣畜取扱業	3	1
	69-2	中央卸売市場	1	0
	69-3	地方卸売市場	3	1
	70	廃油処理施設	1	0
	70-2	自動車分解整備事業	39	0
	71	自動式車両洗浄施設	886	0
	71-2	科学技術研究室の洗浄施設	123	9
	71-3	一般廃棄物処理施設(焼却施設)	29	0
	71-4	産業廃棄物処理施設	23	1
	71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	17	0
	72	し尿処理施設	283	254
	73	下水道終末処理施設	66	66
	74	特定事業場の排出水の処理施設	16	7
		小計	5,707	586
		201~500人槽のし尿浄化槽(みなし指定地域特定施設)	611	142
		合計	6,318	728
条例	1	パン・菓子製造業	513	4
	2	養豚業	13	0
	3	理化学研究室の洗浄施設	103	4
	4	流水式塗装施設	16	0
	合計	645	8	
	総数	6,963	736	

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町

31 水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況

(平成27年度)

区分	法律関係	条例関係	合計
特定事業場	6,318	645	6,963
うち平均排水量50m ³ 以上	728	8	736
立入検査実施事業数	914 (1,141)	19 (25)	933 (1,166)
うち排水検査	638 (779)	12 (18)	650 (797)
行政処分等事業場数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
行政処分	改善命令	0 (0)	0 (0)
	一時停止命令	0 (0)	0 (0)

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※()内の数字は、延べ事業場数

32 市町別水道普及率

(平成27年3月31日現在)

市町名	過疎	行政人口 人	現在給水人口 人	普及率	
				90%以上	50%未満
広島市		1,188,067	1,163,524	97.9%	○
呉市	○(※)	234,613	232,992	99.3%	○
竹原市		27,554	27,310	99.1%	○
三原市	○(※)	98,290	88,320	89.9%	
尾道市	○(※)	142,915	133,268	93.2%	○
福山市	○(※)	470,944	450,579	95.7%	○
府中市	○	41,636	31,809	76.4%	
三次市	○	54,905	48,360	88.1%	
庄原市	○	37,902	27,774	73.3%	
大竹市		28,109	27,406	97.5%	○
東広島市	○(※)	184,174	155,472	84.4%	
廿日市市	○(※)	117,128	111,289	95.0%	○
安芸高田市	○	30,368	23,121	76.1%	
江田島市	○	25,040	24,068	96.1%	○
市計	11	2,681,645	2,545,292	94.9%	8 0
府中町		51,923	51,855	99.9%	○
海田町		29,118	28,785	98.9%	○
熊野町		24,750	21,630	87.4%	
坂町		13,085	13,008	99.4%	○
安芸太田町	○	6,895	5,097	73.9%	
北広島町	○	19,566	9,598	49.1%	○
大崎上島町	○	7,987	7,955	99.6%	○
世羅町	○	17,253	9,306	53.9%	
神石高原町	○	9,895	4,176	42.2%	○
町計	5	180,472	151,410	83.9%	4 2
合計	16	2,862,117	2,696,702	94.2%	12 2

(※)市町の一部区域に島しょ部、又は過疎地域を含む。

資料：県食品生活衛生課

33 公共下水道の普及状況

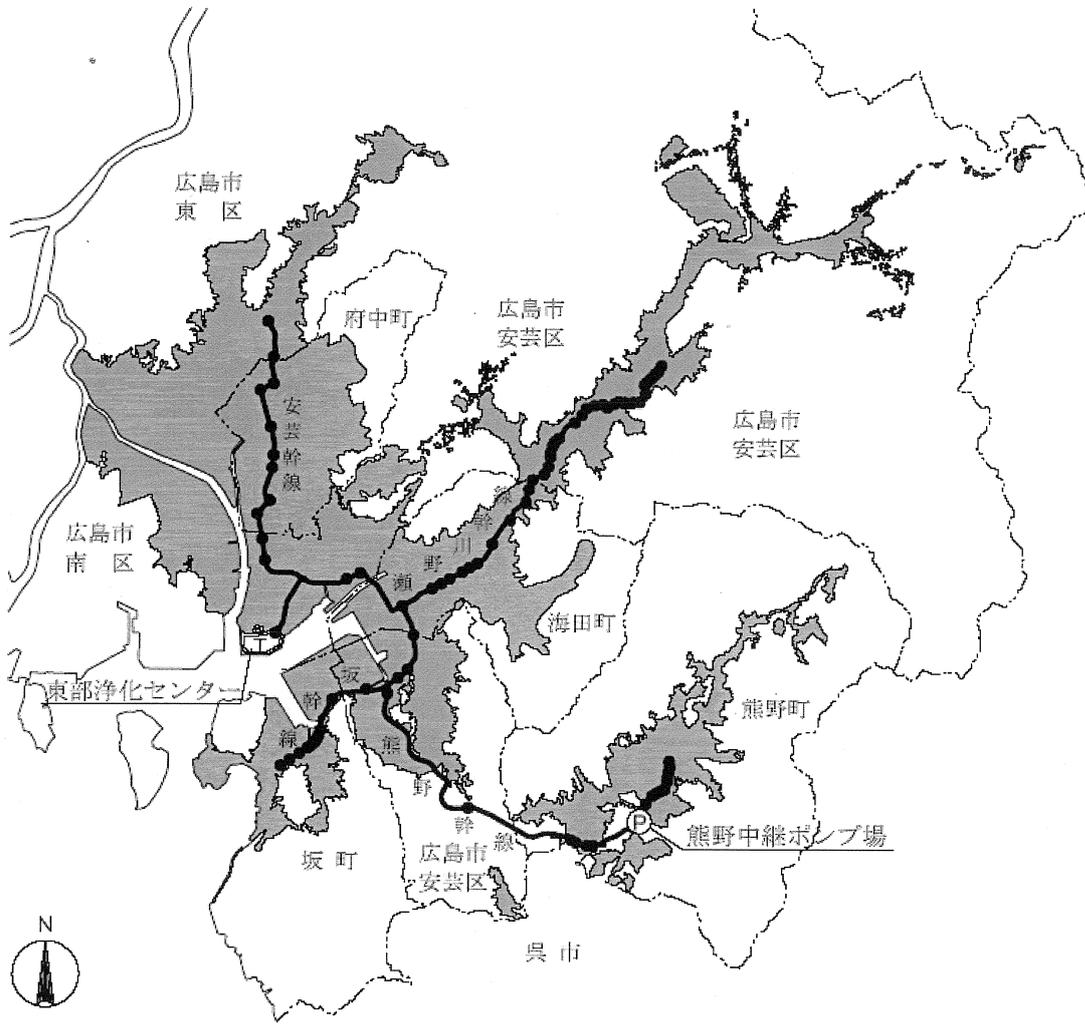
(平成28年3月31日現在)

市町名	住民基本台帳人口	処理人口	人口普及率
	(A) 人	(B) 人	(B) / (A) %
呉市	232,230	201,457	86.7%
竹原市	26,999	3,980	14.7%
三原市	97,472	42,601	43.7%
尾道市	141,878	16,932	11.9%
福山市	470,630	334,336	71.0%
府中市	41,102	14,231	34.6%
三次市	54,324	20,375	37.5%
庄原市	37,240	13,787	37.0%
大竹市	27,852	26,249	94.2%
東広島市	184,929	78,948	42.7%
廿日市市	116,947	50,571	43.2%
安芸高田市	29,944	10,098	33.7%
江田島市	24,627	14,130	57.4%
府中町	52,012	47,439	91.2%
海田町	29,265	28,805	98.4%
熊野町	24,581	22,194	90.3%
坂町	13,049	12,881	98.7%
安芸太田町	6,757	2,756	40.8%
北広島町	19,369	8,466	43.7%
大崎上島町	7,841	2,573	32.8%
世羅町	16,979	1,275	7.5%
神石高原町	9,678	0	0.0%
県計(広島市除く)	1,665,705	954,084	57.3%
広島市	1,190,877	1,124,270	94.4%
合計	2,856,582	2,078,354	72.8%

※処理人口は平成28年3月31日現在の住民基本台帳人口で、4月1日供用開始を含む。

資料：県下水道公園課

34 太田川流域下水道計画図



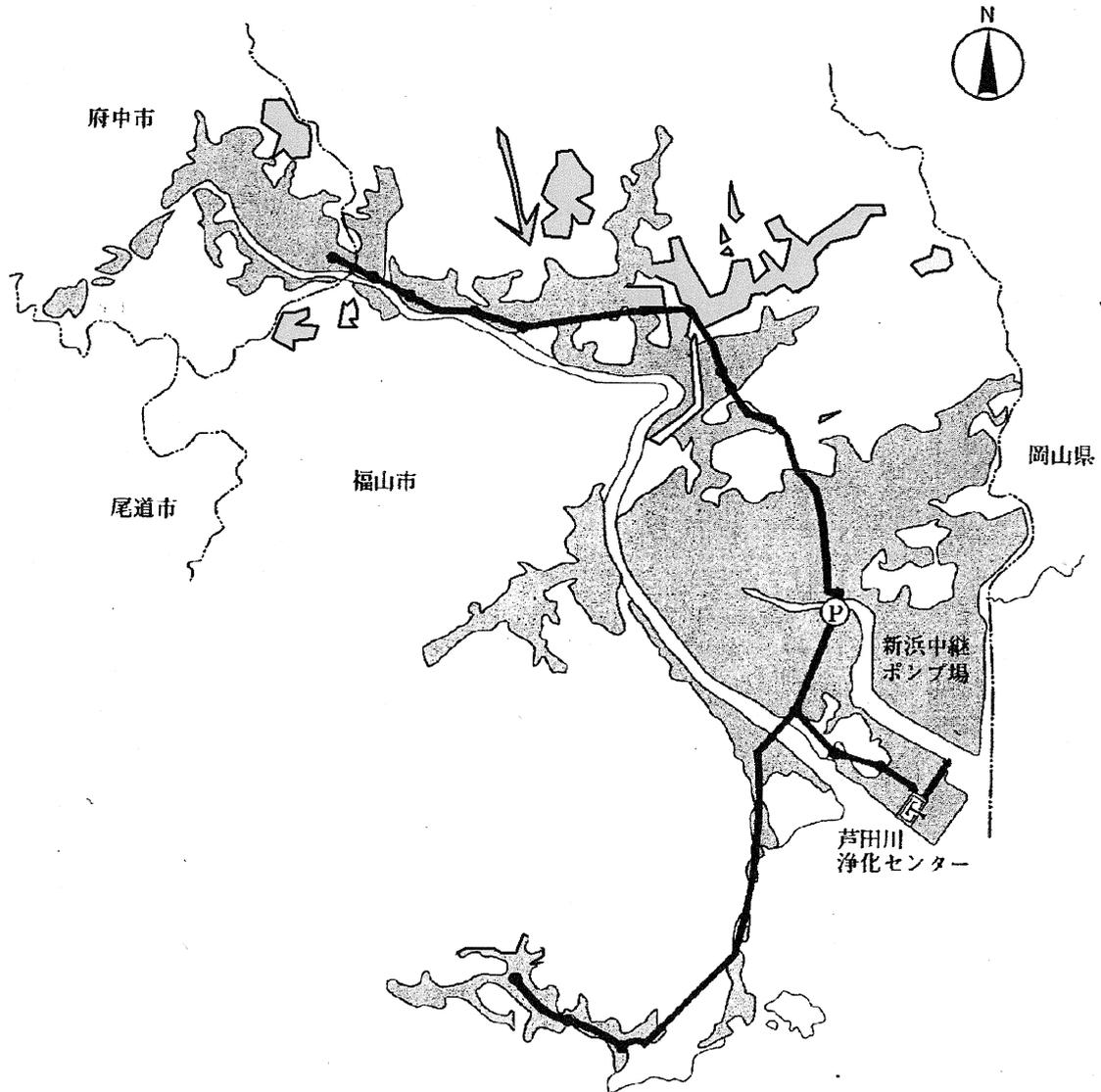
計画の概要

事業主体	広島県
関係市町	1市4町 広島市 安芸郡府中町 海田町, 坂町 熊野町
計画処理面積	約 5,254ha
計画処理人口	約 28.8万人
計画処理水量	約 15.3万 m ³ /日
処理場	1箇所

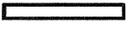
凡 例

	計画区域
	行政区域界
	幹線 (計画)
	幹線 (敷設済)
	中継ポンプ場
	処理場

35 芦田川流域下水道計画図



凡 例

	計画区域
	行政区域界
	幹線 (計画)
	幹線 (敷設済)
	中継ポンプ場
	処 理 場

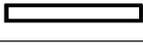
計画の概要

事業主体	広島県
関係市町	2市 (福山市, 府中市)
計画処理面積	約 11,726ha
計画処理人口	約 36万人
計画処理水量	約 20.6万 m ³ /日
処 理 場	1箇所

36 沼田川流域下水道計画図



凡 例

	計画区域
	行政区境界
	幹線（計画）
	幹線（敷設済）
	中継ポンプ場
	処 理 場

計画の概要

事業主体	広島県
関係市町	2市 〔三原市〕 〔東広島市〕
計画処理面積	約3,261ha
計画処理人口	約7.2万人
計画処理水量	約4.6万m ³ /日
処 理 場	1箇所

37 海水浴場水質測定結果

(1)開設前

(平成27年度)

No	海水浴場名	所在地	分析項目			判定	病原性大腸菌O157	開設予定日	
			COD (mg/L)	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	油膜				透明度
1	つつみがたしげんこうえん 包ヶ浦自然公園	廿日市市宮島町	2.9	3	無	1m以上	B	陰性	7月18日
2	ベイサイドビーチ坂	安芸郡坂町	3.6	不検出	無	1m以上	B	陰性	7月1日
3	かつらがはま 桂ヶ浜	呉市倉橋町	1.7	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月1日
4	かゝるがかいでんこうえん 狩留賀海浜公園	呉市狩留賀町	2.2	不検出	無	1m以上	B	陰性	7月1日
5	かじがはま 梶ヶ浜	呉市下蒲刈町	1.2	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月5日
6	けんみんのはま 県民の浜	呉市蒲刈町	1.3	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月12日
7	グリーンピアせとうち	呉市安浦町	1.3	2	無	1m以上	A	陰性	7月18日
8	おおくしかいすいよくじょう 大串海水浴場	豊田郡大崎上島町	1.4	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月18日
9	まどはかいすいよくじょう 的場海水浴場	竹原市港町	1.4	2	無	1m以上	A	陰性	7月11日
10	せせだ 瀬戸田サンセットビーチ	尾道市瀬戸田町	1.2	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月18日
11	かいひんこうえん すなみ海浜公園	三原市須波西町	1.3	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月11日
12	しまなみビーチ	尾道市因島大浜町	1.4	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月11日
13	おおほま シーパーク大浜	福山市内海町	1.3	不検出	無	1m以上	AA	陰性	6月27日
14	クレセントビーチ	福山市内海町	1.6	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月10日
15	ともうら 鞆の浦	福山市鞆町	2.1	不検出	無	1m以上	B	陰性	7月18日

※ COD等の分析項目は、測定値の平均値である。

(2)開設中

(平成27年度)

No	海水浴場名	所在地	分析項目			判定	病原性大腸菌O157	(参考) 平成27年度開設前調査結果	
			COD (mg/L)	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	油膜				透明度
1	つつみがたしげんこうえん 包ヶ浦自然公園	廿日市市宮島町	1.6	不検出	無	1m以上	AA	陰性	B
2	ベイサイドビーチ坂	安芸郡坂町	3.1	7	無	1m以上	B	陰性	B
3	かつらがはま 桂ヶ浜	呉市倉橋町	1.7	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
4	かゝるがかいでんこうえん 狩留賀海浜公園	呉市狩留賀町	1.9	48	無	1m以上	A	陰性	B
5	かじがはま 梶ヶ浜	呉市下蒲刈町	1.4	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
6	けんみんのはま 県民の浜	呉市蒲刈町	1.5	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
7	おおくしかいすいよくじょう 大串海水浴場	豊田郡大崎上島町	1.5	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
8	まどはかいすいよくじょう 的場海水浴場	竹原市港町	1.4	3	無	1m以上	A	陰性	A
9	せせだ 瀬戸田サンセットビーチ	尾道市瀬戸田町	1.0	11	無	1m以上	A	陰性	AA
10	かいひんこうえん すなみ海浜公園	三原市須波西町	1.1	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
11	しまなみビーチ	尾道市因島大浜町	1.4	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
12	おおほま シーパーク大浜	福山市内海町	2.0	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
13	クレセントビーチ	福山市内海町	2.6	不検出	無	1m以上	B	陰性	AA
14	ともうら 鞆の浦	福山市鞆町	3.5	不検出	無	1m以上	B	陰性	B

資料: 県環境保全課、呉市、竹原市、福山市

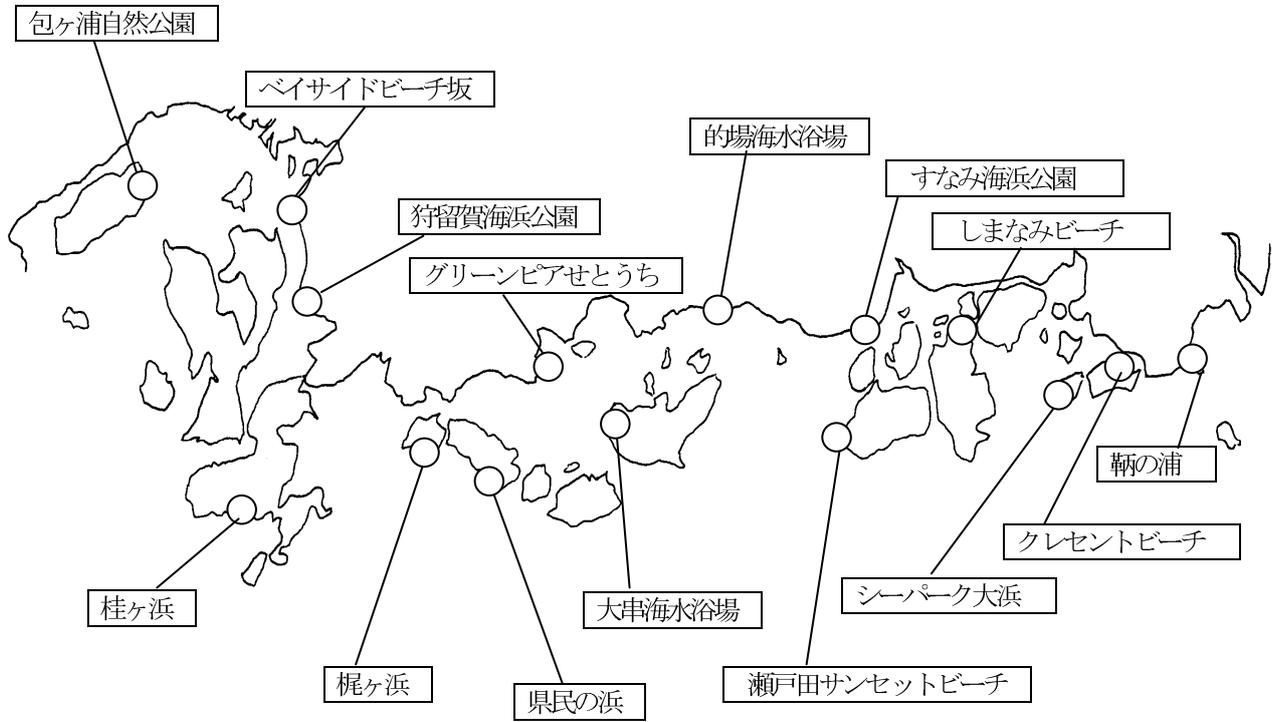
- (注) 1 COD、ふん便性大腸菌群数、透明度については、海水浴場の代表地点1点で午前・午後測定した。
 2 CODの測定方法は、酸性法である。
 3 病原性大腸菌O157は、水浴場の代表地点1点において、午後測定した。
 4 測定点は、別図のとおりである。

判定基準

区分	項目	COD	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	透明度
適	水質AA	2mg/L以下	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	1m以上
	水質A	2mg/L以下	100個/100mL以下	油膜が認められない	1m以上
可	水質B	5mg/L以下	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満50cm以上
	水質C	8mg/L以下	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満50cm以上
不適		8mg/L超	1,000個/100mL超	常時油膜が認められる	50cm未満

(注) 海水浴場の水質は、測定値の平均値で判定する。

別図 海水浴場の位置



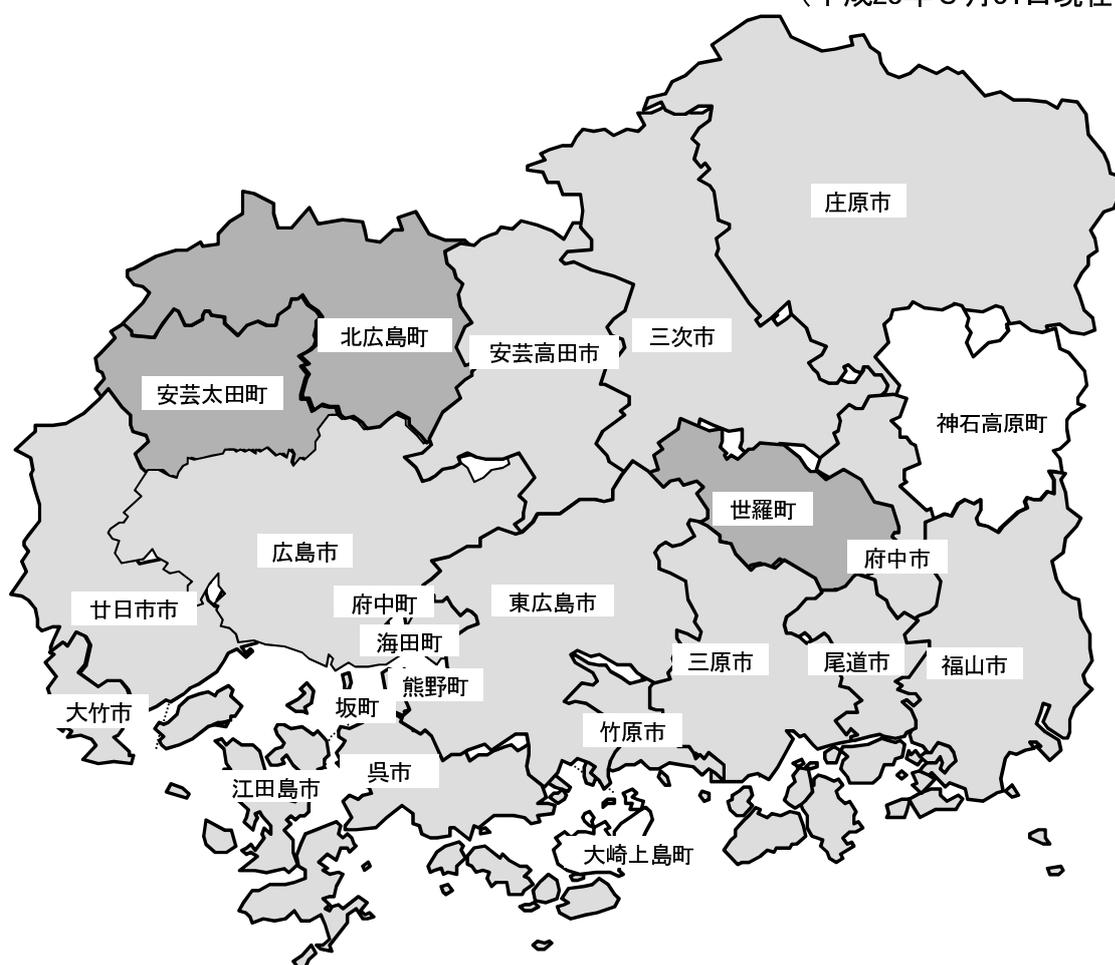
第3 騒音・振動・悪臭

1 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地 域	該当類型
騒音規制地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域	A
騒音規制地域のうち、第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く。）に属する地域	B
騒音規制地域のうち、第3種区域及び第4種区域に属する地域	C

2 騒音に係る環境基準の地域類型の指定図

（平成28年3月31日現在）



環境基準のA・B・C類型を指定した市町
 環境基準のB・C類型を指定した市町

資料：県環境保全課

3 環境騒音の環境基準達成状況

(平成27年度)

地域	時間帯	内容	A類型	B類型	C類型	未指定	計	
一般地域	昼間	測定件数	32	118	57	20	227	
		達成件数	32	112	54	18	216	
		達成率(%)	100.0%	94.9%	94.7%	90.0%	95.2%	
	夜間	測定件数	3	18	8	0	29	
		達成件数	3	16	6	0	25	
		達成率(%)	100.0%	88.9%	75.0%		86.2%	
道路に面する地域	背後地	昼間	測定件数	3	29	30	5	67
			達成件数	3	28	30	5	66
			達成率(%)	100.0%	96.6%	100.0%	100.0%	98.5%
		夜間	測定件数	3	14	15	1	33
			達成件数	3	13	14	1	31
			達成率(%)	100.0%	92.9%	93.3%	100.0%	93.9%
	道路端	昼間	測定件数	13	86	122	59	280
			達成件数	9	73	104	57	243
			達成率(%)	69.2%	84.9%	85.2%	96.6%	86.8%
		夜間	測定件数	9	35	55	3	102
			達成件数	7	26	42	3	78
			達成率(%)	77.8%	74.3%	76.4%	100.0%	76.5%

資料: 県環境保全課, 各市町

(注) 1 未指定地域は, B類型の地域として評価した。

2 昼間: 6時~22時 夜間: 22時~6時

4 自動車騒音の環境基準達成状況

(平成27年度)

環境基準の 類 型	測定地点数	環境基準達成地点数		
		昼夜	昼間	夜間
A 類 型	12	9	10	10
B 類 型	49	38	40	39
C 類 型	70	54	58	56

資料: 県環境保全課

(注) 昼夜とも測定を行っている地点について整理した。

5 自動車騒音測定結果

(平成27年度)

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地
					車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
									Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過						
1	一般国道2号(西広島バイパス)	広島市西区観音本町1丁目12番	C 7	有	7.5	0.0	1.2	27.11.16~27.11.17	66	63	○	○	-	-	-	-	-
2	一般国道2号(西広島バイパス)	広島市西区己斐本町2丁目21番	C 9	有	5.8	0.0	1.2	27.11.16~27.11.17	69	64	○	○	-	-	-	-	-
3	高速自動車国道広島自動車道	広島市安佐北区可部町勝木	B 4	無	21.5	8.5	1.2	27.10.29~27.10.30	53	45	○	○	-	-	-	-	-
4	一般国道2号	広島市安芸区上瀬野町	B 2	無	2.8	3.0	1.2	27.10.14~27.10.21	74	73	×	×	243	108	40.7	43.1	-
5	一般国道2号	広島市安芸区上瀬野町	B 2	無	35.0	-	1.2	27.10.14~27.10.21	57	57	○	○	243	108	40.7	43.1	○
6	高速自動車国道山陽自動車道	広島市東区福田7丁目39番	B 5	有	16.0	7.2	1.2	27.11.4~27.11.5	52	49	○	○	-	-	-	-	-
7	一般国道2号(西広島バイパス)	広島市佐伯区坪井1丁目3番	B 4	有	11.4	4.0	1.2	27.10.29~27.10.30	62	56	○	○	-	-	-	-	-
8	一般国道2号	広島市西区庚午中3丁目12番	C 4	無	3.6	4.2	1.2	27.10.28~27.10.29	67	62	○	○	-	-	-	-	-
9	一般国道2号	広島市西区草津南1丁目6番	C 2	無	2.6	0.0	1.2	27.10.28~27.10.29	69	64	○	○	-	-	-	-	-
10	一般国道2号	広島市佐伯区海老園2丁目5番	C 2	無	3.4	4.5	1.2	27.10.22~27.10.23	69	64	○	○	-	-	-	-	-
11	一般国道54号(祇園新道)	広島市中区基町3番	B 7	無	6.0	30.0	1.2	27.11.16~27.11.17	68	63	○	○	-	-	-	-	-
12	一般国道54号	広島市安佐南区八木8丁目3番	B 4	有	2.2	0.0	1.5	27.10.29~27.10.30	59	54	○	○	-	-	-	-	-
13	一般国道54号	広島市安佐北区可部南1丁目4番	C 4	無	3.5	0.0	1.2	27.10.29~27.10.30	72	67	×	×	-	-	-	-	-
14	一般国道54号	広島市安佐北区可部4丁目11番	C 2	無	2.7	1.0	1.2	27.10.29~27.10.30	72	67	×	×	-	-	-	-	-
15	一般国道183号	広島市西区三篠2丁目13番	C 6	無	6.0	0.0	1.2	27.10.2~27.10.9	70	65	○	○	286	147	10.5	3.4	-
16	一般国道183号	広島市西区三篠2丁目13番	C 6	無	40.0	-	1.2	27.10.2~27.10.9	57	55	○	○	286	147	10.5	3.4	○
17	一般国道191号	広島市安佐北区安佐町飯室	B 2	無	1.0	3.5	1.2	27.10.29~27.10.30	71	64	×	○	-	-	-	-	-
18	一般国道433号	広島市佐伯区湯来町伏谷	B 2	無	3.5	1.2	1.2	27.10.22~27.10.23	64	54	○	○	-	-	-	-	-
19	一般国道433号	広島市佐伯区湯来町麦谷	B 2	無	2.5	1.2	1.2	27.10.22~27.10.23	62	54	○	○	-	-	-	-	-
20	一般国道488号	広島市佐伯区湯来町多田	B 2	無	2.5	10.0	1.2	27.10.22~27.10.23	58	49	○	○	-	-	-	-	-
21	高速自動車国道山陽自動車道	広島市安佐南区伴東8丁目61番	B 6	有	19.0	7.8	1.2	27.11.4~27.11.5	53	50	○	○	-	-	-	-	-
22	主要地方道広島三次線	広島市南区的場町2丁目7番	C 6	無	5.0	0.0	1.2	27.11.5~27.11.6	67	62	○	○	-	-	-	-	-
23	主要地方道広島三次線	広島市南区大須賀町20番	C 6	無	5.2	0.0	1.2	27.11.5~27.11.6	68	64	○	○	-	-	-	-	-
24	主要地方道広島三次線	広島市中区白島九軒町6番	C 6	無	4.8	3.0	1.2	27.11.4~27.11.5	71	66	×	×	-	-	-	-	-
25	主要地方道広島三次線	広島市東区牛本町5丁目7番	B 2	無	2.1	5.0	1.2	27.11.4~27.11.5	65	58	○	○	-	-	-	-	-
26	主要地方道広島三次線	広島市安佐北区落合南4丁目2番	C 4	無	7.1	0.0	1.2	27.11.4~27.11.5	65	59	○	○	-	-	-	-	-
27	主要地方道広島豊平線	広島市安佐南区中須1丁目20番	C 4	無	2.5	1.0	1.2	27.11.4~27.11.5	67	61	○	○	-	-	-	-	-
28	主要地方道広島豊平線	広島市安佐南区沼田町伴	C 2	無	2.3	1.0	1.2	27.10.29~27.10.30	67	63	○	○	-	-	-	-	-
29	主要地方道五日市筒賀線	広島市佐伯区八幡4丁目12番	B 2	無	2.1	2.2	1.2	27.10.22~27.10.23	69	65	○	○	-	-	-	-	-
30	主要地方道広島中島線	広島市東区曙2丁目7番	C 5	無	3.7	0.0	1.2	27.11.5~27.11.6	70	66	○	×	-	-	-	-	-
31	主要地方道広島中島線	広島市東区矢賀新町2丁目1番	C 4	無	2.8	0.0	1.2	27.11.5~27.11.6	68	64	○	○	-	-	-	-	-
32	主要地方道広島湯来線	広島市西区田方3丁目	A 5	無	4.6	5.0	1.2	27.10.29~27.10.30	72	69	×	×	-	-	-	-	-
33	主要地方道広島湯来線	広島市佐伯区五日市町石内	B 4	無	4.6	2.0	1.2	27.10.28~27.10.29	73	69	×	×	-	-	-	-	-
34	主要地方道広島湯来線	広島市佐伯区五日市町石内	B 4	無	4.7	6.5	1.2	27.10.2~27.10.9	73	69	×	×	541	138	20.2	16.3	-
35	主要地方道広島湯来線	広島市佐伯区五日市町石内	B 4	無	60.0	-	1.2	27.10.2~27.10.9	48	44	○	○	541	138	20.2	16.3	○
36	主要地方道広島湯来線	広島市安佐南区沼田町大塚	B 4	無	2.5	1.5	1.2	27.10.29~27.10.30	70	65	○	○	-	-	-	-	-
37	主要地方道東海田広島線	広島市東区若草町11番	C 5	無	5.5	7.5	1.2	27.11.19~27.11.20	67	61	○	○	-	-	-	-	-
38	一般県道広島海田線	広島市中区胡町1番	C 6	無	4.5	0.0	1.2	27.11.5~27.11.6	71	64	×	○	-	-	-	-	-
39	高速自動車国道中国自動車道	広島市安佐北区安佐町鈴張	B 5	無	14.0	10.0	1.2	27.10.29~27.10.30	50	46	○	○	-	-	-	-	-
40	一般県道広島海田線	広島市南区大州2丁目13番	C 2	無	2.4	0.0	1.2	27.10.14~27.10.21	66	62	○	○	239	89	12.1	6.2	-
41	一般県道広島海田線	広島市南区大州2丁目13番	C 2	無	35.0	-	1.2	27.10.14~27.10.21	54	49	○	○	239	89	12.1	6.2	○
42	一般県道広島港線	広島市中区東千田町1丁目1番	C 6	無	5.2	0.0	1.2	27.11.16~27.11.17	69	62	○	○	-	-	-	-	-
43	一般県道南観音観音線	広島市西区南観音2丁目8番	C 4	無	3.1	4.2	1.2	27.11.19~27.11.20	70	66	○	×	-	-	-	-	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
44	一般県道伴広島線	広島市中区榎町10番	C 6 無	4.6	0.0	1.2	27.11.16~27.11.17	70	65	○	○	-	-	-	-	-
45	一般県道原田五日市線	広島市佐伯区五日市町石内	B 4 無	3.2	3.0	1.2	27.10.2~27.10.9	72	66	×	×	221	60	13.2	8.3	-
46	一般県道原田五日市線	広島市佐伯区五日市町石内	B 4 無	45.0	-	1.2	27.10.2~27.10.9	51	46	○	○	221	60	13.2	8.3	○
47	一般県道川角佐伯線	広島市佐伯区湯来町葛原	B 2 無	2.9	40.0	1.2	27.10.22~27.10.23	63	55	○	○	-	-	-	-	-
48	一般市道草津鈴が峰線	広島市西区商工センター4丁目1番	C 6 無	4.3	10.0	1.2	27.10.22~27.10.23	64	61	○	○	-	-	-	-	-
49	一般市道草津鈴が峰線	広島市西区井口1丁目20番	A 4 無	5.2	4.7	1.2	27.10.28~27.10.29	66	60	○	○	-	-	-	-	-
50	一般市道霞庚午線	広島市中区吉島西2丁目15番	C 6 無	3.8	2.0	1.2	27.10.14~27.10.21	71	65	×	○	358	107	10.9	4.7	-
51	一般市道霞庚午線	広島市中区吉島西2丁目15番	B 6 無	60.0	-	1.2	27.10.14~27.10.21	56	49	×	×	358	107	10.9	4.7	○
52	一般市道霞庚午線	広島市西区南観音5丁目15番	C 6 無	3.3	0.0	1.2	27.11.19~27.11.20	70	65	○	○	-	-	-	-	-
53	一般市道横川江波線	広島市中区舟入南2丁目7番	C 4 無	3.7	0.0	1.2	27.11.19~27.11.20	70	65	○	○	-	-	-	-	-
54	一般市道比治山庚午線	広島市西区観音町6番	C 4 無	42.5	0.0	1.2	27.11.16~27.11.17	60	54	○	○	-	-	-	-	-
55	一般市道駅前観音線	広島市西区観音町10番	C 2 無	6.2	0.0	1.2	27.11.16~27.11.17	69	64	×	×	-	-	-	-	-
56	一般市道御幸橋三篠線	広島市中区三川町8番	C 6 無	5.2	0.0	1.2	27.11.5~27.11.6	69	65	○	○	-	-	-	-	-
57	一般市道御幸橋三篠線	広島市西区楠木町3丁目1番	C 4 無	3.6	0.0	1.2	27.11.4~27.11.5	71	66	×	×	-	-	-	-	-
58	一般市道草津沼田線(草津沼田道路)	広島市西区田方2丁目3番	A 3 有	10.7	6.5	1.2	27.10.28~27.10.29	49	44	○	○	-	-	-	-	-
59	一般市道駅前吉島線	広島市南区京橋町10番	C 10 無	6.0	0.0	1.2	27.11.5~27.11.6	66	59	○	○	-	-	-	-	-
60	一般市道常盤橋大芝線	広島市東区牛田南1丁目7番	C 4 無	2.6	1.5	1.2	27.11.4~27.11.5	67	61	○	○	-	-	-	-	-
61	一般市道中広宇品線	広島市南区宇品東1丁目3番	C 6 無	6.2	0.0	1.2	27.11.30~27.12.1	64	56	○	○	-	-	-	-	-
62	一般市道天満矢賀線	広島市中区西十日市町10番	C 4 無	6.4	0.0	1.2	27.11.16~27.11.17	67	61	○	○	-	-	-	-	-
63	一般市道佐伯1区376号線	広島市佐伯区石内南1丁目15番	A 4 無	4.5	1.5	1.2	27.10.28~27.10.29	65	57	○	○	-	-	-	-	-
64	一般市道佐伯1区368,373号線	広島市佐伯区石内南2丁目7番	A 4 無	12.3	1.5	1.2	27.10.28~27.10.29	56	52	○	○	-	-	-	-	-
65	一般国道185号線	呉市本通5丁目1番地先	C 6 無	3.0	2.5	1.2	27.12.22	65	-	○	-	430	-	11.8	-	-
66	主要地方道県道74号線	呉市下蒲刈町三之瀬361番地	B 1 無	0.0	1.0	1.2	27.12.9	59	-	○	-	21	-	4.8	-	-
67	一般国道185号線	呉市川尻町西2丁目1番地先	C 2 無	1.0	10.0	1.2	27.12.16	67	-	○	-	155	-	15.5	-	-
68	市道内海中切線	呉市安浦町内海3174-1	B 2 無	1.0	10.0	1.2	27.12.17	64	-	○	-	87	-	13.8	-	-
69	一般県道287号線	呉市蒲刈町宮盛1320地先	- 2 無	1.0	15.0	1.2	27.12.9	57	-	○	-	12	-	8.3	-	-
70	一般国道487号線	呉市音戸町畑3丁目6番地先	C 2 無	0.0	10.0	1.2	27.12.14	66	-	○	-	45	-	6.7	-	-
71	主要地方道県道35号線	呉市倉橋町宇和木6409地先	B 2 無	1.5	5.0	1.2	27.12.14	62	-	○	-	45	-	8.9	-	-
72	一般県道355号線	大崎下島循環線	- 2 無	1.0	20.0	1.2	27.12.9	60	-	○	-	24	-	10.5	-	-
73	一般県道354号線	豊島線	- 1 無	1.0	20.0	1.2	27.12.9	53	-	○	-	12	-	25.0	-	-
74	一般国道185号線	呉市本通5丁目1番地先	C 6 無	12.0	3.0	1.2	27.12.22	59	-	○	-	433	-	11.5	-	-
75	一般国道185号線	呉市広古新開2丁目1番地先	C 6 無	7.6	30.0	2.0	28.1.14~28.1.15	69	63	○	○	355	56	8.2	8.2	-
76	一般国道31号線	呉市天応大浜3丁目2番地先	C 4 無	10.6	40.0	2.0	27.12.21~27.12.22	67	63	○	○	221	50	10.1	15.3	-
77	一般国道185号線	呉市阿賀中央2丁目7番地先	B 4 無	6.4	10.0	1.2	27.12.14~27.12.15	69	59	○	○	413	-	16.0	-	-
78	一般国道185号線	呉市川尻町西1丁目1番地先	C 2 無	6.2	2.4	2.0	27.12.16~27.12.17	65	58	○	○	155	-	15.5	-	-
79	一般国道185号線	竹原市志海長浜2丁目1番1号	C 2 無	1.9	30.3	1.2	27.12.15	69	-	○	-	89	-	6.7	-	-
80	一般国道185号線	竹原市志海長浜2丁目1番1号	C 2 無	51.9	27.0	1.2	27.12.15	54	-	○	-	89	-	6.7	-	○
81	一般国道2号線	竹原市田万里町1949番地3	C 2 無	4.6	13.3	1.2	27.12.15	72	-	×	-	178	-	36.0	-	-
82	一般国道2号線	竹原市田万里町1949番地3	C 2 無	32.0	5.0	1.2	27.12.15	54	-	○	-	178	-	36.0	-	○
83	一般国道2号線	竹原市西野町1950番地1	C 2 無	5.3	40.5	1.2	27.12.15	73	-	×	-	200	-	36.5	-	-
84	一般国道2号線	竹原市西野町1950番地1	C 2 無	52.3	10.0	1.2	27.12.15	55	-	○	-	200	-	36.5	-	○
85	一般国道432号線	竹原市竹原町3540番地3	B 2 無	5.9	31.9	1.2	27.12.15	66	-	○	-	171	-	7.6	-	-
86	一般国道432号線	竹原市竹原町3540番地3	B 2 無	45.9	45.0	1.2	27.12.15	55	-	○	-	171	-	7.6	-	○
87	一般国道185号線	竹原市中央五丁目6番37号	C 4 無	3.7	50.3	1.2	27.12.15	68	-	○	-	152	-	5.6	-	-
88	一般国道185号線	竹原市中央五丁目6番37号	C 4 無	28.7	40.0	1.2	27.12.15	56	-	○	-	152	-	8.6	-	○

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
								Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過						
89	一般国道185号	竹原市高崎町	B 2 無	3.3	-	1.2	27.12.15~ 27.12.16	68	60	○	○	101	16	7.5	3.1	-
90	一般国道185号	竹原市高崎町	B 2 無	33.0	-	1.2	27.12.15~ 27.12.16	52	42	○	○	101	16	7.5	3.1	○
91	一般国道185号線	三原市貝野町2	B 4 無	3.0	4.0	1.2	27.12.14~ 27.12.15	70	62	○	○	198	17	4.3	5.4	-
92	一般国道185号線	三原市和田二丁目19	B 4 無	62.0	11.0	1.2	27.12.14~ 27.12.15	47	40	○	○	-	-	-	-	○
93	市道宮浦34号線	三原市宮浦四丁目12	C 4 無	5.1	10.0	1.2	27.12.14~ 27.12.15	65	56	○	○	95	6	4.8	20.0	-
94	市道宮浦34号線	三原市宮浦四丁目10	C 4 無	125.0	10.0	1.2	27.12.14~ 27.12.15	50	40	○	○	-	-	-	-	○
95	県道本郷久井線	三原市高坂町真良843番地1	C 2 無	2.5	13.0	1.2	28.2.4	63	-	○	-	21	-	14.3	-	-
96	県道本郷久井線	三原市高坂町真良203番地1	C 2 無	1.0	30.0	1.2	28.2.4	69	-	○	-	30	-	33.3	-	-
97	市道沼田西町79号線	三原市沼田西町松江1753番地1	C 1 無	2.0	44.0	1.2	28.1.27	58	-	○	-	11	-	36.4	-	-
98	県道三原竹原線	三原市小泉町4926番地4	C 1 無	2.0	22.0	1.2	28.1.27	65	-	○	-	60	-	8.3	-	-
99	県道東広島本郷忠海線	三原市小泉町3404番地	C 2 無	1.0	30.0	1.2	28.1.27	61	-	○	-	29	-	3.4	-	-
100	一般国道185号線	三原市幸崎能地6丁目13番	C 2 無	2.0	20.0	1.2	28.1.28	66	-	○	-	39	-	7.7	-	-
101	県道佐木島線	三原市鷺浦町向田野浦2170番地2	C 2 無	1.0	15.0	1.2	28.2.5	54	-	○	-	5	-	0	-	-
102	県道尾道三原線	三原市中之町6丁目3番	B 2 無	5.7	23.0	1.2	28.2.3	65	-	○	-	148	-	5.4	-	-
103	県道三原本郷線	三原市沼田町1171番地1	C 1 無	1.0	150.0	1.2	28.2.5	59	-	○	-	19	-	0	-	-
104	県道三原大草線	三原市小坂町3759番地6	C 2 無	3.0	5.0	1.2	28.2.4	65	-	○	-	25	-	20.0	-	-
105	一般国道2号線	三原市長谷5丁目5番地1	C 2 無	3.0	20.0	1.2	28.2.4	74	-	×	-	247	-	31.6	-	-
106	市道本町45号線	三原市本町3丁目14番16号	C 1 無	1.0	3.0	1.2	28.2.1	63	-	○	-	51	-	2.0	-	-
107	市道宮沖13号線	三原市宮沖2丁目9番3号	B 2 無	2.0	2.5	1.2	28.1.25	65	-	○	-	83	-	6.0	-	-
108	一般国道2号線	三原市糸崎2丁目9番43号	C 2 無	3.0	10.0	1.2	28.1.28	68	-	○	-	158	-	13.9	-	-
109	一般国道2号線	三原市皆実1丁目21番15号	C 2 無	4.0	10.0	1.2	28.1.26	68	-	○	-	214	-	7.0	-	-
110	県道三原竹原線	三原市沼田東町七宝1288番地1	C 2 無	3.0	40.0	1.2	28.1.27	67	-	○	-	86	-	7.0	-	-
111	一般国道185号線	三原市和田1丁目8番1号	C 2 無	3.0	10.0	1.2	28.1.26	66	-	○	-	97	-	10.3	-	-
112	県道三原竹原線	三原市小泉町4926番地1	C 2 無	3.0	45.0	1.2	28.1.27	67	-	○	-	70	-	7.1	-	-
113	一般国道185号線	三原市須波西1丁目2番1号	C 2 無	5.0	20.0	1.2	28.2.2	66	-	○	-	113	-	4.4	-	-
114	県道佐木島線	三原市鷺浦町須波2122番地	C 2 無	1.0	30.0	1.2	28.2.5	55	-	○	-	6	-	0	-	-
115	一般国道185号線	三原市須波ハイソ1丁目5番1号	C 2 無	50.0	-	1.2	28.2.2	55	-	○	-	114	-	3.5	-	○
116	一般国道185号線	三原市幸崎能地1丁目1番	C 2 無	1.0	60.0	1.2	28.1.28	70	-	○	-	73	-	17.8	-	-
117	一般国道2号線	三原市木原1丁目4番1号	C 2 無	2.0	5.0	1.2	28.1.28	75	-	×	-	297	-	32.0	-	-
118	県道宇津土八幡線	三原市八幡町篝532番地	C 2 無	1.0	50.0	1.2	28.2.1	54	-	○	-	2	-	0	-	-
119	一般国道486号線	三原市八幡町美生1242番地5	C 2 無	3.0	40.0	1.2	28.2.1	69	-	○	-	43	-	27.9	-	-
120	県道三原東城線	三原市八幡町垣内601番地	C 2 無	2.0	10.0	1.2	28.2.1	67	-	○	-	42	-	14.3	-	-
121	県道本郷久井線	三原市高坂町真良3234番地	C 2 無	3.0	60.0	1.2	28.2.1	67	-	○	-	35	-	17.1	-	-
122	県道本郷久井線	三原市高坂町真良2158番地5	C 2 無	2.0	133.0	1.2	28.2.1	65	-	○	-	31	-	19.4	-	-
123	県道三原東城線	三原市八坂町229番地	C 2 無	30.0	-	1.2	28.2.1	59	-	○	-	59	-	13.6	-	○
124	県道尾道三原線	三原市中之町9丁目11番10号	C 2 無	3.0	10.0	1.2	28.2.3	69	-	○	-	91	-	17.6	-	-
125	県道尾道三原線	三原市深町1443番地	C 2 無	3.0	15.0	1.2	28.2.3	68	-	○	-	75	-	13.3	-	-
126	県道尾道三原線	三原市中之町2丁目17番	B 2 無	4.0	100.0	1.2	28.2.3	69	-	○	-	170	-	7.1	-	-
127	高速自動車国道 山陽自動車道	三原市八幡町垣内651番地	C 4 有	30.0	-	1.2	28.2.1	56	-	○	-	244	-	32.4	-	○
128	県道尾道三原線	三原市館町2丁目15番14号	B 2 無	4.0	10.0	1.2	28.2.3	69	-	○	-	170	-	5.9	-	-
129	市道館町9号線	三原市館町1丁目3番1号	B 2 無	3.0	18.0	1.2	28.2.3	58	-	○	-	11	-	9.1	-	-
130	一般国道185号線	三原市幸崎能地4丁目10番1号	C 2 無	2.0	10.0	1.2	28.2.2	65	-	○	-	56	-	17.9	-	-
131	一般国道2号線	三原市糸崎8丁目10番1号	B 2 無	2.0	20.0	1.2	28.1.28	72	-	×	-	148	-	18.2	-	-
132	県道瀬野側福富本郷線	三原市本郷町船木3105番地3	B 2 無	4.0	19.0	1.2	28.1.27	67	-	○	-	82	-	28.0	-	-
133	県道瀬野側福富本郷線	三原市本郷町船木3080番地2	C 2 無	5.0	18.0	1.2	28.1.27	69	-	○	-	121	-	14.0	-	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
								Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過						
134	県道東広島本郷忠海線	三原市本郷町上北方726番地	B 2 無	3.0	65.0	1.2	28.1.27	62	-	○	-	22	-	9.1	-	-
135	県道本郷久井線	三原市本郷北2丁目8番	B 2 無	5.0	35.0	1.2	28.1.27	65	-	○	-	49	-	18.4	-	-
136	県道瀬野側福富本郷線	三原市下北方1丁目14番15号	C 2 無	2.5	50.0	1.2	28.1.27	63	-	○	-	55	-	3.6	-	-
137	市道駅前愛宕線	三原市本郷南6丁目21番37号	C 2 無	5.0	4.0	1.2	28.1.27	58	-	○	-	60	-	11.7	-	-
138	市道駅前惣門2号線	三原市本郷南3丁目13番18号	A 2 無	1.0	10.0	1.2	28.1.27	60	-	○	-	27	-	0	-	-
139	一般国道2号線	三原市本郷南1丁目11番5号	B 2 有	15.0	-	1.2	28.1.27	61	-	○	-	238	-	35.7	-	○
140	県道東広島本郷忠海線	三原市本郷町南方4760番地	B 2 無	7.5	37.0	1.2	28.1.27	61	-	○	-	47	-	12.8	-	-
141	一般国道2号線	三原市本郷町南方6623番地	B 4 無	3.5	70.0	1.2	28.1.27	72	-	×	-	125	-	37.6	-	-
142	県道東広島本郷忠海線	三原市本郷町南方1005番地2	B 2 無	3.0	10.0	1.2	28.1.27	64	-	○	-	42	-	11.9	-	-
143	県道三原東城線	三原市久井町下津1445番地2	B 2 無	45.0	-	1.2	28.2.1	50	-	○	-	51	-	19.6	-	○
144	県道三原東城線	三原市久井町下津1631番地9	- 2 無	1.0	3.5	1.2	28.2.1	69	-	○	-	68	-	8.8	-	-
145	一般国道486号線	三原市久井町坂井原3024番地	- 2 無	2.8	25.0	1.2	28.2.1	67	-	○	-	29	-	27.6	-	-
146	市道中野線	三原市久井町山中野1337番地	- 2 無	2.5	13.0	1.2	28.2.1	64	-	○	-	22	-	27.3	-	-
147	県道羽和泉室町線	三原市久井町和草1906番地1	- 2 無	4.0	30.0	1.2	28.2.1	58	-	○	-	12	-	8.3	-	-
148	県道三原東城線	三原市久井町江木1159番地1	B 2 無	3.0	67.0	1.2	28.2.1	65	-	○	-	35	-	17.1	-	-
149	一般国道432号線	三原市大和町萩原652番地7	C 2 無	5.3	20.0	1.2	28.2.4	65	-	○	-	22	-	31.8	-	-
150	一般国道432号線	三原市大和町下徳良324番地	C 2 有	2.6	39.0	1.2	28.2.4	63	-	○	-	20	-	30.0	-	-
151	一般国道432号線	三原市大和町和木652番地3	C 2 無	3.8	10.0	1.2	28.2.4	64	-	○	-	30	-	16.7	-	-
152	一般国道432号線	三原市大和町和木1531番地6	B 2 無	30.0	-	1.2	28.2.4	49	-	○	-	29	-	0	-	○
153	一般国道436号線	三原市大和町和木1523番地5	B 2 無	2.5	14.0	1.2	28.2.4	60	-	○	-	24	-	8.3	-	-
154	県道下徳良本郷線	三原市大和町大草9121番地4	C 2 無	1.5	6.0	1.2	28.2.4	59	-	○	-	12	-	16.7	-	-
155	農道下徳良1号線	三原市大和町下徳良2587番地	- 2 無	5.6	19.8	1.2	28.2.4	63	-	○	-	25	-	12.0	-	-
156	県道本郷大和線	三原市大和町平坂3番55(山地番)	- 2 無	30.0	-	1.2	28.2.4	53	-	○	-	22	-	31.8	-	○
157	一般県道草深古市松永線	尾道市浦崎町50	C 2 無	1.0	2.6	1.2	27.11.2	64	60	○	○	60	18	6.7	0.0	-
158	一般県道向島循環線	尾道市向島町5581-20	C 2 無	2.0	0.5	1.2	27.11.2	64	52	○	○	119	4	6.7	0.0	-
159	主要地方道福山尾道線	尾道市美ノ郷町三成197-1	A 2 無	5.0	9.5	1.2	27.10.21~ 27.10.30	70	65	○	×	103	32	19.4	9.4	-
160	市道大新西新涯線	尾道市高須町5519-4	C 4 無	3.0	3.5	1.2	27.11.2	68	62	○	○	228	67	15.4	11.9	-
161	主要地方道県道81号生口島循環線	尾道市瀬戸田町中野	B 2 無	4.5	-	1.2	27.12.1~ 27.12.2	64	55	○	○	93	14	14.0	0.0	-
162	主要地方道県道81号生口島循環線	尾道市瀬戸田町中野	B 2 無	50.0	-	1.2	27.12.1~ 27.12.2	47	42	○	○	93	14	14.0	0.0	○
163	一般県道120号線一中庄土生	尾道市因島土生町	B 2 無	3.1	-	1.2	27.11.19~ 27.11.20	65	56	○	○	79	27	6.3	0.0	-
164	一般県道120号線一中庄土生	尾道市因島土生町	B 2 無	50.0	-	1.2	27.11.19~ 27.11.20	52	47	○	○	79	27	6.3	0.0	○
165	一般県道366号線西浦三庄田熊	尾道市因島土生町	C 2 有	1.0	-	1.2	27.11.19~ 27.11.20	68	59	○	○	126	31	4.0	6.5	-
166	一般県道366号線西浦三庄田熊	尾道市因島土生町	C 2 有	50.0	-	1.2	27.11.19~ 27.11.20	48	38	○	○	126	31	4.0	6.5	○
167	一般県道367号線一中庄重井	尾道市因島重井町	B 2 無	4.6	-	1.2	27.12.1~ 27.12.2	63	53	○	○	80	30	16.3	0.0	-
168	一般県道367号線一中庄重井	尾道市因島重井町	B 2 無	50.0	-	1.2	27.12.1~ 27.12.2	44	38	○	○	80	30	16.3	0.0	○
169	一般国道2号	福山市東桜町	C 6 無	7.3	-	1.2	28.2.4~ 28.2.5	67	66	○	×	433	201	19.9	27.4	-
170	一般国道2号	福山市東桜町	C 6 無	50.0	-	1.2	28.2.4~ 28.2.5	58	57	○	○	433	201	19.9	27.4	○
171	一般国道182号	福山市蔵王町	B 4 無	5.0	-	1.2	28.2.1~ 28.2.2	69	65	○	×	450	75	13.1	17.3	-
172	一般国道182号	福山市蔵王町	B 4 無	50.0	-	1.2	28.2.1~ 28.2.2	59	57	○	○	450	75	13.1	17.3	○
173	主要地方道福山港線	福山市手城町	C 4 無	4.3	-	1.2	28.2.1~ 28.2.2	72	68	×	×	338	119	19.8	8.4	-
174	主要地方道福山港線	福山市手城町	C 4 無	50.0	-	1.2	28.2.1~ 28.2.2	51	51	○	○	338	119	19.8	8.4	○
175	主要地方道神辺大門線	福山市伊勢丘	A 2 無	10.0	-	1.2	28.1.26~ 28.1.27	61	55	○	○	204	81	4.4	1.2	-
176	主要地方道神辺大門線	福山市伊勢丘	A 2 無	50.0	-	1.2	28.1.26~ 28.1.27	51	52	○	○	204	81	4.4	1.2	○
177	県道金丸府中線	府中市元町	B 2 無	3.6	0.0	1.2	27.12.21~ 27.12.22	65	55	○	○	81	8	10.1	0	-
178	一般国道54号	三次市布野町上布野	B 2 無	3.3	-	1.4	28.2.9~ 28.2.10	64	60	○	○	51	7	11.8	0	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地	
					車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
									Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過	○	○	○	○			
179	一般国道54号	三次市布野町上布野	B	2	無	116.0	-	1.4	28.2.9~28.2.10	48	38	○	○	51	7	11.8	0	○
180	一般国道183号	三次市十日市中2丁目2	C	2	無	18.0	-	1.4	28.2.9~28.2.10	61	54	○	○	178	43	11.3	1.2	-
181	一般国道183号	三次市十日市中2丁目2	C	2	無	130.0	-	1.4	28.2.9~28.2.10	45	35	○	○	178	43	11.3	1.2	○
182	一般国道183号	庄原市高町	-	2	無	2.3	-	1.2	27.12.21~27.12.22	65	53	○	○	14	1	11.1	0	-
183	一般国道183号	庄原市高町	-	2	無	45.0	-	1.2	27.12.21~27.12.22	57	40	○	○	14	1	11.1	0	○
184	主要地方道県道61号線	庄原市板橋町	C	2	無	3.5	-	1.2	27.12.21~27.12.22	68	60	○	○	50	3	12.1	0	-
185	主要地方道県道61号線	庄原市板橋町	C	2	無	50.0	-	1.2	27.12.21~27.12.22	49	37	○	○	50	3	12.1	0	○
186	一般国道186号	大竹市元町4丁目上公園前	B	2	無	2.0	15.0	1.2	27.12.16	54	43	○	○	9	2	11.1	0	-
187	市道玖波青木線	大竹市黒川2丁目イセンター高架下	B	2	無	1.0	8.0	1.2	27.12.14	68	-	×	-	53	-	26.4	-	-
188	一般県道大竹湯来線	大竹市大人原集会所前	B	2	無	2.0	50.0	1.2	27.12.14	66	-	○	-	22	-	18.2	-	-
189	一般県道乙瀬小方線	大竹市御園1丁目旧三井化学社宅(アクラス大竹)前	A	2	無	50.0	1.0	1.2	27.12.14	45	-	○	-	-	-	-	-	-
190	一般国道2号(広島岩国道路)	大竹市玖波4丁目自治会集会所	A	4	有	22.9	15.0	1.2	27.11.24~27.11.25	62	53	×	○	329	200	35.9	74.5	-
191	一般国道2号(広島岩国道路)	大竹市玖波4丁目自治会集会所	A	4	有	50.0	-	1.2	27.11.24~27.11.25	51	48	○	○	329	200	35.9	74.5	○
192	主要地方道吉舎豊栄線	東広島市豊栄町吉原2118-3	B	2	無	1.8	20.0	1.2	27.9.28	61	-	○	-	15	-	13.3	-	-
193	一般国道375号	東広島市豊栄町飯田816	-	2	無	1.4	14.5	1.2	27.9.28	68	-	○	-	35	-	22.9	-	-
194	主要地方道吉舎豊栄線	東広島市豊栄町清武1094	-	2	無	1.3	8.0	1.2	27.9.28	65	-	○	-	22	-	18.2	-	-
195	主要地方道吉田豊栄線	東広島市豊栄町別府41-3	-	2	無	1.7	35.0	1.2	27.9.28	67	-	○	-	19	-	42.1	-	-
196	一般国道375号	東広島市豊栄町鍛冶屋437-7	B	2	無	1.1	25.0	1.2	27.9.28	68	-	○	-	78	-	19.2	-	-
197	市道鍛冶屋線	東広島市豊栄町乃美2817-1	-	2	無	5.5	12.5	1.2	27.9.28	47	-	○	-	4	-	0.0	-	-
198	一般国道486号	東広島市豊栄町安宿4025-1	-	2	無	3.8	12.5	1.2	27.9.28	57	-	○	-	10	-	20.0	-	-
199	主要地方道大和福富線	東広島市豊栄町能良390-5	-	2	無	2.3	62.0	1.2	27.9.28	61	-	○	-	17	-	17.6	-	-
200	一般国道375号	東広島市福富町久芳2300-1	B	2	無	2.1	10.0	1.2	27.9.28	69	-	○	-	77	-	10.4	-	-
201	一般国道375号	東広島市福富町久芳3860-1	C	2	無	3.5	45.0	1.2	27.9.28	67	-	○	-	81	-	14.8	-	-
202	一般県道下竹仁久芳線	東広島市福富町久芳4402-1	-	2	無	1.7	4.5	1.2	27.9.28	63	-	○	-	9	-	33.3	-	-
203	主要地方道瀬野川福富本郷	東広島市福富町上竹仁168-3	-	2	無	3.3	50.0	1.2	27.9.30	66	-	○	-	18	-	38.9	-	-
204	主要地方道瀬野川福富本郷	東広島市福富町下竹仁470-1	-	2	無	3.3	10.0	1.2	27.9.30	67	-	○	-	32	-	28.1	-	-
205	主要地方道瀬野川福富本郷	東広島市福富町下竹仁937-2	-	2	無	2.5	50.0	1.2	27.9.30	64	-	○	-	20	-	20.0	-	-
206	一般国道375号	東広島市福富町上戸野2502-3	-	2	無	2.5	24.0	1.2	27.9.28	67	-	○	-	75	-	18.7	-	-
207	主要地方道瀬野川福富本郷	東広島市河内町戸野719-1	-	2	無	2.1	14.0	1.2	27.9.28	66	-	○	-	28	-	32.1	-	-
208	主要地方道瀬野川福富本郷	東広島市河内町河戸2080-1	-	2	無	2.8	29.0	1.2	27.9.28	63	-	○	-	20	-	5.0	-	-
209	主要地方道瀬野川福富本郷	東広島市上河内847-1	-	2	無	3.4	26.0	1.2	27.9.28	63	-	○	-	21	-	9.5	-	-
210	主要地方道瀬野川福富本郷	東広島市河内町上河内280-1	-	2	無	0.9	14.0	1.2	27.9.28	61	-	○	-	15	-	13.3	-	-
211	一般国道432号	東広島市河内町中河内1202-2	B	2	無	1.4	4	1.2	27.9.30	62	-	○	-	23	-	4.3	-	-
212	一般国道432号	東広島市河内町入野2056-1	-	2	無	4.3	17	1.2	27.9.28	64	-	○	-	53	-	5.7	-	-
213	主要地方道東広島本郷忠海	東広島市河内町入野2730	-	2	無	1	6	1.2	27.9.28	62	-	○	-	33	-	6.1	-	-
214	一般国道432号	東広島市河内町入野4430	-	2	無	1.8	50	1.2	27.9.28	68	-	○	-	64	-	15.6	-	-
215	一般県道吉川大多田線	東広島市黒瀬町大多田455-9	-	2	無	4.5	15	1.2	27.9.29	65	-	○	-	43	-	23.3	-	-
216	一般国道375号	東広島市黒瀬町南方849-8	C	2	無	3.6	15	1.2	27.9.29	69	-	○	-	155	-	17.4	-	-
217	一般国道375号	東広島市黒瀬町乃美尾352-10	B	2	無	1.4	8	1.2	27.9.29	69	-	○	-	156	-	14.1	-	-
218	主要地方道矢野安浦線	東広島市黒瀬町檜原934-6	B	2	無	1.7	9	1.2	27.9.29	70	-	○	-	142	-	7.7	-	-
219	一般国道375号	東広島市黒瀬町丸山1367	C	2	無	1.3	10	1.2	27.9.29	71	-	×	-	146	-	13.7	-	-
220	一般県道小多田安浦線	東広島市黒瀬町宗近柳園735-102	-	2	無	0.3	15	1.2	27.9.29	66	-	○	-	35	-	8.6	-	-
221	一般県道岡郷東市之堂線	東広島市黒瀬町乃美尾5019	-	1	無	1.6	8	1.2	27.9.29	54	-	○	-	3	-	0.0	-	-
222	主要地方道矢野安浦線	東広島市黒瀬町菅田866	-	2	無	5	14	1.2	27.9.29	69	-	○	-	115	-	13.9	-	-

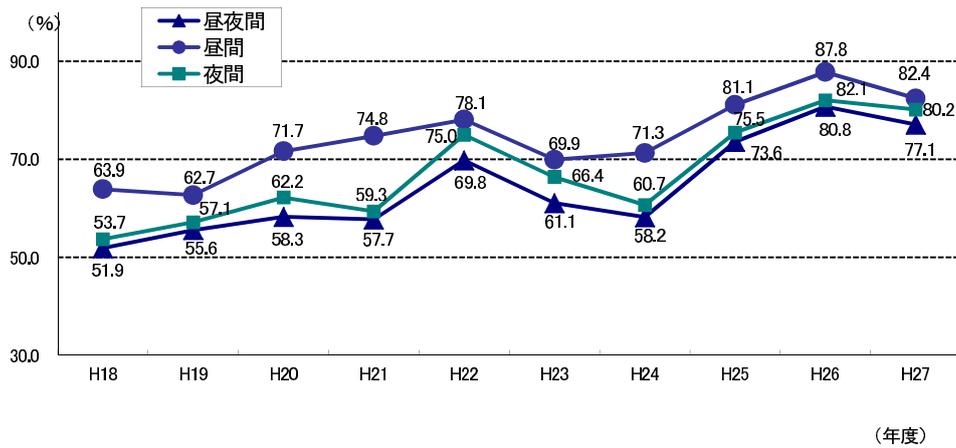
番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
								Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過						
223	一般国道185号	東広島市安芸津町三津4682	B 2 無	4.3	22	1.2	27.9.29	60	-	○	-	34	-	8.8	-	-
224	主要地方道安芸津下三永線	東広島市安芸津町三津4953-1	B 2 無	2.1	20	1.2	27.9.29	66	-	○	-	64	-	10.9	-	-
225	主要地方道安芸津下三永線	東広島市安芸津町三津5543	B 2 無	4.9	20	1.2	27.9.29	65	-	○	-	86	-	8.1	-	-
226	一般国道185号	東広島市安芸津町三津4090-3	C 2 無	2.9	9	1.2	27.9.29	68	-	○	-	87	-	13.8	-	-
227	一般国道185号	東広島市安芸津町木谷350-18	C 2 無	1.2	8	1.2	27.9.29	67	-	○	-	133	-	9.8	-	-
228	一般県道内海三津線	東広島市安芸津町風早757-2	B 2 無	1.9	5	1.2	27.9.29	63	-	○	-	39	-	10.3	-	-
229	一般国道185号	東広島市安芸津町小松原391-1	C 2 無	1.2	12	1.2	27.9.29	67	-	○	-	56	-	8.9	-	-
230	一般県道西高屋停車場線	東広島市高屋町杵原1398-5	- 2 無	7.7	69	1.2	27.9.30	66	-	○	-	183	-	5.5	-	-
231	一般県道西高屋停車場線	東広島市高屋町杵原1349-2	- 2 無	45.1	39	1.2	27.9.30	49	-	○	-	183	-	5.5	-	○
232	一般国道375号	東広島市高屋町福木307	C 2 無	3.7	18	1.2	27.9.30	69	-	○	-	184	-	10.9	-	-
233	一般国道375号	東広島市高屋町福木307	C 2 無	51.8	55	1.2	27.9.30	55	-	○	-	184	-	10.9	-	○
234	主要地方道東広島本郷忠海線	東広島市高屋町小谷3300	B 2 無	1.8	18	1.2	27.9.30	68	-	○	-	95	-	12.6	-	-
235	主要地方道東広島本郷忠海線	東広島市高屋町小谷3300	B 2 無	19.8	16	1.2	27.9.30	60	-	○	-	95	-	12.6	-	○
236	主要地方道東広島白木線	東広島市志和町志和東4661-12	- 2 無	1.7	17	1.2	27.9.30	73	-	×	-	79	-	20.3	-	-
237	主要地方道東広島白木線	東広島市志和町志和東4661-12	- 2 無	26.3	12	1.2	27.9.30	58	-	○	-	79	-	20.3	-	○
238	主要地方道瀬野川福富本郷線	東広島市志和町志和西1458	B 2 無	2.7	60	1.2	27.9.30	69	-	○	-	60	-	35.0	-	-
239	主要地方道瀬野川福富本郷線	東広島市志和町志和西1458	B 2 無	35.9	31	1.2	27.9.30	54	-	○	-	60	-	35.0	-	○
240	一般国道486号	東広島市西条御条町6-4	C 2 無	4.2	19.4	1.2	27.10.2	70	-	○	-	167	-	3.6	-	-
241	一般国道486号	東広島市西条御条町6-4	C 2 無	11.9	19.4	1.2	27.10.2	63	-	○	-	167	-	3.6	-	○
242	市道西条駅大学線	東広島市西条町御園宇309-1	B 6 無	7.5	25	1.2	27.10.2	64	-	○	-	131	-	11.5	-	-
243	市道西条駅大学線	東広島市西条町御園宇309-1	B 6 無	22.6	22	1.2	27.10.2	56	-	○	-	131	-	11.5	-	○
244	一般国道375号	東広島市西条町吉行863	B 4 無	5.3	17	1.2	27.9.30	67	-	○	-	268	-	6.3	-	-
245	一般国道375号	東広島市西条町吉行863	B 4 無	48.4	25	1.2	27.9.30	52	-	○	-	268	-	6.3	-	○
246	一般国道375号	東広島市西条町御園宇6485-1	B 2 無	8.4	20	1.2	27.10.2	64	-	○	-	267	-	6.0	-	-
247	一般国道375号	東広島市西条町御園宇6479-9	B 2 無	32.1	5.5	1.2	27.10.2	57	-	○	-	267	-	6.0	-	○
248	一般国道375号	東広島市鏡山三丁目12-26	C 2 無	4.7	5	1.2	27.10.2	70	-	○	-	216	-	13.0	-	-
249	一般国道375号	東広島市鏡山三丁目12-26	C 2 無	30.2	5	1.2	27.10.2	58	-	○	-	216	-	13.0	-	○
250	一般国道2号	東広島市西条町御園宇725-18	B 2 有	17.6	19	1.2	27.10.2	53	-	○	-	187	-	25.7	-	-
251	一般国道2号	東広島市西条町御園宇725-20	B 2 有	33.6	9	1.2	27.10.2	54	-	○	-	187	-	25.7	-	○
252	主要地方道安芸津下三永線	東広島市三永一丁目5-23	C 4 無	6.7	37	1.2	27.10.2	61	-	○	-	81	-	8.6	-	-
253	主要地方道馬木八本松線	東広島市西条町馬木396-4	- 2 無	1.8	12	1.2	27.10.2	71	-	×	-	88	-	23.9	-	-
254	主要地方道馬木八本松線	東広島市西条町馬木396-4	- 2 無	17.1	6	1.2	27.10.2	60	-	○	-	88	-	23.9	-	○
255	一般県道津江八本松線	東広島市八本松町吉川1239	C 2 無	1.8	6	1.2	27.9.29	62	-	○	-	40	-	2.5	-	-
256	一般県道津江八本松線	東広島市八本松町吉川1239	C 2 無	31.2	7	1.2	27.9.29	44	-	○	-	40	-	2.5	-	○
257	主要地方道馬木八本松線	東広島市八本松町原9243-2	C 2 無	1.5	12.4	1.2	27.9.29	67	-	○	-	70	-	7.1	-	-
258	主要地方道馬木八本松線	東広島市八本松町原9243-2	C 2 無	44.8	29	1.2	27.9.29	49	-	○	-	70	-	7.1	-	○
259	市道八本松寺家線	東広島市八本松南五丁目5-14	A 2 無	2.5	6	1.2	27.9.29	61	-	×	-	55	-	3.6	-	-
260	一般国道486号	東広島市八本松東七丁目4-19	B 2 無	1.4	15	1.2	27.10.2	75	-	×	-	167	-	18.0	-	-
261	一般国道486号	東広島市八本松東七丁目5-6	B 2 無	25.9	37	1.2	27.10.2	62	-	○	-	167	-	18.0	-	○
262	主要地方道東広島向原線	東広島市八本松飯田一丁目6-9	C 2 無	8.6	49	1.2	27.9.30	65	-	○	-	151	-	3.3	-	-
263	主要地方道30号廿日市佐伯線	廿日市市津田1989番地	C 2 無	15.0	11.0	1.2	28.1.14	59	-	○	-					-
264	県道296号吉和戸河内線	廿日市市吉和3425番地1	B 2 無	14.0	2.0	1.2	28.1.14	61	-	○	-					-
265	県道289号粟谷大野線	廿日市市大野中央四丁目4番16号	C 2 無	4.0	8.0	1.2	28.1.14	62	-	○	-	60	-	25.0	-	-
266	市道前空駅綱ノ原線	廿日市市前空六丁目4番	A 2 無	2.0	4.0	1.2	28.1.14	65	-	×	-	33	-	9.1	-	-
267	高速自動車国道山陽自動車道	廿日市市宮園4丁目4	A 4 有	17.0	-	1.2	28.1.12~28.1.13	52	51	○	○	233	185	40.8	85.9	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地	
					車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
									Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過	○環境基準達成 ×環境基準超過						
268	高速自動車国道 山陽自動車道	廿日市市宮園4丁目4	A	4	有	45.0	-	2.7	28.1.12~ 28.1.13	50	44	○	○	233	185	40.8	85.9	○
269	一般国道2号	廿日市市地御前3丁目17	B	4	無	4.6	-	1.2	28.1.12~ 28.1.13	75	72	×	×	402	100	15.5	36.7	-
270	一般国道2号	廿日市市地御前3丁目17	B	4	無	50.0	-	1.2	28.1.12~ 28.1.13	54	51	○	○	402	100	15.5	36.7	○
271	主要地方道吉田豊栄線	安芸高田市吉田町吉田3446-1	B	2	無	1.6	17.7	1.2	27.6.2	64	-	○	-	42	-	9.5	-	-
272	一般国道54号	安芸高田市八千代町勝田1486	B	2	無	1.8	13.9	1.2	27.6.2	72	-	×	-	130	-	18.5	-	-
273	一般県道浜田八重町部線	安芸高田市八千代町上根849-1	B	2	無	1.7	11.7	1.2	27.6.2	66	-	○	-	14	-	35.7	-	-
274	一般県道浜田八重町部線	安芸高田市八千代町勝田505	C	2	無	3.2	53.4	1.2	27.6.2	67	-	○	-	50	-	18.0	-	-
275	主要地方道吉田邑南線	安芸高田市美土里町生田1836-6	-	2	無	2.0	32.5	1.2	27.6.3	61	-	○	-	11	-	9.1	-	-
276	一般国道433号	安芸高田市美土里町北2514	-	2	無	2.4	13.3	1.2	27.6.3	56	-	○	-	8	-	12.5	-	-
277	一般県道金屋壬生線	安芸高田市美土里町本郷1888	-	2	無	1.2	16.4	1.2	27.6.4	68	-	○	-	26	-	42.3	-	-
278	主要地方道吉田邑南線	安芸高田市美土里町横田1967-2	C	2	無	3.0	60.2	1.2	27.6.4	68	-	○	-	43	-	20.9	-	-
279	主要地方道甲田作木線	安芸高田市高宮町佐々部983	-	2	無	4.0	57.0	1.2	27.6.3	59	-	○	-	20	-	5.0	-	-
280	一般県道北船木線	安芸高田市高宮町船木81-4	-	2	無	2.6	8.9	1.2	27.6.3	57	-	○	-	7	-	0.0	-	-
281	一般県道三次美土里線	安芸高田市高宮町原田3889	B	2	無	3.3	36.4	1.2	27.6.3	62	-	○	-	30	-	3.3	-	-
282	一般県道下北甲田線	安芸高田市高宮町原田3430	B	2	無	4.6	71.5	1.2	27.6.3	62	-	○	-	23	-	8.7	-	-
283	主要地方道世羅甲田線	安芸高田市甲田町高田原1440	B	2	無	1.1	7.4	1.2	27.6.2	63	-	○	-	38	-	10.5	-	-
284	主要地方道東広島向原線	安芸高田市向原町長田2554-6	C	2	無	2.8	2.3	1.2	27.6.2	57	-	○	-	18	-	0.0	-	-
285	主要地方道吉田豊栄線	安芸高田市向原町坂1636	C	2	無	1.2	9.6	1.2	27.6.2	64	-	○	-	22	-	19.0	-	-
286	高速自動車国道 中国自動車道	安芸高田市美土里町横田	C	4	有	13.7	-	1.2	27.11.4~ 27.11.5	53	49	○	○	117	26	18.4	74.5	-
287	高速自動車国道 中国自動車道	安芸高田市美土里町横田	C	4	有	50.0	-	1.2	27.11.4~ 27.11.5	51	48	○	○	117	26	18.4	74.5	○
288	主要地方道吉田邑南線	安芸高田市美土里町横田	C	2	無	1.7	-	1.2	27.11.4~ 27.11.5	67	59	○	○	58	7	25.0	23.1	-
289	主要地方道吉田邑南線	安芸高田市美土里町横田	C	2	無	50.0	-	1.2	27.11.4~ 27.11.5	49	43	○	○	58	7	25.0	23.1	○
290	主要地方道吉田豊栄線	安芸高田市吉田町常友	C	2	無	1.8	-	1.2	27.11.4~ 27.11.5	63	56	○	○	38	3	7.9	20.0	-
291	主要地方道吉田豊栄線	安芸高田市吉田町常友	C	2	無	50.0	-	1.2	27.11.4~ 27.11.5	51	34	○	○	38	3	7.9	20.0	○
292	主要地方道江田島大柿線	江田島市江田町鷺部二丁目13番1号	B	2	無	1.2	11.7	1.2	27.6.30	65	-	○	-	88	-	6.8	-	-
293	主要地方道江田島大柿線	江田島市江田町鷺部二丁目11番5号	B	2	無	36.0	6.0	1.2	27.6.30	50	-	○	-	88	-	6.8	-	○
294	一般国道487号	江田島市能美町鹿川13096番地3	B	2	無	1.9	45.0	1.2	27.6.30	61	-	○	-	55	-	1.8	-	-
295	一般国道487号	江田島市能美町鹿川13084番地5	B	2	無	30.0	27.0	1.2	27.6.30	49	-	○	-	55	-	1.8	-	○
296	主要地方道高田沖美江田島	江田島市沖美町美能937番地2	B	2	無	2.9	27.8	1.2	27.6.30	53	-	○	-	11	-	0	-	-
297	主要地方道高田沖美江田島	江田島市沖美町美能833番地	B	2	無	30.0	50.0	1.2	27.6.30	45	-	○	-	11	-	0	-	○
298	一般国道487号	江田島市大柿町大君1817番地49	C	2	無	3.1	9.7	1.2	27.6.30	67	-	○	-	88	-	13.6	-	-
299	一般国道487号	江田島市大柿町大君1817番地20	C	2	無	25.0	6.0	1.2	27.6.30	51	-	○	-	88	-	13.6	-	○
300	主要地方道県道70号 広島中島線	安芸郡府中町大須4-1-41	C	4	無	4.0	8.0	1.2	27.11.20	68	-	○	-	195	-	8.2	-	-
301	町道浜田4号線	安芸郡府中町浜田1-1-16	B	1	無	0.0	0.0	1.2	27.11.20	50	-	○	-	212	-	7.5	-	-
302	一般県道164号 広島海田線	安芸郡府中町千代9-14	C	2	無	2.0	20.0	1.2	27.11.20	71	-	×	-	270	-	5.6	-	-
303	町道本町32号線	安芸郡府中町本町4-6-5	B	1	無	0.0	0.0	1.2	27.11.20	53	-	○	-	88	-	8.0	-	-
304	一般県道広島海田線	安芸郡府中町青崎南2-15 マツタ病院前	B	2	無	5.0	4.0	1.2	27.11.24~ 27.11.25	71	68	×	×	-	-	-	-	-
305	一般国道2号	安芸郡海田町南堀川町1-39	C	4	無	2.0	20.0	1.2	28.3.22	69	-	○	-	283	-	8.8	-	-
306	一般国道2号	安芸郡海田町南堀川町1-33-4	C	4	無	20.0	2.0	1.2	28.3.22	60	-	○	-	283	-	8.8	-	○
307	一般国道2号	海田町蟹原二丁目8-1	C	4	無	2.6	72.0	2.5	27.10.14~ 27.10.15	75	72	×	×	262	52	22.0	33.0	-
308	一般県道矢野海田線	安芸郡海田町曙町2番31号(曙公園道路端)	C	2	無	10.2	2.0	1.2	27.12.16~ 27.12.17	62	62	○	○	211	110	20.4	34.4	-
309	一般県道矢野海田線	安芸郡海田町曙町2番31号(曙公園道路背後地)	C	2	無	20.7	2.0	1.2	27.12.16~ 27.12.17	59	59	○	○	211	110	20.4	34.4	○
310	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5番16号(パラーサカロ-前道路端)	C	4	無	2.3	39.3	1.2	27.12.16~ 27.12.17	74	72	×	×	415	191	9.8	7.4	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地	
					車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
									Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過							
311	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5番16号(パーキング前 道路背後地)	C	4	無	32.3	9.3	1.2	27.12.16~27.12.17	64	63	○	×	415	191	9.8	7.4	○
312	主要地方道矢野安浦線	安芸郡熊野町萩原2丁目2番	B	2	無	20.0	-	1.2	27.10.21~27.10.22	56	51	○	○	-	-	-	-	○
313	主要地方道矢野安浦線	安芸郡熊野町萩原2丁目2番	B	2	無	2.0	-	1.2	27.10.21~27.10.22	69	66	○	×	209	29	11.3	19.1	-
314	一般県道瀬野呉線	安芸郡熊野町萩原9丁目641番地	B	2	無	0.0	-	1.2	27.10.21~27.10.22	69	63	○	○	125	16	6.1	12.4	-
315	一般国道31号	安芸郡坂町北新地1-2 坂町立北新地運動公園	C	2	無	1.0	-	1.2	27.12.2~27.12.3	76	73	×	×	269	62	13.3	26.4	-
316	一般国道31号	安芸郡坂町北新地1-2 坂町立北新地運動公園	C	2	無	15.0	-	1.2	27.12.2~27.12.3	62	60	○	○	269	62	13.3	26.4	○
317	一般国道31号	安芸郡坂町横浜東1-21 岡公園	C	4	無	0.8	40.7	1.2	27.12.2~27.12.3	73	70	×	×	243	47	12.7	27.2	-
318	一般国道31号	安芸郡坂町横浜東1-21 岡公園	C	4	無	20.0	-	1.2	27.12.2~27.12.3	62	59	○	○	243	47	12.7	27.2	○
319	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦1-3-6西谷建工業業(櫛橋)	B	2	無	1.0	55.0	1.2	27.12.2~27.12.3	75	71	×	×	236	41	10.8	22.4	-
320	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦1-3-6西谷建工業業(櫛橋)	B	2	無	15.0	-	1.2	27.12.2~27.12.3	62	59	○	○	236	41	10.8	22.4	○
321	一般国道191号	山県郡安芸太田町戸河内小学校前	B	2	無	30.0	50.0	1.2	28.3.7	55	-	○	-	39	-	7.7	-	○
322	一般国道191号	山県郡安芸太田町戸河内松信園前	C	2	無	20.0	10.0	1.2	28.3.7	55	-	○	-	42	-	7.1	-	○
323	一般国道191号	山県郡安芸太田町大字津浪(ぶらっとホームつなみ)	B	2	無	10.0	20.0	1.2	28.3.7	63	-	○	-	56	-	10.7	-	-
324	一般国道191号	山県郡安芸太田町大字上殿(太田川森林組合前)	C	2	無	5.0	30.0	1.2	28.3.7	61	-	○	-	52	-	1.9	-	-
325	一般国道261号	山県郡北広島町春木 エトセトラ横	C	2	無	3.0	12.0	1.2	27.10.29	70	65	○	○	118	34	5.1	5.9	-
326	主要地方道千代田八千代線	山県郡北広島町南元千代田工業倉庫横	-	2	無	2.0	8.0	1.2	27.10.28	69	-	○	-	29	-	17.2	-	-
327	一般国道261号線	山県郡北広島町本地 本地総合センター	-	2	無	3.0	30.0	1.2	27.10.29	67	64	○	○	51	12	7.8	8.3	-
328	一般国道261号線	山県郡北広島町春木	B	2	無	2.0	5.0	1.2	27.10.29	69	65	○	○	87	23	11.5	21.7	-
329	主要地方道千代田八千代線	山県郡北広島町南元 額田部会館横	-	2	無	1.0	5.0	1.2	27.10.28	67	-	○	-	32	-	15.6	-	-
330	一般県道316号 都志見千代田線	山県郡北広島町今田 千代田病院前	B	2	無	3.0	20.0	1.2	27.10.28	54	-	○	-	7	-	0.0	-	-
331	一般国道433号線	山県郡北広島町舞網 大田鍛造所前	-	2	無	1.0	15.0	1.2	27.10.29	63	56	○	○	25	5	20.0	0.0	-
332	一般県道307号 八幡雲耕線	山県郡北広島町東八幡原 八幡郵便局・消防屯所前	-	2	無	1.5	1.5	1.2	27.10.13	63	-	○	-	10	-	0.0	-	-
333	一般国道186号線	山県郡北広島町大元 雄鹿原小学校前	-	2	無	1.5	10.0	1.2	27.10.13	66	-	○	-	27	-	11.1	-	-
334	一般国道186号線	山県郡北広島町荒神原 荒神センター前	-	2	無	1.5	10.0	1.2	27.10.13	65	-	○	-	25	-	12.0	-	-
335	一般国道186号線	山県郡北広島町川小田 芸北郵便局前	-	2	無	1.5	20.0	1.2	27.10.13	69	-	○	-	30	-	13.3	-	-
336	一般国道186号線	山県郡北広島町川小田 近藤商店前	-	2	無	1.5	10.0	1.2	27.10.13	66	-	○	-	23	-	17.4	-	-
337	一般国道186号線	山県郡北広島町細見 三叉路	-	2	無	1.5	7.0	1.2	27.10.13	61	-	○	-	29	-	10.3	-	-
338	主要地方道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町移原 役場美和出張所前	-	2	無	1.5	20.0	1.2	27.10.13	62	-	○	-	17	-	5.9	-	-
339	主要地方道浜田八重可部線	山県郡北広島町大朝松尾住宅産業下	-	2	無	2.0	50.0	1.5	27.10.15	68	-	○	-	54	-	13.5	-	-
340	一般国道261号線	山県郡北広島町大朝鳴滝	-	2	無	10.0	50.0	1.5	27.10.15	65	-	○	-	21	-	4.2	-	-
341	一般国道433号線	山県郡北広島町下石610-4	-	2	無	5.0	3.0	1.5	27.10.19	70	-	○	-	27	-	11.1	-	-
342	一般県道313号 烏帽子中原線	山県郡北広島町西宗1087-4	-	2	無	5.0	100.0	1.5	27.10.19	54	-	○	-	2	-	50.0	-	-
343	主要地方道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町都志見4857-2	-	2	無	5.0	80.0	1.5	27.10.19	65	-	○	-	34	-	8.8	-	-
344	主要地方道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町阿坂4435-5	-	2	無	5.0	3.0	1.5	27.10.19	64	-	○	-	46	-	10.9	-	-
345	一般県道314号 七曲千代田線	山県郡北広島町吉木1600	-	2	無	5.0	50.0	1.5	27.10.19	54	-	○	-	3	-	0.0	-	-
346	一般県道301号 澄合豊平芸北線	山県郡北広島町長笹1562-2	-	2	無	5.0	100.0	1.5	27.10.19	57	-	○	-	1	-	0.0	-	-
347	一般県道313号 烏帽子中原線	山県郡北広島町阿坂1893-2	-	2	無	5.0	5.0	1.5	27.10.19	58	-	○	-	7	-	42.9	-	-

資料：県環境保全課、各市町
(注)1 未指定地域は、B類型の地域として評価した。
2 昼間:6時~22時 夜間:22時~6時

6 自動車騒音環境基準達成状況の経年変化



7 道路交通振動測定結果

(平成27年度)

番号	道路名	測定場所	振動規制区域の区分	車線数	測定位置(m)		測定年月日	振動レベル(dB)		要請限度評価		交通量(台/10分)	
					車道端からの距離	住宅等からの距離		昼間 (7時~19時)	夜間 (19~7時)	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道2号	広島市安芸区上瀬野町	第1種	2	2.8	3.0	27.10.14~27.10.21	40	40	○	○	243	108
2	一般国道183号	広島市西区三篠2丁目13番	第2種	6	6.0	0.0	27.10.2~27.10.9	39	33	○	○	289	147
3	主要地方道広島湯来線	広島市佐伯区五日市町石内	第1種	4	4.7	6.5	27.10.2~27.10.9	50	49	○	○	541	138
4	一般県道広島海田線	広島市南区大州2丁目13番	第2種	2	2.4	0.0	27.10.14~27.10.21	42	35	○	○	239	89
5	一般県道原田五日市線	広島市佐伯区五日市町石内	第1種	4	3.2	3.0	27.10.2~27.10.9	45	39	○	○	221	60
6	一般市道霞庚午線	広島市中区吉島西2丁目15番	第2種	6	3.8	2.0	27.10.14~27.10.21	41	32	○	○	358	107
7	一般国道31号	呉市天応大浜3丁目2番地先	第1種	4	0.4	36.0	27.12.21~27.12.22	42	35	○	○	221	50
8	一般国道185号	呉市広古新開2丁目1番地先	第2種	6	0.8	30.0	28.1.14~28.1.15	38	28	○	○	355	56
9	一般国道2号	尾道市久保三丁目2-8	第2種	2	4.0	17.0	27.11.6~27.12.11	40	34	○	○	155	53
10	一般国道2号 (尾道バイパス)	尾道市栗原町3238-1	第1種	4	9.0	10.5	27.10.30~27.12.8	34	30	○	○	362	108
11	一般国道2号	福山市東桜町	第2種	6	7.3	-	28.2.4~28.2.5	50	50	○	○	433	201
12	国道182号	福山市蔵王町	第1種	4	5.0	-	28.2.1~28.2.2	31	24	○	○	450	75
13	主要地方道神辺大門線	福山市伊勢丘	第1種	2	10.0	-	28.1.26~28.1.27	13	10	○	○	204	81
14	一般国道31号	安芸郡坂町北新地一丁目2番 (坂町立北新地運動公園前)	第2種	2	1.0	-	27.12.2~27.12.3	45	38	○	○	295	105
15	一般国道31号	安芸郡坂町北新地一丁目2番 (坂町立北新地運動公園前)	第2種	2	15.0	-	27.12.2~27.12.3	39	32	○	○	295	105
16	一般国道31号	安芸郡坂町横浜東一丁目21番 (岡公園前)	第2種	4	0.8	40.7	27.12.2~27.12.3	50	41	○	○	262	93
17	一般国道31号	安芸郡坂町横浜東一丁目21番 (岡公園前)	第2種	4	20.0	-	27.12.2~27.12.3	46	38	○	○	262	93
18	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦一丁目3番6号 [西谷建工業業株前]	第1種	2	1.0	55.0	27.12.2~27.12.3	49	42	○	○	251	90
19	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦一丁目3番6号 [西谷建工業業株前]	第1種	2	15.0	-	27.12.2~27.12.3	42	36	○	○	251	90

資料:各市町

8 面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況

(平成26年度)

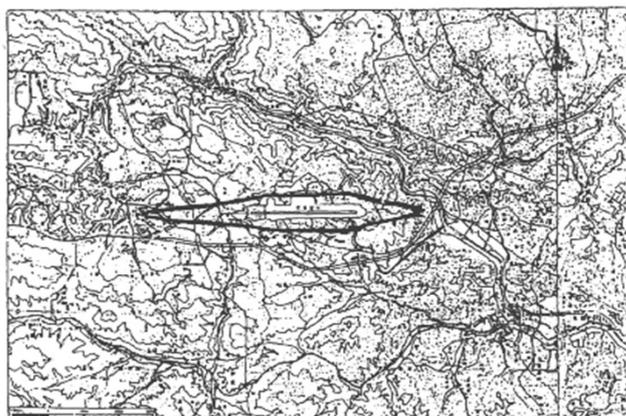
番号	市町	対象路線	区間延長 距離 (km)	評価対象 戸数	環境基準達成状況 (注)			
					昼夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼夜間とも 基準値超過
1	広島市	国道2号線, 国道54号線他	598.1	117,348	110,916 94.5%	1,731 1.5%	788 0.7%	3,913 3.3%
2	呉市	国道31号線, 国道185号線他	59.2	14,855	14,586 98.2%	23 0.2%	103 0.7%	143 1.0%
3	竹原市	国道2号線, 国道432号線, 主要地方道東広島本郷忠海線, 主要地方道三原竹原線他	52.4	2,156	1,902 88.2%	128 5.9%	20 0.9%	106 4.9%
4	三原市	国道2号線 主要地方道尾道三原線他	170.5	6,055	5,698 94.1%	230 3.8%	0 0.0%	127 2.1%
5	尾道市	国道2号線, 尾道バイパス, 国道184号線, 国道317号線, 主要地方道尾道三原線他	108.9	6,515	6,049 92.8%	3 0.0%	113 1.7%	350 5.4%
6	福山市	国道2号線, 国道182号線他	97.3	13,902	12,606 90.7%	449 3.2%	193 1.4%	654 4.7%
7	府中市	国道432号線, 国道486号線他	44.4	1,595	1,538 96.4%	26 1.6%	0 0.0%	31 1.9%
8	三次市	中国自動車道, 国道54号線, 国道183号線他	58.8	1,717	1,699 99.0%	0 0.0%	4 0.2%	14 0.8%
9	庄原市	中国自動車道, 国道183号線, 一般県道三原東城線他	197.7	1,810	1,810 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
10	大竹市	国道2号線, 国道186号線他	34.9	2,128	1,819 85.5%	60 2.8%	0 0.0%	249 11.7%
11	東広島市	国道2号線, 185号線, 375号線, 主要地方道矢野安浦線, 主要地方道東広島本郷忠海線他	50.1	4,095	4,080 99.6%	2 0.0%	2 0.0%	11 0.3%
12	廿日市市	国道2号線, 西広島バイパス	20.6	2,604	2,055 78.9%	285 10.9%	56 2.2%	208 8.0%
13	安芸高田市	国道54号線, 主要地方道広島三次線	44.9	1,238	1,074 86.8%	30 2.4%	0 0.0%	134 10.8%
14	江田島市	国道487号線他	16.7	1,385	1,385 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
15	府中町	一般県道広島海田線, 一般県道府中祇園線, 主要地方道東海田広島線	2.8	1,017	967 95.1%	26 2.6%	0 0.0%	24 2.4%
16	海田町	国道2号線, 国道31号線, 一般県道矢野海田線	5.8	1,761	1,630 92.6%	35 2.0%	0 0.0%	96 5.5%
17	熊野町	主要地方道矢野安浦線, 一般県道瀬野呉線	8.0	624	616 98.7%	0 0.0%	0 0.0%	8 1.3%
18	坂町	国道31号線	7.2	527	453 86.0%	27 5.1%	0 0.0%	47 8.9%
合計	14市4町	-	1,578.3	181,332	170,883 94.2%	3,055 1.7%	1,279 0.7%	6,115 3.4%

資料：県環境保全課，各市

(注) 上段：基準達成戸数，下段：基準達成戸数割合

9 航空機騒音に係る環境基準の地域指定図

(広島空港)



資料：県環境保全課

凡例 航空機騒音に係る環境基準の類型指定地域(類型II)

10 航空機騒音短期測定結果

(1) 広島空港

L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

番号	測定場所	27年度		
		9~10月調査	1月調査	通年
1	東広島市河内町入野 元兼地区	49.0	50.0	49.5
2	" " " 杣木地区	52.1	53.0	52.6
3	" " " 有田峰団地	50.4	51.1	50.8
4	" " " 有田陰地区	49.6	50.1	49.9
5	" " " 徳広地区	48.9	50.1	49.5
6	" " " 栃木地区	47.5	49.4	48.6
7	" " " 中倉地区	45.2	47.3	46.4
8	" " " 木梨地区	45.1	45.7	45.4
9	" " " 大内原地区	46.8	48.8	47.9
10	" " " 大仙地区	48.6	49.5	49.1
13	三原市本郷町善入寺 本谷地区	41.8	46.1	44.5
14	" " 船木 平坂地区	49.8	49.9	49.9
15	" " " 菅地区	49.8	49.9	49.9
16	" " " 亀津地区	49.2	48.8	49.0
17	" " " 金売地区	50.4	50.1	50.3
18	" " " 川西下地区	49.4	48.8	49.1
19	" " " 片側東地区	51.1	50.6	50.9
20	" " " 兼広地区	50.3	49.6	50.0
21	" " " 下中筋下地区	49.3	47.4	48.5
22	" " " 中ノ谷地区	51.8	50.8	51.3

資料：県空港振興課

(2) 広島ヘリポート

L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

番号	測定場所	27年度		
		9月調査	12月調査	通年
1	広島市西区観音新町二丁目13番	53.1	49.5	52
2	" " " 三丁目8番	36.6	35.5	36
3	" " 南観音五丁目13番	46.0	43.9	45
4	" " " 四丁目13番	43.3	41.9	43
5	" " " 二丁目9番	34.2	33.7	34
6	" " 観音新町一丁目11番	32.9	28.5	31
7	" " " 四丁目8番	51.3	50.8	51
8	" " " 四丁目12番	42.5	44.9	44
9	" " 扇町一丁目1番	44.6	44.7	45

資料：広島市

11 航空機騒音常時測定結果

広島空港

L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

番号	測定場所	27年度パワー平均値
1	東広島市河内町入野字河隅 (県道広島空港線道路用地)	55.5
2	" " " 字元兼 (元兼集会所)	51.8
3	" " " 字重広 (中央老人集会所)	50.7
4	三原市本郷町船木字東藤附 (川西上集会所)	52.9
5	" " 善入寺字正広 (正広ヶ丘集会所)	49.9

資料 県環境保全課

12 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の範囲	地域の区分	該当類型
新幹線鉄道の軌道中心線から左右両側300m（橋りょう構造に係る部分については、400m）以内の地域	騒音規制区域の区分が第1種区域及び第2種区域の地域並びに未規制地域	I
	騒音規制区域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）の地域	II

13 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

（平成27年度）

番号	測定場所	環境基準の地域類型	線路構造	線路の高さ（m）	防音壁の有無	測定年月日	騒音レベル（dB）							振動レベル（dB）			列車速度 （km/時）	測定列車本数
							12.5m	25m	50m	100m	150m	200m	300m	12.5m	25m	50m		
							1	広島市佐伯区利松二丁目	I	高架	8.4	有	H28.1.5	75	72	68		
2	広島市西区横川新町（太田川河川敷）	I	PC柵	18.4	有	H28.1.6	63	63	60	59					45	45	149	24
3	広島市中区西白島町	I	合成柵	15.0	有	H28.1.7	78	73	67	62					43	41	114	25
4	三原市本郷町上北方982番地2	II	切土	-6.0	有	H27.11.20		78									286	20
5	三原市本郷町上北方2152番地6西側	II	切土	-3.0	有	H27.11.20		74									279	20
6	三原市長谷二丁目8番	II	高架	6.0	有	H27.11.19		74									272	20
7	三原市長谷一丁目19番	II	高架	3.0	有	H27.11.19		71									274	20
8	福山市山手町	I	高架	11.4	有	H27.10.23		74	72					50	48	211	23	
9	福山市東深津町三丁目2付近	II	高架	14.5	有	H27.6.12		69	67					49	47	259	20	
10	福山市引野町二丁目7-24付近	I	高架	16.4	有	H27.11.27		72	68					52	49	254	22	
11	安芸郡府中町浜田三丁目交差点付近	I	PC柵	7.6	有	H27.12.18		67	62					44	39	167	20	

各市町調べ

- （注） 1 騒音レベル及び振動レベルの項の「25m」等の距離は、新幹線鉄道の軌道中心線からの測定位置を示す。
 2 騒音レベルは、測定列車ごとの騒音のピークレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したものである。
 3 振動レベルは、測定列車ごとの振動のピークレベルの大きさが上位半数のものを算術平均したものである。
 4 騒音レベルの欄中*印は、環境基準を超えているものを示す。
 5 列車速度は、測定列車ごとの速度を平均したものである。

14 騒音規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域であって、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域であって、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域であって、その地域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域（工業専用地域を含む。）であって、その地域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域

15 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	騒音規制法	生活環境保全条例
第1種区域	昼間	50デシベル	50デシベル
	朝・夕	45デシベル	45デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第2種区域	昼間	55デシベル	55デシベル
	朝・夕	50デシベル	50デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第3種区域	昼間	60デシベル	65デシベル
	朝・夕	60デシベル	65デシベル
	夜間	50デシベル	55デシベル
第4種区域	昼間	70デシベル	70デシベル
	朝・夕	70デシベル	70デシベル
	夜間	60デシベル	65デシベル

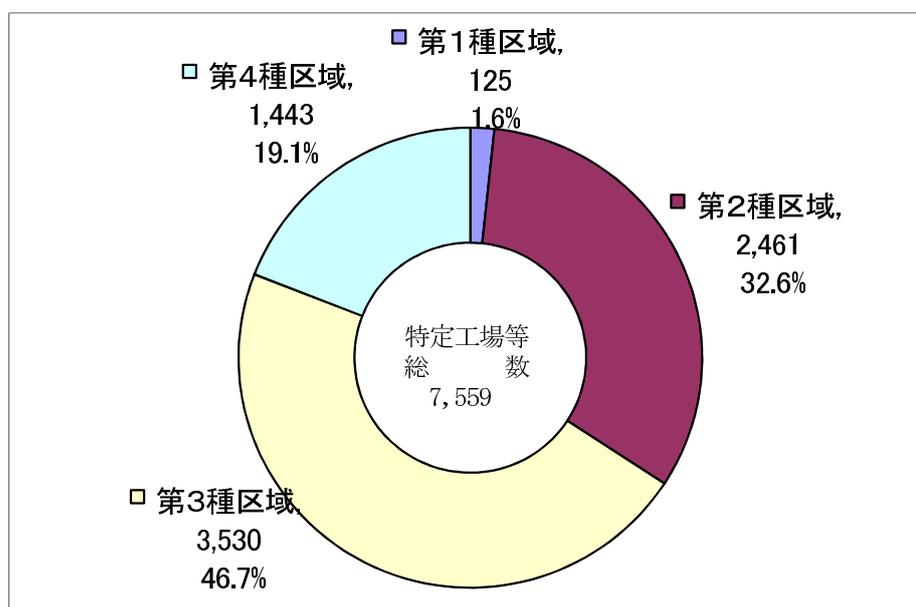
(注) 時間の区分のうち、「昼間」とは午前8時から午後6時までを、「朝・夕」とは午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までを、「夜間」とは午後10時から午前6時まで

16 特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準

騒音レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
85デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		禁止

17 騒音規制区域別の特定工場等数

(平成27年度)



18 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定施設の届出状況

(平成28年3月31日現在)

区分	特 定 施 設																				合 計	特定工場等数(実数)	特定工場等数の構成比(%)
	騒音規制法										生活環境保全条例												
	金 属 加 工 機 械	空 気 圧 縮 機 等	土 石 用 破 砕 機 等	織 機	建 設 用 資 材 製 造 機 械	穀 物 用 製 粉 機 械	木 材 加 工 機 械	抄 紙 機	印 刷 機	射 合 成 樹 形 脂 型 機	鑄 造 機	計	金 属 加 工 機 械	空 気 圧 縮 機 等	ブ ロ ン ク マ シ ン 機	木 材 加 工 機 械	ダ イ カ ス ト マ シ ン	オ シ レ ー ト コ ン ベ ア 機	電 動 発 動 機				
合計	7,865	21,078	1,139	1,051	139	402	3,984	26	1,639	1,356	210	38,889	16,777	7,873	135	6,064	223	140	552	31,764	70,653	7,559	100.0
広島	2,866	7,096	237	56	39	11	1,102	0	956	374	86	12,823	5,906	3,370	37	2,113	101	117	127	11,771	24,594	2,929	38.7
広島西	157	1,684	54	0	9	1	366	9	111	83	0	2,474	338	435	6	280	0	0	2	1,061	3,535	316	4.2
呉	1,188	2,367	164	52	19	2	341	17	150	141	5	4,446	3,460	694	12	295	11	5	149	4,626	9,072	843	11.2
基北	160	177	3	0	1	0	17	0	0	34	68	460	65	114	3	19	13	0	0	214	674	108	1.4
広島中央	604	1,813	70	0	10	8	141	0	40	300	1	2,987	1,623	569	1	116	0	0	3	2,312	5,299	330	4.4
尾三	921	2,154	163	92	24	4	398	0	97	131	11	3,995	1,531	799	22	458	37	0	17	2,864	6,859	960	12.7
福山・府中	1,630	5,420	422	851	27	376	1,396	0	226	210	24	10,582	3,329	1,724	48	2,547	16	18	246	7,928	18,510	1,785	23.6
備北	339	367	26	0	10	0	223	0	59	83	15	1,122	525	168	6	236	45	0	8	988	2,110	288	3.8

資料：県環境保全課

- (注) 1 特定工場等とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。
 2 工場・事業場が騒音規制法と生活環境保全条例の両者の特定工場等に該当しているときは、これを1工場として集計した。
 3 区分は広域行政圏による。

19 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(平成27年度)

区 分	合 計	構成比 (%)	作 業 い 打 機 等 を 使 用 す る	作 び よ う 打 機 を 使 用 す る	業 さ く 岩 機 を 使 用 す る	作 空 気 圧 縮 機 を 使 用 す る	等 を 設 け て 行 う 作 業	作 パ ン ク ホ ウ を 使 用 す る	使 用 す る 作 業	ト ラ ク タ ー シ ョ ベ ル を 使 用 す る	ブ ル ド ー ザ ー を 使 用 す る
合計	1,290	100.0	177	1	925	95	1	81	2	8	
広島	767	59.5	116	0	582	43	1	22	1	2	
広島西	56	4.3	9	0	32	8	0	6	0	1	
呉	77	6.0	12	1	50	6	0	8	0	0	
基北	22	1.7	4	0	8	5	0	5	0	0	
広島中央	80	6.2	6	0	30	16	0	23	1	4	
尾三	110	8.5	9	0	87	9	0	5	0	0	
福山・府中	160	12.4	21	0	132	5	0	1	0	1	
備北	18	1.4	0	0	4	3	0	11	0	0	

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

20 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

(平成27年度)

区 分	対象数	立 入 件 数					計 画 変 更 勧 告	改 善 勧 告	改 善 命 令
		件 数	騒音測定						
			件 数	基 準 適 合 数	基 準 不 適 合 数				
法	特定工場等	5,121	143	68	56	12	0	0	
	特定建設作業	1,290	69	66	63	3	0	0	
条例	特定工場等	5,057	84	33	31	2	0	0	

資料：県環境保全課

21 振動規制法に基づく規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域
第2種区域	騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域

22 振動規制法に基づく地域の指定図

(平成28年3月31日現在)



資料：県環境保全課

23 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の範囲	昼間 (午前7時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前7時)
第1種区域	騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域	65デシベル	60デシベル

24 特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準

振動レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
75デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		禁止

(注) 第1号区域とは、騒音規制区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうちの学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいい、第2号区域とは、騒音規制区域のうちの第1号区域以外の区域をいう。

25 振動規制区域別の特定工場等数

(平成28年3月31日現在)

総数	第1種区域	第2種区域
2,693	818 (30.4%)	1,875 (69.6%)

資料：県環境保全課

26 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成27年度)

区分	合計	構成比 (%)	金属加工機械	圧縮機	土石用破砕機等	織機	ロコックマリシント等ブ	木材加工機械	印刷機	ゴム練用ロール機等	合成樹脂用射出成形機	鋳造型機
合計	14,822	100.0	6,469	4,574	761	784	52	163	671	158	1,058	132
広島	5,038	34.0	2,668	1,338	232	30	11	31	323	48	326	31
広島西	564	3.8	121	279	21	0	6	29	60	0	40	8
呉	1,881	12.7	857	624	155	0	0	8	66	0	147	24
芸北	252	1.7	174	64	4	0	1	6	1	1	1	0
広島中央	1,169	7.9	414	500	84	0	1	5	26	6	133	0
尾三	1,298	8.7	342	573	114	49	18	7	34	4	153	4
福山・府中	3,969	26.8	1,579	1,037	136	705	13	41	119	99	175	65
備北	651	4.4	314	159	15	0	2	36	42	0	83	0

資料：県環境保全課
(注) 区分は広域行政圏による。

27 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(平成27年度)

区分	合計	構成比 (%)	作業に使用する打撃機等	鋼球破砕機を使用	舗装版破砕機を使用	ブレードを使用する
合計	813	100.0	176	0	8	629
広島	499	61.4	122	0	6	371
広島西	36	4.4	11	0	2	23
呉	36	4.4	10	0	0	26
芸北	10	1.2	4	0	0	6
広島中央	45	5.6	7	0	0	38
尾三	70	8.6	8	0	0	62
福山・府中	105	12.9	14	0	0	91
備北	12	1.5	0	0	0	12

資料：県環境保全課
(注) 区分は広域行政圏による。

28 振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

(平成27年度)

区分	対象数	立入件数			計画変更勧告	改善勧告	改善命令
		件数	振動測定				
件数	基準適合数		基準不適合数				
特定工場等	2,693	97	45	45	0	0	0
特定建設作業	813	9	7	6	1	0	0

資料：県環境保全課

29 悪臭防止法に基づく規制地域

(平成28年3月31日現在)

市町名	地域の範囲	規制の区分
呉市	全域	特定悪臭物質による濃度規制
大竹市	都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域の定めのある地域	
広島市, 福山市, 三次市, 庄原市, 東広島市, 廿日市市, 北広島町, 世羅町, 神石高原町	全域	臭気指数規制
安芸高田市	向原町の地域	

30 悪臭の規制基準

区分	規制方式	規制概要				
悪臭防止法	特定悪臭物質による濃度規制	特定悪臭物質		規制基準設定の有無		
			敷地境界線	気体排出施設 排出口	排出水	
		硫化水素	◎	◎	◎	
		アンモニア, トリメチルアミン, プロピオンアルデヒド, ノルマルブチルアルデヒド, イソブチルアルデヒド, ノルマルバレリルアルデヒド, イソバレリルアルデヒド, イソブタノール, 酢酸エチル, メチルイソブチルケトン, トルエン, キシレン	◎	◎		
メチルメルカプタン, 硫化メチル, 二硫化メチル	◎		◎			
		アセトアルデヒド, スチレン, プロピオン酸, ノルマル酪酸, ノルマル吉草酸, イソ吉草酸	◎			
生活環境保全条例	臭気指数規制				規制基準設定の有無	
			敷地境界線	気体排出施設 排出口	排出水	
		◎	◎	◎		
生活環境保全条例	指定施設について規制	施設の名称				
		動物の肉, 皮, 骨, 臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であつて, 次に掲げるもの イ 原料置場 ロ 蒸解施設 ハ 乾燥施設 養豚業又は養鶏業の用に供する施設であつて, 次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ 飼料調理施設 ニ 鶏ふん乾燥施設				

(注) ◎：規制基準あり

31 生活環境保全条例に定める悪臭関係特定施設の届出状況

(平成28年3月31日現在)

区分	特定施設数									特定事業場数
	合計	構成比 (%)	肥飼料製造業			養豚・養鶏業				
			原料置場	蒸解施設	乾燥施設	飼養施設	収容施設	飼料調理施設	鶏ふん乾燥施設	
合計	573	100.0	20	16	6	426	8	9	88	176
広島	72	12.6	15	15	3	19	0	0	20	18
広島西	2	0.3	1	0	1	0	0	0	0	1
呉	28	4.9	1	1	1	16	0	7	2	16
芸北	31	5.4	0	0	0	22	3	1	5	34
広島中央	26	4.5	0	0	0	24	0	0	2	4
尾三	328	57.2	1	0	0	288	3	0	36	38
福山・府中	21	3.7	1	0	1	12	2	1	4	15
備北	65	11.3	1	0	0	45	0	0	19	50

資料：県環境保全課

(注) 1 特定事業場とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。
2 区分は広域行政圏による。

32 悪臭防止法に基づく測定及び立入検査の実施状況

(平成27年度)

件数	悪臭測定		立入検査	改善勧告	改善命令
	基準適合数	基準不適合数			
138	102	36	140	2	0

資料：県環境保全課

第4 化学物質

1 ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設の届出状況

(1) 大気基準適用施設 (平成28年3月31日現在)

番号	区 分	施設数	設置届 (施設)	廃止届 (施設)
1	焼結鉱製造用焼結炉	6	0	0
2	製鋼用電気炉	0	0	0
3	亜鉛回収用焙焼炉等	0	0	0
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉等	6	0	0
5	廃棄物焼却炉	229	2	11
合 計		241	2	11

資料：県環境保全課，広島市，福山市，呉市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町

(2) 水質基準対象施設 (平成28年3月31日現在)

番号	区 分	施設数	設置届 (施設)	廃止届 (施設)
1	パルプ製造用漂白施設	2	0	0
2	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	3	0	0
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
6	塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0
7	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等	0	0	0
8	クロロベンゼン等製造用水洗施設等	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等	0	0	0
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノン製造用ろ過施設等	0	0	0
11	ジオキサジンバイオレット製造用ニトロ化誘導体分離施設等	0	0	0
12	アルミニウム・同合金製造用焙焼炉等の廃ガス洗浄施設等	0	0	0
13	亜鉛回収用精製施設等	0	0	0
14	担体付き触媒からの金属回収用ろ過施設等	0	0	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	64	0	1
16	PCBの処理施設	2	0	0
17	フロン類破壊用プラズマ反応施設等	2	0	0
18	下水道終末処理施設	6	0	0
19	事業場の排水処理施設	1	0	0
合 計		80	0	1

資料：県環境保全課，広島市，福山市，呉市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町

2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査状況

(平成27年度)

区 分	大気関係	水質関係	総 計
特定事業場数	185	48	233
特定施設数	241	79	320
立入検査実施施設数	84	15	99
行政検査件数	16	2	18
行政指導	44	4	48
改善命令	1	0	1
一時停止命令	1	0	1

資料：県環境保全課・広島市・呉市・福山市・三次市・庄原市・東広島市・大崎上島町

3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定の実施状況

(1) 大気基準適用施設（排出ガス）

（平成28年3月31日現在）

区分	事業場数	届出施設数	自主測定対象施設数※	自主測定報告施設数	基準適合事業場数	未報告施設数
			(a)	(b)		(a) - (b)
特定施設			(a)	(b)		(a) - (b)
焼結鉍製造用焼結炉	2	6	4	4	4	0
アルミニウム合金製造施設	2	6	6	6	6	0
廃棄物焼却炉	181	229	177	169	169	8
合計	185	241	187	179	179	8

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町

※届出事業場数から，年度内の新設により報告期限を迎えていない施設や休止中，建設中等の施設数を除いている。

(2) 水質基準対象施設（排水）

（平成28年3月31日現在）

区分	事業場数	届出施設数	自主測定対象事業場数※	自主測定報告事業場数	基準適合事業場数	未報告事業場数
			(a)	(b)		(a) - (b)
特定施設			(a)	(b)		(a) - (b)
パルプ製造用漂白施設	1	2	1	1	1	0
カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	3	3	0	0	0	0
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設，湿式集じん施設及び灰の貯留施設	35	64	3	3	3	0
PCBの処理施設	2	2	0	0	0	0
フロン類破壊用プラズマ反応施設等	1	1	0	0	0	0
下水道終末処理施設	5	6	5	5	5	0
事業場の排水処理施設	1	1	1	1	1	0
合計	48	79	10	10	10	0

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町

※届出事業場数から，年度内の新設により報告期限を迎えていない施設や休止中，建設中等の施設数を除いている。

4 ダイオキシン類環境汚染状況調査結果

(1) 大気

（平成27年度）

調査主体	区分	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/m ³)				
			春季	夏季	秋季	冬季	平均
広島県	一般環境	大竹油見公園	—	0.0087	—	0.0080	0.0084
		廿日市桂公園	—	0.022	—	0.014	0.018
		海田高校	—	0.068	—	0.18	0.12
		東広島西条小学校	—	0.0078	—	0.020	0.014
		竹原高校	—	0.0063	—	0.014	0.010
		三原宮浦公園	—	0.012	—	0.030	0.021
		尾道東高校	—	0.012	—	0.078	0.045
		府中市教育センター	—	0.018	—	0.022	0.020
		三次林業技術センター	—	0.0050	—	0.0075	0.0063
広島市	一般環境	国泰寺中学校	0.029	0.012	0.015	0.041	0.024
		井口小学校	0.015	0.0078	0.010	0.019	0.013
		安佐南区役所	0.019	0.015	0.012	0.044	0.023
		可部小学校	0.018	0.016	0.0078	0.037	0.020
		安芸区スポーツセンター	0.15	0.15	0.19	0.28	0.19
呉市	一般環境	発生源周辺 白岳小学校	—	0.025	—	0.018	0.022
		明立小学校	—	0.012	—	0.010	0.011
		天応市民センター	—	0.021	—	0.012	0.017
		吉浦市民センター	—	0.018	—	0.012	0.015
福山市	一般環境	発生源周辺 曙小学校	0.028	0.024	0.016	0.031	0.025
		松永小学校	0.030	0.024	0.024	0.060	0.035
		南小学校	0.037	0.036	0.014	0.032	0.030
		培遠中学校	0.026	0.015	0.018	0.019	0.020
		駅家東小学校	0.027	0.010	0.022	0.042	0.025
		沼隈支所	0.013	0.015	0.0097	0.017	0.014
		神辺支所	0.026	0.029	0.041	0.030	0.032
調査地点数			25				

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

(2) 水質・底質

(平成27年度)

調査主体	区分	調査地点		調査結果			
		水域名・海域名 (海域の場合、測定地点番号)	地点名	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)		
国土交通省 中国地方 整備局	一般環境	芦田川	小水呑橋	(春季) 0.35 (夏季) 0.093 (秋季) 0.10 (冬季) 0.19	(春季) 0.67 (夏季) 1.3 (秋季) 3.3 (冬季) 0.36		
		太田川	壬辰橋	0.070	0.22		
		太田川	矢口川上流	0.070	0.23		
		小瀬川	南園橋	0.076	0.23		
		小瀬川	中市堰	0.077	0.55		
		江の川	土師ダム	0.074	15		
		芦田川	八田原ダム	0.075	15		
		瀧山川	瀧井ダム	0.067	4.8		
		小瀬川	弥栄ダム	0.067	6.9		
		上下川	灰塚ダム	0.076	13		
		広島県	一般環境	御手洗川	金剛寺【廿日市市】	0.079	—
				沼田川	入野寺【三原市】	0.061	—
				安芸津・安浦地先 (34-4)	海域 (東広島市安芸津町沖)	0.035	—
				安芸津・安浦地先 (34-3)	海域 (東広島市安芸津町沖)	—	5.9
燧灘北西部 (35-40)	海域 (尾道市向東町沖)			0.17	—		
広島市	一般環境	燧灘北西部 (35-37)	海域 (尾道市向東町沖)	—	2.2		
		八幡川	泉橋	0.040	0.19		
		太田川	安芸大橋	0.034	0.26		
		鈴張川	宇津橋	0.052	0.42		
		根谷川	根の谷橋	0.023	0.18		
		三篠川	深川橋	0.073	0.22		
		古川	大正橋	0.069	1.2		
		猿猴川	東大橋	0.062	0.39		
		府中大川	新大洲橋	0.100	0.18		
		瀬野川	貫道橋	0.056	0.19		
		広島湾 (31-29)	海域 (江波沖)	0.040	7.9		
		広島湾 (32-17)	海域 (井口港沖)	0.022	11		
		広島湾 (32-6)	海域 (金輪島南)	0.015	5.1		
		海田湾 (32-1)	海域 (海田湾中央)	0.032	2.4		
呉市	一般環境	二河川 (13-8)	松ヶ丘団地入口	0.065	—		
		二河川 (13-10)	山手橋	0.068	—		
		堺川 (51-3-55)	小春橋	0.074	—		
		野呂川 (15-0)	浦尻	0.062	—		
		(33-10)	昭和町沖	0.029	10		
		(34-6)	安浦沖	0.025	4.6		
福山市	一般環境	藤井川	講和橋	0.15	1.3		
		本郷川	吾妻橋	0.27	4.7		
		瀬戸川	観音橋	0.27	0.72		
		羽原川	本庄神社前	0.14	4.6		
		山南川	矢川	0.18	1.3		
		備讃瀬戸 (36-12)	海域 (St36-12)	0.021	5.7		
			調査地点数	39	36		

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

(3) 地下水

(平成27年度)

調査主体	区分	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)
広島市	一般環境	広島市安佐南区沼田町阿戸	0.017
		広島市安佐北区安佐町久地	0.014
		広島市安佐北区安佐町久地	0.014
		広島市安佐北区可部町繰々谷	0.014
		広島市安佐北区安佐町小河内	0.014
		調査地点数	5

資料：広島市

(4) 土壌

(平成27年度)

調査主体	区分	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)
広島県	一般環境	海田中学校	0.23
		久井運動公園	0.00072
		三次市立田幸小学校	0.020
広島市	一般環境	八木梅林公園	0.013
		毘沙門台公園	0.21
		高取公園	1.5
		西風新都東公園	0.28
呉市	一般環境	Aシティ中央公園	0.29
		釜生源周辺	0.54
		白岳小学校	0.68
		明立小学校	0.0050
		大広小学校	0.21
福山市	一般環境	吉浦小学校	0.014
		緑丘小学校	0.080
		千田小学校	0.27
		松永小学校	0.13
		調査地点数	16

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

5 内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査結果

(1) 水質

(平成27年度, 単位: $\mu\text{g/L}$)

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA
瀬野川	日浦橋	<0.05	<0.01	0.02
賀茂川	朝日橋	<0.05	<0.01	<0.01
黒瀬川(深堂川)	磯松橋上流	0.50	<0.01	0.03
黒瀬川	樋の詰橋	<0.05	<0.01	0.16
沼田川(下流)	潮止め堰上	<0.05	<0.01	<0.01
大田川	大田橋上流	0.36	0.01	0.08
高梁川	新小城橋下流	<0.05	<0.01	<0.01
芦田川	御調3	<0.05	<0.01	<0.01
燧灘北西部(三原市沖)	35-21	<0.05	<0.01	<0.01
燧灘北西部(竹原市沖)	35-8	<0.05	<0.01	<0.01

(注) 検出下限値 ノニルフェノール: $0.05\mu\text{g/L}$, 4-t-オクチルフェノール, ビスフェノールA: $0.01\mu\text{g/L}$

(平成27年度, 単位: $\mu\text{g/L}$)

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	
広島市	八幡川	泉橋	N.D.	N.D.	N.D.
	太田川	安芸大橋 (戸坂上水道取水口)	N.D.	N.D.	N.D.
	鈴張川	宇津橋	N.D.	N.D.	N.D.
	根谷川	根の谷橋	N.D.	N.D.	N.D.
	三篠川	深川橋	N.D.	N.D.	N.D.
	古川	大正橋(東原)	N.D.	N.D.	N.D.
	府中大川	新大州橋	N.D.	N.D.	N.D.
	猿猴川	東大橋	N.D.	N.D.	N.D.
	瀬野川	貫道橋(貫道)	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	江波沖	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	井口港沖(17番地点)	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	金輪島南	N.D.	N.D.	N.D.
海田湾	海田湾中央	N.D.	N.D.	N.D.	

(注) N.D.: 検出下限値未満(ノニルフェノール: $0.1\mu\text{g/L}$, 4-t-オクチルフェノール, ビスフェノールA: $0.01\mu\text{g/L}$)

(平成27年度, 単位: $\mu\text{g/L}$)

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	
福山市	備讃瀬戸	36-4	<0.1	<0.01	<0.01
	藤井川	講和橋	<0.1	<0.01	0.01
	本郷川	吾妻橋	<0.1	<0.01	<0.01
	羽原川	本庄神社前	<0.1	<0.01	<0.01
	山南川	矢川	<0.1	<0.01	0.01
	芦田川(高屋川)	川北	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(瀬戸川)	観音橋	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(有地川)	有地川	<0.1	<0.01	0.01
	芦田川(神谷川)	神谷川	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(加茂川)	国信橋	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(井溝川)	新茶屋橋	<0.1	<0.01	<0.01

(注) 検出下限値 ノニルフェノール: $0.1\mu\text{g/L}$, 4-t-オクチルフェノール, ビスフェノールA: $0.01\mu\text{g/L}$

(参考)

平成10～15年度全国調査結果の検出範囲(μg/L)	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	ポリ塩化ビフェニール類	トリブチルスズ	トリフェニルスズ
	N. D. ～21	N. D. ～13	N. D. ～19	N. D. ～0.220	N. D. ～0.09	N. D. ～0.006

(参考)

予測無影響濃度 ノニルフェノール : 0.608 μg/L 4-オクチルフェノール : 0.992 μg/L ビスフェノールA : 24.7 μg/L	内分泌かく乱作用を及ぼさない最大の濃度に、10倍の安全率を乗じて設定された濃度。 なお、魚類への予測無影響濃度が、そのまま人に当てはまらないことに留意する必要がある。
--	--

(注) 4-オクチルフェノールは、4-t-オクチルフェノールと4-n-オクチルフェノールの2種類の異性体がある。環境ホルモン作用が認められたのは、4-t-オクチルフェノールである。但し、魚類に対する予測無影響濃度は、4-オクチルフェノールとして設定されている。

(2) 底質

(平成27年度、単位: μg/kg)

海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	ポリ塩化ビフェニール類	トリブチルスズ	トリフェニルスズ
広島市	広島湾	江波沖	N. D.	N. D.	6	—	—
	広島湾	井口港沖(17番地点)	N. D.	N. D.	N. D.	—	—
	広島湾	金輪島南	N. D.	N. D.	N. D.	—	—
	海田湾	海田湾中央	N. D.	N. D.	12	—	—
平成10～15年度全国調査結果の検出範囲		N. D. ～12,000	N. D. ～170	N. D. ～350	N. D. ～2,200	N. D. ～300	N. D. ～18

資料: 県環境保全課, 広島市, 福山市

(注) 1 N. D.: 検出下限値未満(ノニルフェノール: 50 μg/kg, 4-t-オクチルフェノール: 5 μg/kg, ビスフェノールA: 5 μg/kg, ポリ塩化ビフェニール類(一～五塩化ビフェニール: 0.07 μg/kg, 六～十塩化ビフェニール: 0.1 μg/kg), トリブチルスズ, トリフェニルスズ: 1 μg/kg)
 2 化学物質による内分泌かく乱作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、結果の数値に対して評価を行える状況ではないが、環境省が実施している全国調査結果の範囲内であった。

6 ポリ塩化ビフェニル(PCB)による汚染状況調査

(平成27年度)

市場名	検体名	検体数	検出値(ppm)
三次総合卸センター	内海内湾魚介類	1	0.01
尾道総合食品地方卸売市場	内海内湾魚介類	1	<0.01
	内海内湾魚介類	1	0.02
	遠洋沖合魚介類	1	<0.01
地方卸売市場系崎水産市場	内海内湾魚介類	1	<0.01
	遠洋沖合魚介類	1	0.02
食品	鶏卵	1	<0.01
	鶏肉	2	<0.01

資料: 県食品生活衛生課

(注) 暫定的規制値

遠洋沖合魚介類	0.5ppm
内海内湾魚介類	3ppm
食肉(牛, 豚, 鶏)	0.5ppm
鶏卵	0.2ppm

7 水銀による魚介類の汚染調査結果

(平成 27 年度)

市場名	検体数	検出値 (ppm)
三次総合卸センター	1	0.01
尾道総合食品地方卸売市場	3	0.02, 0.06, 0.08
地方卸売市場糸崎水産市場	2	0.06, 0.12

資料：県食品生活衛生課

(注) 暫定的規制値

総水銀 0.4ppm

(総水銀が、0.4ppm を超える場合は、メチル水銀 0.3ppm 以下)

8 トリブチルスズ化合物(TBT)及びトリフェニルスズ化合物(TPT)による汚染調査結果

(平成 27 年度)

	採取区分	検体名	検体数	検出値 (ppm)
TBT	市場	魚類	1	<0.02
	養殖	魚介類	3	<0.02
	天然	魚類	2	<0.02
TPT	市場	魚類	1	<0.02
	養殖	魚介類	3	<0.02
	天然	魚類	2	<0.02

資料：県食品生活衛生課

(注) 1 暫定的 1 日許容摂取量

TBT : 1.6 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日 (80 $\mu\text{g}/\text{体重 50kg}$ 成人/日)

TPT : 0.5 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日 (25 $\mu\text{g}/\text{体重 50kg}$ 成人/日)

※魚介類の 1 人 1 日平均摂取量を 96.8g とすると、

TBT : 0.826 $\mu\text{g}/\text{g}$

TPT : 0.258 $\mu\text{g}/\text{g}$

2 検出値の単位は、厚生労働省報告様式に基づき ppm とした。

3 1ppm は 1 $\mu\text{g}/\text{g}$ に相当する。

9 かきの重金属検査結果

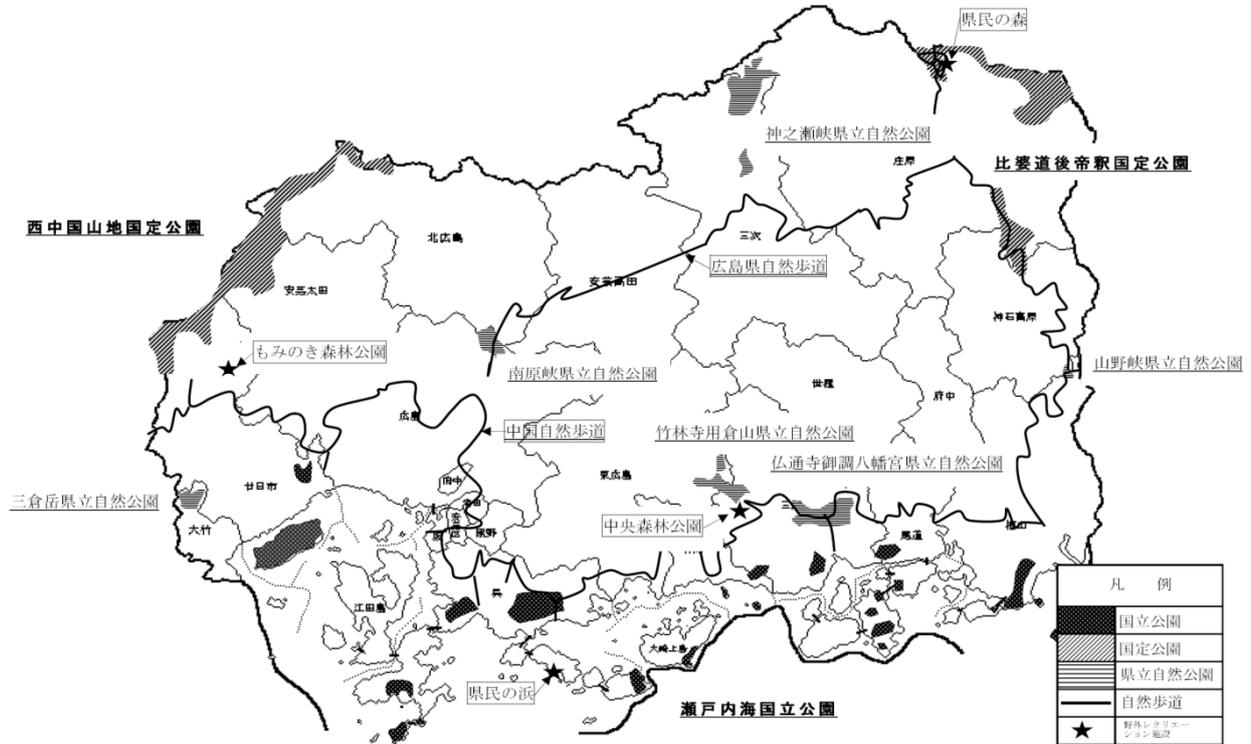
(単位 : ppm)

番号	採取年月日	重金属						
		亜鉛	銅	鉛	カドミウム	総カド	亜砒酸	総水銀
1	H27.11.9	310	21	0.14	0.52	0.10	3.9	<0.01
2	H27.11.10	390	29	0.13	0.92	0.07	3.6	0.01
3	H27.11.10	320	13	0.10	0.47	0.05	3.0	<0.01
4	H27.11.16	520	45	0.11	0.38	0.06	4.3	<0.01
5	H27.11.16	430	23	0.11	0.43	0.06	3.5	<0.01
6	H27.11.17	290	37	0.21	0.61	0.07	3.1	0.01
7	H27.11.17	240	33	0.20	0.45	0.06	2.9	0.01
8	H27.11.24	380	45	0.16	0.46	0.07	4.1	0.02
9	H27.11.24	310	28	0.17	0.41	0.05	3.1	0.01
10	H27.11.24	320	27	0.15	0.49	0.08	3.1	0.01
11	H27.11.24	490	51	0.12	0.38	0.06	3.7	<0.01

資料：県食品生活衛生課

第5 自然環境

1 自然公園等位置図



2 自然公園の指定状況

(平成28年4月1日現在)

公園名	主要地域／市町村名	面積 (ha)			指定日	
		総面積	特別地域	普通地域		
瀬戸内海国立公園	宮島, 仙酔島, 野呂山, 大久野島等	10,681 ※海面域は除く	7,569 (203)	3,112	S 9. 3. 16 S25. 5. 18 S31. 5. 1	
比婆道後帝釈国定公園	六の原, 道後山, 帝釈峡, 吾妻山等	5,342	5,342	0	S38. 7. 24 H15. 3. 25	
西中国山地国定公園	聖湖八幡原, 牛小屋高原, 三段峡, 臥竜山, 恐羅漢山等	15,389	15,389 (692)	0	S44. 1. 10	
県立自然公園	南原峡	広島市	925	925	0	S42. 9. 1
	山野峡	福山市, 神石高原町	311	311	0	S42. 11. 14
	三倉岳	大竹市	499	499	0	S46. 11. 23
	竹林寺用倉山	東広島市, 三原市	614	614	0	S46. 11. 23
	仏通寺御調八幡宮	三原市	1,356	1,356	0	S46. 11. 23
	神之瀬峡	三次市, 庄原市	2,736	2,736	0	H10. 4. 30
自然公園計		37,853	34,741	3,112		

資料：県自然環境課

(注) 特別地域内の () は、特別保護地区で内数である。

3 県自然環境保全地域一覧

(平成28年4月1日現在)

名 称	市 町	面 積 (ha)			指 定 年 月 日	
		総 面 積	特別地区	普 通 地 区	区域指定	特別地区の指定
龍 頭 峽	安芸太田町	31.40	31.40 (31.40)	—	48.10.25	51.6.18
万 古 溪	廿日市市	64.10	26.25	37.85	49.7.18	〃
当木島・釜戸岬	福 山 市	2.17	2.17	—	〃	51.12.24
魚 切 溪 谷	神石高原町	72.96	70.87	2.09	53.3.24 (区域の拡張)	51.6.18
石ヶ谷峽	広 島 市	389.75	119.34	270.41	49.9.30	51.6.18
津田の明神山	世 羅 町	66.69	22.54	44.15	49.11.14	51.12.24
常 清 滝	三 次 市	54.13	23.23	30.90	50.3.14	〃
八 国 見 山	庄 原 市	80.59	43.06	37.53	〃	〃
柏 島	呉 市	39.65	39.65	—	51.12.24	—
小 掛 峽	安芸高田市	52.51	14.80	37.71	〃	—
指 谷 山	庄 原 市	88.25	77.74	10.51	〃	—
大 峯 山	広島市・廿日市市	39.89	39.89	—	〃	—
福 王 寺 山	広 島 市	136.98	66.11	70.87	〃	—
男 鹿 山	世 羅 町	43.71	11.63	32.08	〃	—
湯 の 山	広 島 市	85.11	85.11	—	52.1.19	—
滝 山 峽	安芸太田町・北広島町	336.24	172.13	164.11	53.3.24	—
大 沢 湿 原	安芸高田市	56.62	33.77 (5.05)	22.85	53.12.1	—
黒川の明神山	世 羅 町	19.89	19.89	—	〃	—
神 之 瀬 峽	三次市・庄原市	46.41	46.41	—	54.12.1	—
岳 山	府 中 市	44.72	37.02	7.70	〃	—
阿 下 川	神石高原町	54.27	54.27	—	〃	—
猫 山	庄 原 市	65.03	65.03 (29.26)	—	57.7.19	—
品 の 滝	三次市・世羅町	50.16	49.88	0.28	〃	—
吾妻榎原谷	庄 原 市	87.52	87.52	—	〃	—
上田の明神山	三 次 市	10.19	—	10.19	58.3.31	—
八 幡 湿 原	北 広 島 町	29.43	2.93 (1.08)	26.50	59.3.31	59.10.1
女 亀 山	三 次 市	5.75	5.75 (5.75)	—	62.3.31	62.7.27
計	27 地 域	2,054.12	1,248.39 (72.54)	805.73		

資料：県自然環境課

注：1 特別地区欄の()は、野生動植物保護地区で内数である。

2 特別地区の指定年月日は、区域指定時に特別地区があわせて指定された場合を除くものである。

4 自然海浜保全地区一覧

(平成28年4月1日現在)

名称	所在地	面積 (陸域) ha	海岸線 (延長) m	海浜状況	指定年月日
阿多田島長浦	大竹市	1.20	330	自然	S55. 8. 1
佐木大野浦	三原市	0.63	400	自然/半自然	"
七浦	呉市	0.27	300	"	"
干汐	尾道市	0.17	150	半自然	S56. 3.31
大串	大崎上島町	0.23	1,400	自然/半自然	"
長浜	竹原市	0.10	800	"	S56. 9.22
横山	福山市	0.54	1,100	"	"
大柿長浜	江田島市	—	650	"	S57. 3.31
梶ノ鼻	尾道市	1.44	850	"	"
高根	尾道市	7.20	1,000	"	"
百島	尾道市	0.29	500	自然	S58. 3.31
大附	江田島市	1.24	450	"	"
中島	呉市	0.28	600	半自然	"
箱崎	福山市	1.04	600	自然	"
グイビ	福山市	—	700	半自然	"
柄鎌瀬戸	三原市	0.45	1,500	"	S59. 3.31
恋ヶ浜	呉市	0.84	300	自然	S62. 3.31
大浦崎	呉市	0.04	720	"	H 2. 3.31
須之浦	呉市	1.37	700	"	H 3. 3.31
計	19地区	17.33	13,050		

資料：県自然環境課

5 緑地環境保全地域一覧

(平成28年4月1日現在)

名称	市町村	面積 (ha)	指定年月日
三永水源地	東広島市	71.50	S48. 10. 25
西国寺	尾道市	7.72	"
大坊	福山市	10.17	"
五品岳	庄原市	13.61	"
郡山	安芸高田市	95.34	S49. 4. 19
深山	安芸太田町	31.48	S49. 7. 18
大宮八幡宮	東広島市	2.59	"
蓮華寺	広島市	167.14	S49. 10. 1
風土記の丘	三次市	160.54	S50. 2. 12
古鷹鶴	江田島市	90.72	S50. 3. 14
立花山	神石高原町	12.48	"
龍山	尾道市	1.13	"
国貞山	北広島市	3.71	S51. 12. 24
東山溪	安芸高田市	1.50	S56. 9. 11
榭高野	広島市・廿日市市	53.50	S58. 3. 31
今高野	東広島市	4.21	S60. 3. 30
日高嶽	世羅町	20.47	"
葦山八幡神社	呉市	3.13	S63. 3. 31
大富山城跡	庄原市	60.32	H元. 3. 31
天神鼻	呉市	1.50	"
	原市	3.71	"
	呉市	2.01	H3. 3. 31
計	22地域	818.48	

資料：県自然環境課

6 自然公園内の許可等の処理状況

(平成 27 年度)

区 分	特別保護地区					特別地域							公園事業同意 (認 可)			
	許 可					許 可					届 出					
	工作物の新改増築	木竹の損傷	土地の形状変更	木竹以外の植物の採取等	動物の捕獲等	工作物の新改増築	木竹の伐採・損傷	広告物の設置	指定植物の採取	風致の影響	土地の形状変更	非常災害の応急措置	木竹の植栽等	道路	野営場	その他
西中国山地国定公園	3	1	—	2	1	25	9	1	2	—	7	—	—	—	—	—
比婆道後帝釈峡国定公園	—	—	—	—	—	30	1	—	3	—	—	—	—	—	—	—
南原峡県立自然公園	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
山野峡県立自然公園	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三倉岳県立自然公園	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
竹林寺用倉山県立自然公園	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仏通寺御調八幡宮県立自然公園	—	—	—	—	—	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神之瀬峡県立自然公園	—	—	—	—	—	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：県自然環境課

7 海岸線の状況

		自然海岸		半自然海岸		人口海岸		河口部		総延長 km
		延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	
H8	県	349.0	31.5	59.3	5.3	692.9	62.5	8.3	0.7	1,109.5
	全国	17,413.9	53.1	4,252.8	13.0	10,821.6	33.0	310.7	0.9	32,799.0
H5	県	355.3	33.0	49.4	4.6	663.7	61.7	6.9	0.7	1,075.3
	全国	18,105.7	55.2	4,467.5	13.6	9,941.8	30.3	264.0	0.8	32,778.9
S59	県	366.0	34.3	57.5	5.4	637.0	59.7	6.9	0.6	1,067.3
	全国	18,402.1	56.7	4,511.4	13.9	9,294.5	28.6	263.8	0.8	32,471.9
S53	県	369.6	35.0	59.0	5.5	621.0	58.8	6.9	0.7	1,056.5
	全国	18,967.2	59.0	4,340.4	13.5	8,599.0	26.7	263.7	0.8	32,170.2

資料：環境庁第 2 回～第 5 回自然環境保全基礎調査

8 藻場・干潟の現存面積と消滅面積

	藻場 (ha)				干潟 (ha)			
	現存面積	消滅面積 (昭和 53 年度以降)		現存面積	消滅面積 (昭和 53 年度以降)			
広島県	1,842	251		1,068	99			
全国	142,459	65,156		49,380	5,920			

資料：環境庁第 5 回 (平成 7・8 年度) 自然環境保全基礎調査

9 保安林面積

(単位：千 ha)

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
水源かん養保安林	158	158	159	159	160	160	161	162	162	163
災害防備保安林	80	80	80	80	81	81	81	81	81	82
その他保安林	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7
計	244	244	245	246	248	248	249	250	250	252

資料：県森林保全課

10 鳥獣保護区等一覧

(1) 森林鳥獣生息地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面積	存続期限	特別保護地区 面積
宮島鳥獣保護区(弥山特別保護地区)	廿日市市宮島町	4,397	平成36年10月31日	203
並滝寺鳥獣保護区	東広島市志和町	111	平成34年10月31日	
朝日山鳥獣保護区	竹原市下野町	640	平成34年10月31日	
甲山ふれあいの里鳥獣保護区	世羅郡世羅町	464	平成34年10月31日	
大野町鳥獣保護区	廿日市市大野町	810	平成33年10月31日	
八千代鳥獣保護区	安芸高田市八千代町	1,600	平成33年10月31日	
大土山鳥獣保護区	安芸高田市甲田町, 向原町	673	平成32年10月31日	
竜王山鳥獣保護区	福山市赤坂町ほか	972	平成32年10月31日	
指谷山鳥獣保護区	庄原市高野町	88	平成32年10月31日	
石ヶ谷峡・湯の山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	1,527	平成31年10月31日	
冠山鳥獣保護区	廿日市市吉和	1,630	平成30年10月31日	
岩子島鳥獣保護区	尾道市向島町	245	平成30年10月31日	
後山鳥獣保護区	福山市鞆町ほか	631	平成30年10月31日	
八国見山鳥獣保護区	庄原市口和町	196	平成30年10月31日	
恐羅漢山鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	811	平成38年10月31日	
苅尾鳥獣保護区(苅尾特別保護地区)	山県郡北広島町	638	平成38年10月31日	114
郡山鳥獣保護区	安芸高田市吉田町	95	平成38年10月31日	
比婆山鳥獣保護区(比婆山特別保護地区)	庄原市西城町ほか	3,233	平成38年10月31日	403
大仙鳥獣保護区	東広島市河内町	78	平成37年10月31日	
立岩鳥獣保護区	廿日市市吉和, 山県郡安芸太田町	536	平成37年10月31日	
東郷山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	364	平成37年10月31日	
天狗石山鳥獣保護区	山県郡北広島町	111	平成37年10月31日	
竹林寺鳥獣保護区	東広島市河内町	87	平成37年10月31日	
野呂山鳥獣保護区	呉市川尻町	282	平成37年10月31日	
仙養ヶ原鳥獣保護区	神石郡神石高原町	740	平成36年10月31日	
南原峡鳥獣保護区	広島市安佐北区可部町	533	平成36年10月31日	
大万木山鳥獣保護区	庄原市高野町	507	平成36年10月31日	
三段峡鳥獣保護区(三段峡特別保護地区)	山県郡安芸太田町	1,350	平成36年10月31日	499
上野鳥獣保護区	庄原市	93	平成36年10月31日	
休山鳥獣保護区	呉市警固屋町	1,860	平成36年10月31日	
帝釈峡鳥獣保護区(帝釈峡特別保護地区)	庄原市東城町ほか	730	平成36年10月31日	159
笹ヶ丸鳥獣保護区	広島市安佐北区安佐町	389	平成36年10月31日	
犬伏山鳥獣保護区	安芸高田市美土里町	827	平成36年10月31日	
熊谷山鳥獣保護区	安芸高田市高宮町	321	平成36年10月31日	
龍頭峡鳥獣保護区	福山市山野町	271	平成36年10月31日	
道後山鳥獣保護区	庄原市東城町ほか	1,739	平成36年10月31日	
青笹鳥獣保護区	廿日市市	844	平成36年10月31日	
七塚鳥獣保護区	庄原市七塚町	1,121	平成35年10月31日	
神峰山鳥獣保護区	豊田郡大崎上島町	225	平成35年10月31日	
福王寺鳥獣保護区	広島市安佐北区可部町	1,249	平成35年10月31日	
細見谷鳥獣保護区	廿日市市吉和	851	平成35年10月31日	
	計	33,869		1,378

(2) 集団渡来地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面積	存続期限	特別保護地区 面積
王泊鳥獣保護区	山県郡安芸太田町, 北広島町	134	平成33年10月31日	
樟床鳥獣保護区	山県郡北広島町	240	平成33年10月31日	
久山田鳥獣保護区	尾道市久山田町	20	平成31年10月31日	
土師鳥獣保護区	安芸高田市八千代町	335	平成30年10月31日	
松永湾鳥獣保護区	福山市, 尾道市	1,582	平成30年10月31日	
沼田川鳥獣保護区	三原市	1,115	平成29年10月31日	
齋島周辺鳥獣保護区(齋島周辺特別保護地区)	呉市蒲刈町ほか	9,340	平成36年10月31日	6,230
津々木鳥獣保護区	豊田郡大崎上島町	1,255	平成36年10月31日	
広島湾西部鳥獣保護区	広島市佐伯区ほか	1,400	平成35年10月31日	
	計	15,421		6,230

(3) 身近な鳥獣生息地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面積	存続期限	特別保護地区 面積
緑化センター・森林公園鳥獣保護区	広島市東区, 安佐北区	433	平成34年10月31日	
仙酔島鳥獣保護区	福山市鞆町	94	平成34年10月31日	
牛田山鳥獣保護区	広島市東区	1,240	平成33年10月31日	
陀峯山鳥獣保護区	江田島市大柿町	236	平成33年10月31日	
蓮華寺山鳥獣保護区	広島市安芸区	54	平成33年10月31日	
阿弥陀山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	577	平成33年10月31日	
大峯山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町ほか	40	平成33年10月31日	
万古溪鳥獣保護区	廿日市市	64	平成33年10月31日	
上黒瀬小学校林	東広島市黒瀬町	2	平成33年10月31日	
原田小学校林鳥獣保護区	尾道市原田町	2	平成33年10月31日	
横倉鳥獣保護区	福山市沼隈町	252	平成33年10月31日	
千田町鳥獣保護区	福山市千田町	540	平成33年10月31日	
三倉岳鳥獣保護区	大竹市	1,306	平成32年10月31日	
男鹿山鳥獣保護区	世羅郡世羅町	43	平成32年10月31日	
亀鶴山鳥獣保護区	神石郡神石高原町	37	平成32年10月31日	
権現山鳥獣保護区	神石郡神石高原町	14	平成32年10月31日	
鶴学園学校林伴鳥獣保護区	広島市安佐南区沼田町	20	平成31年10月31日	
切串小学校林古鷹鳥獣保護区	江田島市江田島町	3	平成31年10月31日	
龍頭峽鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	31	平成31年10月31日	
龍王鳥獣保護区	東広島市西条町	147	平成31年10月31日	
八本松地区学校林七ツ池鳥獣保護区	東広島市八本松町	8	平成31年10月31日	
黒川明神鳥獣保護区	世羅郡世羅町	46	平成31年10月31日	
城山鳥獣保護区	世羅郡世羅町	51	平成31年10月31日	
中之町小学校林日松山鳥獣保護区	三原市糸崎町	7	平成31年10月31日	
熊野小学校林後西鳥獣保護区	福山市熊野町	8	平成31年10月31日	
君田中学校林木呂田鳥獣保護区	三次市君田町	17	平成31年10月31日	
高野中学校林大鬼山鳥獣保護区	庄原市高野町	4	平成31年10月31日	
柏島鳥獣保護区	呉市川尻町	40	平成30年10月31日	
美土里中学校林日野城山鳥獣保護区	安芸高田市美土里町	4	平成30年10月31日	
三育学院学校林深見鳥獣保護区	三原市大和町	34	平成30年10月31日	
大坊鳥獣保護区	福山市駅家町	19	平成30年10月31日	
灰塚鳥獣保護区	三次市, 庄原市	438	平成29年10月31日	
大浜崎鳥獣保護区 (大浜崎特別保護地区)	尾道市因島大浜町	35	平成29年10月31日	17
極楽寺山鳥獣保護区	廿日市市	110	平成38年10月31日	
もみのき森林公園鳥獣保護区 (もみのき森林公園特別保護地区)	廿日市市吉和	400	平成38年10月31日	337
グリーンピアせとうち鳥獣保護区	呉市安浦町	344	平成38年10月31日	
楨原谷鳥獣保護区	庄原市比和町	88	平成37年10月31日	
因島南鳥獣保護区	尾道市因島三庄町ほか	477	平成36年10月31日	
黄金山鳥獣保護区	広島市南区仁保町	18	平成36年10月31日	
五品岳鳥獣保護区	庄原市東城町	14	平成36年10月31日	
大久野島鳥獣保護区	竹原市	70	平成36年10月31日	
猫山鳥獣保護区	庄原市西城町ほか	65	平成36年10月31日	
緑井鳥獣保護区	広島市安佐南区	720	平成35年10月31日	
府中鳥獣保護区	安芸郡府中町	527	平成35年10月31日	
錦竜公園鳥獣保護区	大竹市玖波町	130	平成35年10月31日	
聖湖鳥獣保護区	山県郡北広島町	37	平成35年10月31日	
伴鳥獣保護区	広島市安佐南区沼田町	116	平成35年10月31日	
走鳥鳥獣保護区	福山市走鳥町	220	平成35年10月31日	
宇品鳥獣保護区	広島市南区元宇品町	34	平成35年10月31日	
	計	9,216		354

11 有害鳥獣の捕獲(有害捕獲数)

(単位:頭, 羽)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
イノシシ	10,741	15,332	14,926	14,621	15,833	17,966
シカ	3,271	3,776	4,687	4,922	5,827	6,424
サル	141	166	102	130	120	158
カラス	5,606	3,762	3,471	3,516	2,753	1,728

資料: 県自然環境課

第6 温暖化対策関係

1 部門別二酸化炭素排出量の推移(広島県)

(単位: 万t-CO₂)

年度	H2	H4	H6	H8	H10	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	伸び率 (H19~ H25)
産業	3,087.6	3,189.9	3,153.9	3,168.5	3,218.8	3,897.9	3,714.2	4,141.2	4,194.8	3,774.3	3,670.4	3,922.7	3,963.6	3,995.3	4,039.2	-3.7%
うち工業プロセス	74.9	78.8	80.8	80.5	82.0	96.2	86.4	90.5	101.2	89.3	88.6	94.7	94.9	95.7	96.3	-4.8%
うちエネルギー転換	71.9	70.4	73.4	81.0	62.5	91.5	91.9	94.9	89.1	112.8	106.5	108.9	97.0	105.7	104.6	17.4%
運輸	599.1	641.2	706.5	710.3	722.7	721.8	694.0	691.7	695.5	700.1	664.1	636.0	625.1	611.8	638.4	-8.2%
民生(家庭)	326.3	365.3	395.9	406.5	386.3	465.1	471.4	459.6	466.8	457.0	415.0	498.3	444.8	481.4	477.7	2.3%
民生(業務)	300.1	333.9	366.6	383.0	391.6	430.5	426.1	437.0	465.0	407.9	372.4	447.1	376.0	411.7	402.0	-13.5%
廃棄物	48.4	45.1	42.4	45.6	59.5	52.7	49.3	49.1	50.5	50.0	45.5	46.7	45.0	45.5	44.8	-11.3%
合計	4,361.6	4,575.5	4,665.4	4,713.9	4,778.9	5,568.0	5,355.0	5,778.7	5,872.5	5,389.4	5,166.9	5,550.8	5,454.5	5,545.7	5,602.1	-4.6%

注1) 産業には、工業プロセスとエネルギー転換の値を含む。

注2) 数値は有効数字の関係上、合計の端数が一致しない場合がある。

注3) 第2次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度であるH19年度からの伸び率としている。

資料: 県環境政策課

2 電灯・電力消費量(広島県)

(単位: 億kWh)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
電灯	68	68	71	71	70	75	72	71	71	69
電力	133	138	145	136	124	134	129	129	131	129
計	201	206	216	207	194	209	201	200	202	198

資料: 県環境政策課

3 用途別都市ガス販売量(広島県)

(単位: 億kcal)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
家庭用	13,579	13,705	14,193	13,370	13,377	12,983	13,128	13,157	12,967	12,664
商業用	7,105	7,274	7,397	7,208	7,000	6,116	6,140	5,928	5,826	5,778
工業用	19,387	22,711	27,393	30,400	29,707	30,003	33,000	32,717	32,230	32,019
その他	4,170	4,449	4,577	4,459	4,348	4,077	4,578	4,478	4,482	4,613
計	44,241	48,139	53,560	55,437	54,432	53,179	56,846	56,280	55,505	55,074

資料: 県環境政策課

4 種類別燃料油販売量(広島県)

(単位: 千kl)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
A重油	978	920	889	833	737	588	506	565	481	458
C重油	610	688	447	425	535	354	325	362	389	332
軽油	1,037	923	948	918	826	828	822	778	762	833
灯油	544	478	396	363	344	316	308	288	285	280
ナフサ・ジェット油	108	109	101	79	67	59	58	56	52	57
揮発油	1,540	1,427	1,508	1,420	1,370	1,416	1,331	1,281	1,258	1,248
計	4,817	4,545	4,289	4,038	3,879	3,561	3,350	3,330	3,227	3,208

資料: 県環境政策課

5 自動車保有台数の推移(広島県)

(単位: 千台)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
乗用車	910	898	884	870	864	859	861	859	856	851
貨物自動車	149	145	142	135	130	127	125	122	121	121
乗合自動車	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
軽自動車	702	723	740	755	765	773	785	799	817	834
その他	64	65	65	65	66	66	66	67	68	69
計	1,830	1,836	1,836	1,830	1,830	1,830	1,842	1,852	1,867	1,880

資料: 県環境政策課

6 住宅用太陽光発電システム設置件数(広島県)

(単位: 件)

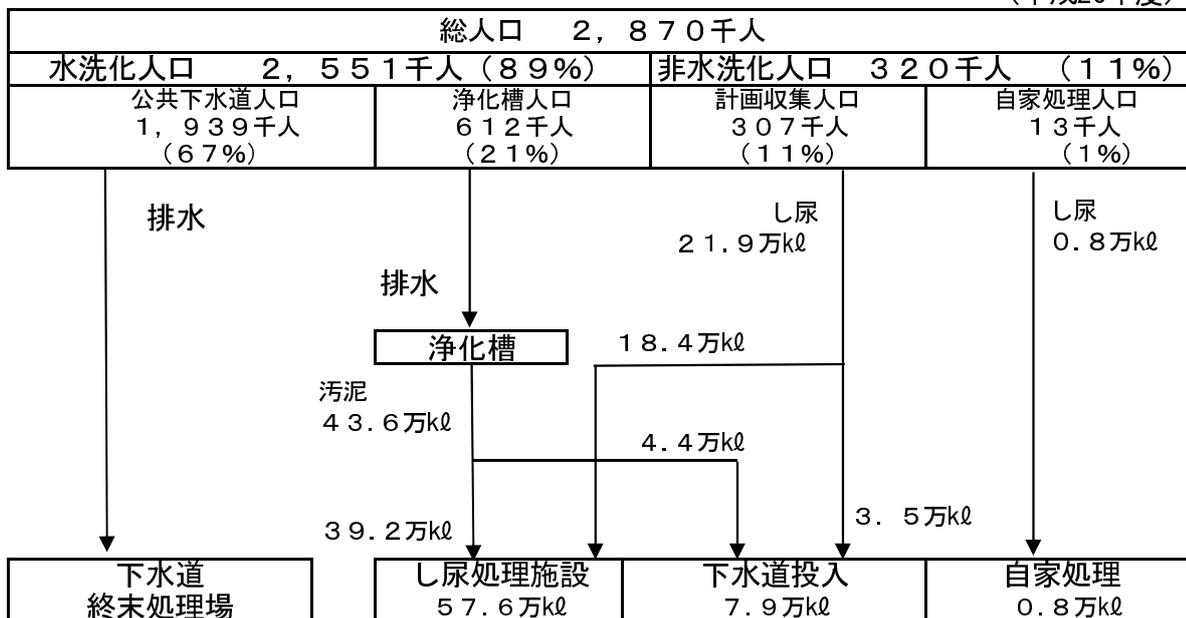
年度	~H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
設置件数	631	543	805	642	1,138	1,624	2,010	2,815	2,129	1,636	1,909	3,357	6,884	7,773	7,879	7,775	4,210	4,433	58,193

資料: 県環境政策課

第7 廃棄物対策関係

1 し尿処理の概況

(平成26年度)



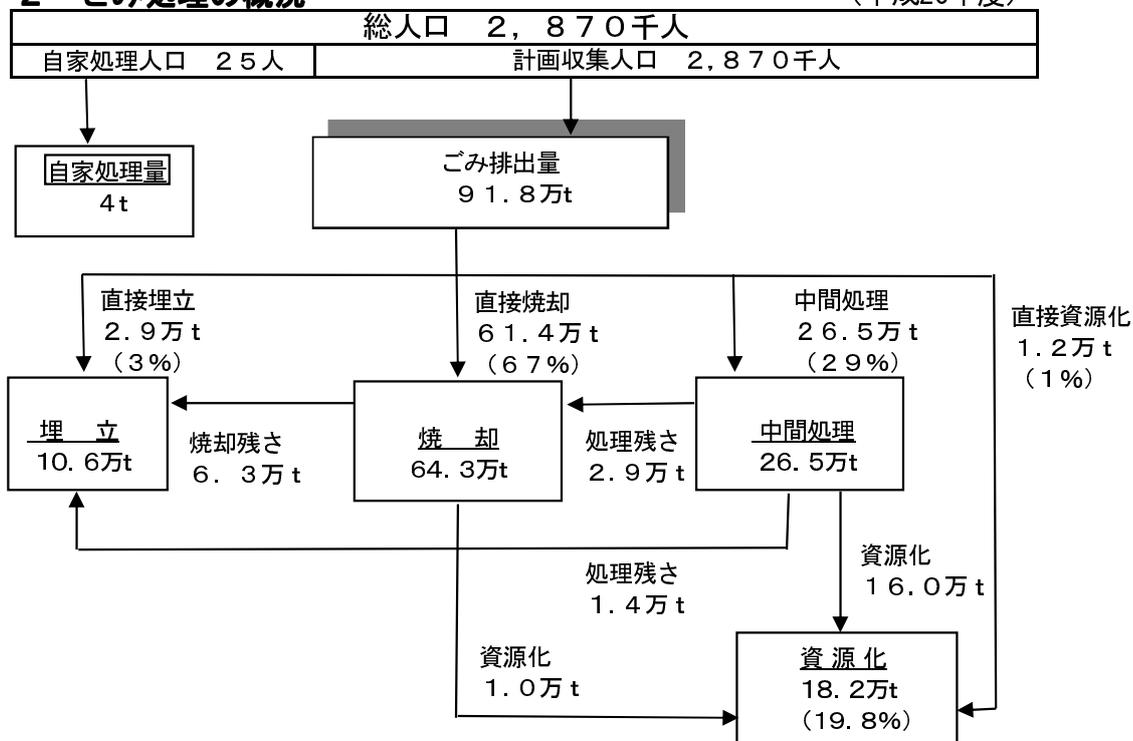
資料: 県循環型社会課

(注) 1 端数四捨五入により合計が合わない場合がある。

2 公共下水道人口とは、実際に下水道に接続してし尿等を処理している人口、浄化槽人口とは浄化槽(集落排水処理施設等を含む。)を利用してし尿等を処理している人口をいう。

2 ごみ処理の概況

(平成26年度)



資料: 県循環型社会課

(注) 端数四捨五入により合計が合わない場合がある。

計量値の差や水分の蒸発などの理由により、排出量と処理量は一致しない。

3 容器包装廃棄物の分別収集の状況

(単位：t)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
無色ガラス	6,799	7,641	6,412	6,360	6,047	5,890	6,065
茶色ガラス	7,191	7,642	6,694	6,641	6,235	5,909	5,901
その他のガラス	2,570	2,774	2,267	2,273	2,181	2,055	2,531
その他の紙	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	4,979	4,983	4,211	4,198	4,497	4,238	4,312
その他のプラスチック	27,400	27,231	27,763	24,108	20,791	20,291	24,264
	15	14	11	10	9	9	8
スチール	5,040	4,953	4,492	4,193	3,786	3,462	3,251
アルミ	2,899	2,898	2,654	2,672	2,567	2,590	2,726
段ボール	9,696	10,676	8,640	8,049	8,848	7,876	8,017
飲料用紙パック	100	94	84	90	100	74	77
計	66,674	68,892	63,217	58,584	55,052	52,385	57,143

資料：県循環型社会課

4 広島県分別収集促進計画(第7期)の概要

(単位：t)

対象品目		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特定分別基準適合物	無色のガラス	6,139.0	6,099.0	6,056.0	6,013.0	5,966.0
	茶色のガラス	6,332.0	6,280.0	6,233.0	6,180.0	6,123.0
	その他のガラス	2,301.0	2,296.0	2,291.0	2,283.0	2,265.0
	その他の紙	263.0	263.0	261.0	260.0	259.0
	ペットボトル	4,207.0	4,196.0	4,180.0	4,164.0	4,138.0
	その他のプラスチック	23,882.1	23,678.1	23,675.1	23,483.1	23,290.1
	うち白色トレイ	16.1	16.1	15.1	15.1	12.1
小計	43,124.1	42,812.1	42,696.1	42,383.1	42,041.1	
法第2条第6項物	スチール	4,200.0	4,136.0	4,080.0	4,024.0	3,960.0
	アルミ	2,671.0	2,649.0	2,632.0	2,612.0	2,588.0
	段ボール	9,065.0	9,030.0	8,993.0	8,955.0	8,887.0
	紙パック	166.1	165.1	161.1	161.1	158.1
	小計	16,102.1	15,980.1	15,866.1	15,752.1	15,593.1
合計	59,226.2	58,792.2	58,562.2	58,135.2	57,634.2	

資料：県循環型社会課

5 自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可状況

(平成28年3月31日)

区分	登録業者数		許可業者数		
	引取業	フロン類 回収業	解体業	破砕業	
				(破砕前)	(破砕)
広島県	272	152	40	18	0
広島市	232	101	14	4	0
呉市	108	31	4	2	0
福山市	230	89	25	11	0
計	842	373	83	35	0

資料：県産業廃棄物対策課，広島市，呉市，福山市

6 産業廃棄物処理業者許可状況

(平成28年3月31日)

区分		広島県	広島市	呉市	福山市
産業廃棄物	収集運搬	3,869	180	44	130
	処分	238	108	28	61
	小計	4,107	288	72	191
特別管理産業廃棄物	収集運搬	543	30	6	18
	処分	19	9	2	3
	小計	562	39	8	21
合計		4,669	327	80	212

資料：県産業廃棄物対策課，広島市，呉市，福山市

(注) 1 表中の数字は許可件数を表している。

2 1つの業者が複数の区分，複数の自治体の許可を有する場合，それぞれ計上している。

第8 その他

1 生活圏別・種類別公害苦情事案の発生状況

(平成27年度)

区分	合計	広島	広島西	呉	芸北	広島中央	尾三	福山・府中	備北	
		取扱件数 (原因者数)	合計 (構成比%)	1,364 100.0	404 29.6	110 8.1	32 2.3	5 0.4	274 20.1	212 15.5
取扱件数内訳	大気汚染	344	41	68	2	0	46	47	140	0
	水質汚濁	282	113	5	2	0	69	25	66	2
	騒音	293	154	19	16	4	18	17	64	1
	振動	21	12	2	3	0	0	2	2	0
	悪臭	149	51	16	8	1	15	15	42	1
	土壌汚染	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	274	33	0	0	0	126	106	4	5

資料：県環境保全課

(注) 広域行政圏において市町が取り扱った件数

2 発生源別・種類別公害苦情事案の発生状況

(平成27年度)

発生源	種類別	合計	会社・事業所																		分類不能の産業	個人	その他	不明	
			農	林	漁	鉱	建	製	水	電	情	運	卸	金	不	飲	医	教	複	サ					レ
(原因者数)	合計	1,403	17	0	8	3	155	164	5	0	21	25	1	1	45	7	3	5	75	4	85	321	157	301	
	(構成比%)	100.0	1.2	0.0	0.6	0.2	11.0	11.7	0.4	0.0	1.5	1.8	0.1	0.1	3.2	0.5	0.2	0.4	5.3	0.3	6.1	22.9	11.2	21.5	
取扱件数内訳	大気汚染	356	2	0	1	3	42	41	1	0	6	2	0	0	1	1	1	0	10	0	24	161	16	44	
	水質汚濁	290	7	0	1	0	14	30	1	0	10	4	0	0	9	0	0	2	13	1	19	32	50	97	
	騒音	295	0	0	1	0	73	52	2	0	3	15	1	0	20	4	1	3	35	1	24	13	29	18	
	振動	21	0	0	0	0	12	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	
	悪臭	151	7	0	5	0	4	35	1	0	0	3	0	0	13	1	0	0	10	0	14	33	3	22	
	土壌汚染	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	288	1	0	0	0	8	4	0	0	2	0	0	1	2	1	1	0	7	2	4	82	54	119	

資料：県環境保全課

(注) 県及び市町が取り扱った件数

3 公害苦情事案の処理状況

区 分	24年度			25年度			26年度			27年度			
	総 数	解 決 件 数	解 決 率 (%)										
取 扱 件 数	1,650	1,594	96.6	1,428	1,383	96.8	1,425	1,386	97.3	1,403	1,362	97.1	
公 害 の 種 類	大気汚染	441	434	98.4	375	369	98.4	352	350	99.4	356	352	98.9
	水質汚濁	290	281	96.9	242	236	97.5	252	248	98.4	290	286	98.6
	騒音	325	310	95.4	268	255	95.1	286	271	94.8	295	284	96.3
	振動	18	18	100.0	20	19	95.0	19	17	89.5	21	21	100.0
	悪臭	180	161	89.4	145	130	89.7	167	153	91.6	151	132	87.4
	土壌汚染	2	2	100.0	3	3	100.0	3	3	100.0	2	2	100.0
	地盤沈下	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	その他	394	388	98.5	375	371	98.9	346	344	99.4	288	285	99.0

資料：県環境保全課

4 環境保全協定締結状況

(平成28年3月31日現在)

当 事 者		締 結 年 月 日	
県 大竹市	日本製紙株式会社	昭和46年8月26日 " 50年9月23日 平成9年10月1日 平成15年4月1日 平成20年4月1日 平成24年10月1日 平成25年3月4日	日本紙業株式会社と協定締結 全部改訂 日本紙業株式会社から日本板紙株式会社に承継 日本板紙株式会社から日本大昭和板紙西日本株式会社に承継 日本大昭和板紙西日本株式会社及び三島製紙株式会社に承継 日本大昭和板紙株式会社から日本製紙株式会社に承継 全部改訂
	三菱レイヨン株式会社	昭和46年10月5日 " 50年9月2日	三菱レイヨン株式会社と協定締結 全部改訂
	株式会社ダイセル	昭和46年11月25日 " 50年9月23日	協定締結 全部改訂
	三井化学株式会社		
	三井・デュボンポリケミカル株式会社		
県 福山市	JFEスチール株式会社	昭和46年12月27日 " 57年3月31日 平成15年4月1日	日本鋼管株式会社と協定締結 一部改訂 日本鋼管株式会社から承継
	瀬戸内共同火力株式会社	昭和46年12月27日 " 57年3月31日 平成18年7月1日	福山共同火力株式会社と協定締結 一部改訂 福山共同火力株式会社から承継
	日本化薬株式会社	昭和51年9月14日 " 57年3月31日 平成27年1月21日	日本化薬株式会社と協定締結 一部改訂 一部改訂
県 呉市	日新製鋼株式会社	昭和47年12月13日 " 59年3月31日	日新製鋼株式会社と協定締結 全部改訂
	王子マテリア株式会社	昭和59年3月31日 平成元年4月1日 " 24年10月1日	東洋パルプ株式会社と協定締結 王子製紙株式会社と協定締結 王子製紙株式会社から承継
県 尾道市	横浜ゴム株式会社	昭和48年9月25日 平成9年11月6日 " 11年3月17日 " 20年6月3日 " 23年8月23日	横浜ゴム株式会社と協定締結 一部改訂 一部改訂 一部改訂 一部改訂
県 竹原市	電源開発株式会社	昭和49年1月22日 " 55年4月19日 平成26年11月27日	電源開発株式会社と協定締結 全部改訂 一部改訂
県 大崎上島町	中国電力株式会社	平成7年11月20日 " 15年6月23日	中国電力株式会社と協定締結 一部改訂
	大崎クールジェン株式会社	平成25年1月15日	大崎クールジェン株式会社と協定締結

資料：県環境保全課

5 環境影響評価の実施状況

(1) 「環境影響評価法」に基づき手続中の事業 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	意見送付日
福山共同発電所更新計画	福山市	火力発電所	23 万 kw	配慮書 H27. 9. 29

(2) 「環境影響評価法」に基づく手続を終了した事業 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公告縦覧
岩国大竹道路	大竹市	道路	4. 7km	H12. 8. 31
福山道路	福山市	道路	15km	H13. 3. 29
酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画	大崎上島町	火力発電所	16. 7 万 kw	H24. 12. 4
竹原火力発電所新 1 号機設備更新計画	竹原市	火力発電所	60 万 kw	H25. 12. 20

(3) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づき手続中の事業 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	意見送付日
海田バイオマス混焼発電所設置計画	海田町	火力発電所	11. 2 万 kw	方法書 H27. 9. 28

(4) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づく手続を終了した事業 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公告縦覧
廃棄物処理・リサイクル事業	福山市	廃棄物処理施設	500t/日	H13. 4. 26
福山リサイクル発電事業	福山市	廃棄物処理施設	314t/日	H13. 9. 27
(仮称) 福山市汚泥再生処理センター整備事業	福山市	し尿処理施設	200kℓ /日	H22. 4. 1
(仮称) 三原市汚泥再生処理センター整備事業	三原市	し尿処理施設	176kℓ /日	H22. 12. 13
広島中央エコパーク整備事業	東広島市, 竹原市	焼却施設 し尿処理施設	300t/日 300kℓ/日	H27. 4. 20

(5) 「広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱」に基づく手続を終了した事業 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公告縦覧
三和ゴルフクラブ建設事業	神石郡三和町	ゴルフ場	69ha	S60. 2. 12
広島市内陸部埋立事業	広島市	廃棄物処理施設	40ha	S60. 4. 11
広島港五日市地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	154ha	S61. 1. 27
東広島中核工業団地開発整備事業	東広島市	工業団地	70ha	S61. 3. 27
吉和カントリークラブ建設事業	佐伯郡吉和村	ゴルフ場	134ha	S61. 3. 27
新広島空港整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	2, 500m	S61. 9. 4
福山石炭灰最終処分場設置事業	福山市	廃棄物処理施設	42ha	S61. 11. 25
広島市矢野土地区画整理事業	広島市	住宅団地	103ha	S61. 11. 25
広島市安佐地区開発事業	広島市	工業団地	74ha	S62. 2. 26
広島市瀬野川土地区画整理事業	広島市	住宅団地	123ha	S62. 7. 20
阿戸ゴルフ場建設事業	広島市	ゴルフ場	87ha	S62. 8. 24
箕島地区産業廃棄物等処理事業	福山市	廃棄物処理施設	59ha	S63. 5. 12
江の川水系灰塚ダム建設事業	甲奴郡津和野町, 双三郡三良坂町	多目的ダム	354ha	H1. 3. 30
大佐山カントリークラブゴルフ場建設事業	芦品郡新市町	ゴルフ場	110ha	H1. 8. 10
志和東ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	115ha	H1. 8. 24
千代田カントリークラブ建設事業	山県郡千代田町	ゴルフ場	127ha	H2. 2. 15
鷹の巣ゴルフクラブ建設事業	佐伯郡佐伯町	ゴルフ場	114ha	H2. 3. 12
坂ゴルフ場建設事業	安芸郡坂町	ゴルフ場	136ha	H2. 7. 16
広電大和町ゴルフコース建設事業	賀茂郡大和町	ゴルフ場	127ha	H2. 11. 19
J & P36Hひろしまコース建設事業	山県郡豊平町	ゴルフ場	302ha	H4. 1. 9
瀬戸内リゾート竹原建設工事	竹原市	ゴルフ場等	139ha	H5. 5. 13
シティリゾートタウン開発事業	広島市	住宅団地等	145ha	H5. 8. 5
広島アースカントリークラブ建設事業	豊田郡本郷町	ゴルフ場	131ha	H5. 9. 30
西広島開発事業	広島市	住宅・工業団地	489ha	H6. 8. 11
広島港出島沖地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	129ha	H6. 11. 4
大朝カントリー倶楽部建設事業	山県郡大朝町	ゴルフ場	165ha	H7. 2. 27
安浦地区ゴルフ場施設整備事業	豊田郡安浦町	ゴルフ場	19ha	H7. 3. 6
千代田流通団地造成事業	山県郡千代田町	流通業務団地	137ha	H7. 3. 27
久芳カントリー倶楽部建設事業	賀茂郡福喜町, 豊栄町, 河内町	ゴルフ場	167ha	H7. 4. 20
広島空港拡張整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	3, 000m	H8. 1. 8
恋文字ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	161ha	H8. 6. 6

事業名	事業の実施場所	種類	規模	評価書の公告縦覧
広島市沼田町伴土地区画整理事業	広島市	工業団地等	80ha	H8.9.26
中国横断道尾道松江線(三次～高野)	三次市, 庄原市, 比婆郡口和町, 高野町	道路	36km	H8.11.5
上黒島最終処分場増設計画	安芸郡下蒲刈町	廃棄物処理施設	28ha	H9.3.27
駅家・加茂地区内陸団地造成事業	福山市	工業団地等	255ha	H10.9.17
地域高規格道路江府三次線建設事業	庄原市	道路	4.1km	H11.2.4
呉市ごみ処理施設整備事業	呉市	廃棄物処理施設	393t/日	H11.5.10

(注) 事業の実施場所は、手続時の市町村名を記載している。

資料：県環境保全課

6 広島県環境配慮推進要綱に基づく環境配慮チェック表作成状況

(平成27年度)

環境配慮チェック表作成事業件数 (大・中規模事業)	事業の種類	河川の改修等			砂防・治山			農業・農村の整備			道路・街路の整備			用地・団地の造成			建築物の整備			合計																							
		事業件数			事業件数			事業件数			事業件数			事業件数			事業件数			事業件数																							
		計	設	工	計	設	工	計	設	工	計	設	工	計	設	工	計	設	工	計	設	工																					
【循環】 環境への負荷が少ない循環型社会広島	大気環境、水環境の保全	路線(場所)の選定について地域環境の保全、土地利用等と整合																					1	1	0	1	1	2	0	2	5	0	0	2	0	1	0	1	2	7	2	6	15
		交通網の整備により交通量を分散化																					0	1	0				4	3	4	2	2	1	0	0	0	2	3	3	10	9	8
		交通流を円滑化																														0	0	0	1	0	0				1	0	0
		出入口の複数化や駐車場の適正配置による交通渋滞の緩和																														0	0	0	1	0	0				1	0	0
		沿道、沿線環境に配慮した構造																														0	0	0									
		防音壁を設置																														0	0	0	1	1	0				1	1	0
		環境施設帯を設置																											0	0	0	0	0	0	1	1	0				1	1	0
		駐車場の周辺に緑地を設置し大気汚染や騒音の緩和																											0	0	0	0	0	0				3	4	2	3	4	2
		低騒音舗装、透水性舗装、低騒音軌道等を採用																											0	0	0												
		建設機械、車両の稼働等に伴う周辺環境への影響の低減																					0	0	1	0	1	1	5	5	5	2	2	2	0	0	0	2	5	7	9	13	16
		工事中の汚水、濁水の発生を低減																					0	1	0	0	1	1	4	4	4	2	2	2	0	0	0	0	0	0	6	8	10
		地盤改良に当たり地下水汚染や土壌汚染の防止																											0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	4
		工事の集中を避け平準化																					0	1	0	0	0	0	5	5	5	1	1	1	0	0	0	0	0	0	6	7	9
		自然海岸の変更に伴う海水の自浄能力の低下や水産資源への影響の回避																																									
		埋立による潮流の変化がもたらす水質悪化や異常堆砂・異常洗掘等の回避																																									
		工事中の濁りを低減																																									
		埋立柱による汚染防止																																									
		土砂採取により埋立柱を確保する場合の環境保全の配慮																																									
		水質の自浄作用に配慮した構造																					0	1	0	0	0	0													0	1	0
		地域の気象環境、水環境に配慮した処理方式・構造																																	1	1	0				1	1	0
		汚水の高度処理、公共下水道接続																																									
		放流先の水環境の配慮																																									
		造成中の粉じん対策																																	0	0	0				0	0	0
		廃棄物を有効利用する方式																																									
		緑が持つ水循環機能に配慮																																									
		雨水や循環水の利用促進																																									
		透水性舗装など地下水の涵養																																									
処理水の再利用																																											
悪臭の発生防止																																	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
中水道の整備																																											
雨水利用施設、雨水浸透施設の整備																																	1	1	0	1	1	0	2	2	0		
【廃棄物】 廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進	大気環境、水環境の保全	建設廃棄物等の発生抑制、分別の徹底、再資源化、適正処理																					0	0	1	0	1	1	5	5	5	2	2	2	0	0	0	3	5	7	10	13	16
		再生骨材、再生砕石等の再生資源の利用																					0	1	1	0	1	0	5	5	5	2	2	2	0	0	0	2	5	6	9	14	14
		建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理																					0	1	1	0	0	1	5	5	5	2	2	2	1	1	0	1	4	6	9	13	15
【地球】 地球温暖化の防止	大気環境、水環境の保全	バイオスの整備、立体交差化等により交通渋滞の緩和																																									
		CO ₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和等に資するため施設の緑化																					0	1	0	0	1	4	4	4	4	2	2	2	1	1	0	2	1	0	9	9	7
		熱帯産木材の使用削減、間伐材の有効利用など森林資源の保護																					0	1	0	0	1	0	5	5	5	2	2	2	0	0	0	0	0	4	7	9	11
【省資源】 省エネルギーの推進	大気環境、水環境の保全	工事車両や建設機械のアイドリングストップ等の励行																					0	0	1	0	0	1	5	5	5	2	2	2	0	0	0	0	0	5	7	7	14
		フロン使用削減																																									
		自然エネルギー、省エネルギータイプの道路施設の導入																					0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4	5	2	5	5
【共生】 自然と人がふれあう魅力のある広島	大気環境、水環境の保全	省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の活用																					0	0	0	0	1	0	5	5	5	2	2	2	0	0	0	1	3	3	8	11	10
		建築物の断熱化																																				1	5	7	1	5	7
		雨水利用や中水利用設備の導入																																									
【共生】 自然と人がふれあう魅力のある広島	大気環境、水環境の保全	自然環境の保全																					0	1	0	0	0	0	4	3	2	2	2	2	1	0	0	0	0	0	7	6	4
		回避できない場合は、自然環境の改変の少ない線形、形状や代替措置																					0	0	0	0	0	0	4	3	1	2	2	2	0	0	0				6	5	3
		生物生息空間のネットワークの確保																					0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	2	2	0	0	0				3	3	2
【共生】 自然と人がふれあう魅力のある広島	大気環境、水環境の保全	自然改変の少ない施設、構造・工法の採用																					0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0				2	2	1
		のり面、環境施設帯等を活用した生物生息空間の創出																																									
		のり面、水際等については、生物生息空間の確保																											0	0	0												
【共生】 自然と人がふれあう魅力のある広島	大気環境、水環境の保全	道路・場内・施設照明、前照灯、誘導灯等による影響の低減																														0	0	0									
		野生生物の生息生息環境に配慮した夜間照明																																									
		干潟、藻場、磯場の保全																																									
【共生】 自然と人がふれあう魅力のある広島	大気環境、水環境の保全	工事に伴って一時的に改変する自然環境の復旧																					0	1	0	0	1	1	3	2	2	2	2	2	0	0	0				5	6	5
		生態系を維持するための適切な河川水量を確保																					0	1	0																0	1	0
		池など生物生息空間の創出																																	0	0	0						
【共生】 自然と人がふれあう魅力のある広島	大気環境、水環境の保全	多自然型川づくりにより、河川環境の保全・創出																					0	1	0																0	1	0
		緩勾配のり面への高木植栽を実施するなど道路、沿線の緑化																																									
		地場産産材、天然素材等の利用や植栽に努めるなど周辺景観と調和																					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	1	3	4
【共生】 自然と人がふれあう魅力のある広島	大気環境、水環境の保全	橋脚・施設等の色彩は周辺環境と調和																																									
		防波堤、堤防等の構造、形態、意匠及び素材等は周辺景観と調和																																									
		緑豊かな空間の維持・形成																											0	0	0				0	0	0	2	4	2	2	4	2
【共生】 自然と人がふれあう魅力のある広島	大気環境、水環境の保全	親水性護岸、景観保全護岸等																																									
		人がふれあえる水辺環境を創出																					0	0	0	0	0	0															
		のり面、水際等については、親水性や景観の保全																											4	4	3	1	1	1	0	0	0				5	5	4
【共生】 自然と人がふれあう魅力のある広島	大気環境、水環境の保全	倉庫、上屋などの建築物等は個性、風情の活用、周辺景観との調和																																									
		良好な景観を形成している樹木等の存置、移植、現存植生等を考慮した植栽等																					0	1	0	0	0	0	0	0	0										0	1	0
		良好な道路景観や町並み等の快適な都市景観の創出に努める																																									
【共生】 自然と人がふれあう魅力のある広島	大気環境、水環境の保全	動物の生息・生育場である多様な水際線、河床等の維持・創出																					0	0	0	0	0	0															
		屋敷林、鎮守の森、里山などの保全																											0	0	0												
		施設内の緑化																																									
【共生】 自然と人がふれあう魅力のある広島	大気環境、水環境の保全	防災性も踏まえたオープンスペースの確保																																									
		電線障害、日照障害、風害の防止																																	0	0	0	2	6	2	2	6	2
		人の健康に配慮した内装材等の使用																																				2	5	7	2	5	7
【共生】 自然と人がふれあう魅力のある広島	大気環境、水環境の保全	歴史的景観の保全																					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	2	3	0
		文化遺産の保護																					0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	2	0	1	0	1	1	1	4	4	3
		文化遺産の保護																																									
合 計																						1	15	5	1	8	8	70	66	62	33	32	31	10	7	0	34	68	87	149	196	193	

7 瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に記載されている事業等一覧表(平成27年度実績)

区分	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画(平成20年6月見直し)	県計画の項目※	具体的な事業等	関係課(室)名	実施事業等名称	関係課等の事業等の実施・進捗状況
水質汚濁の防止	<p>・水質総量規制制度等の実施(第6次総量削減計画の積極的な推進、生活排水、産業排水対策、養殖漁業・農業・畜産の対策、藻場・干潟の保全及び再生、底質汚濁の除去(廃棄物リサイクル品を用いた底質改善等)、赤潮対策)</p>	1(1)ア、イ	総量削減計画、生活排水対策、産業排水対策	環境県民局環境保全課	水質汚濁防止法等施行業務、窒素・磷削減指導、生活排水対策	水質総量規制制度等の実施(第7次総量削減計画の積極的な推進、生活排水、産業排水対策)
		1(1)ア	「広島県水適正処理構想」等に基づく下水道等の生活排水処理施設整備	環境県民局循環型社会課 土木建築局下水道公園課 農林水産局農業基盤課 土木建築局港湾漁港整備課	・浄化槽設置整備事業 ・浄化槽を面的に整備する市町の経費に対する起債元金償還費補助 ・公共下水道整備事業 ・流域下水道整備事業 ・農業集落排水事業 ・漁業集落環境整備事業(農山漁村地域整備交付金)	・浄化槽を設置する個人に対して助成する市町の事業費に対する補助 ・浄化槽を面的に整備する市町の経費に対する起債元金償還費補助 下水道普及促進事業 農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全を行い、農業被害の軽減や農村生活環境の改善を図り、合わせて公共用水域の水質保全を図る。 漁港背後の漁業集落等における生活環境の改善を図り、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資する
		1(1)イ	広島県環境保全融資制度	環境県民局循環型社会課	広島県環境保全融資	中小企業者等への汚水処理施設設置又は改善に必要な資金を融資する。(平成23年度から新規融資休止中)
		1(1)ウ	養殖漁業・農業・畜産対策(資源循環型畜産確立基本方針)	農林水産局畜産課 総務局研究開発課(総合技術研究所)	資源循環型畜産推進指導事業 フオグラハグの低リスク養殖の普及および品質保持方法のマニュアル化(平成27-28年度研究成果移転促進事業)	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき畜産環境問題発生時に畜産農家等へ重点指導を行うとともに、定期的な巡回指導を行う。また、家畜排せつ物の適正な処理及びリ活用促進のため、啓発及び情報提供を行う。 フオグラハグの低リスク養殖の普及および品質保持方法のマニュアル化(平成27-28年度研究成果移転促進事業)
		1(1)エ	藻場の保全及び再生	農林水産局水産課	水産基盤整備事業等	藻場・干潟の造成等藻場生産基盤の整備を行い、漁場環境の維持・修復を図る
		1(1)オ	藻場・干潟の保全及び再生	土木建築局港湾漁港整備課	海域環境創造事業	人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する
		1(1)カ	底質改善(廃棄物リサイクル品を用いた底質改善を含む。)	環境県民局環境保全課	自然環境の保全と活用	
		1(1)キ	赤潮対策	農林水産局水産課	赤潮貝毒漁場環境監視事業	漁場環境保全のための基礎調査(水質・プランクトン等)及び漁業者への情報伝達や普及啓発を実施
		1(2)	ダイオキシンの排出削減	環境県民局環境保全課	有害化学物質等の規制及び把握等(ダイオキシンの排出削減)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場への指導や排出水の行政検査を実施するとともに、水質(底質を含む)の環境モニタリングを実施する。
		1(2)	PCB廃棄物の適正処理等	環境県民局産業廃棄物対策課	PCB廃棄物処理促進推進	「広島県PCB廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の適正な保管及び円滑な処理を推進
	<p>・有害化学物質等の規制及び把握等(ダイオキシンの排出削減、PCB廃棄物の適正処理等)</p> <p>・油等による汚染の防止(船舶及び陸上からの油等の排出防止、排出油防除体制の整備等)</p> <p>・油等による汚染の防止(船舶及び陸上からの油等の排出防止、排出油防除体制の整備等)</p>	1(3)ア	船舶及び陸上からの油等の排出防止	土木建築局港湾振興課	船舶及び陸上からの油等の排出防止	海上保安部等が行う規制及び監視取締りに対し情報提供等の協力を行う
		1(3)イ	事故による海洋汚染の未然防止	土木建築局港湾振興課	事故による海洋汚染の未然防止	海上保安部等が行う規制及び監視取締りに対し情報提供等の協力を行う
		1(3)ウ	排出油等防除体制の整備	土木建築局港湾振興課	排出油等防除体制の整備	・油処理資材等の備蓄及びこれらを使用した流出油処理 ・原因者の防除作業の指導 ・関係機関等との連携
		1(3)イ、ウ	石油コンビナート等災害防止法に基づき、油等の流出防止対策及び流出事故対策	危機管理監消防保安課	石油コンビナート等災害防止法に基づき、油等の流出防止対策及び流出事故対策	石油コンビナート等防災計画の策定等による防災対策の推進及び排出油等の流出拡大対策
		1(3)ウ	広島県水質事故対策要領に基づく対応	環境県民局環境保全課	水質汚染事故対策	広島県危機対策運営要領(水質汚染事故)に基づき、事故時に関係機関と協働し迅速な対応をするとともに、危機管理体制の確立を図る。
		1(3)エ	環境保全対策の充実	環境県民局環境保全課		脆弱沿岸海域の活用、自然環境の観測データの蓄積
		2(1)	自然公園等の保全(県自然環境保全地域の指定等)	自然公園等の保全・管理	環境県民局自然環境課	自然公園等管理事業 自然保護行政推進事業 自然保護協力奨励事業
<p>・緑地等の保全(保安林の整備等による健全な森林の保護育成等)</p> <p>・緑地等の保全(保安林の整備、森づくり県民林の活用等による健全な森林の保護育成等)</p> <p>・史跡・名勝・天然記念物等の保全</p> <p>・海ごみ等の除去(瀬戸内海海ごみ対策検討会との連携、住民参加による海岸の清掃等)</p>	2(2)ア	良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける森林の確保	土木建築局技術企画課 農林水産局森林保全課	採石法及び採石条例の適切な運用 保安林制度及び林地開発許可制度	林地等の保全に十分配慮して採取計画の認可を行うとともに、採取跡の整備の履行の確保を図るため、採石条例の適切な運用を図る。 森林法に基づき、保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。	
	2(2)イ	沿岸地域及び島しょにおける緑地の確保	土木建築局下水道公園課 土木建築局港湾漁港整備課 土木建築局港湾漁港整備課 農林水産局森林保全課 土木建築局技術企画課	都市公園整備事業 港湾環境整備事業 漁業集落環境整備事業(農山漁村地域整備交付金)	2(2)ア再掲。 森林法に基づき、保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。 2(2)ア再掲。 林地等の保全に十分配慮して採取計画の認可を行うとともに、採取跡の整備の履行の確保を図るため、採石条例の適切な運用を図る。	
	2(2)ウ	ひろしまの森づくり事業、森林病虫害の防除	農林水産局森林保全課	ひろしまの森づくり事業(環境貢献林整備事業) ひろしまの森づくり事業(交付金事業) ・森林病虫害駆除事業 ・ひろしまの森づくり事業(森林病虫害被害対策事業)	15年以上手入れが十分されないまま放置され、緊急に整備が必要なスギ・ヒノキの人工林について、間伐等を実施し人工林の健全化を図る。 土砂災害防止、生物多様性の保全等を目的として放置された里山林を整備するほか、住民団体・NPO法人等が自ら企画・立案・取組を行う森林保全活動等を支援する。 保安林等公益的機能が高い森林を対象に、松くい虫、その他森林病虫害等の的確な防除を実施し、森林の保全を図る。	
	2(2)エ	緑化修景措置				
	2(3)	国・県指定文化財保護の取組	教育委員会管理部文化財課	文化財保存事業費補助金	国・県指定文化財の管理及び保存修理等	
	2(4)	海ごみ等の除去(瀬戸内海海ごみ対策検討会との連携、住民参加による海岸の清掃等)	海ごみ等の除去	土木建築局港湾振興課 環境県民局循環型社会課	・清港活動 ・港湾法に基づく規制及び監視 ・海浜における清掃活動 地域廃棄物対策支援事業	・広島港、福山港及び尾道糸崎港並びにその周辺海域における清港活動の実施 ・海面、海浜等におけるごみの投棄を防止するため、港湾法に基づく規制の徹底と監視、指導の強化 ・海浜を清浄に保つため、「1アクション瀬戸内」運動など住民等の参加による地域環境保全活動を含めた海岸等の清掃事業の促進 市町等が実施する海浜等において発生した漂着ごみの撤去・処理、回収困難場所の作業委託等(住民等が参加する普及啓発活動に伴うものに限る。)に対し、補助金を交付する。
		太田川水系河川の美化活動	土木建築局道路河川管理課	クリーン太田川	国土交通省、広島県及び関係市町で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川の沿川自治会や河川愛護団体等が参加して、太田川水系36河川の一斉清掃を行う	

区分	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画(平成20年6月見直し)			関係課(室)名	実施事業等名称	関係課等の事業等の実施・進捗状況	
	対策内容	県計画の項目	具体的な事業等				
自然景観の保全	<p>瀬戸内海の自然景観等、地域の自然的・社会的特性を活用した独自の景観計画を策定することにより、地域に密着したきめ細やかな景観施策の実現を図るため、市町の景観行政団体への移行を促進する。</p> <p>・その他の措置(景観法による地域の特色ある景観行政の推進、放置艇禁止区域の拡大、FFP船リサイクルシステムの活用による廃船処理等)</p>	2(5)ア	景観法による地域の特色ある景観行政の推進	環境県民局環境保全課	景観行政団体への移行促進		
		2(5)イ	関係法令等に基づく環境影響評価等の適正運用	環境県民局環境保全課	環境影響評価法、広島県環境影響評価に関する条例、港湾法、公有水面埋立法、水面の占有に係る法令等(漁港漁場整備法等)に係る審査、事前相談等	①環境影響評価法・条例規模の案件について、環境影響評価書を技術審査会において審査し、県知事意見を述べ、事業者の自主的な環境配慮を推進する。 ②公有水面埋立法等の場合、県の港湾部局から申請書に添付される「環境影響に関する図書」について審査の依頼があるので、環境保全措置が実施されているかの観点から審査し、指導する。 ③水域の占有に係る法令等について、事前相談があるので環境保全上の意見を述べ、関係部局と相談して指導する。	
		2(5)ウ	水域の適正利用・放置艇対策・廃船リサイクルの推進(FFP船リサイクルシステムの活用による廃船処理)、放置艇禁止区域の拡大	土木建築局港湾振興課	・法令に基づく海域利用の規制 ・所有者不明沈没廃船処理	・法令に基づく海域利用の規制 ・所有者不明沈没廃船処理	・FFP船リサイクルシステムを利用した所有者不明の廃船処理の実施及び中国運輸局を事務局とした中国地区廃船処理協議会に参加し、同システムの広報等を支援
				土木建築局道路河川管理課	河川における放置艇対策	河川における放置艇対策事業	県管理河川区域は、重点的撤去区域の指定をほぼ完了し、撤去指導を実施している。今後は、他の水域管理者と連携しながら、不法係留艇の掃捕を目指し、各種対策を強化・推進する。
		2(5)エ	自然海岸の保全				
浅海域の保全	<p>・藻場及び干潟等の保全等(法令に基づく藻場の保全、藻場・干潟の造成等)</p> <p>・自然海岸の保全等(自然海岸保全地区の指定、広島県沿岸海岸保全基本計画による親しまれる海岸の整備等)</p>	3(1)	水産基盤整備事業等(広島漁港整備事業、漁場環境保全創造事業)	農林水産局水産課	水産基盤整備事業	1(1)工再掲 藻場・干潟の造成等漁場生産基盤の整備を行い、漁場環境の維持・修復を図る。	
		3(2)	海域環境創造・自然再生等事業	土木建築局港湾漁港整備課	海域環境創造事業	1(1)工再掲 人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する	
		3(2)ア	規制の徹底と指導、取締りの強化	環境県民局自然環境課	自然公園等管理事業 自然保護行政推進事業	自然海岸保全地区の指定による海岸の保全	
		3(2)イ	「いきいき・海の子・浜づくり」事業	土木建築局港湾漁港整備課	「いきいき・海の子・浜づくり」事業	安全で良好な自然・景観を有する海岸空間の形成を図るとともに自然体験活動・環境教育等に利用しやすい海岸づくりを積極的に推進し、青少年等が海辺における自然・社会教育活動等を安全に楽しめ、また都市・農村及び世代間の交流の場となる海岸を創造する。(平成21年度事業完了)	
		4	採取禁止措置の堅持、採取跡地周辺での漁礁設置・増殖場造成等	農林水産局水産課	漁場基盤改良事業	海砂利の採取等により漁場の効果が低下している海域に、魚礁等を設置して漁場基盤を整備する	
ひ廃処棄物の処理確保の整備	<p>・瀬戸法の基本方針に沿った環境保全への配慮、環境への影響の回避・低減、代償措置の検討等</p> <p>・広島県廃棄物処理計画に基づく廃棄物の発生抑制・減量化・産業廃棄物埋立処分による排出量・埋立処分量の抑制・産業廃棄物埋立処分による排出量・埋立処分量の抑制・処理施設の整備、監視等の強化等</p>	5	埋立に当たっての環境保全に対する配慮	土木建築局港湾振興課	埋立に当たっての環境保全に対する配慮	公有水面埋立法に定める免許基準等に基づく審査の実施	
		6(1)	びんごエコタウン構想の推進	環境県民局循環型社会課	びんごエコタウン推進事業	リサイクル企業向け地「びんごエコ団地」を分譲する。また、立地する企業に対して助成支援を行う。	
		6(2)	循環型社会形成推進交付金事業	環境県民局循環型社会課	循環型社会形成推進交付金事業	市町等が実施する一般廃棄物処理施設整備事業に対し、国が交付金を交付する。	
		6(3)	最終処分場の整備	環境県民局産業廃棄物対策課	産業廃棄物最終処分場の整備	適正処理の推進を図るためには、埋立処分が必要となるため、埋立処分場の確保に努める。	
		6(4)	監視等の強化(車両、船舶、ヘリコプターによる不法投棄等の監視、事業者及び処理業者への監視指導)	環境県民局産業廃棄物対策課	産業廃棄物適正処理監視等推進事業	陸域、海上、空から不法投棄等の監視を行うとともに、事業者及び処理業者に対する監視を徹底する。	
健全な水循環機能の維持・回復	<p>・藻場・干潟等の浅海域の保全、人工干潟の整備等による浄化能力の向上</p> <p>・農地・森林の適切な維持管理、河川等の地下浸透への配慮、流量の確保、河川の水環境対策</p>	7(1)	藻場の保全及び再生	農林水産局水産課	水産基盤整備事業等	1(1)工再掲 藻場・干潟の造成等漁場生産基盤の整備を行い、漁場環境の維持・修復を図る。	
		7(2)ア	水源地域整備事業	農林水産局森林保全課	水源地域整備事業	1(1)工再掲 人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する	
		7(2)イ	水源林整備等	農林水産局森林保全課	水源林造成事業	水源かん養機能や土砂流出・崩壊防備機能等の保安林の機能回復を図るため、水源地域等における荒廃地、荒廃森林等の総合的な整備を実施する。	
		7(2)ウ	河川等の地下浸透への配慮、流量確保等	土木建築局河川課	単独河川改良事業等(河川等の地下浸透への配慮、流量確保等)	河川全体の自然の営みを視野にこけ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創造するために全ての改良事業で地下浸透への配慮・流量の確保、河川の水環境対策を行なう	
		7(2)ウ	河川の水環境対策	土木建築局河川課	単独河川維持修繕事業(河川の水環境対策)	芦田川水環境改善緊急行動計画の取組の一環として、瀬戸川浄化施設のモニタリング調査及び維持管理を実施し、水環境改善に努める	
下水道等の整備の促進	<p>・失われた藻場・干潟、自然海岸等の良好な環境の回復等</p> <p>・自然環境、景観の保全と地域の活性化等</p>	8	人が海とふれあい親める場の確保等	農林水産局水産課、土木建築局港湾漁港整備課	海域環境創造事業 水産基盤整備事業	1(1)工再掲 藻場・干潟の造成等漁場生産基盤の整備を行い、漁業環境の維持・修復を図る。人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する	
		9	自然公園等の保全・管理	環境県民局自然環境課	自然公園等管理事業 自然保護行政推進事業 自然保護協力奨励事業	2(1)の再掲、県自然環境保全地域等の指定による保全指定に伴う行為制限に対する補償等	
		10(1)	下水道整備事業	土木建築局下水道公園課	・公共下水道整備事業 ・流域下水道整備事業	1(1)ア 再掲 下水道普及促進事業	
		10(2)	浄化槽設置整備事業	環境県民局循環型社会課	・浄化槽設置整備事業 ・浄化槽市町村整備推進事業	1(1)アの再掲、浄化槽を設置する個人に対して助成する市町の事業費に対する補助 ・浄化槽を面的に整備する市町の経費に対する設備元金償還費補助	
		10(3)	農業集落排水施設整備事業	農林水産局農業基盤課	農業集落排水事業	1(1)アの再掲、農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全を行い、農業従事者の経費削減や農村生活環境の改善を図り、合わせて公共用水域の水質保全を図る。	
等の海汚泥及び除け床	<p>・河川・海域の底質調査、生活環境に影響を及ぼす底質の除去、底泥の浸透による海域・河川環境の保全等</p>	11	河川改良	土木建築局河川課	単独河川改良事業等	河川環境悪化の原因となっている汚泥を除去し、底質改善を図るため、産学官が一体となって技術開発を行う。県管理河川にて実証実験を行い、河川の底質・水質等の改善効果について評価・検証する	
		12	水質常時監視	環境県民局環境保全課	・水質常時監視 ・発生源水質連続測定データの監視	効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場所の環境改善を図る。	
		11	漁場環境保全	農林水産局水産課	漁場環境保全創造事業	1(1)アの再掲 漁港背後の農業集落等における生活環境の改善を図り、水産業の振興を後とした漁村の健全な発展に資する	
		10(4)	循環型社会形成推進交付金事業	環境県民局循環型社会課	循環型社会形成推進交付金事業	6(2)再掲、市町等が実施する一般廃棄物処理施設整備事業に対し、国が交付金を交付する。	
		12	水質常時監視	環境県民局環境保全課	・水質常時監視 ・発生源水質連続測定データの監視	河川環境悪化の原因となっている汚泥を除去し、底質改善を図るため、産学官が一体となって技術開発を行う。県管理河川にて実証実験を行い、河川の底質・水質等の改善効果について評価・検証する	
測定等	<p>・河川・海域の水質常時監視、ダイオキシン類による環境汚染の状況把握、工場等の監視体制の強化等(水質情報管理システム、発生源モニターシステムの質的向上)</p>	12	水質常時監視	環境県民局環境保全課	・水質常時監視 ・発生源水質連続測定データの監視	水質汚濁防止法に基づき、関係機関との連携のもと、水質測定計画を作成し、常時監視を行っている。 ・協定工場の排水中の水質・水量の毎時データの監視を行うことにより、水質汚濁防止法・協定の遵守状況を確認している。	

区分	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画(平成20年6月見直し)			関係課(室)名	実施事業等名称	関係課等の事業等の実施・進捗状況
	対策内容	県計画の項目※	具体的な事業等			
環境保全に関する調査研究及び技術の開発等	・広島湾の富栄養化機構の解明、底質環境の改善、藻場・干潟等の浅海域の環境保全と創生等に関する研究、広島かき等の養殖業の持続的発展の技術開発、生態系のモニタリング調査の推進等	13	・広島湾の富栄養化機構の解明、底質環境の改善、藻場・干潟等の浅海域の環境保全と創生等に関する研究	総務局研究開発課(総合技術研究所)	総合技術研究所における調査・研究開発及び技術移転の実施	・広島湾内の移植アモモ場のモニタリング調査を防災ヘリを活用して実施した。平成17年の試験移植以来、年々藻場面積の拡大を確認してきたが、平成28年度の調査で面積の拡大の停止を確認。藻場がほぼ安定したものと推察していた。平成27年度の調査でも藻場面積が変動なく安定していることが確認できた。また平成27年度から尾道市向東町地先海域に県営藻場造成事業で造成したアモモ場のモニタリング調査も開始した。 ・2年連続して続いてきたカキ天然採苗不調対策としてH17-19年度に実施した、「海水流動モデルを用いたかき採苗技術研究」結果に基づき、広島湾奥部へ産卵用母貝筏を確保する案を行政施策へ提案して実行した結果、必要数のほぼ100%の稚貝確保に成功した。
			・広島かき等の養殖業の持続的発展の技術開発	環境県民局環境保全課	瀬戸内海水環境等調査	瀬戸内海の浅海域における潮間帯生物の状況や生息環境等といった総合的な環境調査を住民等との協働で行い、データを収集し、瀬戸内海の水環境の状況を把握する(平成19~21年度、平成21年度事業終了)。調査結果を住民等へフィードバックすることにより瀬戸内海の保全に対する意識の高揚を図る。また、住民等が主体となって簡易かつ効率的に実施できるような生物調査方法を確立し、地域を主体とした生物多様性の保全を図れるよう、普及・啓発を目指す。
			・生態系のモニタリング調査の推進			
環境教育・環境学習の推進	・広島県環境学習推進実施計画に基づく環境教育、環境学習の普及拡大・瀬戸内海の環境保全の啓発、瀬戸内海を里海として再生する意識の醸成・せとうち海援隊、マイロード、ラブリバー等の環境保全団体への支援等	14	環境保全活動・環境学習機会の充実及び取組の普及拡大	環境県民局環境政策課	環境保全アドバイザー制度 環境学習指導者派遣支援制度	地域で実施される環境学習や環境保全活動で、助言・指導を行うことができる人材を養成・登録し、県民の環境保全活動を支援する。・派遣の実施。
			環境学習の推進	教育委員会教育部義務教育指導課	環境学習の推進	小学校及び中学校における総合的な学習の時間などの活用による環境学習の推進
			環境学習の機会の充実	教育委員会教育部生涯学習課(福山少年自然の家)	環境教育プログラムの提供等	身の回りにある樹木に目を向けながら、自然にまつわる不思議を感じ思育する「追跡イキキング」や「グリーンアトベンチャー」を環境教育プログラムとして利用団体に提供する。
			人材の育成	教育委員会管理部教職員課 教育委員会教育部義務教育指導課	教員研修の推進	児童生徒の発達段階に応じ、地域の特色を活かした学校独自の学習プログラムを創造することができるよう、様々な研修機会をとらえ、教員の環境に関する専門的な知識や技能の向上を図る。
			せとうち海援隊	環境県民局環境保全課	せとうち海援隊支援事業	海域の自然環境を良好に維持していくため、県内の海浜等で、清掃活動を行う団体を「せとうち海援隊」として認定し、関係市町と協力して団体の活動を支援する。(傷害保険の加入、回収ゴミの処分、活動状況のPR等)
			住民と行政との協働体制による道路の美化活動支援事業	土木建築局道路河川管理課	広島県アダプト制度(マイロード・システム)	住民と行政の協働での維持管理体制の構築を目指す。県管理の国道・県道における清掃・美化ボランティア活動に意欲を持ち、現にボランティア活動を行っている地域住民団体やNPO、または企業や個人をアダプト活動団体(マイロード・システム)に認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援する
			住民と行政との協働体制による河川の美化活動支援事業	土木建築局道路河川管理課	広島県アダプト制度(ラブリバー制度)	住民と行政の協働での維持管理体制の構築を目指す。県管理の一級河川・二級河川における清掃・美化ボランティア活動に意欲を持ち、現にボランティア活動を行っている地域住民団体やNPO、または企業や個人をアダプト活動団体(ラブリバー制度)に認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援する
の提供・情報提供	・ホームページ等による情報提供、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷量の削減の取組み等の広報	15	広報	環境県民局	広島県環境県民局HP「エコひろしま」による情報提供	
広域的な連携の強化等	・瀬戸内海環境保全知事・市長会議、社団法人瀬戸内海環境保全協会等との広域的な連携及び情報交換、太田川流域振興協議会、広島湾再生推進会議等と連携した環境保全施策の推進等	16	瀬戸内海広域連携推進事業	環境県民局環境保全課	瀬戸内海環境保全知事・市長会議等	瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び(公社)瀬戸内海環境保全協会への参画を通して関係府県等との連携・情報交換を図っている。
			広島湾再生推進会議等による取組	国土交通省中国地方整備局が中心となって事業を実施(推進会議委員(広島県):政策企画部長、環境県民局長、農水産振興部長、都市局長)	広島湾再生推進会議等	広島湾の環境回復・保全を推進するため、関係市及び関係地方公共団体等が協力して、陸域と海域が連携した総合的な広島湾の再生を行うための行動計画を策定し、これを推進することを目的とする。
			健やかな流域づくり事業(黒潮川モデル)	環境県民局環境保全課	健やかな流域づくり事業(黒潮川モデル)	森林、農地、市街地、河川、海域などを一体的な水循環系とし、「健全な水環境の維持・回復」をコンセプトとし、住民の参加による総合的・広域的な取組みを誘導・推進することを目的に、先行モデルケースとして「黒潮川」流域を選定した。住民参加によるワークショップ等を中心に検討を行い、他の流域への拡大を目指して実施し、一定の成果が得られた。(平成20年度事業終了)
			太田川水系河川の美化活動	土木建築局道路河川管理課	クリーン太田川	2(4)の再掲。 国土交通省、広島県及び関係市町で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川の沿川自治会や河川愛護団体等が参加して、太田川水系36河川の一斉清掃を行う。

※県計画の項目:「第5目標達成のため講ずる施策」参照

8 せとうち海援隊認定団体

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

地域名	団体名	活動区域(市町名)
広島	宇宙船地球号の会	包が浦地区海岸(廿日市市)
	阿多田島漁業協同組合	阿多田地区海岸(大竹市)
	宮島の磯・生きもの調査団	大元公園前海岸外(廿日市市)
	広島環境サポーターネットワーク	元宇品海岸太田川河口(広島市)
	N T T ドコモ中国グループ	ベイサイドビーチ坂(坂町)
	フジ子どもエコクラブ広島	包ヶ浦海岸(廿日市市)
	特定非営利活動法人佐伯帆走協会	廿日市市ポートパーク周辺(廿日市市ほか)
	広島市立似島小学校	大黃湾(広島市)
	瀬野川を楽しむ会	瀬野川, 海田湾周辺(海田町)
	広島市立似島中学校	長浜, 大黃湾(広島市)
	広島干潟生物研究会	太田川緑地, 猿猴川河口他(広島市)
	自然環境ネットワーク SAREN	倉橋島(呉市), 宮島(廿日市市)ほか
	宮島未来ミーティング	腰細浦, 包ヶ浦(廿日市市)
呉	海越女性会	海越地区海岸(呉市)
	呉市豊浜町公衆衛生推進協議会	豊浜町内海岸(呉市)
	ひろしま自然の会	呉市周辺の海岸(呉市)
	呉市豊町公衆衛生推進協議会	大崎下島の蒲野, 白潟(呉市)
	S S F C 海辺の清掃実行委員会	呉市内の海岸(呉市)
	呉市立下蒲刈小学校	梶ヶ浜(呉市)
	呉市立吉浦中学校	狩留賀浜(呉市)
	永田川カエル倶楽部	永田川, 鹿川湾(江田島市)
	呉市立広南小学校	呉市広長浜(呉市)
	呉市立広南中学校	呉市広長浜(呉市)
東広島	忠海高校科学研究部&ボランティアサークル	長浜海岸, 忠海高校前海岸(竹原市)
尾三	くる ² (くるくる)みはら発見隊	鷺浦町広瀬谷海岸(三原市)
	三原市立鷺浦小学校	鷺浦町須ノ上, 佐木, 向田地域海岸(三原市)
	尾道市立高見小学校	千汐海岸, 下江府島海岸(尾道市)
	尾道市立浦崎小学校	海老干潟(尾道市)
	浦島漁業協同組合	浦崎町内海岸, 百崎町内海岸(尾道市)
福山	環境市民ネットまつなが	松永湾一帯(福山市)
	盈進中学校環境研究部生物班	仙酔島(福山市)
	福山市立内海小学校	入双の浜, しゃごしの浜, 家廻の浜(福山市)
	特定非営利活動法人しまなみの心	備後灘, 燧灘海域の海岸(福山市)

資料：県環境保全課

9 こどもエコクラブ数, メンバー数

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
メンバー数	1,153	1,457	1,447	1,439	972	941	1,542	4,415	2,457	3,118	2,249
サポーター数	226	311	277	246	182	178	254	554	537	666	543
クラブ数	64	85	84	82	55	42	49	77	49	53	47

資料：県環境政策課

10 緑の少年団, 団員数

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
団員数	2,873	2,779	2,525	2,596	2,396	2,497	2,566	2,462	2,843	2,795	2,949
団 数	41	39	38	37	36	34	37	38	35	36	34

資料：県森林保全課

11 国指定・県指定文化財等件数一覧

(平成28年3月31日現在)

国 指 定 文 化 財			県 指 定 文 化 財			合計
種 別 (種 類)		件数	種 別 (種 類)		件数	
国 宝	建 造 物	7				7
	絵 画	2				2
	工 芸 品	9				9
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	1				1
小 計		19				19
重 要 文 化 財	建 造 物	56	重 要 文 化 財	建 造 物	45	101
	絵 画	11		絵 画	50	61
	彫 刻	42		彫 刻	90	132
	工 芸 品	55		工 芸 品	54	109
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	18		書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	51	69
	考 古 資 料	4		考 古 資 料	17	21
	歴 史 資 料	4		歴 史 資 料	4	8
小 計		190	小 計		311	501
重 要 無 形 文 化 財		0	無 形 文 化 財		3	3
重 要 有 形 民 俗 文 化 財		7	有 形 民 俗 文 化 財		5	12
重 要 無 形 民 俗 文 化 財		4	無 形 民 俗 文 化 財		67	71
記 念 物	特 別 史 跡 ・ 特 別 名 勝	1	記 念 物			1
	特 別 史 跡	1				1
	特 別 名 勝	1				1
	特 別 天 然 記 念 物	1				1
	史 跡	24		史 跡	125	149
	名 勝	7		名 勝	6	13
	天 然 記 念 物	15		天 然 記 念 物	118	133
				名 勝 天 然 記 念 物	1	1
小 計		50	小 計		250	300
重 要 伝 統 的 建 造 物 群		2				2
合 計		272	合 計		636	908
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
文 登 録 記 念 物	登録有形文化財					154
	登録記念物					3

資料：県文化財課

12 都市公園整備現況

(平成27年3月31日現在)

区分	種別	箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	2,662	395.30
	近隣公園	107	212.21
	地区公園	26	136.14
	計	2,795	743.65
都市基幹公園	総合公園	28	426.23
	運動公園	20	290.35
	計	48	716.58
特殊公園		29	658.97
広域公園		5	291.15
都市緑地・緑道		166	198.96
国営公園		1	338.80
計		201	1,487.88
合計		3,044	2,948.11

資料: 県下水道公園課

(注1) 特殊公園には、風致公園, 歴史公園, 動・植物公園, 墓園を含む。

(注2) 都市緑地・緑道には、緩衝緑地, 都市緑地, 広場公園, 緑道, カントリーパークを含む。

13 県・市町の環境保全関係規程等

(1) 県

区 分	名 称	
環境一般	通 則	広島県環境基本条例 広島県生活環境の保全等に関する条例 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	環境影響評価	広島県環境影響評価に関する条例 広島県環境影響評価に関する条例施行規則
	地球環境	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則
	附属機関	広島県環境審議会条例 広島県景観審議会規則
	基 金	広島県環境保全基金条例 広島県みどりと景観の基金条例 広島県産業廃棄物抑制基金条例
	試験・研究	広島県立総合技術研究所設置及び管理条例 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則
	そ の 他	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の総量規制基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の総量規制基準（大竹地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の燃料使用基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の燃料使用基準（大竹地域） 大気汚染防止法に基づく燃料使用基準
	騒音・振動・悪臭	騒音の規制に関する定め 騒音に係る環境基準の類型指定 航空機騒音に係る環境基準の類型指定 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 振動の規制に関する定め 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
	水質汚濁	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排出基準を定める条例 化学的酸素要求量・窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 化学的酸素要求量に係る総量規制基準 窒素含有量に係る総量規制基準 りん含有量に係る総量規制基準 汚濁負荷量の測定に係る排水の期間 特定排出水の化学的酸素要求量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 特定排出水の窒素含有量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 特定排出水のりん含有量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則 窒素及びその化合物ならびに燐及びその化合物に係る削減指導指針
	公害紛争処理	公害紛争の処理に関する条例 公害紛争の処理に関する条例施行細則 公害苦情相談員の任命等に関する訓令
環境整備	廃棄物・リサイクル	広島県産業廃棄物物理立税条例 広島県産業廃棄物物理立税条例施行規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則
	浄化槽	浄化槽法施行細則 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
	化製場	化製場等に関する法律施行条例 化製場等に関する法律施行細則 動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定
自然保護	自然環境保全	広島県自然環境保全条例 広島県自然環境保全条例施行規則 広島県自然環境保全基本方針 広島県自然海浜保全条例 広島県自然海浜保全条例施行規則
	自然公園	広島県立自然公園条例 広島県立自然公園条例施行規則 自然公園施設の設置及び管理に関する条例 自然公園施設管理規則
	温 泉	広島県温泉法施行細則
	鳥獣保護	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則
	野生生物	広島県野生生物の種の保護に関する条例 広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則 広島県野生生物保護基本方針 指定野生生物種及び特定野生生物種の指定
	景 観	ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例 ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例施行規則 広島県景観形成基本方針 広島県公共事業等景観形成指針 広島県大規模行為景観形成基準 宮島・大野景観指定地域景観形成基準 新広島空港周辺景観指定地域景観形成基準 西中国山地国定公園周辺景観指定地域景観形成基準 西瀬戸自動車道景観指定地域景観形成基準 安芸灘架橋景観指定地域景観形成基準
	国土利用	広島県国土利用計画審議会条例 広島県土地開発指導要綱 ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱
広島県環境基本計画 広島県地球温暖化防止地域計画、広島県地球温暖化対策実行計画 広島県廃棄物処理計画		

(2) 市町(条例)

市町名	条例の名称
広島市	広島市環境の保全及び創造に関する基本条例 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例 広島市ばい捨て等の防止に関する条例 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 広島市環境影響評価条例 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 広島市景観条例
呉市	呉市環境基本条例 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 呉市ポイ捨て等防止に関する条例 呉市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 呉市景観条例 呉市伝統的建造物群保存地区保存条例
竹原市	竹原市環境基本条例 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例
三原市	三原市環境基本条例 きれいな三原まちづくり条例 三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三原市生活環境審議会条例 三原市小型浄化槽設置及び管理条例 三原市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 三原市大和まちづくり景観条例
尾道市	尾道市環境基本条例 尾道市環境美化に関する条例 尾道市の自然環境を守る条例 尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 尾道市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 尾道市景観条例 尾道市屋外広告物条例
福山市	福山市環境基本条例 福山市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 福山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例
府中市	府中市環境基本条例 府中市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 府中市住宅団地汚水処理施設設置及び管理条例 府中市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 府中市上下町まちづくり景観条例
三次市	三次市環境基本条例 三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三次市かいてき環境保全条例 三次市ポイ捨て等禁止条例 三次市景観条例
庄原市	庄原市環境基本条例 庄原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 庄原市ポイ捨て等防止に関する条例 庄原市河川美化条例
大竹市	大竹市環境基本条例 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大竹市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例 大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例
東広島市	東広島市環境基本条例 東広島市ポイ捨て等防止に関する条例 東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例
廿日市市	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例
安芸高田市	安芸高田市環境美化条例 安芸高田市公害対策審議会条例 安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査の縦覧等の手続に関する条例 安芸高田市環境基本条例
江田島市	江田島市環境美化の推進に関する条例 江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 江田島市環境基本条例
府中町	府中町環境の保全及び創造に関する基本条例 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
海田町	海田町美しいまちづくり条例
熊野町	熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
坂町	坂町環境美化の推進に関する条例 坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

安芸太田町	安芸太田町きれいなまちづくり推進条例 安芸太田町ふるさと清流条例 安芸太田町環境保全審議会条例
北広島町	北広島町環境保全に関する条例 北広島町環境美化に関する条例 北広島町生物多様性の保全に関する条例 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
大崎上島町	大崎上島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
世羅町	世羅町生活環境保全等に関する条例 世羅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 世羅町浄化槽清掃業に関する条例
神石高原町	神石高原町環境保全に関する条例 神石高原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(3) 市町（計画）

市 町 名	計 画 の 名 称
広島市	広島市環境基本計画 広島市地球温暖化対策地域推進計画 広島市役所環境保全実行計画 広島カーボンマイナス 70 —2050 年までの脱温暖化ビジョン— 広島市景観計画
呉市	呉市環境基本計画 呉市地球温暖化対策実行計画
竹原市	竹原市環境基本計画 竹原市地球温暖化対策実行計画
三原市	三原市環境基本計画 三原市役所地球温暖化対策実行計画
尾道市	尾道市環境基本計画 尾道市地球温暖化対策実行計画 尾道市景観計画
福山市	福山市環境基本計画 福山市地球温暖化対策実行計画
府中市	府中市環境基本計画 府中市地球温暖化対策実行計画
三次市	三次市環境基本計画 三次市地球温暖化対策実行計画 三次市地域新エネルギービジョン 三次市地域新エネルギー重点ビジョン 三次市景観計画
庄原市	庄原市環境基本計画 庄原市地域新エネルギービジョン
大竹市	大竹市環境基本計画 大竹市地球温暖化対策実行計画
東広島市	東広島市環境基本計画 東広島市地球温暖化対策地域推進計画 東広島市役所地球温暖化対策実行計画 東広島市地域新エネルギービジョン
廿日市市	廿日市市環境基本計画 廿日市市地域省エネルギービジョン 廿日市市地域新エネルギービジョン 廿日市市景観計画
安芸高田市	安芸高田市環境基本計画 安芸高田市地球温暖化対策実行計画 安芸高田市地域省エネルギービジョン 安芸高田市再生可能エネルギー導入ビジョン
江田島市	江田島市地球温暖化対策実行計画 江田島市環境基本計画
府中町	府中町環境基本計画 府中町地球温暖化対策実行計画
海田町	海田町環境基本計画 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
熊野町	熊野町地球温暖化対策実行計画 熊野町地域新エネルギービジョン
坂町	坂町地球温暖化対策実行計画
安芸太田町	安芸太田町地域新エネルギービジョン
北広島町	北広島町地域新エネルギービジョン
大崎上島町	大崎上島町地域新エネルギービジョン
世羅町	世羅町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 世羅町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 世羅町地域新エネルギービジョン
神石高原町	神石高原町地球温暖化対策実行計画 神石高原町地域新エネルギービジョン

※ この他に、各市町（一部事務組合）一般廃棄物処理基本計画が定められています。

第9 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	

1 mg = 1000 分の 1 g = 1000 μ g

3 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。）
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 5 「付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の付表をいう。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

(ア) 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利 用 目 的 の 性 質	基 準 値					該当水域
		水 イ 濃 度 (p H)	生 物 化 学 的 要 求 (B O D)	浮 遊 性 有 機 質 (S S)	溶 存 酸 素 (D O)	大 腸 菌 数	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12 IIに定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	告示の付表9に定める方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL・・・のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB培養管に移植し、35～37度、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該当水域
		全垂鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格53Iに定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水イ濃 (pH)	素濃度 (COD)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 遊量 (SS)	溶酸素 存量 (DO)	
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.11に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 // 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 // 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 // 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

(ウ) 海域

a

項目 類型	利用目的の適性	基準値					該当水域
		水イ濃 (pH)	才 濃 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶 素 量 (DO)	大腸菌 数	
A	水産1級, 水浴, 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されな いこと。	別に国又は都道府 県知事が水域類型 ごとに指定する水 域
B	水産2級, 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格12.11に定める方法 又はガラス電極を用いる 水質自動監視測定装置 によりこれと同程度の計測 結果の得られる方法	規格17に定める方法 (ただし, B類型の工業用 水及び水産2級のうちノリ 養殖の利水点における測定 方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法 又は隔膜電極を用いる水質 自動監視測定装置により これと同程度の計測結果の 得られる方法	最確数による定量法	告示の付表10に掲げる 方法	

備考

- 1 水産1級のうち, 生食用原料カキの養殖の利水点については, 大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
- 2 アルカリ性法とは, 次のものをいう。
試料50mLを正確に三角フラスコにとり, 水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mLを加え, 次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mLを正確に加えたのち, 沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え, 冷却後, 硫酸(2+1) 0.5mLを加えてよう素を遊離させて, それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い, 同様に処理した空試験値を求め, 次式によりCOD値を計算する。

$$COD (0mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \times Na_2S_2O_3 \times 1000 / 50$$

(a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)
 (b): 蒸留水について行った空試験値(mL)
 f: $Na_2S_2O_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

(注)

- 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級: マダイ, ブリ, ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級: ポラ, ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄 に掲げるもの(水産2種及び3種を 除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	別に国又は都道府 県知事が水域類型 ごとに指定する水 域
II	水産1種, 水浴, 及びIII以下の 欄に掲げるもの(水産2種及び3種 を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
III	水産2種, 及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 1 基準値は, 年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は, 海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く, かつ, 安定して漁獲される
 // 2種: 一部の底生魚介類を除き, 魚類を中心とした水産生物が多獲される
 // 3種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	別に国又は都道府 県知事が水域類型 ごとに指定する水 域
生物 特A	生物Aの水域のうち, 水生生物の産卵場(繁殖 場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な 水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格55に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表8に掲げる方法によることができる。）
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキシン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p> <p>5 「公共用水域告示付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の付表をいう。</p>		

5 騒音に係る環境基準(一般地域の騒音)

(1) 道路に面する地域以外の地域

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法第 16 条第 2 項の規定に基づき 都道府県知事が地域の区分ごとに指定する 地域
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
 2 A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(3) 幹線交通を担う道路に面する空間の基準値

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
道路に面する地域のうち、幹線道路を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路交通法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 20 メートルまでの範囲をいう。

6 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

7 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

8 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーラジオキシンの毒性に換算した値（TEQ）とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

9 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kgにつき0.4mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38. 1. 1に定める方法を除く。）
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表 1に掲げる方法又は規格31. 1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65. 2に定める方法
砒（ひ）素	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液 1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
四塩化炭素	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1又は5. 3. 2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 1に定める方法
チウラム	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液 1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
セレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67. 2又は67. 3に定める方法
ふっ素	検液 1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34. 1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液 1Lにつき 1mg以下であること。	規格47. 1若しくは47. 3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該 地下水中のこれらの物質の濃度が、それぞれ地下水 1Lにつき0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg, 0.01mg, 0.8mg及び 1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg及び 3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。